

図・本館

一九三〇年代における日本政治史の研究

—陸軍の政治的台頭と元老・重臣勢力—

堀田慎一郎

名古屋大学図書



11344240

目次

序章

1

第一章 陸軍皇道派系連合と元老・重臣勢力

9

はじめに 9

第一節 陸軍皇道派・海軍艦隊派・平沼系連合の形成 11

第二節 陸軍皇道派の台頭 15

第三節 陸軍皇道派の主導権掌握と平沼内閣運動の一时的停滯 18

第四節 陸軍皇道派の政治的危機と平沼内閣運動 22

- 一 元老・重臣勢力の皇道派抑制と平沼内閣運動の展開 22
- 二 平沼内閣運動の挫折 33

おわりに 35

第二章 陸軍統制派の台頭と元老・重臣勢力

48

はじめに 48

第一節 統制派の台頭と皇道派の没落 50

第二節 統制派による陸軍新路線の形成と展開 56

- 一 斎藤内閣末期における統制派路線の形成 56
- 二 岡田内閣成立後における統制派路線の動向 61

第三節 元老・重臣勢力における西園寺路線の展開と陸軍統制派 66

- 一 岡田内閣の成立と内閣審議会構想 66
- 二 政民連携運動と元老・重臣勢力 69
- 三 内閣審議会設置をめぐる政治過程と陸軍統制派 75

第四節 華北分離工作の進展と陸軍統制派 79

おわりに 85

第三章 陸軍統制派路線の展開

101

はじめに 101

第一節 「肅軍」体制と漸進的華北分離路線の確立 102

第二節 国防国家路線と対中国政策をめぐる陸軍内外の政治過程 107

第三節 林内閣の成立と陸軍統制派 114

第四節 陸軍統制派路線の確立 118

おわりに 126

第四章 日中戦争による陸軍統制派路線の修正と破綻

136

はじめに 136

第一節 日中戦争の全面化と対中国政策の転換 136

第二節 第一次近衛内閣初期における陸軍統制派の政治的動向 150

第三節 陸軍統制派の修正路線の形成と展開 159

一 近衛内閣改造にいたる政治過程と陸軍 159

二 陸軍統制派の新政策の展開 168

第四節 陸軍統制派路線の破綻 180

一 陸軍統制派の政策破綻までの政治過程 180

二 政策破綻以後の陸軍統制派の混迷 187

おわりに 191

終章

215

序章

一九三一年九月一日、日本の関東軍は自ら中国柳条湖の南満州鉄道線路を爆破し、それを中国軍の行為であるとして中国東北部における武力行動を開始した。満州事変の勃発である。これをきっかけに日本は既存の国際秩序に挑戦する道を歩む。やがて日本は、西太平洋をふくむ東アジアから欧米諸国の勢力を排除し、そこに日本が実質的な支配者として君臨する新しい秩序の構築をめざし、一九四一年一二月八日、アメリカ、イギリスなどとの戦争に突入していくのは周知の通りである。

しかし、満州事変の時点から、日本が一貫した政治体制の下、不変の対外政策をもって事態に対処し、それが必然的に太平洋戦争に帰着したというわけではない。満州事変当時、政権は政党が担っており、多くの問題を抱えながらも一定の定着を見せていた議会中心の政治がいまだ維持されていた。また関東軍が満州事変を起こした直接的動機も、中国のナショナリズムの高揚によって中国東北部（満蒙）における日本の権益が失われることを、軍事力という強制的な手段によって防止するためであった。当時、関東軍をふくめて、後の大東亜共栄圏構想のような、日本による東アジア全域の支配をめざすことを標榜している政治勢力は、少なくとも日本の有力なものの中には存在しなかった。⁽¹⁾

それがわずか一〇年後、国家のあらゆるものを戦争のために強制的に動員する国防国家体制を主張する陸軍の政権である東條英機内閣の下、日本は欧米の勢力を排除して東アジア全域の支配をめざす戦争を自ら選ぶことになった。この間の日本の政治体制と政治路線の変化は、近代日本の政治史においても特筆するほど大きく、かつ急激である。そしてこの変化は、戦前の日本が敗戦という形で破滅をむかえることを決定づけたものであり、その過程を解明することの意義はきわめて大きいといえる。

そしてその過程において最も重要な役割を果たした政治勢力が軍部、とりわけ陸軍であった。ただ、一九三〇年代の政治史における陸軍の重要性の指摘はこれまでもなされており、現実にこの時期の陸軍を扱った研究は枚挙にいとまがなく、すぐれた研究も数多い。

しかし問題は、それらの研究が、関東軍をはじめとする大陸派遣軍が統帥権をたてに中国大陸で暴走し、中国との戦争を拡大していく過程を扱うものや、⁽²⁾過激派将校によるフア

シズム運動、急進派幕僚による国家改造運動に関するものにかたよっていることである。⁽³⁾

確かに、大陸派遣軍の独走やファシズム運動、国家改造運動は、一九三〇年代において日本の政治が変化するうえでの起爆剤となったものであり、近代日本においても特徴的な事象である。その政治的重要性は大きく、従来の研究は、これを明らかにすることを通じて日本の一九三〇年代を描こうとしてきた。しかしこの起爆剤だけでは、日本の政治があれほど変わることはなかったはずである。それらの必ずしも体系的でない急進的な動きを、現実にてらして批判、統制、整理し、国家政策として根づかせなければ、日本の国家レベルの方向性を変えることはできない。

それを担った勢力こそが、一九三〇年代における日本の政治の変化を解明するうえで最も重要なのではないかと考える。本論で扱う、中央機関において実際に国防政策をたて、あるいは政治介入によつて自らの政治的要求を実現していった陸軍主流がそれである。その中でも、一九三四年の初頭から台頭し、四一年一〇月の東條内閣の成立によつて政権を握ることになる陸軍統制派が特に重要である。

この時期の陸軍中枢の動向については、史料状況が改善されたことにも触発され、一九八〇年前後からいくつかの先駆的な研究が発表されてきている。⁽⁴⁾ これらの成果によつて、これまで必ずしも明らかにされてこず、政治史的にも分析が不十分であった陸軍内部の派閥対立、非主流派の動向の実態については、かなりの程度解明されてきた。

しかしそれらは、実際に政治の第一線にあり、諸勢力との政治的折衝にあたっていた陸軍主流の政治的動向を体系的に分析したものとはいえず、特に陸軍統制派については、その実態や性格、政治路線などについての正確なイメージが提示されていると言い難い。そのことは、陸軍を政治史的に位置づける際の大きな問題点となっている。つまり、陸軍主流の政治的動向を具体的に体系的に論ずることが、現在の一九三〇年代の陸軍研究、ひいては同時期の政治史研究の課題に正面から取り組むことになるのである。⁽⁵⁾

より具体的には、前述のような陸軍研究の状況のために、一九三〇年代の日本の内政・対外路線上の変化は、この陸軍主流の路線が定着していく過程であり、そして日本が英米との戦争に突入して破滅への道を進むことになったのも、同じくこの陸軍主流路線の動向によるものであったことが十分明らかになっていない。本論の第一の論点は、このことについて具体的に実証することである。

また日本ファシズムが、ドイツやイタリアのような諸政治勢力を縦断するような一党独裁体制をとらなかつた理由についても、この陸軍主流、とりわけ陸軍統制派の動向によつ

て説明できる部分が多いが、これまでの研究では、それが十分に指摘されていないように思われる。⁽⁶⁾これが本論第二の論点である。

ただし、陸軍主流派を中心するといっても、それだけでは一九三〇年代の政治史の流れを正確に理解することはできない。政党などの議会勢力、海軍、官僚など、いずれも本論では視野に入れるが、とりわけ重要なのが元老・重臣勢力の動向である。

この元老・重臣勢力とは、元老、内大臣、宮内大臣、侍従長などの天皇側近者からなる狭義の宮中勢力に加え、首相前官礼遇者、枢密院議長などからなる重臣会議、また一九三〇年代前半期において元老西園寺公望の意を受けて政治運営にあたった老練な大物政治家たち、また近衛文麿とそれを支持する華族その他の政治グループなどを総合した広義の宮中勢力のことを指している。

一九三二年の五・一五事件による政党内閣制の崩壊を契機として、従来の狭義の宮中勢力の枠だけでは処理できない政治状況が生じたことに対応し、宮中の主導権を握る元老西園寺の意を受けた政治家が内閣において重要な役割を果たすことになった。また老齢の西園寺は自らの死に備え、元老に代わる新しい首相選定者として、首相前官礼遇者、枢密院議長を「重臣」として設定し、実際に二・二六事件後にはこれらに権限を譲っていく事態が生じる。さらに、西園寺が将来の宮中の中心人物として期待する近衛文麿とそれを支持する華族その他のグループも政治の前面に登場してくる。このように一九三〇年代において宮中勢力の実態は多様化、肥大化し、政治的により重要な役割を果たすことになり、これと陸軍主流派との関係によってその時期の政治構造の基本的な部分が説明できるが、これまでの研究ではこの視点が不足しているように思われる。⁽⁷⁾これが本論における第三の論点である。

さて、以上が本論の分析視角であるが、一九三〇年代における日本政治史研究の最近の動向については、大きく分けて次の四つの潮流があるといえるだろう。以下、それらと本論の関係について述べる。

一つには、一九三〇年代における日本の変化を、日本帝国主義の二面性に規定されて迂余曲折はあったものの、対外的には英米協調主義路線からアジア・モンロー主義路線に転換していった過程として理解するものである。そして一九三〇年代の政治体制は、天皇制立憲主義から天皇制ファシズムに転換する過渡期であるとされる。⁽⁸⁾この説は、一九三〇年代の日本を説明する上で、現状では最も説得性の高いものであると考えるが、これをさらに深める必要がある。

対外路線については、西園寺ら宮中勢力や外務省主流を中心とする英米協調路線が軍部を中心とするアジア・モンロー主義路線によって転換させられていくという、その大きな枠組み自体には異論はない。ただし軍部が志向したこのアジア・モンロー主義路線の勝利が、即大東亜共栄圏をめざす太平洋戦争への突入を意味したとは必ずしもいえないように思われる。というのも、本論で論じるように、急進派の成功というよりも、むしろ陸軍主流派とりわけ統制派の対外路線が国策として採用され、最終的にこれが挫折したことこそが太平洋戦争への道を決定づけたといえるからである。

また政治体制に関する議論についても、一九三〇年代において天皇制立憲主義が切り崩され天皇制ファシズムに至ったという基本的な枠組み自体には納得できる。しかし天皇制ファシズムに対する、天皇・宮中と軍部が相互依存的に国家権力を分有する専制的政治体制という規定には、やや違和感を覚える。むしろ宮中（元老・重臣勢力）と軍部（陸軍統制派）が相互依存的に政治における両輪となっていた状態こそ一九三〇年代の特質なのではないか。それが陸軍主流（統制派）による一元的な支配体制になっていく過程が一九三〇年代なのであると筆者は考える。これを示すには、元老・重臣勢力の政治的位置づけが重要になる。つまり、元老・重臣勢力における西園寺路線から近衛路線への転換という政治的变化をおさえつつ、陸軍主流との政治的關係を具体的に解明していかなければならない。これは前述のように本論の主要な論点の一つである。

二つめの潮流は、一九三〇年代を大正デモクラシー期の崩壊期ととらえ、十五年戦争やアジア・モンロー主義路線、あるいは軍部支配の進展を回避する可能性、あるいはその可能性がどこまであったのかという問題を追求する傾向の強いものである。

これらの研究は、諸勢力の政治的政策的動向を具体的に分析する政治過程論的方法論を、この時期の政治史に初めて本格的に取り入れた先駆的なものであり、その研究的意義はきわめて大きい。⁽¹⁹⁾

ただし残された課題も少なくないように思われる。つまり、大正デモクラシー体制が延命する可能性を過度に追求するあまり、それを担うとされる諸勢力の政治思想の論理的整合性を主な根拠として実際の政治構造を論じたり、また軍部の動向を実証的に把握せず外務省の外交構想を過大評価したりする傾向が強いため、ややもすれば当時の現実の政治状況からはやや乖離したイメージが描かれがちになっていることである。これらの問題を解決していくには、軍部、特に陸軍の政治的動向を具体的にトレースし、それに対抗する元老・重臣勢力の動きを分析することが不可欠であろう。

三つめは、一九三〇年代の軍部支配の強まりを、いわゆる政軍関係論によって考察しようとするものである。

一九三〇年代の日本政治史を、他国と全く共通かつ明快な尺度によって世界史的に位置づけようとする試みはこれまでになかったことであり、これらの研究は比較史的観点から非常に興味深い示唆を与えてくれる。⁽¹⁰⁾

しかし、一九三〇年代の政治において軍部が政治介入の度を強めていくこと自体はすでに前提であり、問題はそれぞれ時期における軍部の政治介入の背景となった政治的政策的要因を具体的に実証することである。その意味において、この政軍関係論だけによって一九三〇年代の政治史を論ずることには限界があることは否定できない。

具体的には、政軍関係論では、一九三〇年代は軍部の政治介入が一貫して深まっていたことは示せても、軍部の政策がどこまで成功し、どのように日本の方向性を変えていったのかという問題までは分析することができない。むしろ本論で述べるようにそれが最も重要なのである。また政軍関係論では、一九三〇年代において軍部を掣肘できる可能性のある唯一の勢力であった元老・重臣勢力の政治的位置づけをフォローすることができないことも問題点として指摘できる。

最後四つめには、ここ二五年來の一つの研究潮流として、いわゆる「革新」派論がある。これは一方の軸に復古―進歩、もう一方の軸に現状維持―革新という尺度を設定し、その二つの軸が形成する四つの領域に諸勢力を分類して一九三〇年代の政治史を分析しようとするものである。これによれば、一九三〇年代は、「復古・革新派」が「現状維持派」と「進歩・革新派」を抑えて主導権を確立し、一九三八年からの近衛新党運動、あるいは一九四〇年の近衛新体制に収斂していく過程であるとされる。⁽¹¹⁾

しかし考えてみると、「復古・革新派」とされる勢力は、それまでに言われていたところのファシスト勢力と結局は同義なのである。そして日本でファシズム政党が成立しなかったことと、「復古・革新派」が結集した近衛新体制が内部対立や軍部主流によって骨抜きにされたことも、これまた同じことを述べている。即ち「革新派」論とは、極論すれば「ファシスト勢力」に「復古・革新派」というレッテルをつけかえたものにすぎない。

そしてその帰結として、実際に政治的主導権を握ることがなく、政治勢力としての実態に乏しい「復古・革新派」を政治史叙述の中心にすることになり、陸軍主流を中心にしつつも、それと元老・重臣勢力の対立と妥協を大枠として描かれるべき三〇年代の政治史をかえって解りにくくしているのである。

つまり、以上のような先行研究の成果を継承しつつそれらの問題点を克服するためには、これまで述べてきたような本論の論点を実証していくことが必要不可欠なのである。

また史料的には、国立国会図書館憲政資料室、防衛庁防衛研究所図書館、外務省外交史料館などで閲覧可能な未公刊史料を広く検討することはもちろんであるが、近年までに刊行が相当進んでいるにもかかわらず、その体系的かつ厳密な検討が不十分であった公刊史料をあらためて吟味して活用した。また、陸軍主流、特に陸軍統制派に関する体系的な史料が不足し、ややもすればそれが非主流派関連の史料偏重の原因となっていることに鑑み、これまで活用が不十分になりがちであった新聞史料や帝国議会議事録を史料批判に意を用いつつ利用し、そこにおける陸軍当局や陸軍大臣の意向表明を体系的に追うことによって陸軍主流の政治的動向を把握することに努めた。

(1) 満州事変を主導した関東軍参謀石原莞爾中佐は、確かにいわゆる「最終戦争論」の見地から将来における日本の東アジア支配を考えていたと思われるが、それでも関東軍においてそれが主流の見解になっていたとはいえない。

(2) 最も代表的なものとして、秦郁彦『日中戦争史』（原書房、初版一九六一年、新装版一九七九年）、江口圭一『日本帝国主義史論 満州事変前後』（青木書店、一九七五年）、同『十五年戦争小史』（青木書店、一九八六年）、日本国際政治学会編『太平洋戦争への道』1～7（朝日新聞社、一九六一～六三年）など。

(3) 最も代表的なものとして、秦郁彦『軍ファシズム運動史』（原書房、初版一九六二年、新装版一九八〇年）、藤原彰『天皇制と軍隊』（青木書店、一九七八年）、筒井清忠『昭和期日本の構造 その歴史社会的考察』（有斐閣、一九八四年）など。

(4) 陸軍中央の動向を扱った代表的なものとして、二・二六事件以前の時期については、北岡伸一「陸軍派閥対立（一九三一～三五）の再検討」（近代日本研究会『年報・近代日本研究1 昭和期の軍部』、山川出版社、一九七九年）、吉田裕「満州事変下における軍部―『国防国家』構想の形成―」（『日本史研究』第二三八号、一九八二年）、佐々木隆「陸軍『革新派』の展開」（前掲、『年報・近代日本研究1 昭和期の軍部』、二・二六事件以後の時期については、五百旗頭真「陸軍による政治支配―二・二六事件から日中戦争へ―」

- (『昭和史の軍部と政治2 大陸侵攻と戦時体制』、第一法規出版、一九八三年)、加藤陽子『模索する一九三〇年代 日米関係と陸軍中堅層』(山川出版社、一九九三年) 第二部第五章「陸軍中堅層の挫折 二・二六事件後の政治過程」、高橋久志「日華事変初期における陸軍中枢部」(近代日本研究会『年報・近代日本研究7 日本外交の危機認識』、山川出版社、一九八五年)などがあげられる。より具体的には各章でふれる。
- (5) 数少ない例外の一つとして、政軍関係理論を一五年戦争期の陸軍に適用した李炯喆『軍部の昭和史』(上)、(下)(日本放送出版協会、一九八七年)がある。
- (6) 古屋哲夫「日本ファシズム論」(『岩波講座日本歴史20 近代7』、岩波書店、一九七六年)では、ファシズム概念を反ベルサイユ・ワシントン体制、反コミンテルンの国際主義、大衆生活の強制的画一化による権力への徹底的組織化、この三つがこの時期固有の概念であるファシズムの指標であるとし、後はその国家の特質によってファシズム形成過程の差異が生じるとされている。日本でいえば、その主要な政治勢力であった陸軍統制派の性格がその特質の大きな要素であったといえる。
- (7) 一九三〇年代の宮中勢力を扱った研究は、満州事変前後の限定的な期間における天皇と宮中勢力の動向を扱ったものは数多いが、それ以後の時期を扱ったものはきわめて少ない。代表的なものとしては、藤原彰「宮中グループの政治的役割」(藤原彰『天皇制と軍隊』、青木書店、一九七八年)、増田知子「斎藤孝国一致内閣論―立憲君主制の再編と日本ファシズムの台頭」(『シリーズ日本近現代史3 現代社会への転形』、岩波書店、一九九三年)などがあげられる。
- (8) 江口圭一「一九三〇年代論」(『体系・日本現代史1 日本ファシズムの形成』、日本評論社、一九七八年)、同「十五年戦争史研究の課題」(『歴史学研究』第五二一号、一九八二年)、同『日本帝国主義史研究』(青木書店、一九九八年)第一章「一九一〇〜三〇年代の日本―アジア支配への途―」など。
- (9) 主なものとして、坂野潤治「政党政治の崩壊」(坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』、山川出版社、一九八五年)、酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』(東京大学出版会、一九九二年)、井上寿一『危機のなかの協調外交 日中戦争に至る対外政策の形成とその展開』(山川出版社、一九九四年)、宮崎隆次「戦前日本の政治発展と連合政治」(篠原一編『連合政治I』、岩波書店、一九八四年)など。
- (10) 政軍関係という視点を一九三〇年代の政治史に取り入れることを提唱したのものとして、三宅正樹「日本の政軍関係の特質と病理」(『昭和史の軍部と政治1 軍部支配の開幕』、

第一法規出版、一九八三年)、ファイナーの政軍関係理論を一九三〇年代に適用したものと
して、前掲、李『軍部の昭和史』(上)(下)がある。

(II) 「革新」派論については、伊藤隆『昭和期の政治』(山川出版社、一九八三年)、同『昭和期の政治「続」』(同、一九九三年)など。

第一章 陸軍皇道派系連合と元老・重臣勢力

はじめに

本章では、一九三〇年から一九三四年半ばまでの時期における陸軍皇道派及びこれと連携する諸勢力の政治的動向を中心に論ずる。

この陸軍皇道派は、一九三四年以後陸軍統制派の台頭とともに衰退し、三六年の二・二六事件後には陸軍内部における勢力を完全に喪失する。それ故、陸軍統制派のように、日本の破滅への方向性を最終的に決定づけた勢力ではないが、一九三一年の末から三四年の半ばまでは陸軍主流の位置を占めており、満州事変によって政治的に台頭したこの時期の陸軍を象徴する存在であった。

しかし、台頭したといっても陸軍の政治力は後の陸軍統制派の時期よりもまだ弱く、他の政治勢力と連携する必要があった。それが海軍艦隊派と平沼系である。陸軍皇道派とこの二勢力は、政策的な矛盾を抱えつつも、天皇の権威を絶対視する観念的な国家観と、それから導かれる反政党主義と強烈な反共産主義、また満蒙問題への強硬姿勢を共有し、一九三〇年代前半期、特に陸軍皇道派が陸軍の主流派であった時期において、皇道派を軸として一つの強力な政治連合を形成していた。これを本稿では「陸軍皇道派系連合」と呼称する。

この時期の政治史の研究状況としては、大きく分けて次の二潮流がある。一つには、この時期を一九三八年の近衛新党運動や四〇年の近衛新体制に「革新派」が結集する起源となった時期として捉えるものである。もう一つは、この時期における政党政治への復帰、あるいは軍部支配の回避の可能性を探ろうとするものである。⁽¹⁾

前者は、一九三〇年代前半期における政治史を扱った基礎的研究であり、その意義には大きなものがある。しかし、後々の「革新派」の結集に専ら視点をすえているために、一九三〇年代前半期に固有の政治・政策的問題が十分把握されておらず、したがってそれをめぐる各政治勢力の動向の分析が不十分である。結果としてこの時期の流動的な政治状況が適切に描写されているとはいえない。

後者は、前者が諸勢力を別々に分析するにとどまっているのに対し、諸勢力の関係を政治過程の中に位置づけようと試みた先駆的な研究である。ただし、「大正デモクラシー体制」の存続、軍部支配回避の可能性を過度に追求するあまり、既成政党の動きを過大評価する結果になっている。これは、当時の政治指導者とはいえない思想家や学者の言説によつて得られた政治状況のイメージを、それに合致する史料で追認するという、論理先行の傾向に起因していると思われる。

そこで本章では、活字史料では政党系の地方新聞を通読し、また一次史料では、従来使用されてきたものに加えて、この時期の政治史研究に十分活用されてきたとは言えない「倉富勇三郎日記」を本格的に用いた。その結果からすると、少なくとも一九三二年の五・一五事件後から三四年の半ばに皇道派が陸軍の主流としての地位を失うまで、即ち斎藤実内閣期においては、陸軍皇道派系連合と元老・重臣勢力の妥協と対立という枠組みをもつて政治史を描くべきである⁽²⁾と考える。

本章は特に陸軍皇道派系連合の政治的動向を中心に論ずるが、これを一貫して分析するために、皇道派連合が内閣を掌握する目的で展開した平沼内閣運動の動向を取り上げる。従来この平沼内閣運動は、これに関しての本格的な研究がなかったことや、最近の研究が立憲政友会と立憲民政党の連携運動（政民連携運動）を高く評価していることにより、あまり重要視されてこなかった。しかし斎藤内閣期における政民連携運動への従来の評価は過大なものであり、むしろ平沼内閣運動をより重視して同時期の政治史を分析すべきである⁽³⁾。

本章では、この平沼内閣運動の展開過程や政策志向などを具体的に明らかにしてこの時期の陸軍に関する理解を深めるとともに、陸軍皇道派と海軍艦隊派の結節点となった平沼騏一郎の政治家として新しいイメージを提示する。一方の元老・重臣勢力においても、内外の現状が目まぐるしく変化する一九三〇年代において、政治勢力を定義するにはやや曖昧な「現状維持派」という用語に引きずられることなく、一連の政治史の流れの中で、その動向を正確に把握するように努めた。また、第二章以降で詳しく述べることになる陸軍統制派が台頭する背景を明らかにする上でも、この陸軍皇道派系連合の政治的台頭と挫折の過程を分析することが不可欠である。

第一節 陸軍皇道派・海軍艦隊派・平沼系連合の形成

日本における一九三〇年代最初の政治的重要問題は、ロンドン海軍軍縮条約（以下ロンドン条約と略）をめぐる対立であったといえる。これは、浜口雄幸立憲民政党内閣がロンドン会議においてこの補助艦保有制限条約を締結したことに対し、保有軍艦の対米七割に固執する海軍軍令部が「統帥権干犯」であると異を唱え、これに議会で民政党と対立する立憲政友会、また保守派の牙城である枢密院が同調し、当時の大きな政治問題となったものである。周知のごとく、この問題において浜口内閣は、元老・重臣勢力の支持を得つつ、軍令部や枢密院の反対に対して強い態度で臨み、条約を批准することに成功した。これは政党政治の隆盛を示すものであったが、折からの中国における日本の満蒙権益回収の動きや、まもなく激化する世界恐慌からの影響とあいまって、これら内外の深刻な危機に対し有効な対応策を示し得ず、「党利党略」に走る既成政党への批判勢力再結集の契機ともなった。⁽⁴⁾

枢密院においてロンドン条約反対派の中心になっていたのが平沼騏一郎枢密院副議長である。平沼は司法官僚出身の政治家であり、一九二〇年代後半には枢密院の実力者として政党内閣を常に牽制し、また自ら右翼団体・国本社を創設するなど、反政党政治、ファシズムのリーダーの一人と目された人物である。司法省や右翼勢力を中心とする平沼直系の政治勢力は平沼系と呼ばれていた。東アジア地域における現状維持と保有主力艦の制限を規定したワシントン体制に反感を持っていた平沼は、このロンドン条約にも反対の意見を⁽⁵⁾持っていた。しかし、枢密院は軍事的判断を下す機関ではなく、その職責上、平沼の個人的な判断の下に条約反対を表明することはさすがに無理があった。⁽⁶⁾それには、統帥部（海軍軍令部）の国防担当者としての条約反対意見が必要であった。そこで平沼は加藤寛治海軍軍令部長との連携によって浜口内閣に対抗しようとしたのである。

加藤寛治大將は、海軍の軍縮条約反対派の巨頭として知られ、後に海軍艦隊派と呼ばれる、ロンドン・ワシントン両海軍軍縮条約への反対勢力の中心になっていた人物である。また国本社の一員としてかねてより平沼と懇意でもあった。平沼は加藤のロンドン条約に対する強硬な態度を評価し、一九三〇年四月二七日には加藤と会談、最後まで踏みとどまるよう加藤を激励し、決着は枢密院でつけると語った。⁽⁷⁾また両者は平沼の側近である竹内賀久治を通じて連絡を取り合っていた。

ただ、加藤の軍令部長辞任（六月一〇日）について、平沼がその時期がよくないとして

それを疑問視していることから、この段階では両者の政治的連携は不十分なものであったといえる。それは平沼自身が枢密院の政治的な力に自信を持っていたからであった。即ち平沼は、条約批准問題の枢密院諮詢一カ月前の時点でさえ、内閣と軍令部の意見が一致しない限り、内閣は枢密院との正面衝突を恐れ諮詢にさえ踏み切れず、結局退却するだろうと確信していた。⁽⁹⁾

しかるに浜口内閣は、七月二四日枢密院への諮詢を断行し、元老西園寺公望を中心とする元老・重臣勢力の支持も背景にあつて、条約の批准という点では一步も譲るところはなかったのである。平沼は内閣の強い態度に抗しきれず、枢密院はこの問題において完全に敗北した。これにより、かねてからの枢密院への世論の批判がさらに強まった。このように、平沼はこの一連の政治過程において大打撃を被ることになった。政党内閣に対する牽制機関としての枢密院を本拠とする平沼の政治基盤は、彼の思うほど強くなかったのである。

これ以後、平沼はこれまでのような枢密院による露骨な政治介入は得策でないと考え、政治戦術の転換を図っていく。即ち、ロンドン条約問題で不十分ながら連携し、利害の一致する海軍の軍縮条約反対派（艦隊派）や、まもなく台頭する陸軍皇道派との提携によって、内閣首班の座をめざしていくことになるのである。その意味で、このロンドン条約問題は陸軍皇道派・海軍艦隊派・平沼系連合が形成される画期となった。⁽¹⁰⁾

ところで、ロンドン条約問題を契機として海軍との結びつきを強めた平沼であったが、陸軍首脳部との関係はいまだ希薄であった。平沼が政権を得るには陸海軍両者の支持が不可欠であったとはいえ、実際の政治への影響力の強さでは陸軍が数段上であり、海軍の支持だけでは到底平沼内閣を実現できないのは明白であった。政権をめざす平沼にとっては、陸軍における支持基盤はぜひとも必要であった。しかし一九三一年末までは、陸軍は宇垣一成率いる派閥（宇垣系）が中央の要職をほぼ独占していた。周知の如く、宇垣は民政党内閣（憲政会）内閣の陸軍大臣を長く務めて民政党との関係を深め、同党の将来の総裁候補にも挙げられていた。従つて既成政党の打倒を唱える平沼にとつて、宇垣が提携の相手となり得ないことは当然であつたし、さらに宇垣が三月事件に関係したとされたことも、非合法クーデターによる政権奪取を否定する平沼には宇垣排撃の理由の一つとなつた。⁽¹¹⁾

平沼が、宇垣系に代つて陸軍の枢要を占めることを期待していたのが、荒木貞夫、真崎甚三郎などの、後に皇道派の指導者となる将軍たちである。彼らは宇垣の陸軍支配に反感を持ち、既成政党や元老・重臣勢力に対し批判的であり、かつその強硬な対外政策と精神

主義的傾向は平沼とかなり類似していた。また国本社を通じてかねてより個人的なつながりを持っていた。また宇垣に失望した中堅幕僚・青年将校に期待されていたのも彼らであった。

平沼は一九三一年八月、元老西園寺公望を興津に訪問し、宇垣一成を非難して荒木貞夫教育総監部本部長と真崎甚三郎台湾軍司令官の有用なることを説いた。⁽¹²⁾ また同年の一〇月事件に際しても、宇垣系の南次郎陸軍大臣や金谷範三参謀総長は佐尉官将校に全く信望がないと断じ、それに代るに荒木やそれに近い武藤信義教育総監に人望ありと語っている。⁽¹³⁾

そして一九三一年一二月、犬養毅立憲政友会内閣の陸軍大臣候補に荒木と宇垣系の阿部信行第四師団長が挙がると、平沼は同内閣の内閣書記官長になる森恪に対し荒木を強く推し、結局荒木陸軍大臣が実現した。⁽¹⁴⁾ 周知のように、荒木は就任後一連の党派的人事を行い、宇垣系の中央要路からの一掃に成功した。平沼の推薦する真崎甚三郎も、年が明けるとすぐ参謀次長（参謀総長が皇族なので実質上の総長）に就任する。その直後の一九三二年一月一四日、平沼は真崎と会談し、「陸軍上級将校中有害分子」、即ち宇垣系を排除することについて合意をみている。⁽¹⁵⁾ こうして平沼は陸軍にその支持基盤を得ることに成功しつつあった。それとともに平沼内閣を望む声も軍の内部で高まっていた。荒木陸軍大臣も、平沼内閣でなければ若い将校たちの暴走を抑えられないと近衛文麿貴族院副議長に語っていた。⁽¹⁶⁾ こうして平沼内閣をめざす陸軍皇道派・海軍艦隊派・平沼系枢軸が次第に形成されていったのである。

ただ、平沼内閣が実現するには、この政治的連合を形成するだけでは不十分であった。この当時、後継内閣首班を天皇に奏薦する役割を担っていたのは、元老西園寺と牧野伸顕内大臣であり、とりわけ西園寺の力が大きかった。⁽¹⁷⁾ そして平沼はその右翼的背景を西園寺に好まれず、危険人物であると思なされていた。皇道派系連合にとって、西園寺の存在は大きな政治的障害となっていたのである。平沼は西園寺の指名による首相選定方法に不満を持ち、⁽¹⁸⁾ 西園寺の政治に対する「現状維持」的な姿勢、宮中における専権を批判していた。⁽¹⁹⁾ また少壮軍人の乱脈を西園寺の対策不備に帰し、西園寺を旧権力の維持者であると断ずるなど、一九三〇年代前半にあつては、自己を西園寺の対抗勢力をもって任じていた。⁽²⁰⁾

この西園寺の首相奏薦権に対し、平沼は二つの方法でこれを切り崩そうとした。一つは枢密院改革である。平沼は一九三一年七月、薩派の樺山資英貴族院議員を通じて、牧野伸顕内大臣に枢密院改革についての意見を具申した。その内容は、昨今悪化した枢密院の信用を回復するために、諮詢事項を整理し、顧問官を厳選して準元老級の大物政治家である

山本権兵衛、清浦奎吾、高橋是清、山本達雄などを入れ、同時に古参顧問官の伊東巳代治や金子堅太郎には大臣待遇を与えるという、言わば枢密院の重臣会議化であった。⁽²¹⁾

ここで注意されるのは、従来の平沼らの枢密院強化案は顧問官の増員や親王の会議列席などが中心で、それは平沼ら首脳部の政治介入を助長するものであったのに対し、⁽²²⁾ 今回の改革案は内閣への抵抗力の強化というよりも、枢密院の権威高揚を企図するものであった点である。そればかりか準元老級の政治家が枢密院に入ってくれば、平沼の院内における地位の低下は避けられなくなろう。これは平沼の枢密院による政治介入路線の一定の放棄を意味していた。

この平沼の改革論を、牧野内大臣は枢密院が自ら更生する態度を示したものと判断し、同月一日には西園寺に対し、枢密院改革の時期が到来したと伝えている。つまり平沼は、強い枢密院批判に対して先手をうち、枢密院を重臣会議化して西園寺死後の首相奏薦機関を用意し、あるいは西園寺存生中にもそれを実現させて行こうという、元老権力の相対化を狙ったものと考えられる。それは当然平沼内閣の誕生を容易にするであろう。

このような平沼の意図に気づいていた西園寺は、私設秘書原田熊雄貴族院議員を通じてこの案に反対し、結局これは実現しなかった。⁽²³⁾ この一件は、後に表面化する陸軍皇道派系枢軸対元老・重臣勢力系連合という政治対立図式の萌芽をなすものともいえる。またこれ以後、枢密院と内閣の鋭い対立は少なくなる。これは満州事変の勃発や政党内閣の停止によることも大きい。平沼が政治的に軍部との提携、つまり陸軍皇道派系連合を重視するようになったこともその要因の一つである。

二つめは牧野内大臣への接近である。平沼の牧野内大臣への接近が本格化するの是一九三二年の七月頃からであるが、⁽²⁴⁾ それには以前からの伏線があり、前述の枢密院改革構想がそれであった。枢密院が内閣へ恣意的な妨害さえしなければ、その重臣会議化自体には反対でなかった牧野にとって、西園寺の改革案への反対は全く意外であった。⁽²⁵⁾ 枢密院のあり方をめぐって、牧野と枢密院自体を解消へ向かわせたい西園寺とは意見を異にしていたのである。牧野は後に重臣会議の設定が問題となった時、そのメンバーに政党関係者を入れることに反対したり、⁽²⁶⁾ 木戸幸一内大臣秘書官長に対し思い切った政治経済の変革の必要性を語るなど、⁽²⁷⁾ 西園寺への対抗意識はないにせよ、平沼とある面で類似した見解を持っていた。実際、牧野は平沼の枢密院改革案を評価し、平沼が反省したと考えていた。故に一九三二年夏には、すでに牧野は平沼に対しある程度の親近感を持っていたと考えられる。以後両者の接近はますます進み、これを察知した西園寺が警戒の念を起こすほどになる。そ

して一九三四年五月に、平沼が西園寺の圧力で枢密院議長就任を阻止された時に及んでは、牧野が西園寺に対し抗議の意を表するまでになっていたのである。⁽²⁸⁾

このように平沼は、将来官中における権力の増大が予想される牧野を利用して、西園寺死後の首相奏薦に関与することによって政権をうかがい、その生存中にあつては西園寺を牽制しようとしたのだと考えられる。陸軍皇道派系連合は、牧野内大臣を通じ、元老・重臣勢力への足がかりを得ていたのである。

第二節 陸軍皇道派の台頭

日本陸軍は、一八九〇年代後半に山県有朋による支配が確立して以来、一九二二年に山県が没するまで、山県系官僚閥を支える最も有力な基盤として存在し続けてきた。薩摩閥は常に非主流派の地位にあまんじ、維新の元勳大山巖が退役した後、一九一〇年代には上原勇作を結集点にして、山県閥に何とか対抗しうる勢力を保ち続けていた。

山県の死後、名実ともに山県系官僚閥は衰亡していったが、山県という中心を失った陸軍内の派閥対立はより深刻になった。一九二四年初頭に成立した清浦奎吾内閣の陸軍大臣をめぐる、前任者であり山県系の系譜を引く田中義一大将と上原勇作元帥の対立は、その契機となったものである。結局この時は、後任陸軍大臣には田中直系の宇垣一成前陸軍次官が就任し、田中の勝利に終わった。

陸軍大臣になった宇垣一成は、次の護憲三派内閣においても留任し、軍備の近代化と軍縮を断行することになるが、この時に反対にまわった上原派の多くの上級将官が軍縮による整理の対象となった。やがて老齢になった山県系の有力将軍も陸軍を去り、内部からは藩閥色がうすくなっていき、田中義一は退役して政界入りしたため、陸軍の中樞は宇垣一成を中心とする派閥によって支配されるようになっていった。上原派は勢力を減退させたが、終身現役の上原元帥を中心に、教育総監部を根拠としてその存在を維持していた。

こうして陸軍における宇垣系支配が確立したわけであるが、そこには一つの新しい流れが存在していた。それは、旧来の派閥抗争に一定の距離をおいた、陸軍大学校を優秀な成績で卒業したキャリア、エリート幕僚層である。よく指摘される、当時欧州に赴任出張していた永田鉄山少佐、岡村寧次少佐、小畑敏四郎少佐、東條英機少佐が、陸軍における派閥の解消と人事の刷新、軍政改革と総力戦体制の整備について密約したという、いわゆる

バーデンバーデンの会合はその象徴であった。⁽²⁹⁾以後彼らエリート幕僚将校は、一九二〇年代後半から陸軍省や参謀本部などの陸軍中央機関の要職に就いていくことになる。これらは後の統制派の起源といえるものである。

ただし、陸軍内部において現実に派閥が存在する以上、彼らエリート幕僚がそれから全く自由であったわけではなかった。宇垣系は、宇垣自身が田中義一直系であったこともあり、その上層の軍人は長州閥の系譜を引くものが少なくなかったが、その中層以下の世代の軍人では宇垣への帰属意識もまちまちであった。⁽³⁰⁾また宇垣自身も、長州閥への反感を有し、これを再生産する意志はなく、さらに宇垣は軍縮の代償として軍備の近代化や国家総力戦準備にも理解を示した。つまり長州閥への反発と国家総力戦への関心をもって台頭しつつあるエリート幕僚にとっては、宇垣は派閥の領袖であるとはいっても、当初それほど反発する理由はなく、むしろ期待すら持っていた。⁽³¹⁾さらに世代交代が進めば、元来宇垣への帰属意識のうすい彼らが主導権を握っていくことは自然な流れであった。⁽³²⁾

しかし実際にそうはならなかった。その理由、宇垣が立憲民政党（憲政会）内閣の陸軍大臣を長く務めるうちに同党との関係を深めたことである。これにより、宇垣は民政党の総裁候補として名を挙げられるまでになっていた。言うまでもなく、民政党の外交政策は幣原外交に代表される国際協調主義外交であり、このような政党と密着する宇垣に対し、エリート幕僚たちの不満は高まった。そして彼らは一九二七年頃から、一夕会、二葉会、木曜会などの研究会、交流会をつくるようになっていった。⁽³³⁾またエリートコースから外れた軍人有志も、一九三〇年秋、現体制をクーデターによって打倒して急進的な国家改造をめざす桜会を結成していた。⁽³⁴⁾

その一夕会の第一回会合における決議は、陸軍人事の刷新による諸政策の推進、満蒙問題の解決、荒木貞夫、真崎甚三郎、林銑十郎をもちたてること、というものであった。荒木、真崎、林は、宇垣系と上原系の派閥対立から相対的に自由な將軍たちであり、つまりこれは協調外交政策の民政党に近づきすぎている宇垣に対するアンチテーゼが多分にふくまれているものであった。ただ、宇垣による陸軍支配はまだしばらく続いていく。

そのような中、大きな転機になったのが満州事変の勃発であった。すでにこの頃になると、陸軍省、参謀本部などにおける有力な中堅ポストの多くが、彼らエリート幕僚将校によって占められるようになっていた。そして彼らの主導の下、満蒙問題を解決するため、陸軍は満州や東部内蒙古、極東ソ連領を日本の領土あるいは勢力範囲としていくことをめざすようになっていく。満蒙問題の武力解決方針は、幣原外交の行き詰まりをみた陸軍首

脳部、つまり宇垣系も同意するところとなっていた。即ち陸軍は、満州事変の三ヶ月前の段階で、満州の張学良政権が外交交渉によっても排日政策を是正しないならば、翌一九三二年春をめどに武力発動を期して、国内外の環境を整えるという方針を決定していた。⁽³⁵⁾

またその頃、参謀の石原莞爾中佐や板垣征四郎大佐が主導する関東軍は、一年後を待たず即時に武力行動に出る決意を固めていた。これは密かに陸軍中央の知らされたが、エリート幕僚はこれを黙認する態度をとった。満州事変勃発直前、建川美次参謀本部作戦部長が関東軍の暴走を止めるべく満州に派遣されたが、これもポーズだけで、実際は関東軍の暴走を本気で抑制するつもりはなかった。⁽³⁶⁾

満州事変を主導した石原莞爾参謀ら関東軍、あるいは事変に呼応して国内でクーデター未遂事件（一〇月事件）を起こした桜会の過激派軍人たちがめざした課題は二つあった。一つは中国のナショナリズムから日本の満蒙権益を守り、さらにそれを拡大することである。二つには、事変によって国際協調主義、つまりワシントン体制の維持を基調とする外交路線を打破し、これを梃子にして日本国内の政治を変革することであった。

この二つの方針そのものは、陸軍におけるほとんどの軍人のコンセンサスを得ることができるものであったといえる。しかし、石原がもくろむような満蒙の日本による領有や、三月事件や一〇月事件の首謀者である過激派軍人らがめざしたクーデターによる政党政治の打破は、欧米列強との関係、あるいは国内の現状にてらしてみても、現実性のあるものとはいえなかった。満州事変やクーデター未遂事件という起爆剤を適度に統制しつつ、対外的にも対内的にも確実に陸軍の意向を実現していく必要性は高かったといえる。それを担うものが、国防政策の立案や他の政治勢力との折衝にあたる陸軍中央であった。

さて、この満州事変に対し、陸軍中央のトップにあった宇垣直系の南次郎陸軍大臣、金谷範三参謀総長、二宮治重参謀次長らは、今回の関東軍の行動を支持し、満州を事変前の状態に復帰させることについては反対した。具体的には、満州の中国からの分離、日中交渉からの列強の排除、事変の南満州への限定という方針で内閣と折衝した。⁽³⁷⁾しかし周知のように、陸軍内部で沸騰する強硬論に対しては、若槻礼次郎立憲民政党内閣との関係に縛られ、両者の間で動揺する傾向があった。ただ一〇月に入り、国外では関東軍の独走による錦州爆撃、また国内では桜会などの過激派将校による一〇月事件などがあり、その圧力によって内閣や宮中が動揺し、宇垣系もその流れに乗って結局は政府の不拡大方針を切り崩す役割を果たすことになる。

しかしこのような宇垣系の政党内閣との妥協的態度では、満蒙問題の完全かつ徹底的な

解決、ワシントン体制打破の実現は困難であり、またこれを国内政治の変革に連動させていくことも難しい。宇垣が民政党と深い関係を保持していることもあり、若槻礼次郎内閣に対して強い態度に出られず、むしろ関東軍を抑制することに関しては協調的であつた。宇垣系の主導下では、前述した二つの陸軍の政治課題を軌道に乗せることは困難であつたといえる。

そのような中、若槻内閣が倒れ、より強硬な満州事変対策を唱える立憲政友会の犬養毅内閣が一九三一年一月三日に成立した。この時、南陸軍大臣、金谷参謀総長、そして上原派の武藤信義教育総監の三人で構成される、宇垣系優位の陸軍三長官会議では、民政党内閣の継続の場合は南陸軍大臣の留任、政友会単独内閣の際には荒木か宇垣系の阿部信行の新任という合意がなされていた⁽³⁸⁾。つまり宇垣系は、民政党内閣以外の内閣ならば、それほど積極的に協力する意志がなかったのである。そして前述の平沼騏一郎枢密院副議長の強い推薦に加え、陸軍中央のエリート幕僚の支持を背景にして荒木貞夫中将が陸軍大臣に就任した⁽³⁹⁾。翌年早々には真崎甚三郎が、総長が皇族のため実質上は参謀本部のトップである参謀次長の地位を得た。また少し遅れて同年五月には、満州事変に対し、独断で兵を満州に送り込んだ林銑十郎朝鮮軍司令官が教育総監に就いている。

荒木と真崎は、これまで非主流の地位にあまんでいたが、満州事変に対して宇垣系より強硬な意見を有し、また政党内閣にも強く反発しており、民政党と深い関係にあり、また人事上からも冷遇を強いてきた宇垣にも強い反感を持っていた。つまり彼らは、陸軍のめざす路線を、関東軍や過激派将校を抑制しつつ、国家レベルの政策として確実に根づかせることをエリート幕僚将校たちに期待されて台頭したといえる。また前述のように、かねてより荒木や真崎はエリート幕僚によって擁立されるべき対象となっていた。以後、荒木と真崎を中心に陸軍縦断する派閥の形成が進む。これが皇道派である。

第三節 陸軍皇道派の主導権掌握と平沼内閣運動の一時的停滞

皇道派が陸軍中央の主導権を握ったことで、関東軍と陸軍中央は、満州事変の強硬な処理という方針で協調していった。皇道派主導の陸軍中央は、関東軍の増援要請に応じ、先にいったん断念した錦州攻撃を一九三一年一月二十八日に決行させた。明けて一九三二年一月三日、日本軍は錦州を占領した。

さらに関東軍の謀略により、列強の関心を満州からそらすために上海事変が起こされると、陸軍中央はこれを武力で鎮圧するため派兵を繰り返した。その一方で、陸軍中央の協調に力を得た関東軍は、北満州への侵攻を進め、二月にはハルピンを占領するなど、一気に全満州をその支配下におさめたのである。すでに陸軍中央との折衝で満州領有案を断念していた関東軍は、三月には旧清国皇帝溥儀を擁立し、満州国独立宣言を行わせた。

以上のように、満州事変に対する陸軍皇道派の強硬論は、関東軍を通じて実現しつつあった。残る問題は、犬養毅首相と芳沢謙吉外相が日本の満州国承認に反対していることであつた。

このような状況の中、過激派海軍将校と民間右翼による犬養首相へのテロ事件、五・一五事件が起こつた。犬養内閣は総辞職し、陸軍皇道派系連合にとつては、この事件は平沼騏一郎内閣を実現するまたとない機会ともいえた。事件後、平沼は後継首相の有力候補と目されていたし、⁽⁴⁰⁾元老・重臣勢力においても、元老西園寺の平沼反対は変わらなかつたが、それでも西園寺は、場合によっては平沼を起用して危機を沈静化させることも一手段である⁽⁴¹⁾と考えるようにはなつていたのである。

しかしこの時、陸軍皇道派系連合の足並みは必ずしもそろわなかつた。まず平沼自身が、政権獲得への熱意をそれほど持っていなかつたのである。

その理由の第一は、この時平沼擁立を最も熱心に運動していたのが政友会の森恪であつた⁽⁴²⁾ということである。つまり森の平沼内閣構想が既成政党を母体とする一国民党論、あるいは平沼を結節点とする政友会と軍部の連携など、既成政党の参加を前提とする限り、既成政党の打倒を唱え、一方でドイツのナチズム、イタリアのファシズムなどを否定する平沼⁽⁴³⁾が、既成政党大合同による一国民党論に賛成することはないからである。

第二には、この時の最も重要な外交懸案である満州事変処理問題について、前述のように陸軍皇道派の意向がほぼ貫徹されており、残された唯一の課題は日本による満州国承認問題であつたが、反対派の犬養首相が五・一五事件によって暗殺されると、これも時間の問題となつた。故に外交問題は、皇道派の満州政策を支持していた平沼にとって政権獲得の動機とはならない。

また陸軍においても、事件後の混乱もあり、政党内閣反対では一致していたものの、後継首相については意見が統一されていなかった。佐官級以上の将校は平沼内閣を望んでいたが、尉官以下の少壮士官に至っては平沼内閣にすら同意しない者もあつた⁽⁴⁴⁾という。また穏健な者の中には、挙国一致内閣ならば鈴木喜三郎立憲政友会総裁が首班でも可とする意

見もあった。⁽⁴⁵⁾しかし中でも平沼擁立派にとって思わぬ阻害要因となったのは、荒木陸軍大臣が鈴木内閣でも可であるとの態度を見せ、西園寺との会談においても、森恪の依頼にも関わらずあえて平沼を推薦しなかったことであつた。⁽⁴⁶⁾

元老西園寺にとつて、平沼擁立の急先鋒と目されていた陸軍の政治面における責任者のこのような態度はかえつて好都合であつたと思われる。西園寺は、陸軍の強硬な反対により政党内閣の継続は断念せざるをえなかったものの、かねてより有力視されていた齋藤実海軍大将を指名したのであつた。

つまり西園寺は、その意を受けた元老に準ずる格を持つ人物に組閣させ、高橋是清蔵相、山本達雄内相という政党内閣に属しながらもその立場を超えて行動できる首相級の政治家とともに諸勢力を糾合、調停させることによつて、特に陸軍皇道派の暴走をできる限り抑制しつつ国内における権力の安定をはかり、対外危機の解消と政党内閣の体勢を立て直しを待つことにしたのである。言い換えれば、西園寺は陸軍皇道派系連合には政権を委ねず、この権力安定策を選択したのであつた。

齋藤内閣期と次の岡田啓介内閣期にあつては、元老・重臣勢力においては西園寺の主導権がいまだ強力であつた。実際の政治運営は齋藤、岡田、高橋、山本らが担い、宮中では牧野伸顕内大臣、鈴木貫太郎侍従長、一木喜徳郎枢密院議長などが、意見の相違はあつたものの基本的には西園寺路線を支えた。また二・二六事件後に本格的に台頭してくる近衛文麿や木戸幸一もこの時期においては西園寺に従つていた。またこの時期においては、西園寺は後継首相選定などにおいてその権限を手離すことを望まず、これを維持することにこだわつた。⁽⁴⁷⁾

このように、事件後の混乱する政局下にあつて、陸軍皇道派系連合における意見の不統一、そして元老・重臣勢力の平沼への警戒と有力候補齋藤実の存在など、平沼内閣成立の条件はそろつていなかったのである。

さて、齋藤内閣の成立によつて政党内閣は停止したが、これは当初一時的なものと考えられていた。元老西園寺も齋藤首相も、内外の危機が鎮静化し、政党内閣が体勢を立て直して国民の信用を回復したならば、再び政党内閣に復帰することに異存はなかつた。この内閣はあくまで暫定内閣であると見なされていたのである。故に既成政党内閣打倒を目指す陸軍皇道派や平沼にとつて今後一番都合なことは、齋藤内閣から政党内閣へ円満に政権が授受され、政党内閣が復活してしまうことである。現に政民両党とも齋藤内閣に閣僚を送り込んでいたし、その一方で平沼はこの内閣から排除されており、⁽⁴⁸⁾その危険性も少なくなかつた。

平沼は、内外の危機が鎮静化せず、かつ政党的信用がまだ回復していない早い時期に齋藤内閣が倒れば、もはや西園寺も平沼を指名せざるを得なくなり、それが最も好都合と考えていたと思われる。逆に当面齋藤内閣の存続を願う人々にとつては、それは最も警戒すべきことだった。⁽⁴⁹⁾ 平沼は齋藤内閣成立直後、この内閣は閣内不統一で年内にも政変が起ころうと予想していたが、⁽⁵⁰⁾ 齋藤内閣は政友会との対立と妥協を繰り返しつつも一九三二年を乗り切ってしまった。平沼の期待は実現しなかったが、一九三二年において平沼内閣運動は相対的に低調で、平沼自身も政権獲得への動きをほとんど見せていない。

その理由の一つは、前述したように、齋藤内閣が早く倒れば次期首相の座が平沼に回ってくる可能性が高く、露骨な運動はかえってマイナスイメージになるので、平沼も直接的な動きを控えたということである。平沼がその復権を恐れる既成政党的も、衆議院に絶対多数を有する政友会でさえ、強硬姿勢のポーズはとるものの、基本的には次期政権への思惑などから齋藤内閣に迎合しがちであった。民政党に至つては完全に内閣の与党となり、また「政党更生」への若干の努力をしながら時機を待った。⁽⁵¹⁾ このように一九三二年において政党内閣復帰の気運がほとんどなかったこともあり、反既成政党的性格をもつ平沼内閣運動も一時低調気味となった。

もう一つの理由として、すでに少し言及したように、一九三二年までは平沼が陸軍の対外路線をおおむね支持していたので、それに対して齋藤内閣や政友会が追隨する限り、外交政策上の動機で平沼が政権担当を望むことはなかったということがある。

平沼は、軍部の過激派将校の動向を憂慮し、国際社会にある程度の配慮を見せつつも、当初より満州事変の肯定し、これを契機として満蒙問題を一挙に解決することを望んでいた。⁽⁵²⁾ そして枢密院では、軍部の不利になるような質問は差し控え、むしろ事変前までの政府の外交政策を非難した。年が明けると平沼は真崎参謀次長に対し、速やかに満州へ必要な増兵をするよう申し入れ、また軍部で国策を樹立して政府を引きずれと語つてその同意を得ている。⁽⁵³⁾ つまり平沼は、日本の満州における支配が安定するまでは国際連盟や中国国民党政府に対して原則的に妥協しないという強硬な態度であり、それは一九三一年末から陸軍を牛耳る皇道派とほぼ一致していた。⁽⁵⁴⁾ そして齋藤内閣やそれを支持する西園寺ら元老・重臣勢力、民政党、そして政友会も、満蒙問題に対する根本的な対案を打ち出せない以上、強硬論に固まった世論もあつて、基本的には皇道派主導の陸軍の意向に従うほかはなかったのであつた。このような状況であるから、平沼の対外的な意向はほぼ貫徹されていたといつてよかつたのである。

そして何より皮肉なことに、陸軍自体も、平沼が政権獲得に熱意を示さなかったことと全く同じ理由で、平沼内閣実現への要望が強くなかったのである。つまり、齋藤内閣の下においてその対外政策が貫徹されるならば、陸軍皇道派としても当面政変を望むことはない。荒木陸相にとって、自分の強硬路線に内閣や政党が追随してくるならば平沼の組閣は必ずしも必要ではなく、むしろこの機会に陸軍内部の刷新を進めたいと考えており、しばらくは齋藤内閣が存続することに異議はなかった。また陸軍皇道派系連合の一員である艦隊派の海軍における勢力拡大が本格化するのには、艦隊派と対立する条約派の岡田啓介海相が一九三三年一月に辞任して後であった。

以上のように、五・一五事件後しばらく、陸軍皇道派・海軍艦隊派・平沼系連合は、説的な理由ではあるが、その政治的目標が実現しつつあるがために、かえって現体制を自ら崩壊させてまで平沼内閣を望むことをしなかったのであった。しかしこの時に一気に平沼内閣を実現させなかったことが、後になって彼らの災いとなっていくのである。

第四節 陸軍皇道派の政治的危機と平沼内閣運動

一 元老・重臣勢力の皇道派抑制と平沼内閣運動の展開

満州国承認をしぶっていた犬養内閣が倒れた後に成立した齋藤実内閣は、陸軍皇道派の意向を容れ、当初より承認に積極的な姿勢をとった。そして一九三二年九月、日本と満州国との間に日満議定書が取り交わされ、日本は満州国を正式に承認するに至った。その間にも関東軍は満州における反満抗日勢力の掃討作戦を進め、さらに翌一九三三年一月からは満州国の安定を名目に内蒙古地方にも軍を進め、熱河侵攻作戦を開始し、勢いあまつて山海関を越え、華北地方まで戦線を拡大していったのである。このような日本の行動に対して国際世論は益々悪化し、ついに日本は一九三三年三月、日本による満州の独占支配を認めない国際連盟からの脱退に踏み切った。熱河作戦の方は、列強の対日感情が悪化することを恐れた昭和天皇や、極東ソ連軍への関心が高く華北以南への侵攻には消極的であった真崎甚三郎参謀次長の意向、また中国側から停戦を求めてきたこともあって、五月三十一日に日本軍と中国軍との間に塘沽停戦協定が成立し、関東軍も華北からは撤兵することになった。これによって、一年半あまりにわたって続いてきた満州事変が一応一段落したの

である。

ここにおいて、陸軍皇道派・海軍艦隊派・平沼系連合は、満州事変以来の基本的な政治課題をひとまず達成したといえる。つまり、満州事変の成果を十分なものとし、政党内閣時代の外交政策の基調であった国際協調主義を破綻させ、東アジア・西太平洋地域の既成国際秩序であったワシントン体制から日本を事実上離脱させた。ワシントン・ロンドン両海軍軍縮条約はまだ命脈を保っていたが、三三年初頭から海軍において艦隊派が主導権を握り、その破棄は避けられなくなっていた。また政党内閣の慣行も停止され、政党政治は危機に瀕していた。

しかし皮肉なことに、それは陸軍皇道派系連合の政治的優位が動揺していく契機でもあった。つまり、当初の政治課題が実現した以上、陸軍皇道派系連合が政治的主導権を維持していくためには、さらに国家が向かうべき方向性なり立ち向かうべき課題なりを新しく示し、何らかの手段により国内をそれに従わせなければならないが、結論からいえば彼らはそれに失敗したのである。

もちろん、陸軍皇道派も次の国家目標を提示することはした。しかし、それらは抽象的かつ精神主義的性格が強く、また体系性にもやや乏しいものであった。

陸軍皇道派が最も強く打ち出したのは、ソ連に対する強硬政策である。周知のように皇道派はその精神主義的性格から、その現実性は度外視して観念的に反共政策を主張する傾向が強かった。皇道派は、かねてより対ソ強硬論を内外に振りまいていたが、ソ連の第二次五カ年計画が完了する一九三五、三六年頃において、いよいよ日本の対ソ国防は危機に瀕することになると国民の不安を煽った。また艦隊派が主導権を握った海軍では、三六年で海軍軍縮条約が満了となり、アメリカやイギリスに対し日本の海軍力が不利に陥ると主張した。これらが合わさって、「一九三五、六年の危機」として喧伝され、軍部の軍備増強論の根拠とされたのである。

皇道派は、この対ソ政策に対応するように、国内における反共政策を主張した。具体的には、国内における左翼運動や左翼思想の徹底的な弾圧である。荒木陸軍大臣は、天皇大権によって五・一五事件や血盟団事件などに関係して有罪となつた者を恩赦し、これら国家主義者を登用して左翼を日本から撲滅することを主張していた。⁽⁵⁶⁾ また荒木は農村救済に対する多額の財政支出を要求したが、これも陸軍兵士の供給地でもある農村が疲弊し、この間に左翼思想が浸透していくことを防止する政策であると理解できるだろう。

また荒木は、満蒙地域を除く中国大陆への軍事介入には消極的で、それよりも列強との

関係を修復することによって中国における日本の地位を上昇させようと考えていた。⁽⁵⁷⁾ また一九三五年にアジアに深い関係を持つ欧米諸国を一同に集めるといふ、荒木の「極東平和会議」の主張などもその線に位置づけられよう。⁽⁵⁸⁾

陸軍皇道派は、一九三三年の一〇月から、斎藤内閣の五相会議、あるいは内政国策会議という政党を排除した場において、これらの方針を国策として定着させようと狙ったのであるが、周知のようにそれは惨憺たる結果に終わった。皇道派の主張は何一つ認められなかったのである。

この原因は、西園寺が主導する元老・重臣勢力の意を受けて政治運営にあたっていた斎藤実首相や高橋是清蔵相、広田弘毅外相らが、皇道派の新政策に強く反対したからにほかならない。確かに一九三三年の下半期に入ると、六月に真崎甚三郎が大将に昇進したこと⁽⁵⁹⁾もあって中将・少将職である参謀次長から転出し、これを契機に参謀本部では皇道派の勢力は弱まっていた。⁽⁵⁹⁾ しかし陸軍省では荒木陸軍大臣が健在であり、まだその勢力は陸軍主流といえるものであった。それにもかかわらず皇道派の主張が元老・重臣勢力に受け入れられなかったのは、その新政策の内容に原因があったものと思われる。

まず一番のネックになったのは、やはり対ソ超強硬政策である。皇道派の対ソ強硬論はこの時が初めてではなく、かねてより一貫したものであった。皇道派は日ソ不可侵条約に反対し、⁽⁶⁰⁾ソ連への強硬論を唱道し続けたために、それがソ連を刺激し、極東ソ連軍の増強をまねき、日ソの極東における軍事バランスは崩れる一方であった。⁽⁶¹⁾ そのような状況の中で、ソ連との戦争をも視野に入れた皇道派の議論は、あまりにも観念的で無謀なものとの批判を受けることは免れなかった。元老・重臣勢力にとつては、とてもこの皇道派の対ソ政策を受け入れることはできず、皇道派を論駁することもそれほど難しいことではなかったと考えられる。

また、皇道派の反共政策についても、その右翼を恩赦して左翼を弾圧させるという議論は、当時にあってもあまりに非現実的なものであったし、当時の元老・重臣勢力が、右翼勢力を忌避し、またその宮中への浸透を恐れる西園寺主導の下にあったことを考えると、この段階で荒木が元老・重臣勢力を説得できるはずもなかった。また反共政策の一貫としての農村救済費要求も、同時に皇道派が対ソ軍事費の増大を要求している事実と矛盾しており、これとて五相会議における議論で荒木が勝利する要素は少なかった。

このように、陸軍皇道派の新政策は、その観念性と非現実性、また体系性の欠如という弱点を露呈し、その政治主導権を維持するだけの説得性を国内に示すことができなかつた

のであった。

そうなる、皇道派にとって齋藤内閣は政治的障害以外の何者でもなくなることは当然であり、ここにおいて皇道派はさらに親軍的な政府を必要とするようになったのである。そしてそれは言うまでもなく平沼騏一郎を首班とする内閣であった。

さて、平沼が政権獲得への動きを積極的に見せ始めるのは、齋藤内閣が政友会との妥協によって一九三二年を乗り切り、予想外に長期化した一九三三年初頭からであった。一月二四日、平沼は貴族院副議長近衛文麿と国民同盟幹部中野正剛を自宅へ招き、政権への強い意欲を語った。⁽⁶²⁾ 周知のように近衛は西園寺からはその後継者として期待されていたが、一方で軍部などからも首相候補として目されるなど、その政見は西園寺と合致しない面も多かったし、また中野は民政党から脱党したグループが結成した国民同盟の幹部である。何れも元老や民政党という平沼の敵対勢力に一定の距離を有していた人物であり、この二人に平沼が披瀝した内容はその本心はかなり近いものであると考えられる。

その内容をまとめると大体次のようになる。a、日ソ開戦は考えていない。b、陸海軍の意見を調整して国策の統一を図ることが急務であり、それが出来るのは自分（平沼）だけである。c、海軍内部の対立緩和に相当程度成功している。d、議会は否定しないが既成政党は打破する。e、荒木は既成政党に対して態度が弱いのでこれからは真崎を信頼する。f、外交面では中国と手を結ぶ。g、財部彪、安達謙蔵、床次竹二郎、山本権兵衛などと連絡がある。

前節で述べたように、平沼は満州事変勃発後、日本の満州国承認に至るまでの間、陸軍の強硬な対外政策をほぼ全面的に支持してきたが、日本の満州支配の既成事実化が確立してくると、中国国民党政府との交渉を積極的にすべきであるとの立場をとるようになる。平沼は一九三三年二月、有田八郎外務次官に対し、満州以外のことでは中国の面目を立たしめ、何とか満州国を承認させるよう話しているし、⁽⁶³⁾ また前述のfのように満州国の存在を前提としながらも国民党への妥協に対し比較的柔軟であった。しかし関東軍は一九三三年初頭から熱河侵攻を開始する。これに対し荒木は関東軍の抑制に積極的とは言えず、⁽⁶⁴⁾ 熱河省は列強が権益を有する地域に近接しており侵攻は事実上極めて困難であると考えていた平沼との相違を示していた。⁽⁶⁵⁾

またこの頃の陸軍内部における対ソ一撃論、対ソ予防戦争論などの過度な対ソ強硬路線の台頭も、平沼にとっては黙過できないことであった。周知のように、全体として見れば平沼が対ソ強硬論者であることは間違いない。しかし前述のaのように、平沼が日ソ開戦までを考えていたということではない。例えば平沼は、一九三一年の満州事変前に日ソ断

交論を唱道していたようであるが、これはソ連との国交停止による共産主義流入の防止にその真意があったと見るべきである。確かに平沼は真崎甚三郎に対して、将来ソ連との衝突は必至であり早晚撃つべきであると語っているが、⁽⁶⁶⁾これは時期的には一九三五年七月という華北分離工作が現実化しつつあった時にあたり、それへの対抗意識という面がある。

また真崎自身が、満州が安全ならばソ連との軍事的衝突は必ずしも望まないという、荒木に比して相対的に穏健な対ソ観を持っていたことを考えると、⁽⁶⁷⁾かなり割り引いて考える必要があるであろう。またそれは恒常的にソ連との緊張関係を持続させ、陸軍の注意を常にソ連の方向へ向かわせて置き、⁽⁶⁸⁾現地日本軍の中国「本土」への暴走や、軍内過激派のクーデターを抑制する意味があった。⁽⁶⁸⁾つまり陸軍に対しては、時期が来たらやると匂わせておけばそれでよいのである。平沼にとつては、ソ連と日本国民との接触面を断ち切ることが最も重要なのであつて、ソ連との条約や交渉に反対して強硬姿勢を示したり、対ソ軍備を増強するなどして緊張関係を維持することは必要であつても、当面ソ連と戦うことを本気で意図していたとは考えにくいといえる。荒木主導の陸軍の対外的な行き過ぎの抑制が平沼の新たな政治課題となつたことは、その政権獲得工作開始の一要因となつた。

また海軍艦隊派の極端な対米強硬論も、平沼がそのまま受け入れられるものではなかつた。確かに平沼はワシントン・ロンドン両軍縮条約を破棄すべきであると考えていたが、仮に海軍無条約状態となつたとしても、海軍がむやみにアメリカとの対立を助長させることには反対であつた。⁽⁶⁹⁾平沼は米英主導のベルサイユ・ワシントン体制には反対であり、これを一度解消し、⁽⁶⁹⁾その間に満州支配を固めた上で、欧米列強との新しい関係を、アジアの盟主としての日本の主導権を強めた形で結んでいこうとしていたのであり、米英などとまともに事を構える意志はなかつた。⁽⁷⁰⁾

そしてこれら軍部の行き過ぎを抑えることが出来ない斎藤内閣、そしてその外相内田康哉の外交にも平沼は不満であつた。平沼は満州事変の処理に関してはかなり強硬な態度であつたが、前述のように、ソ連を除く欧米列強との個別的な関係改善はすべきであるという見解であつた。その点では、一九三二年八月二七日に閣議決定した斎藤内閣の外交方針⁽⁷¹⁾は平沼の意見に類似するものであつた。しかしそれ以後に展開された内田外交は、必ずしも平沼の意に添うものではなかつた。⁽⁷²⁾確かに斎藤内閣がリットン報告の公表前に満州国を承認したことは、満州支配の早期既成事実化を望む平沼も賛成であつたが、周知のように内田外相は英仏の妥協的態度を利用できず連盟工作に失敗したし、また平沼は荒木陸相を通じて日仏提携策を内田にはたらきかけたが、⁽⁷³⁾内田は全く冷淡な態度をとり、それ以後こ

の話は立ち消えとなった。そして一九三三年に入ると平沼は国際連盟を完全に見限り、連盟から除名でもされれば非常に不面目であり、内乱すら起こりかねないとして、即時脱退を主張して内田外相に枢密院への早期諮詢を要求したのであった。⁽⁶⁴⁾

このような状況の中、速やかな外交国策の統一の必要性を痛感していた平沼は、前述のbのように、軍部との提携関係を利用し陸海軍の利害の調停者として両者を妥協させ、自らの意図する外交国策を確立させようとしていたのである。

このように、平沼が一九三三年に入って政権獲得に意欲的になった要因の一つは対外政策に関するものであったが、もう一つは政党内閣復帰への牽制という面もあった。衆議院に憲政史未曾有の三〇〇議席を有する政友会は、一九三二年一二月の鈴木総裁と高橋是清蔵相との会談で、第六四帝国議会の乗り切りと引換えに近い将来の政権授受を約し、政権復帰の機を窺っていた。前述のdのごとく、平沼は議会の存在自体を否定することはなかったが、既成政党の打破はその重要な政治課題であった。前述したように、平沼は軍部の対外政策上の行き過ぎや少壮将校のクーデターの抑制を企図しており、その意味では自分を軍部の外に位置づけていた。しかしその一方で陸海軍の利害の調停者としてその支持を得た上で既成政党の打倒をめざし、元老西園寺と真っ向から対立していたのである。平沼が枢密院で、国際連盟脱退問題において政府の外交失策を追求しなかったのは、枢密院がこの問題で内閣を揺さぶって、それに政友会が乗ずることを恐れたことであつたし、衆議院議員選挙法改正問題で比例代表制導入に公然と反対するものも、⁽⁷⁵⁾既成政党を利するような改革を拒否する態度の顕れであつた。しかし平沼としても、何度でも議会を解散すると豪語するものの、議会に政府を支持する勢力は必要だったので、前述のgのように、政友会の最も有力な非主流派領袖の床次竹二郎に接近して政友会の切崩しを図り、また反既成政党勢力の国民同盟の支持を得るべく、その幹部である安達や中野と連絡をとっていたようである。

以上のことから平沼の政権構想とは、陸海軍それぞれの利益の代弁者、両者の調整役としてその支持の上に立ち、それらの対外政策上の行き過ぎ（対ソ戦、対米強硬）を抑制しつつ統一した外交国策を確立し、そしてその軍部の支持を背景として、西園寺を中心とする元老・重臣勢力、既成政党を屈服させて政権の座につき、天皇を政治的にも全面に押し出しその統治権の体現者としての官僚主導の下、「西歐化」された日本の政治・経済・社会を日本独自の方向への変革しようとしたものであったと考えられる。しかしその具体的な方法論に乏しく、また前述の議会工作も目立った成果はあがらなかった。国民同盟も衆

議院に僅か三〇余議席しか有していない上に、平沼を支持する中野正剛は其中で必ずしも多数派ではなかったのである。また平沼系や皇道派はその下部に多くの過激分子を抱えるなど、その内包する矛盾は大きかったので、政権を得ることはできても成功する要素は少なかったといえる。にも関わらず当時の政治状況下において、元老・重臣勢力に対抗する勢力の中心である陸軍皇道派が齋藤内閣に見切りをつけたとき、平沼内閣構想への期待は高まっていくのである。

しかし一九三三年一〇月の五相会議までは、陸軍は満州事変の処理がその意向に従って進行していた以上、齋藤内閣の存続には反対ではなかった⁽⁷⁶⁾ので、平沼内閣は当面必要でなかったし、平沼自身も即時に政権を獲得する意志はなかったと思われる。というのも政党はその頃没落の速度を早めつつあり、このままもう少し挙国一致内閣の形態が続けば政党内閣復帰の可能性はなくなり、それだけ平沼内閣成立の機会が増すからである。ただ陸軍皇道派の指導者荒木貞夫陸軍大臣が「政党にても良きことを為すならばよし等と称」していることは平沼にとって問題であった。陸軍が既成政党に妥協的であれば、その政権構想は一挙に崩れざるを得ないからである。そこで平沼は、対外政策面でも類似し、かつ皇道派内でも派手さはないが荒木に比肩する力を持つ真崎甚三郎参謀次長に前述のeのように期待するようになっていく。真崎の日記によると、その対中国政策は満州国承認後穩健化しているし、英米の在华權益にも配慮を見せ、前述のように対ソ策でも荒木よりは温和で、これらは平沼の意向に近いものであった。

そして一九三三年の九月、一〇月頃になると、平沼は齋藤内閣が倒れることを予測してその動きを強めていく。平沼は五・一五事件に対する海軍軍法会議の判決が出ると、時局の趨勢はますます困難になると観測して少壮軍人の暴発を警戒し、また五相会議で陸軍と内閣が衝突して荒木陸軍大臣が辞任することになれば、一ヶ月くらいには政変が起こるかもしれないと語り、荒木に倒閣を期待するかのような態度を示した⁽⁷⁷⁾。またその政権への出馬の意志も明確化してくる。平沼は政友会の長老小泉策太郎に対してさえ出馬の意志を表明し、陸軍と協調できる自信と政友会から床次派を引き抜く意向を語った⁽⁷⁸⁾。また中野正剛を通じて陸軍の中堅幕僚と連絡をとり、自分が陸軍の味方であることや海軍の了解も万全であることなどを宣伝している⁽⁷⁹⁾。それまで倉富勇三郎枢密院議長に対しては、職務上政権への意欲などは全く語らなかつた平沼が、それを示唆するような言葉を吐いているのは、その決意がそれまでにないものであることをうかがわせる⁽⁸⁰⁾。

そして後継首相の天皇への推薦方式について、平沼が現行の慣例を頻りに批判している

のもちようどこの時期である。平沼は今までは元老と内大臣に天皇が下問してきたが、これからは枢密院議長にも下問されるべきであると主張した⁽⁶¹⁾。これは首相奏薦権を元老の専権から内大臣、枢密院議長へ分割して西園寺の影響力を減じようとしたものである。第一節でふれたように、平沼の牧野内大臣への接近はかなり成功しつつあった。特に倉富枢密院議長は、もし下問があれば平沼を推薦することは確実であった。平沼は、この年の春から幾度となく病気を理由に辞意をもらすようになった倉富を強く引き止め続け、政変のあった時には自分を推薦してもらおうとしていたのである。

前述のように、一九三三年一〇月からの五相会議では、開会当初から荒木陸軍大臣の主張が承認されるのは困難な状況にあった。早くも第三回会議後の一〇月一二日には、中野正剛が荒木側近の鈴木貞一中佐（陸軍省軍務局新聞班長）を訪問し、平沼内閣について談合した。この時鈴木は「平沼ト雖モ之カ軍ノ考ト調和スルナラハ可ナリ」と慎重であったが、「吾人ハ内外ノ認識ヲ同シウスルモノナレハ何トモ協力ス」と語り、五相会議不首尾の場合には平沼擁立があり得ることを示唆した⁽⁶²⁾。中野からそのことを聞いた平沼は、早速前述のように自分が陸軍中堅幕僚の意向に添う者であることをアピールしている。そうしているうちに五相会議は一〇月二〇日、陸軍にとって事態は好転せぬまま終幕した。荒木陸軍大臣は内政国策会議で農村救済策を中心に挽回を図ることになったのであるが、その困難を感じ取った鈴木貞一らは、荒木に対し「内閣ハ倒レルモ意トセス陸軍ノ案ヲ貫徹スル」べきであると突き上げた⁽⁶³⁾。もはや鈴木ら中堅幕僚は斎藤内閣を半ば見限っていたのである。

こうして斎藤内閣は、内政国策会議あるいは来年度の予算折衝の展開次第では倒壊の可能性も出てきた。陸軍皇道派・海軍艦隊派・平沼系連合を中心に、平沼の組閣を支持する諸勢力は当然倒閣を望んだであろうし、平沼自身も荒木の内閣に対する強硬な態度を期待していた。ところが荒木は内政会議において、その主張が容れられないにも関わらず最後まで決定的な紛糾を引き起さず、また単独辞職などによる倒閣行動をも回避したのだった。

このような荒木の態度は、陸軍による倒閣を期待していた者にとっては意外であったし不満も感じたであろう。一月一四日、鈴木貞一が真崎甚三郎と内政会議懸案の農村問題について会談した後、「將軍ノ心事不明ナリ」と日記に記しているのは、もう真崎が内政会議を見限っていたことを示しており、真崎も倒閣に進むべきであると考えていたと思われる。そしていよいよ来年度予算折衝の閣議において斎藤内閣の危機は深刻化した。当時艦隊派の力が最も強くなっていた海軍は、軍縮条約失効後の建艦競争を想定して巨額な予

算を要求したが、高橋蔵相は希望額の四〇%しか認めず、海軍の内閣に対する不満は高まっていた。それに新規増額を拒否された農林省を加えた蔵・海・農三省間の紛糾は内閣崩壊間近を思わせたであろう。そこで鈴木貞一は一月二一日、現内閣ではだめであり、これを倒すには陸海農三省の緊密な連絡が必要であるとして、この機会に倒閣へ進むべきことを荒木に進言した。⁽⁶⁴⁾しかし度重なる政治的敗北により陸軍内外における政治的地位が危うくなりつつあった荒木は、予算問題での倒閣を回避したのみならず、内閣の懇願を容れ、陸軍予算から一〇〇〇万円を抛出してその危機を救済したのである。

この荒木の行動は、斎藤内閣を倒して平沼擁立をもくろむ諸勢力の不信をまねいた。この問題による倒閣を望んでいた海軍は、荒木が内閣に助け船を出してしまったことに不信の念を起こし、⁽⁶⁵⁾鈴木貞一でさえ「此決心ヨリ生スル不利ナル形勢ニ就□(破レ)用心スヘキヲ具申」するが容れられず、「海軍ノ醜状見ルニ忍ヒス。後藤農相ニハ氣ノ毒ナリ」と一二月二日の日記に記して、荒木の一〇〇〇万円投出しを暗に批判している。このような荒木の態度に業を煮やした真崎も荒木に退閣を勧告するようになった。⁽⁶⁶⁾この結果荒木と平沼の不和説さえ流れる有様であった。この一連の政治過程によって、確かに皇道派の陸軍内部における勢力は減じたが、必ずしも平沼と合致しなくなっていた荒木が没落し、代ってより親平沼的な真崎が皇道派の中心に立ったことは、平沼内閣の実現にとってはプラス面も少なくなかった。

以上のように、満州事変の処理方法については陸軍皇道派に委任せざるを得ず、その多少の横暴は容認してきた斎藤内閣も、満州事変が一段落した後、皇道派が新しい国策を推し進めてくると、これまでのような一方的な追従をやめてその抑制に乗り出した。そのようなと元来元老・重臣勢力、既成政党などと根本的な対立を内包していた陸軍皇道派を中心とする諸勢力は、それら敵対勢力が抛る斎藤内閣を打倒して平沼内閣の成立を要望するようになっていった。

もともと、この頃になると既成政党の権威の失墜が顕著となっており、その危機感から政友会民政党連携運動が一九三三年の後半から開始されていたが、それも統一性を欠き新聞論調もおおむね冷淡であった。⁽⁶⁷⁾また軍部批判をする者もあったがそれも一部であり、政党首脳部はファシズム排撃、議会政治擁護を連呼するのみで、一二月に政民両党の大同団結連合を斡旋した中島久万吉商工大臣も、最終的には軍部との提携をめざす旨を表明するなど、⁽⁶⁸⁾基本的に反軍色は希薄であった。このように政党内閣復帰の可能性はかなり低下しており、平沼らの直接的な政治的攻撃対象は元老・重臣権力、それに連なる斎藤内閣へ向

けられることになっていく。

それでも斎藤内閣は何か一九三三年末の危機を乗り切ったが、年が明けて再開された第六五帝国議会において政党的大同団結運動が一定の盛り上がりを見せ、軍部が前年一二月発表した軍民離間声明に対する非難がなされた。陸軍皇道派は、政党的力を低く評価し、軍部が強硬姿勢をとれば問題はおさまると考えていたが、⁽⁸⁹⁾案の定政党的の軍部攻撃はやはり不徹底なものであり、⁽⁹⁰⁾政民連携運動も政党内部の紛争によって政策協定に後退させざるを得なくなった。このような既成政党的の動向は政党内閣復帰の可能性をいよいよ少なくし、西園寺側近の原田熊雄でさえ政党的に絶望せざるを得なくなったのである。⁽⁹¹⁾そうになると西園寺の選択肢は、斎藤内閣、あるいはその同種の内閣の存続か、または皇道派などが希望する平沼内閣かということになっていった。

このような情勢の中で、平沼系勢力は斎藤内閣への攻撃を強めた。国本社などの右翼勢力は、いわゆる尊氏問題で中島商工大臣を辞職に追い込み、平沼が影響力を持つ司法省（検察当局）は、帝人事件で大蔵高級官僚の強引な摘発に踏み切り、⁽⁹²⁾斎藤内閣に圧力を加えていった。この一月から四月にかけての時期において、原田熊雄が「平沼内閣の運動はこの際最もさかんであつて」、「後継内閣の運動が頗るさかんになり、所謂平沼一派の運動はますます猛烈となつてくる」などと語るように、平沼擁立の気運が最も高まるのである。⁽⁹³⁾

陸軍においても、宇垣一成朝鮮総督の出馬の風説が強まってきたこともあつて、平沼内閣への期待がさらに高まっていた。鈴木貞一大佐は原田熊雄や木戸幸一から陸軍の空気はどうかと問われて、「矢張平沼説有力ナルヘシ」と答えている。⁽⁹⁴⁾陸軍トップにおいても、真崎教育総監や荒木軍事参議官は無論異存なく、次章で述べるように一九三四年一月に陸軍大臣に就任した後は皇道派の政策を転換させる動きを見せていた林銑十郎でさえ、この時は平沼の組閣を積極的に支持していた。⁽⁹⁵⁾林陸軍大臣は現内閣を見限り、次には平沼を要望するとともに宇垣内閣には絶対反対の立場をとつた。⁽⁹⁶⁾またこれも次章で述べる、この頃から台頭を始めていた統制派幕僚の中でも、特に皇道派に反抗的であつた東条英機陸軍省軍事調査部長でさえ、宇垣内閣阻止に全力を尽くすべきことを唱えていた。⁽⁹⁷⁾つまり皇道派と統制派は少なくとも反宇垣で一致しており、平沼の組閣を程度の差はあれ支持していた。また陸軍内部において統制派が台頭を始めていたこの時期、皇道派が陸軍の主導権を維持するために、平沼内閣の実現はぜひとも必要であつた。

さらに海軍方面でも、当時全盛期にあつた艦隊派の中心人物、加藤寛治軍事参議官が一貫して平沼を支持していたことは周知の通りである。このように、陸軍皇道派系連合によ

る平沼内閣運動は、この時まさに最も現実性を帯びていたのである。

また元老・重臣勢力においても平沼内閣やむなしの声が出始めた。政友会の内紛を見て失望した原田熊雄は「大シタ事ハ出来」ないだろうと予測しつつも、「一度（平沼に政権を）渡シテ見ル方可然」と考えるようになった。そして近衛文麿、木戸幸一、原田らは「急変ノ場合次期政権ハ一応平沼ヲ出スノ外ナカラン、トノ結論ニ達」したのである。⁽⁹⁸⁾ また第一節で述べたように牧野内大臣に対する平沼の工作は進みつつあり、官中の外堀は埋まりつつあった。問題は総本山の元老西園寺公望の意向であった。

周知のごとく西園寺は一貫して平沼を忌避しており、一九三〇年代前半において、平沼が西園寺に政治的進出を阻まれたという通説は基本的に誤りではない。しかし西園寺が最も恐れていたのは、平沼が宮中に入り天皇の側近になっていくことであつた。西園寺は天皇や皇族に政治的その他の責任が及ぶことを非常に嫌っていたので、軍部が横暴を極めても、天皇自身の力を直接利用してこれを抑制することは極力回避していたし、閑院宮載仁親王や伏見宮博恭王がそれぞれ参謀本部、軍令部のトップになることにも反対した。しかるに平沼はそれとは全く逆の考えを持っており、天皇や皇族がもつと政治的な行動をして然るべきであるとの見解を持っていたのである。⁽⁹⁹⁾ それに加えて元来右翼的な諸団体を背景に持っている平沼を天皇に近づけることは、西園寺にとって絶対に許すべきことではなかつた。もちろん西園寺は平沼の組閣にも強く反対していたが、その言動の中で平沼内閣でも止むを得ないという態度を見せることがあつた。⁽¹⁰⁰⁾ しかし平沼を枢密院議長に昇格させることに関しては一切妥協的な態度を見せず、時には感情的になるほど反対したのである。⁽¹⁰¹⁾ しかし平沼はその相違に気づいておらず、それが西園寺への対応を誤らしめることにもなつた。

この時期においても、西園寺は平沼内閣を極力避けたいことに変わりはなかつたが、適当な首相候補が見当たらないのが実情であつた。前述のように政党内閣復帰は今のところ難しく、平沼内閣によって軍部を助長することを恐れる西園寺としては、皇道派に反感を持ち、既成政党ともパイプを有する宇垣一成に組閣させて軍部を抑制させる方法が切札であつたが、⁽¹⁰²⁾ この当時の軍部方面における反宇垣運動は特に激化していたので、宇垣による組閣を強行するのも極めて危険な賭けであつた。故に「近衛は絶対に受けないというやうなことは寧ろ言はないでうっちゃっておいた方がいい。それがやはり平沼、宇垣を一方に牽制することになる」と語り、もう少し様子を見ることにしたのである。⁽¹⁰³⁾ このような状況では、西園寺としては斎藤の続投が最も望ましかつた。一九三四年三月下旬に斎藤首相が辞

意を洩らした時も、西園寺は強く内閣の継続を求め、斎藤を翻意させて政変を回避していた。しかし斎藤内閣は疑獄事件、思想事件などにより打撃を受けてその寿命も尽きつつあった。

二 平沼内閣運動の挫折

このように平沼擁立が有力化している中、平沼にとって衝撃的な事件が起こった。その発端は、それまで平沼が慰留に努めていた倉富枢密院議長の辞任がいよいよ決定的になったことである。前項で述べた理由から倉富の在任を強く希望していた平沼の説得もむなしく、遂に一九三四年四月二五日、倉富は斎藤首相に辞意を表明して後任に平沼を推薦した。おそらく平沼は、いかに西園寺といえども、慣例をあえて破ってまで自分の議長昇格を阻止することはあるまいと考えていた。けれども前項で述べたように、実際は平沼を枢密院議長にすることこそ西園寺が最も忌避するところだったのである。斎藤首相も条件つきながら平沼昇格に同意し、宮中においても平沼昇格でやむなしとの空気が少なくなかったが、西園寺は、斎藤首相が天皇に元老へ下問するようお願い出たことを利用して、前例のないこの下問に対し積極的に意見を主張した。そして五月三日、西園寺の推薦する一木喜徳郎前宮内大臣が後任に決定したのである。

これは平沼にとって大きなショックであった。慣例となっていた半ば当然の昇格さえ露骨に阻止された平沼は、西園寺の自分に対する忌避はもはやいかんともし難いものであり、ましてや西園寺が実質上の指名権を持つ首相などになることは絶対不可能であると判断した。主要な新聞や雑誌はこの異例の人事を好意的に報道し、平沼昇格阻止に抗議する論調は全くなかった。⁽¹⁰⁴⁾ 政党系の新聞などは、元老・重臣が平沼ファッショ内閣を封じようとしたと観測した。⁽¹⁰⁵⁾ 平沼は前述した西園寺の心中を読み誤っていたといえるが、それはこのようなジャーナリズムの動向や、また常に西園寺がその言動などで平沼を牽制していたことによるものであった。平沼は加藤寛治に対し、西園寺が生きている間は首相になれないと語るなど⁽¹⁰⁶⁾、内閣首班の座を断念することになった。

このように組閣を断念した平沼であったが、宇垣擁立の動きは続いており、その一方で斎藤内閣の命脈はまさに尽きようとしていた。そこで平沼は近日の政変に対応するため加藤寛治海軍大将擁立運動を開始する。五月二二日、平沼は真崎甚三郎を自邸に呼び、重大

な時局を認識していないとして元老・重臣勢力を非難し、自分は全く誤解されて権威がな
いので、組閣を断念して代わりに加藤寛治を擁立、平沼自身はこれを陰ながら補佐する旨
を申し入れ、そのためには陸海軍の結束が必要であると説いた。⁽¹⁰⁷⁾ 真崎は一応同意したが、
この平沼の加藤擁立は全く突然のことであったので陸軍をとまどわせた。林陸軍大臣も賛
意は示したが、加藤が海軍に偏重して満州問題を軽視することを懸念し、荒木も大体同意
と言いながらも「陸海（軍）一体ノ点ハ危ブマル」と懐疑的であった。⁽¹⁰⁸⁾ 真崎でさえ、陸海
軍が一致すれば見込みありと平沼が言うのを聞き「之ニ対シ尚ホ疑問ヲ有セシモ、（平沼）
男ノ度量ニ信頼」し、また「此ガ成功セザル場合ニテモ宇垣ノ出鼻ヲ挫クニハ最有効ノ方
法」であると考えたので賛成したにすぎなかったのである。⁽¹⁰⁹⁾ つまり陸軍は加藤内閣が海軍
偏重となることを恐れていたわけで、その点陸海軍への公平な利益分配者としての平沼の
組閣が最も望ましかった。陸軍首脳はこの平沼の変節に一種疑心暗鬼になっていた。林陸
軍大臣は平沼の加藤推挙を知りながらも依然として平沼擁立を主張していたし、真崎は加
藤への協力を約しながらも加藤擁立を宣伝するのを控えようとする有様であった。⁽¹¹⁰⁾ また平
沼擁立に動いていた樺山資英貴族院議員も加藤擁立に強く反対している。⁽¹¹¹⁾

加藤寛治は平沼の依頼を受けて政権獲得に乗り出したが、陸軍とは異なり、軍縮条約に
は反対してはいても軍人が政治的に動くことには否定的な空気が強かった海軍部内の反感
をかい、また軍令部総長伏見宮博恭王の不興をこうむり、かえって加藤の勢力減退の契機
をつくることになった。⁽¹¹²⁾ 平沼は西園寺に加藤を推薦し、樺山に同郷の牧野内大臣を説得さ
せようとしたり、林陸軍大臣と会見したりとかなり精力的に動いたが、周囲の人々にとつ
ても成算があるとは思われず、平沼の独り相撲の観が強かったのである。

平沼は軍部を抑制できるのは自分しかいないと自負していたのであるが、自分が内閣首
班の座に就けない以上軍人自身に軍部を統御させるしかなく、「不十分ニテモ」加藤の外
はないと考えていた。⁽¹¹³⁾ また加藤擁立は、政党に対して柔軟な態度を有し、元老・重臣勢力
の意を受け平沼や皇道派を抑圧すると予測される宇垣一成出馬への牽制という意味があっ
た。

確かにこれが圧力となり、西園寺は宇垣を奏薦することは断念せざるを得なかったが、
平沼が自ら組閣を断念したことは好都合であった。元老・重臣勢力では、五月頃から海軍
条約派の岡田啓介前海軍大臣が首相候補として浮上していたが、政治家としての岡田に対
する不安があつて西園寺も次期内閣の目算が立っていなかった。故に平沼が組閣を断念せ
ずにそのまま運動を続けていったならば、西園寺はより困難な状況に陥り、平沼に組閣さ

せざるを得なくなる可能性があっただろう。その点候補者が加藤ならば全く問題外であり、宇垣は無理としても岡田を擁立することは比較的容易であった。結局七月三日、西園寺は重臣会議の賛成を確認の上で岡田啓介を天皇に奏薦し、岡田内閣成立の運びとなった。

以上本節で述べてきたように、この時期の平沼内閣運動は、陸軍皇道派・海軍艦隊派・平沼系連合が、五相会議において受け入れられなかった政策を実現するべく、元老・重臣勢力に政権を要求したものであった。しかし平沼が政治的判断を誤り、早期に組閣を断念して加藤寛治擁立に乗り出したため、皇道派系諸勢力の間に混乱をまねき、西園寺はこの危機を何とか乗り切ることができたのであった。ただ結果的には、元老・重臣勢力が期待する宇垣内閣の実現を阻止し、この一連の政治過程を通じて政党内閣復帰の余地をほぼ消し去ることに成功したといえる。また平沼は今回の経緯から支持者たちの不信をまねき、それ以後に禍根を残すことになった。また平沼自身の政治的意欲の低下、また次章で述べる陸軍皇道派の没落などにより、以後平沼内閣運動は衰退の一途をたどり、一九三六年の二・二六事件までにはほぼ消滅するのである。この斎藤内閣末期が、皇道派系連合が政権を握る最後のチャンスであったといえる。

おわりに

本章では、平沼内閣運動と陸軍皇道派の動向を中心に、一九三〇年代前半期における陸軍皇道派系連合の台頭と挫折の過程を明らかにした。主な論点は次の三点である。

第一に、陸軍皇道派系連合が内閣を掌握せんと企図した平沼内閣運動の展開過程について、従来の通説を修正した。従来、平沼内閣運動は、犬養内閣期から斎藤内閣期前半期に立憲政友会の森恪が運動していた時期が展開期であると見なされてきた。しかし本稿では、その時期には平沼内閣実現の可能性は相対的に低く一時的低調期と位置づけられ、むしろそれが再始動するのは森の死後一九三三年に入ってからで、本格化するの同年秋の五相会議以後、そして可能性が最も高まるのは一九三四年の一月四月であることを示した。そしてそれが挫折したのは、これまで言われてきた西園寺の圧力というだけではなく、平沼の政治的判断の誤りという要因もあったことを指摘した。

第二には、平沼内閣運動を一九三〇年代前半期の中に適切に位置づけ、同時期の陸軍皇道派系連合の政治動向を考察した。第一の論点と関連するが、平沼内閣運動の消長は、こ

れまで森恪や国民同盟の中野正剛の行動によって説明されてきたが、本稿では、これはそれほど重要ではなく、軍部とりわけ陸軍皇道派の動向こそがその決定的なファクターであることを示した。即ち、皇道派系連合の政治的状況が平沼内閣運動の盛衰や性格に直結しているといえる。平沼内閣がその実現の可能性を高める条件の第一は、当時台頭しつつあった軍部において、陸軍皇道派や海軍艦隊派が主流を占めていることであつた。しかしこの場合でも、時の内閣が皇道派系連合の意向に追随している限りは、平沼内閣が有力化するとはなかつた。平沼内閣の可能性が最も高まるのは、第一の条件に加えて、軍部、とりわけ皇道派系連合の中心である陸軍皇道派の政策がその内閣において貫徹されず、皇道派が内閣自体を掌握する必要を感じた時であつた。これらのことは、前述の平沼内閣運動の展開過程に投影されている。

そして一九三四年一〜四月に平沼内閣運動は最も高揚するが、本章では、それはもはや同時期の政民連携運動に対応するものではなく、元老・重臣勢力に政権を要求する皇道派系連合が、これまでのように一方的な追従をしなくなった元老・重臣勢力の支持を背景する齋藤内閣を打倒し、彼らが中心となつて形成する内閣をめざす運動であることを示した。そしてこの時期の平沼内閣運動は、これまで言われてきた説より重要かつ有力であり、最近の研究の政民連携運動に対する評価は過大なものであるとした。

陸軍皇道派・海軍艦隊派・平沼系、即ち皇道派系連合は、五・一五事件以後における既成政党の政治的後退、満州事変の勃発とその強硬な処理による満蒙問題の強圧的な解決、国際連盟脱退などに端的に示されるように、反政党政治、対満州強硬路線、ワシントン体制打破という、当初の政策目標を一定程度達成した。そしてこれらの諸勢力が政権を獲得し、さらにその政策を推し進めるために、政治的攻撃目標とすべきは主な対象は、政権担当の可能性を急速に低下させた既成政党に代わり、権力核としての地位を増大させた元老・重臣勢力に移行していったのである。

しかし陸軍皇道派がさらに推進しようとした、対ソ強硬論を軸とする対外政策と強い反共主義を基調とする対内政策は、元老・重臣勢力や齋藤内閣の強い反対にあい、その実現が頓挫することになった。皇道派は、日本が次に向かうべき国家目標を、まがりなりにも国内の諸勢力が納得する形で提示することに失敗したのである。この過程で、すでに皇道派は陸軍内部においても政策上の支持を失っていくのだが、これについては次の第二章で詳述したい。

いずれにしても、一九三四年の一月から四月にかけての平沼内閣運動の高揚は、陸軍

皇道派系連合が失いつつあった政治主導権を取りもどす最後の機会であった。これに失敗した彼らは、以後その力を回復することはなく衰退と一途をたどり、一九三六年の二・二六事件後にあつては、巨大な政治勢力になった陸軍統制派を牽制するために、元老・重臣勢力によつて政治的に利用されるようになったのである。

第三には、陸軍皇道派と海軍艦隊派を結びつける要の位置にあつた平沼騏一郎の一九三〇年代前半期、主に斎藤内閣期における政治的位置、その動向、政策志向性などについて明らかにした。本章では、従来のように平沼をただ漠然と観念的な精神主義者、対外硬派としてのみ捉えるのではなく、平沼の政治権力獲得への行動、政策志向の変容が、当時の政治状況と如何なる関係にあつたのか、またそれが平沼内閣運動の消長・性格に如何なる影響を与えたのかを具体的に明らかにした。

平沼は、一九三〇年のロンドン条約問題における枢密院の敗北を契機として、軍部との提携による政権の獲得を目指し始めた。しかし三一年に満州事変が勃発し、強硬な対外路線で平沼と一致していた陸軍皇道派が権力を握り、また三二年の五・一五事件により政党内閣が停止するなど、平沼の意向が軍部を通じて達成されている間は、積極的な政権獲得運動はせず、次期政権をうかがっていた。しかし、三二年までに日本の満州支配の既成事実がある程度進行すると、平沼は軍部の抑制の必要性を認識し始め、三三年から次のような政治構想をもつて政権獲得に動き始める。つまり平沼は、軍部との提携関係を利用し、陸海軍への公平な利益分配者、調停者として、両者の暴走を抑えて自分の意図する外交国策を確立し、同時に軍部の支持を得て政権を獲得し既成政党を打倒しようとし、それを元老・西園寺に要求したのである。故に三〇年代前半期においては、平沼は一貫して元老・重臣勢力の対抗者であり、彼が重臣化していくのは、その支持者である陸軍皇道派、海軍艦隊派が完全に没落し、独自に政権を担当する能力を喪失した二・二六事件以後のことであつた。

従来の政治史における平沼像は、具体的な政治過程の推移を視野に入れず、その政治基盤として国本社を重視してきたために、正確なイメージで理解されてこなかつた。平沼にとって、国社は宣伝部隊としての役割は期待できても、中央政治において政権を獲得するための基盤とはなり得ないのである。繰り返しになるが、本章で明らかにしたように、平沼は内政面では、陸軍皇道派を中心とする反元老・重臣、反既成政党諸勢力の連合政権を構想してその指導者として立とうとし、外交面においては、軍部を抑制しつつ自らの志向する国策を推進しようとしていた。少なくとも政治家としての平沼像はかなり修正され

るべきである。

(1) 前者の例として伊藤隆『『挙国一致』内閣期の政界再編成問題』1～3(『社会科学研究』第二四巻第一号、一九七二年、第二五巻第四号、一九七四年、第二七巻第二号、一九七五年)。後者の例としては坂野潤治「政党政治の崩壊」(坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』、山川出版社、一九八五年、所収)や酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』(東京大学出版会、一九九二年)などがある。

(2) 本文でも論ずるように、一九三六年の二・二六事件前には、元老・重臣勢力においては西園寺の主導権がまだ強力であった。実際の政治運営は斎藤実、岡田啓介、高橋是清、山本達男らが主要閣僚として担い、宮中では牧野伸顕内大臣、鈴木貫太郎侍従長、一木喜徳郎枢密院議長などが西園寺を支えた。また二・二六事件後に本格的に台頭してくる近衛グループや木戸幸一内大臣秘書官長もこの時期においては西園寺に従っていた。

(3) この時期の平沼騏一郎、あるいはこれを中心とする政治勢力(平沼系)に関する代表的な研究としては、佐々木隆「挙国一致内閣期の枢密院―平沼騏一郎と斎藤内閣」(『日本歴史』三五二号、一九七七年)、増田知子「斎藤実挙国一致内閣論―立憲君主制の再編と日本ファシズムの台頭」(『シリーズ日本近現代史』3 現代社会への転形』岩波書店、一九九三年、所収)がある。

前者は、この時期の平沼騏一郎を政治史的に分析した先駆的な研究である。しかし、軍部側の史料を用いておらず、「倉富勇三郎日記」は用いているものの、枢密院関係部分しか活用できていない。また元老・重臣側の動向も全く『西園寺公と政局』のみに依拠している。このような史料の限界の故に、平沼内閣運動の興亡過程やその政策志向性、また平沼と軍部の関係についての説明が不十分である。その結果、平沼と元老西園寺公望の対立面を過小評価し、そして平沼の政治的地位が二・二六事件以後も上昇したかのような印象を与えることになっている。しかし本稿で明らかにするように、三〇年代前半期においては、平沼と元老・重臣勢力は本質的に対立するものであり、また平沼の政治的最盛期は斎藤内閣後半期(一九三三年後半～三四年前半)である。

一方後者の研究は、平沼の政治的動向と元老・重臣勢力内部の動きを対比させつつこ

の時期の政治史を論じたもので、佐々木論文の不足な点であった元老・重臣側の史料を一通り用いており、平沼と元老・重臣勢力との対立面の指摘が的確になされている。しかし平沼の政治的動向については、それを体系的に知ることができる重要な史料である「倉富勇三郎日記」が偏った時期・箇所しか使用されていない。そしてその代わりに観念的思想教化団体的側面の強い国本社における平沼の動向を重視した結果、かえってそれを曖昧ならしめ、かつ平沼内閣運動を森恪や中野正剛の動きを中心に描くことによって、その展開過程の把握を困難にしている。そのため、佐々木論文によって一定程度克服された、従来の正確でないイメージに再びもどる結果となっている。そして佐々木論文と同様に、当時の政治関係を考える上で最も重要な、軍部の側の史料が全く用いられていないために、平沼と軍部の連携面の論述や、その具体的な政策志向とその変容の解明が極めて不十分である。やはり軍部との関係を中心に、内外の状況の変化を踏まえた上で平沼内閣運動を分析すべきである。

尚、満洲事変勃発後から五・一五事件前後までの時期における平沼と枢密院の動向を分析したものととして滝口剛「満洲事変期の平沼騏一郎―枢密院を中心に―」（『阪大法学』第三九巻第一号、一九八九年八月）がある。この論文は、満洲事変に対する枢密院や平沼の意向について「倉富勇三郎日記」を積極的に用いて分析し、その後の陸軍皇道派の満洲事変対策に同調する平沼の動向については的確な指摘がなされている。また平沼の軍部観についても首肯しうる指摘がなされているなど、本章も重要な示唆を受けた。

(4) このロンドン海軍軍縮条約問題をめぐる政治過程の詳細については、小林龍夫「海軍軍縮条約（一九二一―一九三六）」（日本国際政治学会編『太平洋戦争への道―開戦外交史―』朝日新聞社、一九六三年）、伊藤隆『昭和初期政治史研究―ロンドン海軍軍縮問題をめぐる諸政治集団の対抗と提携』（東京大学出版会、一九六九年）。

(5) 伊藤隆・広瀬順皓編『牧野伸顕日記』（中央公論社、一九九〇年）一九三〇年九月六日によると、平沼は吉田茂外務次官に対し、今回のような条約は拒否して当然である旨を語ったという。

(6) 「倉富勇三郎日記」（国立国会図書館憲政資料室所蔵「倉富勇三郎関係文書」所収）一九三〇年六月一八日によれば、平沼は「軍令部ニテ国防ニ差支ナシト保障スルコト、ナリタル上枢密院ニテハ之ヲ信シテ条約御批准ノ奉答ヲ為スカ当然」であるとも語っているように、海軍が条約を容認するならば矛盾を納めるしかなかった。

尚、この日記の筆者・倉富勇三郎枢密院議長は、平沼副議長、二上兵治書記官長と

もに枢密院の中樞を長く占め続け、平沼の支持者としてその院内における勢力伸長に寄与した人物である。また倉富は政治的見解などにおいても平沼に近く、その能力を高く評価している。

- (7) 「加藤寛治日記抄」(林茂編『ドキュメント昭和史1・昭和初年』、平凡社、一九七五年、所収)一九三〇年四月二七日に、「平沼男を訪問、意見を交換す。予に対し最後まで踏み留まる責任あり、しこうして予の上奏に対する結果は枢密院にて決すべしと。」とある。

- (8) 前掲、「倉富勇三郎日記」一九三〇年六月一八、二三日。

- (9) 同右、一九三〇年六月一八日。

- (10) 一九三〇年代前半期を中心とするこの陸軍皇道派系連合については、適切な政治的位置づけがなされているとはいえない。その要因は二つある。

一つは、前述のように平沼内閣運動をその政策志向や軍部との関係、当時の政治状況など、最も重要なファクターを十分に視野に入れず、もはや平沼の主要政治基盤ではなかった枢密院の状況、あるいは平沼内閣運動の消長にそれほど関係のない森恪や中野正剛の動向を中心に分析しているためである。

もう一つには、これも前述したように、最近の研究が政友会民政党連携運動の「反軍的民党連合的」性格を高く評価し、これの分析に偏り、陸軍皇道派・海軍艦隊派・平沼系連合の重要性を軽視しているためだといえる。

- (11) 前掲、「倉富勇三郎日記」、九三二年三月三〇日、七月六日によると、平沼は宇垣が三月事件に関係したと信じていたことが分かる。

- (12) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第二卷(岩波書店、一九五〇年)三二二頁。

- (13) 前掲、「倉富勇三郎日記」一九三二年一〇月二二日。

- (14) 勝田龍夫『重臣たちの昭和史』上(文芸春秋、一九八一年)一六一頁。

- (15) 『真崎甚三郎日記・昭和七・八・九年一月〜昭和一〇年二月』(近代日本史料選書1・1、山川出版社、一九八一年)、一九三二年一月一四日。

- (16) 前掲、『西園寺公と政局』第二卷、二二七〜二二八頁。

- (17) この時期の首相選定方式については、前掲、永井和「西園寺公望はいかにして最後の元老となったのか―『一人元老制』と『元老・内大臣協議方式』―」6、7。

- (18) 前掲、「倉富勇三郎日記」一九三三年九月八、二七日、一〇月四日。平沼は九月八日に「是マテハ内閣ノ更迭ハ元老(西園寺)内大臣(牧野)ニ御下問アリテ決シ居リタルモ今

後ハ是等ノ人ノ内奏ニテハ世人カ承知セサル様ノコト」になると思うと語っている。

(19) 同右、一九三三年九月八日、一〇月四日。

(20) 同右、一〇月四日で、平沼が現在の状況を幕末維新期になぞらえ、西園寺を勤王の志士を圧迫して権力維持に汲々とする幕府に擬しているのは象徴的である。平沼はこのままでは新旧勢力の正面衝突が起これるとして、その爆発を軽くするには志士たちを統制する当時の雄藩藩主が必要であると述べている。つまり平沼は、軍の青年将校(志士)の暴発を最小限に抑制し、彼らの統率者(雄藩藩主)として西園寺(幕府)から合法的に主導権を奪取しようとい意図していたといえる。

(21) 前掲、『牧野伸顕日記』一九三一年七月三日。

(22) 増田知子「政党内閣と枢密院」(近代日本研究会『年報・近代日本研究』6 政党内閣の成立と崩壊)、山川出版社、一九八四年)一・2、3、4。

(23) 前掲、『西園寺公と政局』第二卷、二八〇頁。

(24) 前掲、佐々木隆「挙国一致内閣期の枢密院」五。

(25) 前掲、『西園寺公と政局』第二卷、二八頁〜三〇頁。

(26) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第三卷(岩波書店、一九五一年)三二三頁。

(27) 『木戸幸一日記』上巻(東京大学出版会、一九六六年)一九三三年一〇月一三日。

(28) 前掲、『西園寺公と政局』第三卷、三〇四〜三〇五頁。

(29) 筒井清忠『昭和期日本の構造 その歴史社会学的考察』(有斐閣、一九八四年)第四章「昭和陸軍の原型―バーデン・バーデンから一夕会まで」。

(30) 宇垣系の人的構成については、佐々木隆「陸軍『革新派』の展開」(近代日本研究会『年報・近代日本研究』1 昭和期の軍部)、山川出版社、一九七九年)第一章。

(31) 同右。

(32) 明治から昭和にかけての陸海軍における、藩閥支配から陸軍大学校・海軍兵学校成績優秀者による支配への移行を、統計的調査によって示した研究として、熊谷光久「日本陸海軍と派閥」(『政治経済史学』一七二、一九八〇年九月)がある。

(33) これらの詳細な動向については、前掲、筒井清忠『昭和期日本の構造』第四章を参照。

(34) これらについては、刈田徹『昭和初期政治・外交史研究―十月事件と政局―』(人間の科学社、一九八一年)第一章「桜会の組織と活動」。

(35) 江口圭一『日本帝国主義史論 満州事変前後』(青木書店、一九七五年)第2章・三・2。

- (36) 同右、第2章・三・1、2。
- (37) 北岡伸一「陸軍派閥対立（一九三一〜三五）の再検討」（近代日本研究会『年報・近代日本研究1 昭和期の軍部』、山川出版社、一九七九年）序節二。
- (38) 「満州事変機密作戦日誌」（稲葉正夫他編『太平洋戦争への道』別巻資料集、朝日新聞社、一九六三年、一六五頁）。
- (39) 前掲、北岡伸一「陸軍派閥対立（一九三一〜三五）の再検討」序節三。
- (40) 『東京朝日新聞』、『名古屋新聞』、一九三二年五月二一日。
- (41) 前掲、『西園寺公と政局』第二卷、一三〇、一二二頁、『小山完吾日記』（慶応通信、一九五五年）一九三二年五月二五日。
- (42) 周知のように政党内閣期においても森恪による平沼擁立運動がなされていたが、平沼は、それには消極的であった。前掲、『真崎甚三郎日記』一九三二年二月一七日によると、皇道派の小畑敏四郎参謀本部作戦課長は真崎に対し、森が平沼と交渉を重ねているが見込みがない旨を洩らした、と語っている。
- (43) 前掲、『倉富勇三郎日記』一九三三年五月二四日。無論だからと言って平沼が日本のファシズム化に多大の寄与をしたことは否定できないし、元老・重臣が平沼をファシストであると見なし警戒・恐怖していたのは事実である。しかし国体至上主義者であり、その論拠とすべき明治憲法の運用方法の監視役としてそれまでその存在を誇示してきた平沼が、前掲、増田知子「斎藤実挙国一致内閣論」が論ずるような憲法停止を意図していたとは考えにくい。それは本章からも明らかである。
- (44) 前掲、『木戸幸一日記』上巻、一九三二年五月一六日。
- (45) 山浦貫一『森恪』下巻（高山書院、一九四三年）八一三〜八一四頁。
- (46) 同右、八一七頁。
- (47) 永井和「西園寺公望はいかにして最後の元老となったのか―『一人元老制』と『元老・内大臣協議方式』―」（『京都大学文学部研究紀要』第三六、一九九七年三月）7。
- (48) 田中時彦「第三〇代斎藤内閣―『非常時』の鎮静を担って―」（林茂・辻清明編『日本内閣史録3』、第一法規出版、一九八一年）二・3。
- (49) 西園寺の私設秘書で貴族院議員の原田熊雄は、政友会が分裂して鈴木喜三郎総裁が斎藤内閣を見限り、平沼、軍部、安達謙蔵と結んだりすると、折角鎮静しかけている事態を逆転させてしまうと憂慮している（前掲、『西園寺公と政局』第二卷、四〇一頁）。また斎藤の組閣に関与していたと見られる久保田讓枢密顧問官は、平沼は政権を担当するよりも

内大臣になる人であると倉富枢密院議長に語って平沼内閣を牽制している（前掲、「倉富勇三郎日記」一九三二年六月一二日）。

(50) 前掲、「倉富勇三郎日記」一九三二年五月二五日。

(51) 須崎慎一『『政党政治』崩壊期における政友会と民政党——一九三二—三七——』（『一橋論叢』第七五卷第六号、一九七六年）一。

(52) 前掲、滝口剛「滿州事変期の平沼騏一郎」一。

(53) 前掲、『真崎甚三郎日記』一九三二年一月一四日。また前掲、『西園寺公と政局』第二卷、八〇頁によると、この時期平沼は二宮治重参謀次長に「今日滿洲に日本が兵を出してもアメリカが来るでなし、ロシアが来る危険もないとすれば、なぜ陸軍はもつと進んで支那を撃たんのか」と語ったという。

(54) この時期における平沼の、陸軍皇道派の滿州事変対策への同調については、前掲、滝口剛「滿州事変期の平沼騏一郎」二にも指摘がある。

(55) 前掲、『牧野伸顕日記』一九三二年一〇月一六日。
(56) 一九三四年一月二〇日付斎藤実宛荒木貞夫書簡（秦郁彦『軍ファシズム運動史』、原書房、新装版、一九八〇年、三〇八—三一二頁）。

(57) 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』（東京大学出版会、一九九二年）、第一部第二章第二節。

(58) 『東京日々新聞』、一九三三年一月一日。

(59) 前掲、北岡伸一「陸軍派閥対立（一九三二—三五）の再検討」第一節二。

(60) 同右、第二節一、二。

(61) 同右、第三節一、二。

(62) 前掲、『木戸幸一日記』上卷、一九三三年一月二五日、前掲、『西園寺公と政局』第三卷、五頁。

(63) 前掲、「倉富勇三郎日記」一九三三年二月一三日。

(64) 荒木は、熱河どころか、場合によっては中国「本土」平津地方にまで兵火が及ぶ可能性を示唆するなど強硬な態度を示している（前掲、『西園寺公と政局』第二卷、四二三—四二五頁）。

(65) 前掲、「倉富勇三郎日記」一九三三年一月一八日。

(66) 『真崎甚三郎日記・昭和一〇年三月—昭和十一年三月』（近代日本史料選書1・2、山川出版社、一九八一年）一九三五年七月二三日、一二月七日。

(67) 確かに真崎は、日ソ不可侵条約や東支鉄道買収交渉には反対しており、対ソ軍備の充実に満州へのソ連の南下阻止については無論賛成であったが、当面ソ連と進んで開戦する気はなく(前掲、『真崎甚三郎日記』一九三二年六月二七日、一九三五年一月二六日)、荒木らの対ソ一撃論などとは一線を画していたといえる。

(68) 平沼は池田成彬に対して、陸軍の勢いを外に向けないと危険なので、これをソ連に向けたらどうかと語っている(前掲、『木戸幸一日記』上巻、一九三一年一月一四日)。

(69) 平沼は、「ヴェルサイユ条約ハ最早反古ト為リタリ、元来無理ナルコト多ク就中国境問題杯ハ独逸モ堪エ難キコトナラン、イツレ今一度ヤリ直サ、ルヘカラサルヘシ」と語っている(前掲、『倉富勇三郎日記』一九三四年一月一七日)。

(70) 平沼は、満州事変勃発当初の一九三一年一〇月、牧野内大臣に対して、アメリカに適當な人物を派遣すべき旨を語っているし(前掲、『倉富勇三郎日記』一九三一年一〇月二一日)、一九三二年初頭に、アメリカが日本の錦州占領に対しスチムソン・ドクトリンを発表して態度を硬化させると、「英国ナリ仏国ナリニ付テハ今少シ手ヲ延ハスコト出来ソウナルモノナリ」と語り(同一一九三二年六月八日)、いまだ日本に対して決定的な態度を見せないイギリス、フランスへの接近を志向し始め、特に日仏提携論を熱心に支持していた(前掲、『西園寺公と政局』第二巻、三八九〜三九一頁)。

(71) 『日本外交年表並主要文書』下巻(原書房、一九六五年)二〇六〜二一〇頁。

(72) 前掲、佐々木隆「挙国一致内閣期の枢密院」二では、国際連盟脱退に対する平沼の態度を根拠として、平沼は斎藤内閣の外交政策をかなり積極的に支持していたとされている。しかし一九三三年二〜三月の段階では、脱退はほぼ不可避な状況となっていたのであって、これは平沼の斎藤内閣の外交政策支持を示すものではない。

(73) 前掲、『西園寺公と政局』第二巻、三九一頁。

(74) 前掲、『倉富勇三郎日記』一九三三年二月一五日、三月四日。

(75) 伊藤之雄『『ファシズム』期の選挙法改正問題』(『日本史研究』二二二号、一九八〇年)第二章・四・イ。

(76) 前掲、須崎慎一『『政党政治』崩壊期における政友会と民政党』一。

(77) 前掲、『倉富勇三郎日記』一九三三年一〇月九日。

(78) 前掲、『木戸幸一日記』上巻、一九三三年一月八日。

(79) 伊藤隆・佐々木隆編「鈴木貞一日記―昭和八年―」(『史学雑誌』第八七編第一号、一九七八年、所収)、一九三三年一〇月一五日にはこうある。

(前略)

四、中野正剛氏来邸、平沼枢府副議長トノ懇談要旨ヲ伝フ。謂ハク、

- 一、平沼氏ハ軍ノ要望ヲ悉ク認ム。
- 二、組閣ノ大命アルヤ軍ノ中堅ノ支持ニヨリ改革ヲ行ハサルヘカラス。
- 三、任用ノ時ノ人事ハ欠シテ旧官僚ヲ重要視セス。
- 四、海軍ハヨク連絡出来アリ。

(後略)

尚、鈴木貞一は皇道派中堅幕僚で、陸軍省新聞班長。

- (80) 前掲、「倉富勇三郎日記」一九三三年一〇月九日。平沼は「今後ノ内閣ハ如何ナルコトニナリタラハ宜シカルヘキカ、自分(平沼)等ハ固ヨリ何ノ職責モナキモノナレトモ臣下トシテハ相当考慮スヘキコトナラント思フ」と語っている。

- (81) 同右、一九三三年九月八日、二十七日、一〇月四日。

- (82) 前掲、「鈴木貞一日記」一九三三年一〇月一二日。この時期、鈴木貞一は皇道派で、陸軍省新聞班長として荒木陸相の側近にあつたが、一方で原田熊雄や木戸幸一、近衛文麿などの元老・重臣に関係の深い人々とも面識があり、皇道派将校の中では比較的平沼を相対的に考えていた人物である。

- (83) 前掲、「鈴木貞一日記」一九三三年一月三日。

- (84) 佐々木隆「荒木陸相と五相会議」『史学雑誌』第八八編第三号、一九八〇年)六。

- (85) 「畑俊六日誌」『続現代史資料4・陸軍』、みすず書房、一九八三年、所収)一九三四年二月二日。

- (86) 前掲、『西園寺公と政局』第三卷、二〇九頁。

- (87) 民政党系の前掲、『名古屋新聞』の論調は全く政民連携運動を評価しておらず、政友会系の『新愛知』はそれに比べれば少し評価は高めではあるが、何れもファシズムは非難しつつも軍部との対決姿勢はほとんど見せていない。前掲、坂野潤治「政党政治の崩壊」は、この政民連携運動を軍部と政党の激突、「反軍的民党連合的」性格があると評価しているが、もしそうならば政党系新聞にさえその様相が観察されないことと整合しない。政民連携運動を過大評価したものであると思われる。

- (88) 前掲、『名古屋新聞』一九三三年一月二〇日。尚、前掲、『東京朝日新聞』の一九三三年一月二三日の社説は、この政民連携を全く評価していない。

- (89) 伊藤隆・佐々木隆編「鈴木貞一日記―昭和九年―」『史学雑誌』第八七編第四号一九七

八年、所収)、一九三四年一月二五日。鈴木貞一は「軍民離間声明ノ件議會ノ問題トナル。予ハ、今日ノ議會ナドハ軍ノ力ニ対シテハ象ノ背中ニ『アブ』ノ止マレル如キモノナリ、余リ騒ケハ象ノ鼻ヲ一ツ振ヘハ可ナリトノ信念ノ下ニ一戦ヲ為スノ準備ヲ完成ス」と記している。

(90) 民政党は早々と軍部への質問を禁じ(前掲、『新愛知』一九三四年一月二七日)、政友会は自由放任としつつも党方針にはなっていない(同二六日)。二七日の『新愛知』社説は、軍部に対する自由な論議が出来るようになったことは評価しつつも、軍民離間声明に關しては、軍部の行き過ぎはあるが止むを得ない面もあつたとして、これ以上の論議はかえつて軍民離間を招くので止めたほうがよいとしている。また前掲、『東京朝日新聞』の一九三四年一月二五日、二七日の社説もほぼ同様の論調であつた。

(91) 前掲、「鈴木貞一日記」一九三四年二月一五日。

(92) 前掲、『重臣たちの昭和史』上、二五三〜二五四頁。

(93) 前掲、『西園寺公と政局』第三卷、二四五〜二四六頁。

(94) 前掲、「鈴木貞一日記」一九三四年一月三一。

(95) 前掲、『西園寺公と政局』第三卷、二四六頁。

(96) 前掲、「鈴木貞一日記」一九三四年二月一四日。

(97) 同右、一月二四日。また時期がやや下るが、宇垣が斎藤内閣総辭職前に上京してきた時に、統制派の永田鉄山軍務局長も「宇垣大將はやはり早く朝鮮に帰られた方がいい」と原田熊雄に語るなど(前掲、『西園寺公と政局』第三卷、三二七頁)、宇垣内閣を望んでいなかったと見られる。

(98) 前掲、「鈴木貞一日記」一九三四年二月一五日。

(99) 平沼は、閑院宮や伏見宮が陸海軍の上に立ったのはよいことであり、皇族は責任のある地位に就くべきではないという主張は全く破れたと語り西園寺を批判している(前掲、「倉富勇三郎日記」一九三二年二月三日)。この前後にも、ロンドン条約問題に際して一木喜徳郎宮内大臣が皇族の枢密院本会議列席に反対していることを平沼は非難しているし、(同一一九三〇年六月二三日)、軍部の統制について、皇族も事態の收拾にあたるべきであると語っている(同一一九三三年九月二七日)。また政府と軍令部が見解を異にした場合、天皇の直接の意志による枢密院への諮詢も可能であるとして(同一一九三〇年五月二一日)、天皇の政治関与を期待していた。

(100) 前掲、『西園寺公と政局』第二卷、一三〇、一二二頁、同第三卷、三〇四頁、前掲、『小

山完吾日記』一九三二年五月二五日。

(101) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第四卷(岩波書店、一九五一年)二二九、三四四頁。

(102) 前掲の坂野、酒井両氏の研究では宇垣一成を政民連立内閣の首班として想定している。

しかしその論拠が、政界の真偽の不確かな矛盾する諸情報を政界情報社の記者が收拾して政治家に販売した「政界情報」(国会国立図書館憲政資料室所蔵「斎藤実文書」)に依拠されていること、また宇垣の日記にも、五・一五事件以後この時期まで、政民協力運動を評価する記述が見当たらないことなどから、宇垣内閣運動がこの時期それほど盛んであったとは認め難い。前掲、『名古屋新聞』、『新愛知』を通読しても、民政党に宇垣を総裁に迎える動きがあることは伝えられるが、政民連立内閣自体に懐疑的であったこともあって宇垣がその首班になるといった記事はほとんどない。仮に宇垣内閣が成立しても、基本的には斎藤内閣と同タイプの挙国一致内閣であり、その利点は宇垣が如何に軍部を統制できるかにかかっていたといえる。

(103) 前掲、『西園寺公と政局』第三卷、二五七頁。

(104) 新聞では、『東京朝日新聞』、『大阪毎日新聞』、『読売新聞』などの一九三四年五月四日、五日。雑誌では『中央公論』、『改造』、『文芸春秋』の一九三四年六月号。

(105) 前掲、『名古屋新聞』、『新愛知』一九三四年五月四日。

(106) 坂井景南『英傑加藤寛治―景南回想記』(一九八五年、ノーベル書房)、一〇五頁。

(107) 前掲、『真崎甚三郎日記』一九三四年五月二二日。

(108) 同右、五月二三日、二六日。

(109) 同右、五月三〇日。

(110) 同右、六月一四日。

(111) 同右、五月三〇日。

(112) 秦郁彦「艦隊派と条約派―海軍の派閥系譜―」(『昭和史の軍部と政治1 軍部支配の開幕』第一法規出版、一九八三年)4。

(113) 前掲、「倉富勇三郎日記」一九三四年六月二一日。

第二章 陸軍統制派の台頭と元老・重臣勢力

はじめに

本章では、一九三四年から三六年の二・二六事件までの時期における、陸軍統制派と元老・重臣勢力の政治的動向について論ずる。

この時期において、以後敗戦まで一貫して政治に最も大きな影響力を与え、日本の方向性を実質的に左右した陸軍統制派が台頭する。二・二六事件後に比べると、政治的制約が大きく、必ずしも十全にその意向を実現できなかった統制派であるが、一九三八年初頭までの日本の対外政策や内政政策の基調となった路線は、すでにこの時期に打ち出される。陸軍内部においてはそれが中心的な政策として確立され、日本の国策レベルでも、対外政策においては採用されていくことになる。その意味で非常に重要な時期であるといえる。

この時期の政治史を総合的に把握することを試みた従来の政治史研究の問題点は、同時に現われたさまざまな体制構想を、実際の政治への影響力を勘案せずに思想的に論ずる傾向が強いことである。そして、この時期において可能性があったにもかかわらず政党内閣が復活しなかった理由について、民政党が政友会内閣の成立を望まず、岡田内閣により設置された内閣審議会において実現した美濃部の政治構想に同調したことを指摘している。つまり、岡田内閣を「民主主義ト軍ノ提携」（民政党・社会大衆党と陸軍統制派の連携）と「官僚ファッショ」（陸軍統制派と新官僚の台頭）の二側面を兼ね備えたものであると規定し、そのような内閣に反対し、即時政党内閣復帰を目指していたとされる政友会主流派や政民連携派を高く評価する傾向にある⁽¹⁾。

このような結論が導き出された分析視角上の問題は、陸軍側においては、その中心人物とされる永田鉄山の実態の定かでない水面下での動きや、すでに勢力を急速に失いつつあった陸軍皇道派の動向を中心に分析していること、そして全体的には、政治指導者とはいえない美濃部達吉などの学者の政治構想や、この段階で諸勢力の政治的結節点としてどれだけ実態があったのか疑問な国策研究会の動向などを重視していることである。その結果、陸軍主流たる統制派と岡田啓介内閣、元老・重臣勢力との対立面が過小評価され、また政

民連携運動の性格は反岡田内閣的なものとされることになる。

しかし筆者は、この時期にあつては政党内閣復帰の可能性はほとんどなく、可能性があるとすれば、西園寺を中心とする元老・重臣勢力が主宰する岡田内閣による権力再統合の試みよつて、軍部の勢力拡大を最小限に抑えようという体制が長く続く基盤が形成されることであり、それとて、陸軍の対外問題における攻勢や政党の政治行動の不安定さ、また政党が対外問題において軍部に同調し、内政上において軍部との対抗色を鮮明にできなかったことなどより、その可能性は高くなかつたと考える。

以上のことから、岡田内閣期の政治を分析するには、まず第一に陸軍の現実の政治への具体的な対応を体系的に解明する必要がある。そしてその上で、統制派に対抗するものとして、元老・重臣勢力における西園寺路線、即ち岡田内閣の国内政治基盤を強化することよつて軍事予算増大要求などに代表される軍部の内政への介入を可能な限り抑制しようとする権力安定路線をめぐる展開と、それに対応しようとする政党の動向を分析することが重要なのである。

さて、この時期の陸軍についての研究の特徴は、いわゆる陸軍内部の派閥対立については、従来の皇道派と統制派の二極対立という図式ではなく、旧宇垣系である南次郎派の存在も重視し、これと統制派の提携によつて皇道派が陸軍から駆逐されていくことを強調する傾向である。⁽²⁾しかし南派が統制派にはたつきかけたことは確かだが、逆に統制派が南派と積極的に連携しよう意図していたとは言い難い。本章で示すように、統制派とは、「粛軍」をスローガンとし、対立抗争によつて陸軍の力を削いでいると考えられた皇道派と南派を両方とも否定し、その派閥対立の解消を目指していたのであり、それは特定の人物を核としない陸軍の要職にあるエリート軍人の総称であつた。

しかし何よりも問題なのは、従来のこの時期を扱つた陸軍研究が、内部の派閥対立の分析にかたより、統制派が現実の政治に対し具体的にどのように対応していったのかということ、十分に体系的に明らかにしていないことである。そのため陸軍の派閥対立を過度に岡田内閣期の政治状況に投影し、統制派をふくめた岡田内閣の与党勢力と皇道派をはじめとする野党勢力の対立という、必ずしも正確であるとはいえない図式を描くことになつた。その問題点は、岡田内閣期における皇道派の中央政治における勢力の過大評価、より具体的には、陸軍派閥対立の争点となつたとされる天皇機関説問題の過度の重要視にある。しかし本章で述べるように、岡田内閣期においては、皇道派は陸軍の具体的な政策決定への影響力を失つており、この問題を中心にして同時期の政治史を分析することは適切では

ないように思われる。

そこで本章では、統制派台頭の画期とされる一九三四年一月の林銑十郎の陸軍大臣就任から三六年の二・二六事件までの時期の、現実の具体的な政治問題に対処する陸軍統制派の動向を体系的に検討し、これを明らかにする。⁽³⁾

そして元老・重臣勢力や政党の政治的動向については、第一に内閣審議会設置過程をとりあげる。内閣審議会については、二・二六事件後には廃止されてしまうこともあり、のちに企画院となって日本の戦時体制に大きな役割を果たす、内閣審議会と同時に設置される内閣調査局に比べると軽視される傾向にあった。本稿ではその設置過程を本格的に分析し、これを政治史の中へより適切に位置づける。

第二には、岡田内閣期の政友会、民政党の連携運動の性格について考察する。前述のように、この時期の政民連携運動については反岡田内閣的な性格が強調されている。しかし本章では、それは全盛期においてはむしろ岡田内閣を当面支持し、元老・重臣勢力の権力安定策に協力しようとする潮流が主流を占めており、元老・重臣勢力の政治路線の一翼を担おうとするものであったことを明らかにする。

史料的には、国立国会図書館憲政資料室や外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所図書館などの未公刊史料を広く検討すると同時に、近年までに刊行が相当進んだにもかかわらず、その体系的かつ厳密な検討が不足しがちな公刊史料を十分に活用した。とくに、同時期の陸軍統制派に関する体系的な一次史料の不足を補完するため、これまで活用が不十分になりがちであった新聞史料や帝国議会の議事録を用いて、陸軍省を中心に陸軍中央部の公式、非公式の意向表明などに史料批判を加えつつ、統制派の動向とその変化をできるだけ具体的に把握することに努めた。

第一節 統制派の台頭と皇道派の没落

前章で述べたように、皇道派主導の下、陸軍の初期の課題であった満蒙權益の維持拡大、ワシントン体制から離脱、そして政党政治の打倒などが一九三三年前半期までに達成された。しかし陸軍にとって、現状にとどまるわけにはいかなかった。日本の大陸における行動によることはもちろん、ヨーロッパにおけるドイツやイタリアの台頭、そして五カ年計画をくりかえして次第に強化する共産主義国家ソ連の動向などにより、既存の国際秩序は

崩壊しつつあった。陸軍は、近い将来に軍事力とそれを裏づける国力によって諸国家が争う世界的な混乱の時代がくることを予想し、それへの国家的対応を自ら中心となって推進することをめざした。これは陸軍が政治的主導権を維持するためにも必要なプロパガンダであった。

しかし、この新たな陸軍の政治的目標は、それほど簡単に実現できるものではなかった。陸軍と正面から対決することはできなくとも、受動的ながら陸軍の暴走を何とか食い止めようという政治構想は存在したからである。実際、前章で述べたように、皇道派は元老・重臣勢力の抵抗への対処に失敗した。また皇道派の提示した新政策は、その観念性、非体系性、抽象性のために、国内の合意を得ることが難しかったし、その国防国家実現への消極性にも陸軍内部における批判が高まっていた。とはいえ、過激派将校のようにクーデターによって強引な手段にうったえることも、その現実性の乏しさと危険性の高さから陸軍の大勢のとるところではなかった。このジレンマを解消するべく台頭したのが皇道派に代わる陸軍主流、統制派である。

ところで、一九二〇年代の宇垣系時代において、長州閥（宇垣系）対薩摩閥（上原系）という陸軍の伝統的な派閥対立に反感を持ち、また国家総力戦体制の整備と満蒙問題に強い関心を持つエリート幕僚が、陸軍中央機関の枢要を占めるようになりつつあったことは前章第二節で述べた。そしていづれ宇垣系の高級将官が現役を去れば、陸軍大学校を優秀な成績で卒業したエリート幕僚による陸軍中央の支配体制が自然に確立していくはずであった。

しかし、その流れは一時的に鈍化させられることになった。それは皮肉なことに、エリート幕僚たちが派閥人事を解消するために擁立した荒木貞夫や真崎甚三郎らの将軍、つまり皇道派によるものであった。荒木貞夫陸軍大臣が一九三一年一二月に誕生し、皇道派が陸軍人事の主導権を握ると、荒木・真崎直系の軍人が露骨に陸軍中央の要職に就くようになった。陸軍省では、荒木大臣の下に柳川平助次官、山岡重厚軍務局長、松浦淳六郎人事局長、山下奉文軍事課長、参謀本部では、真崎参謀次長の下に小畑敏四郎作戦課長（のち第三部長）、鈴木率道作戦課作戦班長（のち作戦課長）というように、いわゆる皇道派人事が急激に進んだのである。

もともと、皇道派将校の中にも陸大で優秀であった者もいたし、またエリート将校の全てが陸軍枢要から排除されたわけではない。また宇垣直系の軍人が中央から排除されたことは、エリート幕僚たちの意向にかなうものであったことも事実である。しかし、荒木や

真崎といった特定の人脈による人事偏向は、新しい派閥の形成にほかならず、また皇道派人事が、旧上原系（薩摩閥）優遇の傾向を帯び、それに反発する宇垣系の動きとあいまって、旧来の激しい派閥抗争が復活する様相を呈していた。また後述するように、陸軍の路線的な問題についても、皇道派に属さないエリート幕僚の意見は容れられず、皇道派路線に対する不満も高まっていた。

このような状況の中で、皇道派によって停滞させられていたエリート幕僚による陸軍支配の進行をとりもどし、また一九三三年の後半期において皇道派が失敗した陸軍の政治的な要求を確実に実現させることをめざして、旧来の派閥に関係のうすいエリート幕僚たちの反撃が始まる。これが統制派の台頭である。

統制派は、皇道派や宇垣系のように明確な人的範囲があるわけではなく、また非公式なレベルにおいて強固な同志的結合をむすんだ政治集団でもなかった。ただ陸軍の新たな政治課題を実現し、そのためには陸軍の中央機関における職務を通じて陸軍の政治的利益の拡大をはかることが必要だという認識をもっていた。そのようなゆるやかな共通項をもつ階級をこえた政治集団だったといえる。だから、これまで専ら注目されていた中堅幕僚だけではなく、「肅軍」イデオロギーを強くもち、陸軍中央のトップにあつて後述する統制派路線を維持した陸軍首脳部の役割も重視すべきである。岡田内閣期でいえば、永田鉄山をふくめ、林銑十郎、杉山元、橋本虎之助、植田謙吉、古荘幹郎などの陸軍省、参謀本部の最高幹部たちである。これはそれ以降の時期においても同様である。

さて、統制派が台頭する一つの画期となったのが、斎藤内閣末期、一九三四年一月の帝國議會再開直前に、皇道派領袖荒木貞夫大将に代わり林銑十郎教育総監が陸軍大臣に就任したことである。林はそれまで皇道派であるとみなされていたが、この時点から皇道派を相対化した独自の行動をとっていった。

林が最も重視したのは、陸軍内部の派閥対立の解消である。この場合の派閥とは皇道派だけではなく、林の考えるの派閥とは皇道派と南次郎派（旧宇垣系）であり、その対立の根源は、出身地の地縁的な結合によるものであるとされた。⁽⁴⁾つまり林陸軍大臣は、皇道派すなわち薩摩閥、南派すなわち宇垣系という一九二〇年代までの伝統的な陸軍内部の派閥対立の延長上に、当時の派閥対立を位置づけていた。⁽⁵⁾

林陸軍大臣は、自分を荒木（皇道派）にも宇垣一成（南派）にもかたよらない中立派であると位置づけ、⁽⁶⁾陸軍中央部の要職に、「無色の立場にいる」軍人を起用していく。陸軍省軍務局長に永田鉄山少将（三四年三月）、陸軍次官に橋本虎之助中将（同年八月）、陸軍

省人事局長に今井清少将（三五年三月）などを起用したのがその例である。⁽⁷⁾ 林陸軍大臣は有名な永田鉄山をはじめ、橋本、今井などの、派閥対立から自由な立場にあるエリート軍人を意識的に登用し、「公平な人事」をおこない、陸軍の統制回復を進めようとしたのであった。

しかし斎藤内閣期においては、いまだ皇道派の勢力が強く、それを支持基盤として展開した平沼内閣運動を林陸軍大臣自身が支持したこともあって、派閥の解消という林の意図はきわめて不徹底にならざるをえなかった。それが本格化したのは三四年七月の岡田内閣成立直後、八月の陸軍定期人事異動からである。その際、皇道派の排斥を強く望む南次郎軍事参議官が、林を督促してそれを断行させようと画策したことは事実であるが、それを過大評価してはならない。

この八月人事において参謀本部方面で大きな役割を果たした植田謙吉参謀次長は、南次郎から人事についての要望を受けていた。⁽⁸⁾ その時、南は閑院宮参謀総長も引き入れて宇垣直系の建川美次を植田の後任にすえるよう熱望したが、植田は「真ノ統制ノ本務ヲ發揮スル為ニハ他ニアラン」と反対し、派閥色のうすい杉山元中將を推し、結局それが実現している。また植田は、参謀総長と教育総監は最古参の者がよいという方針から、教育総監には皇道派に近い菱刈隆閑東軍司令官が、また菱刈の後任には皇道派そのものである真崎甚三郎現教育総監が適当であるという意見をもっていた。⁽⁹⁾ 当時の皇道派偏重人事の時期にあつては、皇道派排除のために統制派と南派の人事案が類似するのは当然であるが、統制派にとつては南派も排斥すべき対象であり、それを利用することはあつても南次郎直系の者を中央部に起用しようとはしなかつたのである。南自身は自派であるとみなしていた植田のこのような態度は、南派（旧宇垣系）の求心力の失墜を如実に示しているといえる。

一方、すでに指摘されているように、統制派の反撃にあつた皇道派は、岡田内閣期になると、皇道派の指導者である真崎甚三郎が教育総監として孤塁を守るにすぎなくなり、陸軍の政策に直接影響力を及ぼせる陸軍省と参謀本部における勢力を失いつつあつた。また中央政治においても、斎藤内閣期の平沼内閣運動の失敗により、孤立しつつあつた状況を打開することが困難になつていた。⁽¹⁰⁾ 真崎の危機感の高まり、岡田内閣とそれを成立させた元老・重臣勢力への反感は強まつた。真崎は一民間右翼の幹旋にのり、元老・重臣勢力に批判的とはいえ政党政治家である政友会の久原房之助と会見するなど、早くも政治的進路を見失いつつあつた。三四年七月二五日以降、真崎は久原や海軍艦隊派の末次信正らと何回か会談するが、結局何ら有効な対策を打ち出すことはできず、岡田内閣を非難しあうだ

けの状態であった。⁽¹¹⁾翌三五年三月の人事異動でも事態は好転せず、真崎はほとんど有効な手を打てずに統制派の圧迫を許すだけであり、平沼騏一郎擁立を運動することすら困難になつていたのである。⁽¹²⁾

そのような折、三五年二月末からの天皇機関説問題の展開は、岡田内閣の倒壊を望む皇道派にとっては勢力回復の好機となる可能性をもっていた。一木喜徳郎枢密院議長や金森徳次郎内閣法制局長官が天皇機関説論者であり、彼らを目標にすることによって直接岡田内閣や元老・重臣勢力を攻撃できたからである。周知のように、皇道派は岡田内閣の打倒を目的として国体明徴運動に関わつていった。しかし以下で述べるように、陸軍において天皇機関説の排除に積極的であつたのは皇道派ではなかつたのである。

この問題が重大化しつつある三五年三月一六日、すでに皇道派が排除されていた参謀本部は、次のようなきわめて強硬な天皇機関説排撃の意見書を作成し、陸軍自らが政府を積極的に鞭撻すべきことを主張した。

「美濃部氏ノ天皇機関説ハ（中略）之ヲ断乎排撃スルト共ニ（中略）議会開会中ニ於テ速カニ必要ナル手段ヲ採ルヲ要ス 之カ為本件ノ重大性ト政府ノ今日迄ノ優柔不断ノ態度トニ鑑ミ陸軍ハ此ノ際率先シテ積極且徹底的ニ右所信ヲ政府ニ開示シ政府ヲ鞭撻シテ速カニ之カ実現ヲ期ス 其ノ具体的処置左ノ如シ（後略）」⁽¹³⁾

また同時期に林陸軍大臣も、陸軍の総意のとりまとめと内閣の合意が必要との政治的配慮を見せつつも、機関説の排除については明確に支持を表明している。⁽¹⁴⁾そして五月末からの満州視察を前にして、林陸軍大臣は内閣にさらなる施策を進言すると同時に、⁽¹⁵⁾帰国後における美濃部の公職からの追放、機関説論者の排除、憲法解釈の政府による明確化という強硬策の断行を真崎に語っていた。⁽¹⁶⁾そして帰国後は実際に内閣に対しさらに強硬な態度をもつて政府による国体明徴声明を要望した。そしてこれは林陸軍大臣の終始一貫した態度のほか、橋本虎之助陸軍次官の強い進言や、前述の参謀本部の態度、また非皇道派の若い幕僚からの強い突き上げなど、陸軍部内一般の強い意向によるものだったのである。⁽¹⁷⁾これは七月の真崎教育総監の更迭により、皇道派勢力が最終的に陸軍中央への影響力を失つた後も同じであつた。

これら統制派の天皇機関説対策が皇道派と異なる点は、この問題を岡田内閣の打倒とリンクさせるか否かにあつた。統制派は積極的に機関説排撃に乗り出しながらも、皇道派や

民間右翼の煽動にのり、それが岡田内閣の倒壊に結びつくことを避けようと細心の注意をはらっていた。⁽¹⁸⁾ このため岡田内閣は倒壊へはむかわなかったし、よく指摘される皇道派の政友会との提携も、真崎が政友会の最も小さい派閥領袖にすぎない久原房之助をけしきけるくらいの、きわめて希薄な関係にすぎなかった。⁽¹⁹⁾ 皇道派の没落は機関説問題の展開によって緩和されることはなかったのである。

そして三五年七月一六日に至り、真崎の教育総監更迭が決定される。この人事において林陸軍大臣をはじめとする陸軍中央部首脳は、明確に派閥対立の解消を目指して行動した。七月一日、このような統制派の人事案に対し、南次郎に同情する閑院宮参謀総長は、「一部積極案の加味」をした人事、つまり南派の起用を要望した。これを受けた林陸軍大臣は、人事案の再検討を橋本陸軍次官、今井人事局長に命じた。二人は検討はしたものの、翌二日には「前決心に変わりなく、此際一方の排除と入り代わり他方の進出は不可」であるといふ申し、皇道派の排除に代わる南派の進出を厳しく抑えようとし、かつ真崎の退役という強硬論を主張したのである。後者はさすがに過激で林陸軍大臣と永田軍務局長が反対したらしく、真崎は現役にとどまり軍事参議官専任ということになったが、橋本次官は杉山元参謀次長と連絡をとり、真崎の総監更迭については一貫して強硬姿勢で行動した。⁽²⁰⁾ そして真崎更迭後林陸軍大臣は、荒木・真崎派があるとすれば他の一派は誰が中心かと荒木から問われると、それは南次郎であると断言するのであった。⁽²¹⁾

このような、特定の個人を中心とする派閥の存在が陸軍の政治的要求の達成を妨げており、これを批判し解消しなければならないという「肅軍」イデオロギーは、首脳部だけではなく、中堅層以下の幕僚にも浸透しつつあり、この時期の一連の人事はその突き上げという面も強い。⁽²²⁾ このような傾向は、二・二六事件を待たず、すでにこの時期に一般化していたのである。

こうして皇道派は、最後の機会を生かすことに失敗し、その後は平沼系や海軍艦隊派との連携行動もうまくとれなくなった。また擁立すべき平沼騏一郎自身が政権獲得を断念したこともあって平沼内閣運動はほとんど停止状態となり、⁽²³⁾ 中央権力から決定的に遠ざかったのである。これは即ち、陸軍皇道派・海軍艦隊派・平沼系連合の力が完全に失墜したことを意味していた。

しかし、このように岡田内閣期において急速に皇道派系諸勢力が没落したが故に、怪文書の撤布、士官学校事件、永田軍務局長惨殺事件などの、それまで皇道派系諸勢力が中央政治において発言力を持っていたことによって統御されてきた過激派の暴発をまねき、統

制派がこれを完全に抑制できなかったため、陸軍が派閥抗争にあけくれるイメージを広めた。それが同時期において統制派の国防、内政問題への意向の貫徹が不十分におわる一因となつた。

第二節 統制派による陸軍の新路線の形成と展開

一 斎藤内閣末期における統制派路線の形成

前節では陸軍の人事面における統制派の台頭過程について述べたが、統制派の台頭は派閥に対するアンチテーゼのみによるものでは決してなかった。皇道派や過激派将校、次章でふれる石原派の政治的限界をのりこえ、陸軍の要求を次の段階に進め、それによって日本の政治の方向性を確定したことが、政治史的にははるかに大きな意味をもっている。

さて、前章第四節一で述べたように、荒木貞夫陸軍大臣は一九三三年の後半期から、観念的な反共路線を基調にした内政・対外政策を打ち出し、これを五相会議や内政会議で提唱したように、純軍事的な問題以外にも積極的に介入する姿勢を示した。

これに対し林銑十郎新陸軍大臣は、一九三四年一月の就任直後から、当面は農村対策をはじめとする軍事以外の内政問題に対しての介入には消極的な態度を表明するようになった。つまり、内閣の一員として努力はするが、基本的にはそれぞれの關係が担当すればよく、陸軍が意見を發表したり強いて容喙したりはしないという方針を打ち出したのである。⁽²⁴⁾ また政局問題に関しても、林は荒木と違ってそれに対してコメントを公にすることはしなかった。⁽²⁵⁾ つまり陸軍は、当面国防政策の実現に専念するという態度に転換していったのである。⁽²⁵⁾

しかしそれは陸軍が内政問題に関心がなくなったからではなかった。一九三四年初頭、同年三月に陸軍軍政において少将としては最重要のポストである陸軍省軍務局長に就任する永田鉄山は、次のような意見書を真崎甚三郎教育総監に提出している。⁽²⁶⁾

「国防ノ根本要義ハ内ハ挙国一致ノ情勢ヲ致シ外ハ国際ノ關係ヲ適良ニ導クニ在リ今ヤ外ノ關係ハ姑ク措クモ内人ノ和ヲ得アラス国トシテ然リ軍内亦然リ戦争準備ノ最大欠陥ナリ

国防ノ根本ヲ揺カシツヽアリ

人ノ和ヲ欠キアルハ政治經濟社会の各部面ニ互リ欠陥多キニ因スル所頗大ナリ即チ此間ニ案シ赤化思想ノ侵入各種好マシカラサル思想傾向ノ醸成セラルヽアリ極左極右ノ対立社会各層ノ鬭争激甚ニシテ文武ノ間漸ク離反ノ兆アリ軍内上下ノ關係亦背反ノ傾向アリ斯ノ如クシテ近代的国防ノ目的ハ決シテ十全ニ達成シ得ヘキニ非ス根本禍源ノ芟除ニ非常ノ措置ヲ切要トス国防ノ上ニ国家興隆ノ上ニ根本ノ禍源ヲナスモノハ即チ政治經濟社会ニ於ケル幾多ノ欠陥ナルコト上述ノ如シ而シテ今ヤ禍根ハ深クシテ広ク之ヲ所謂為政家ノミニ委シテ之カ芟除ヲ求ムルモ木ニ縁リテ魚ヲ求ムルニ等シ乃チ純正公明ニシテ力ヲ有スル軍部カ適正ナル方法ニ依リ為政者ヲ督励スルハ現下不可欠ノ要事タルヘシ

督励指導ノ方法ハ事ニ依リ時ニ応シ適當ニ之ヲ選択シ得ヘク竝ニ最モ切要ナルハ指導督励ノ為ノ寸度ヲ自ラ把握スルニ在リ即チ具体案ヲ有スルニ在リ之無クシテ抽象的ニ要望ヲ□スルモ得ル所少シ

現制國務大臣タル陸海軍大臣ノ補佐機関ハ軍政ヲ処理シテ余力少キ各局課以外ニ之ヲ有セス政務官ノ如キ多ク言ヲ須フルノ要ナシ即チ現下ノ非常時ニ処シ特ニ國務ニ関スル専任ノ補佐者ヲ置キ前項具体案等ノ討究ニ当ラシムルノ要喫緊ナルモノアリ

但シ叙上機関ノ存在ハ之ヲ部外ニ対シテハ秘スルヲ以テ得策トスルヲ以テ現軍事調査委員長軍事調査班ノ人事ノ運用ト若干ノ増員（或ハ滿蒙班ノ人員ヲ流用）トニ依リ目的ノ達成ヲ期シ之ニ課スル特別任務亦秘密ノ取扱トスルヲ可トセン」

つまり永田鉄山はこの意見書において、各方面に欠陥の多い現在の政治經濟社会を是正し、近代的国防の目的を十全に達成するには、軍部が政治家を指導督励しなければならず、そしてそれには抽象的な要望をしても得るところは少なく、具体案を有しなければならぬと主張する。しかし、現在の陸海軍大臣の補佐機関は軍政に迫われ余力が少ないので、特に國務に関する専任の補佐者を置くべきであると主張している。もともと、二・二六事件前のこの段階では、これは部外に秘し、現制度の人事の運用によるべきであるとされてきている。

これは、純軍事的な政策にしろ、それに関連した内政全般への要求にしろ、いまだ當時の陸軍には具体案がなく、今はそれを確立することが第一であり、その完成を待ってから内閣に要求するという方針であったといえる。それは抽象的な觀念論をもって政府と交渉して失敗した荒木前陸軍大臣、つまり皇道派の政治手法を轉換させることでもあった。

そしてその具体策を立案するためには、陸軍省に専門の機関を設置すべきであると考えられたのである。これは、最終的には二・二六事件後に陸軍省に設置された、政治対策課ともいべき軍務課として実現するのであるが、この時期における陸軍の力量からして表立ってそれを設置することはできなかつた。とりあえずは、現行制度における人事の運用によってその実をあげるといふ方法しかなかつたのである。

一方でそのためには、軍事に関連する政治的諸問題について、軍人がこれを研究することを許容されることが必要になる。そこで林陸軍大臣は、大臣が閣内で意見を述べるためその属僚が諸問題を研究することは必要だとし、また公式に発表することは許されないが、現役軍人がその任務から派生する政治的問題を「純真」な立場から研究し論議して、それを政治的窓口である大臣や次官に具申することは、必ずしも陸軍刑法にふれないし、奨励はしないがやむをえないことであると公言した⁽²⁷⁾。また陸軍と政治との関係については、最近の国防問題の関係範囲の拡大からある程度の抵触はやむをえず、「政治関与」との境界は常識によって判断するしかないとした⁽²⁸⁾。

しかしこれらの政治介入方針は、二・二六事件後、その政治関与は当然であると断言した陸軍の態度からすればかなり遠慮したものであつたし、また政治的な研究論議を陸軍省の幕僚に限定せず、一般の幕僚にも許すなどの点で、陸軍省中心主義というには不徹底なものであつたといえる。また過激派将校については、その存在自体を否定してそれへの取り締まりの実行については言及しなかつた⁽²⁹⁾。

具体的な国防政策についても、以下に述べるように、すでに斎藤内閣期において皇道派時代からの転換がみられた。

その第一は、皇道派主導の対ソ連政策の緩和である。すでに参謀本部では、対ソ強硬論者で皇道派の小畑敏四郎第三部長が三三年八月に近衛歩兵第一旅団長として転出してから、対ソ一撃論は弱まる傾向にあつたが⁽³⁰⁾、さらに林陸軍大臣は、対ソ軍備は防勢であるとし、また欧米各国との交渉についてもソ連をとくに区別しなかつた⁽³¹⁾。また林陸軍大臣は、ソ連に対し前陸軍大臣よりも強硬な態度にすることは決してないと本庄繁侍従武官長に語り、その意を間接的に昭和天皇に伝えた⁽³²⁾。また周知のように、すでに開始されていたソ連との北滿鉄道買収交渉も、統制派の意にかなうものであつた。

第二には、滿州政策を陸軍や官僚により積極的に統制しようとしたことである。三三年末に問題となつた滿鉄改組問題で、皇道派が改組に消極的態度をとつたことは指摘されているが、さらに明確には、荒木陸軍大臣時代の三三年八月に閣議決定された「滿洲国指導

方針要綱」は、日滿經濟關係の統制に關しては、いまだ不十分なものがあった。しかし林陸軍大臣就任後の三四年三月閣議決定された「日滿經濟統制方策要綱」では、本格的に經濟統制が打ち出されていた。⁽³³⁾ また、三四年秋に懸案となる在滿機構改革問題に關しても、この時期に研究が着手されるなど、⁽³⁴⁾ 統制派の積極的対滿政策は確實に進みつつあったのである。

第三には、陸軍予算充実要求が強まったことである。これについては、林が陸軍大臣に就任したのが帝国議会会期中であったこともあり、予算案を変更することはできなかったが、将来の方針などについての林陸軍大臣の言動には、荒木前陸軍大臣との相違がいくつかみられる。

荒木前陸軍大臣は将来の軍事費の見通しについて、自ら主張する一九三五、六年の危機に對処するための兵備改善計画費約四億一〇〇〇万円が予算で認められれば、三五、三六年に新規要求をする予定は今のところなく、軍事費自体も現在以上に増加することはないとしていた。また逼迫する財政への配慮をある程度みせ、人的要素を重視した軍制改革を実施して、予算額の多少の増減には影響されない弾力性のある軍備をめざすとし、情勢が変化しなければという条件つきながらも、基本的には一九三五、六年の危機が去った後の軍事費負担は軽減されるという見通しを言明していた。⁽³⁵⁾

これに對し林陸軍大臣は、就任早々の議會において、次のように答弁した。

(前略) 作戰資材整備予算ノ国防充実費ハ(中略) 昭和九年度ガ一億二千万円、昭和十年度ガ一億一千万円、昭和十一年度ガ一千七百万円ト云フ年割デ使用スルコトニナツテ居リマス、之ニ依ツテ軍ノ裝備ハ相当ニ進ム考デゴザイマスガ、列國ノ趨勢ハ日々進ンデ居ルト云フ状態ニ在リマスノデ、此予算ヲ使用シマシテモ、尚ホ逐次向上改善スルト云フ必要ガ起リマスノデ、尚年々相当ノ經費ガ要ルト云フ風ニ考ヘルノガ至当ダト存ジマス。⁽³⁶⁾

つまり、現在の兵備改善計画が完了したあとも依然として年々相当の經費が必要であるとし、荒木陸軍大臣時代以上の軍拡を示唆したのである。⁽³⁷⁾ ただこの段階においては、岡田内閣期に比較すれば妥協的な態度は継続していた。また皇道派時代に比べ航空戦力の充実への関心が高まったことは事実であるが、⁽³⁸⁾ いまだこの時期においては研究中であるとし、またそれも「国家財政ノ許ス範圍」においてなされるものとしたのであった。⁽³⁹⁾

最後に、この時期それほどはつきりした轉換を示すものではないが、統制派主導の陸軍

中央部は、塘沽停戦協定後の政府の対中国政策を明確にすべく、一九三四年の春頃から外務省、海軍省と関係課長協議に入っていた。⁽⁴⁾

一九三三年秋の五相会議において、荒木陸軍大臣が対ソ強硬政策を主張したもののこれが容れられなかったことは前述したが、同会議の外交方針決定の最終段階において、陸軍省は次のような文章を挿入することを要望していた。

「差当り両国関係ノ尖鋭化ヲ避ケ国力ノ充実ニカヲ用ユルコトヲ決議セルカ如キモ該政權ノ今日迄採リ来レル施策ハ根本ニ於テ東洋平和ヲ破壊スルモノニシテ而モ今日依然トシテ欧米ニ倚リ我国ヲ制セントシツ、アル現情ニシテ其対日根本方針ニ於テハ別段ノ政変ヲ見サルノミナラス将来親英米派ノ抬頭跋扈ヲ再現スルノ虞レ決シテ些シトセス 従テ対支当面ノ政策トシテハ漸進的手段ニヨリ特ニ支那内部ノ分裂的傾向ニ即応シ我ト實質的親善關係ヲ結ハントシ之ヲ事実上ニ具現スル各地政權ニ対シテハ必要ノ援助ヲ与ヘ其勢力ノ強化ヲ支持シツ、經濟的發展ヲ策シ軍事經濟及文化的連鎖ヲ緊密ナラシメ帝國ノ國際的危機ニ際シテモ努メテ広ク親日的地域ヲ設定シ之ニ応シ得ルノ態勢ヲ整フルヲ緊要トス」

「而シテ現国民党政權ノ本質的ニ帝國ト相容レサルモノアルニ鑑ミ彼等力真ニ日支提携ノ必要ヲ痛感シ之ヲ事実ニ披瀝セサル限り過早ニ之ヲ支持セサルヘキハ勿論其勢力ノ拡大特ニ北支進出ニ対シテハ適當ノ手段ニヨリ之ヲ阻止スルコト必要ナリ」⁽⁴⁾

つまり漸進的手段によって、中国の内部分裂的傾向を利用して親日的な各地政權に必要な援助を与え、その勢力の強化を支持しつつ經濟的發展をはかり、軍事經濟文化的關係を緊密にして親日地域の設定に努め、また南京の国民政府に対しては、相手が提携の意思を明確にしない限り尚早に支持せず、その華北への進出は適當な手段により阻止するということで、華北分離政策をほめかす内容になっている。この修正案は五相会議では認められなかったが、これは結果論的にいえば三四年以後に陸軍中央部がとった対中国政策を端的に示すものであったのである。このように少なくとも対中国政策に関しては、三三年後半から皇道派の消極的な方針が陸軍内部で後退しつつあった。

二 岡田内閣成立後における統制派路線の動向

さて、一九三三年七月に岡田内閣が成立し、八月の人事異動で皇道派の優位を一部切り崩す準備を整えた林陸軍大臣は、五相会議のような少数閣僚会議は現在必要ないという意向を表明した。⁽⁴²⁾これは斎藤内閣時代に陸軍の不首尾に終わった少数閣僚会議を否定するとともに、内政全般にわたる政策、つまり国防国家政策が具体化されるまでは、不用意な国策会議は避けようという意図にもとづくものであった。

さらに林陸軍大臣は、新聞記者への談話として次のように語った。

先日総理と会談したのは満洲問題であつて拓務大臣としての総理に陸軍の所見を述べて置いた陸軍としては内政問題とか経済問題とかより、何より満洲問題が第一義であるので総理に大体の意見を述べて置いた訳である陸軍の明年度予算方針は未だ決定してゐないがその重点は航空機の充実にある、これは幾らやつても足らぬ状態だ。⁽⁴³⁾

つまり統制派は、当面は内政問題より満洲における基盤強化や航空戦力の充実に重視したのである。

そして満洲問題においては、春から陸軍で準備されてきた在満機構改革が八月から内閣で審議され、結局陸軍案がほぼ全面的に実現し、満洲における陸軍の権限が強化された。⁽⁴⁴⁾ またもう一つ注目すべきなのは、これが首相権限の強化をも意味している点である。つまり新設された対満事務局の総裁は内閣総理大臣に直属するものとされ、駐満特命全權大使は基本的には首相の監督下に置かれた。そして前者は陸軍大臣が、後者は関東軍司令官が兼任するのである。これは内閣における権限を強化された首相に対し、陸軍大臣が陸軍省で立案された具体的政策の実行を迫るといふ、統制派の政治介入方式の一環としても理解できる。統制派の要望で設置されたとされる国策立案機関としての内閣調査局、のちの企画院も首相直屬とされたのである。

一方、軍拡問題についても陸軍はその主張をさらに強めていった。林陸軍大臣は、財源問題に容喙せずとしながらも、もし国防上の必要額が認められないとすれば軍部独自の発言をする可能性もあるとして、財政との協調に一定の留保をつけるに至った。またこのころ進展しつつあったソ連との北滿鉄道買収交渉が成立しても、対ソ関係はすぐには好転しないだろうと言明し、対外緊張緩和による軍拡抑制論の台頭を牽制したのである。⁽⁴⁵⁾

そのような中、三四年九月には、陸軍省内部において研究に着手されていた国防国家政
策のガイドラインができあがった。目下対満政策や航空戦力充実に力を注いでいた林陸軍
大臣や橋本次官ら陸軍省首脳部は、これを直ちに発表することには二の足を踏んだが、結
局中堅幕僚の意向を容れ、一〇月一日に林陸軍大臣自ら修正のうえ陸軍省新聞班の名前で
頒布されたものが「国防ノ本義ト其強化ノ提唱」、いわゆる陸軍パンフレットであつた。⁽⁴⁴⁾
これの特徴は、政治経済社会すべての面を「広義国防」の名の下に統制すべきことを主張
した点にあるが、その広義国防論がこの時期においては統制派の思わぬ足かせとなる。

つまりこの陸軍の広義国防論は、全ての部門が広義国防として国防に関連するというの
ならば、軍事費により財政が圧迫を受け民間部門がおろそかになることは広義国防が不完
全になるといえるのではないか、という論理によつて逆に政党が軍拡を牽制する余地を与
えたのである。これに対し、林陸軍大臣はその批判に甘んじるか、⁽⁴⁷⁾あるいは陸軍パンフレ
ットは大体的方針を示したものにすぎず、陸軍はまだ具体案を持つておらず研究中で、ま
たそれは軍自ら実行するわけではないし、農村対策などの財源不足は大蔵省など他省の管
轄であると逃げるしかなかつた。⁽⁴⁶⁾この時期、実際に陸軍に具体案がなかつたかどうかは不
明であるが、あつたとしても提出できる状態ではなかつたことは確かである。故に陸軍が
さしあたって実現可能であり、現実問題としてめざしたのは、対ソ軍備の充実、つまり「狭
義国防」であつたのである。またこの段階にあつては、陸軍軍人の国家総力戦体制への理
解が深かつたとは言い難く、その要求が軍備充実に収斂してしまう傾向があつたことも、
この時期の統制派が国防国家建設より軍備充実に優先させることになつた一因である。⁽⁴⁹⁾
すでに指摘されているように、極東におけるソ連の軍事力は、一九三二年から三三年に
おいてはそれほどでもなかつたものが、同時期に陸軍皇道派が声高に對ソ強硬論を唱えた
ため、かえつて増強されることになつた。その一方で皇道派の對ソ国防路線には軍備の機
械化や航空戦力の充実に軽視する傾向があつたので、一九三四〜五年において極東におけ
る日ソの軍事バランスは大きく崩れつつあり、⁽⁵⁰⁾このことも統制派が皇道派路線に批判する
一つの理由になつていた。それにもかかわらず、三四年においても對ソ国防は皇道派路線
が維持されており、これを克服するためには、軍備の機械化、航空戦力の充実に実現する
ためのより一層の軍事予算の確保が必要となつていた。

そのため、陸軍統制派は前述のように對ソ緊張緩和論を牽制するとともに、軍事費の財
源確保を意識的に主張していく。一九三五年年度予算編成期になると、大蔵省は悪性インフ
レを防止するため公債漸減方針を主張し、それを補填するため、軍需産業の盛況をねらつ

て臨時利得税の導入をはかろうとした。これに対し陸軍は、増税にはもとより異存はないが、軍需産業への課税は国防の観点からして慎重を期すべきであり、それによって得られる財源は大した額ではないとして、増税による財源補充にはあまり期待しておらず、依然として公債発行額への関心が強かった。⁽⁵¹⁾そして林陸軍大臣は次のように語り、翌一九三五年度の陸軍予算案は三四年九月の室戸台風の災害復旧費に配慮して、作戦資材整備計画費の計上を見送った掛け値なしの必要最小限の額であることを強調し、公債発行の余力はま
だあるとして大蔵省との対立を隠さなかった。

蔵相は財政当局の苦衷を縷々述べられ陸軍新規要求の考慮を促された、しかし陸軍の当然なる要求を遠慮するわけにはゆかない、しかも今回の陸軍予算はあらかじめ農村の窮乏、財政難等々の現状に鑑み切りつめるだけ切りつめ殊に第二次作戦資材整備費の如きは来年度計上を見合した程で全く懸値なし最低必要額である、しかるに蔵相は増税にしても公債増発にしてもこれ以上既に考うる余地はなく、従って陸軍のいうところも理解するが、御趣旨に副い兼ねるとのことであったが、自分としては今回の増税案にしても不徹底の嫌いあり、その他の増収案も実現可能と思われるしまた公債の発行力に關してはまだまだ余力はあるやうに思われる、要するに、今後の事務的折衝を経た上でなくば何ともいえないが、いまのところではちよつと両省の対立に似た感がある、果して自分と藤井君との話し合いで纏まるやら総理まで発展するやら、それは今後のことと陸軍の態度は既に定ま
つてゐる。⁽⁵²⁾

その予算増大の根拠とされたのが軍備の機械化と航空戦力充実の急務であつた。機械化にともない軍事費が増大するのは当然であるとし、また航空戦力充実費は最も必要で、それは動かしがたいものであり財政状況によつて伸縮されるものではないと主張されたのである。⁽⁵³⁾

このように陸軍の軍事費増大に対する方針が強硬になる中で、三四年一月初めからの三五年度予算各省復活折衝において、陸軍と健全財政主義にもとづき公債漸減と軍事費の抑制を主張する藤井真信蔵相の対立が表面化した。この対立はかなり激しいものであり、一時は広田弘毅外相が総辞職して軍部に政権を渡した方がよいと主張するほどであつた。⁽⁵⁴⁾また陸軍において、藤井蔵相の強い態度に不満をもつた参謀本部が予算額の大幅な上積み
を要求したため、これを抑えられない陸軍省が予算案を編成替えするなど、二・二六事件

後に比べるといまだ陸軍省の優位が確立していなかったことも、事態の紛糾を招いた一因であった。⁽⁵⁵⁾

この対立の激化に対し、岡田首相や元老西園寺はむしろ藤井蔵相の急進論の緩和に努めた。西園寺は無理に軍拡を抑制することによって、肝心の岡田内閣が倒れたり、かえって軍部が暴走することを恐れたのである。⁽⁵⁶⁾ その結果、陸軍軍事費は、作戦資材整備計画費の提出が見合わされたため前年度より増加額は半減したものの、四〇〇〇万円の増加は確保した。公債発行額は陸軍が妥協し一億円減となった。しかしこの公債漸減方針が貫かれたことに当然陸軍は不満を抱いた。

その不満は直後の第六七帝国議会における林陸軍大臣の言動によくあらわれている。そこで陸軍は、日本の対ソ外交が平和主義で、かつソ連の首脳部が平和主義であっても、ソ連の極東軍備の機械化や航空戦力が充実し満ソ国境が不安定な限り、それは軍事費削減の理由にはならない旨を語り、対ソ関係の緩和と国防政策の無関係を主張した。また軍事費については、前述の必要最小限論を展開し、また財政困難という理由を持ち出されても、その結果国防に欠陥が生ずるのであれば、直ちに自説を引つ込めるような「薄弱ナ考へ」は持たないと断言し、外務省や大蔵省との対抗姿勢をかいまみせた。そして将来の軍事費の見通しについても、統帥部が必要という新規資材整備費二億円に航空戦力充実費をプラスしたものを、次年度以降に年度割をして提出すると具体的数字をあげるまでになつていたのである。⁽⁵⁷⁾

しかしこれも二・二六事件後に陸軍が追求した軍備充実計画に比べればきわめて控えめなものであり、それは飛躍的な軍備充実をめざす統制派にとっては、⁽⁵⁸⁾ 軍備の機械化や航空戦力の充実の端緒を開いたくらいのものでしかなかった。⁽⁵⁹⁾

このように統制派の意向が軍備面においても完全には貫徹できなかった理由は二つあった。一つめの理由としては、軍備増強の一番の根拠となるべき対外危機が希薄化する傾向にあったことである。

すなわち、対中国関係においては、一九三三年五月の塘沽停戦協定の成立により、満州事変が一段落し、それ以来、欧米列国の介入はきびしく拒否しつつも南京の中国国民政府に積極的にはたらきかけ妥協の道を探ろうとする広田弘毅外相の外交や、南京政府内部における親日派の台頭により、日中関係は序々に好転する傾向にあった。また対ソ連関係においても、広田外交下において北満鉄道買収交渉が進められており、対ソ強硬論の目立つ陸軍皇道派の後退もあって、表面的には緊張緩和の傾向にあった。このような対外危機の

緩和は、少なくとも軍部の発言権を強くするものではない。前述のように統制派が北滿鉄道交渉と対ソ関係の無関係を強調したのもこれを警戒してのものであった。

对中国政策においては、前項で述べたように三四年春から陸軍・海軍・外務三省課長協議が始まっていた。そして七月二七日には三省の課長間に合意が成立し、それぞれの上局に持ち帰ることになったが、その穏健な内容に不満を持ったと思われる陸軍の反対により協議は中止となった。そして一月下旬から再開された協議の結果、一二月七日に三省協定「対支政策ニ関スル件」が決定した。⁽⁶⁰⁾

この「対支政策ニ関スル件」の内容は、七月案に比べ、対華北政権方策条項において、華北地方の現状維持の示す文字の削除など、華北から国民党勢力を排除するための方策の制限が緩和されており、漸進的な華北地方の親日化、非国民党化工作の推進を否定しないものとなった。陸軍統制派は、対ソ軍備の劣性克服が急務の現在、自ら進んで中国との全面戦争を望むものではないにしろ、広田外交の全面的成功は軍拡の足かせとなることは確実であった。それ故統制派は広田外交に懐疑的であったし、この時期の陸軍が南京政府の親日態度は信用できないものであると盛んに宣伝し、また非常時緩和論を批判していることは、この時期の陸軍の危機感を示している。⁽⁶¹⁾一時は三省協議を放棄した陸軍が協議再開に応じた時期が、次節で述べる政民連携運動の最盛期と前述の一九三五年度予算折衝で閣内対立が深まっていた時期と一致するのは、決して偶然ではなかったのである。

しかし滿州事変の勃発から盧溝橋事件により日中全面戦争の開始に至るまでの経過が示すように、中国現地での何らかの事件なり既成事実なりの追い風なしには、陸軍省単独では政府レベルの对中国政策をそれほど大幅に変更させることはできなかった。「対支政策ニ関スル件」においても、華北分離工作を示唆する条文はあるものの、それを明確化するには至っていないからである。

この岡田内閣前半期においては、陸軍中央すなわち統制派の一貫した具体的な対中国政策は史料制約により直接的には明らかにしえない。しかし一九三五年五月末から現地派遣軍の主導により実際に華北分離工作が展開し、そして陸軍中央がそれを制御しながらこれを政府レベルの政策に反映させようとする過程の中に、岡田内閣期における統制派の对中国政策が示されると同時に、さらにそれが統制派内部でも明確になってくる。このことと、それに対応する陸軍の軍事費問題への態度については第四節で述べる。

さて、以上のように、統制派の意向が軍備面においても完全には貫徹できなかった理由の一つは対外関係の変化にあったわけであるが、もう一つは国内的要因、即ち元老・重臣

勢力を中心とする国内権力安定策及び軍事費抑制策の展開である。次節ではこれについて詳しく述べる。

第三節 元老・重臣勢力における西園寺路線の展開と陸軍統制派

一 岡田内閣の成立と内閣審議会構想

一九三四年七月三日、三二年の五・一五事件後以来続いてきた齋藤実内閣が、大蔵省の疑獄事件である帝人事件を直接的契機として総辞職した。前章で述べたように、後継首相推薦権をもつ元老西園寺公望は、当時運動が盛んであった、軍部が支持する枢密院副議長平沼騏一郎や海軍大将加藤寛治を排し、西園寺の意を受けて行動できる海軍穩健派の岡田啓介海軍大将を内閣首班に指名した。当初は政党内閣の復活への希望を持っていた西園寺であったが、齋藤内閣期を通じ政党への信任を次第に低下させていった。内紛を続け綱紀問題などで権威を益々失墜させている政党への評価を、以前より明らかに低下させていたのである。⁽⁶²⁾

後継首相に指名された岡田は、その西園寺の意向を受け、組閣当初は政党に対し冷淡な姿勢をとっていた。しかし、それは政党を政権から排除するものではなく、現実問題として衆議院における支持基盤がなければ円滑な政治運営は難しかったし、西園寺の意向にもとづく挙国一致内閣による権力安定と軍部抑制に政党の力は必要であった。

この時期の政党は、立憲政友会、立憲民政党という二大政党それぞれの内部において二つの潮流が明確になっていた。つまり、当面現在の形態の挙国一致内閣を支持して政党内閣への復帰の機会をうかがうか、政友会単独、あるいは政民両党の合同新党による内閣とどうかたちで政党内閣を即復活させるか、という二潮流である。前者は民政党の大部分と政友会の非主流派、後者は政友会の主流派と民政党のごく一部であったが、それは西園寺主導の元老・重臣勢力の権力安定策に当面は参加しようという前者と、これを拒否する後者との対立であったといえる。齋藤内閣後期、一九三三年の秋から三四年の春にかけて展開した政民連携運動も、当初は前者の潮流によるものであったものが、後者の介入によって骨抜きにされてしまったという経過があった。それまでは政民両党ともに内閣に閣僚を派遣して表向きは与党であり、政局は比較的安定していた。しかし、三三年三月に日本の

国際連盟脱退が決定し、五月には塘沽停戦協定の成立によって満州事変が一段落すると、軍部の政治的要求、政党による政党内閣復帰の要求がともに強まり政治状況が流動化しており、その意味でも政界の再編は不可欠であったのである。

つまり西園寺は岡田内閣の組閣当初、自分が信頼する元老級の大物政治家と、西園寺の意向を支持する政党政治家によって政治を運営させる意向を持っていた。具体的には、どの閣僚ポストにでも政党代表者として民政党総裁若槻礼次郎、政友会の代表として非主流派領袖の床次竹二郎を配し、これと岡田首相、高橋蔵相の「四本柱」で内閣を支えるという構想であった。⁽⁶³⁾ 言い換えれば、元老・重臣勢力の意を受けた政治家の主導の下、政党における親西園寺の勢力をも中心にすえて政党全体を岡田内閣に引き寄せようとしていたのだといえる。

またこの時期には、内務省を中心とする官僚にもいまだ立憲主義的空氣が強く、政党内閣は拒否しても政党の国民統合機能まで否定しようという者は少数であり、⁽⁶⁴⁾ 新官僚の旗手とされ、岡田内閣では内務大臣という重要閣僚となった後藤文夫も、政党员を入閣させ、挙国一致内閣の実をあげるべきであると強く主張するなど、⁽⁶⁵⁾ 西園寺路線は官僚勢力においても受け入れられるものであった。陸軍においても、この時期はちょうど人的にも政策的にも主流が皇道派から統制派に移行する過渡期にあたり、統一された強い政治介入が難しい状況にあった。西園寺の政治構想が実現する余地はあったといえる。

このような状況の中、新内閣は衆議院少数党である民政党からは引き続き与党として支持され、二名の閣僚を得た。しかし鈴木喜三郎政友会総裁は、岡田首相の要望にもかかわらず閣僚派遣を拒否した。岡田は政友会内の第二勢力と目された床次竹二郎派と交渉、その結果床次以下三名が岡田内閣に入閣した。これに対し政友会総裁派は入閣した床次らを除名処分にした。

岡田内閣は衆議院においては、斎藤内閣期の政民連携運動の活動主体を支持基盤としていたわけであるが、多数党の政友会を取り込めず、政友会の反主流派も、閣僚と政務官就任者以外は党内にとどまっていた。また西園寺が期待する高橋是清も籍は政友会にあったため入閣せず、軍事費問題で軍部とわたりあうべき大蔵大臣は政治経験の乏しい若い大蔵官僚の藤井真信であった。その意味で、当初の西園寺の構想は実現せず、三四年七月八日に成立した岡田内閣は、政治基盤を前内閣より弱体化させて出発したことは事実である。西園寺と岡田首相は、不安定な政党にこちらから直接はたらきかけることは避け、当面は様子を見る方針であった。⁽⁶⁶⁾

このような状況の中、岡田内閣成立後、大体三四年八月頃から、床次竹二郎通信大臣、翌年一月には民政党総裁となる町田忠治商工大臣ら政党閣僚が、内閣審議会（当初は国策審議会）の設置を岡田首相に提案するようになった。⁽⁶⁷⁾このねらいは、政友会の親岡田内閣勢力を支援し、政友会の与党化を促すことにあった。それは当面は岡田内閣を支持し、元老・重臣勢力の指名した政治家を中心に、政党、官僚が連合して内閣を構成していこうという政治路線であり、元老・重臣勢力における西園寺路線に従うものであった。

これに対し、当初岡田首相は、積極的には政党にはたらしかかけないという前述の西園寺の方針があり、また「国策」という語から、審議が外交、国防問題にまで及び、かえって不用意に軍部の要求を助長することを警戒し、反対はしないまでも慎重な態度をとつて⁽⁶⁸⁾きた。

しかし、衆議院第三勢力国民同盟が内部対立をはらみつつも岡田内閣支持の傾向を強め、⁽⁶⁹⁾また若槻礼次郎民政党総裁も、恒久機関としての設置は疑問視しつつも内閣の政策立案機関としては賛意を表明するなどその気運が盛り上がりつつあった。また閣内の政党閣僚の運動も盛んになり、特に床次通相は臨時議会前の早期設置を主張するなど、急進論も出てきていた。⁽⁷⁰⁾内閣審議会の構想は、西園寺路線を肯定するものであり、設置自体には反対でなかった岡田首相は、この気運を適度に統制する必要を感じはじめ、一〇月初め、拙速的な設置論を戒めつつ、大物政治家をこの審議会に入れる意向を明らかにした。⁽⁷¹⁾以後、岡田、床次、町田、後藤内相を中心とする協議によりその具体化が進められていった。⁽⁷²⁾

内閣審議会（以下内審と略す）とは、内閣の下に創設される政策諮問機関である。岡田首相の当初の構想では、高橋是清、斎藤実、山本達雄など首相級の政治家の他、議会の両院からも有力者を集め、その下に調査機関を設けて、内政問題、とくに経済、財政問題を議論するというもので、特に財政問題が重視された。前節で述べたように、陸軍の軍拡要求は、三四年一月の林銑十郎の陸軍大臣就任を端緒とする統制派の台頭により、航空戦力の充実を中心とする軍備の機械化を要求する志向が強まり始め、三四年八月の陸軍定期人事異動を契機に皇道派に対する人的優位が確立していくと、その傾向が益々強まっていた。つまり内審には財政面、特に軍事予算の方面から軍部を抑制するという意図もあり、政党閣僚にも同様の思惑があった。⁽⁷³⁾また政治的には、政友会を与党として、岡田内閣の政治基盤を強化するという目的があったの言うまでもない。

そして、内閣の交代にかかわらず、継続して一貫した国策を樹立していくという性格を予定されていた内審は、「大臣のプール」として機能する可能性をもっていた。⁽⁷⁴⁾つまりそ

れば、元老・重臣勢力による権力安定策に従う諸勢力を結集し、それらが元老・重臣勢力の意を受けた大物政治家を中心に内閣を構成していくという政治構想である。その方針自体の大枠は齋藤内閣期と変わらなかったが、政党内閣への復帰を当面断念し、現在の内閣の形態がしばらく継続するということを想定しているという点で、西園寺らの政治路線に変化が認められる。それゆえ西園寺は、大正時代の寺内正毅内閣期の臨時外交調査委員会を例にとり、上記の西園寺路線に反抗することが予想される平沼騏一郎などの反西園寺的な政治家は内審に入れないよう主張し、自らの政治構想の貫徹をはかったのである。

新聞でも盛んに報道された内審設置問題だが、一〇月半ば以降二月初頭まで、一時的に水面下ではともかく表面上の話題からはやや遠ざかる。それは次項で述べる政友会民政党連携運動の展開と密接に関連していたのである。

二 政民連携運動と元老・重臣勢力

齋藤内閣期の連携運動が失敗してから、立憲政友会、立憲民政党両党の関係は限定された政策協定協議に後退し、それも岡田内閣成立後は中止されていた。しかし前述のように一九三四年九月一四日に満州における陸軍の権限を強化する在満機構改革が閣議決定され、また一〇月一日には国防国家の実現を主張するいわゆる陸軍パンフレットが公然と配布された。このような政党不在の政治運営が進むことへの危機感を強めた両政党間において、一〇月から政党の政治的地位の確保を求める連携運動の気運が高まっていく。そしてついに一月一三日、政友会からの正式な連携交渉要請を民政党が受け入れ、同月一六日、両党の準備委員が初会合をしたのである。⁽⁷⁶⁾

ここで重要なのは、この連携運動には二つの思惑が混在していたことである。政友会の当初の連携準備委員は久原房之助と山本条太郎であるが、久原は党内で最も勢力の小さい派閥の領袖で、強い反岡田内閣論者であり、よく知られているように政民両党を合同した「一国一党」をめざしていた。しかし一方の山本は岡田内閣に好意的な非主流派の旧政友系であった。山本は政友会も岡田内閣に入閣するべきであるという意見であったが、総裁派が岡田内閣に閣僚を送ることを拒否すると、岡田首相に内閣審議会の設置を提案したとされ、これによって反岡田内閣的な鈴木総裁派を牽制して政友会を準与党の立場に導き、挙国一致内閣の実を挙げようとしていた。⁽⁷⁷⁾元老・重臣勢力の方も山本は政友会の対政府自

重派と認識していたのである。⁽⁷⁸⁾ 岡田内閣期の政民連携運動においても、旧政友系は岡田内閣倒壊を目指す総裁派や久原派とは一線を画していた。

また民政党の初期の連携準備委員は富田幸次郎と頼母木桂吉であるが、富田は岡田内閣に批判的な非主流派で、岡田内閣を厳しく批判し久原と同様の政民大合同をめざしていた。⁽⁷⁹⁾ もう一人の頼母木は親岡田内閣路線をとる主流派の最高幹部であった。⁽⁸⁰⁾ つまり連携の後、岡田内閣を倒して両党合同新党による内閣をめざすものと、岡田内閣支持の枠内で連携を進めるものの二潮流が混合していたわけである。

若槻礼次郎総裁（三四年一月辞任）、町田忠治総務会長（岡田内閣の商工大臣、三五年一月総裁就任）、川崎卓吉幹事長ら民政党主流は、前回の連携運動当時と同様、当初から政友会が連携運動を倒閣に利用することを警戒していた。⁽⁸¹⁾ そして内審の提案者の一人が町田忠治であることからわかるように、民政党主流の連携運動は、岡田内閣を中心に権力の再統合をめざす内審設置の動き、即ち西園寺路線と同じ目的をもっていたのである。⁽⁸²⁾ 民政党は連携問題において一貫してこの方針で進み、富田や斎藤隆夫ら非主流派の反岡田内閣論はとりあげられなかった。⁽⁸³⁾ 連携運動が新党結成に発展する可能性もあったが、富田ら反岡田内閣派が宇垣一成朝鮮総督を党首とする政民合同の新党論を唱えていたため、この時期民政党主流はこれらに乗ぜられないよう、あくまで運動は提携にとどめ挙国一致内閣の実をあげるという立場をとっていた。⁽⁸⁴⁾

政友会の主流派である総裁派は、すでに指摘されているように衆議院での優位を利して政友会単独内閣を主張しており、一貫して岡田内閣に批判的であった。それゆえ総裁派は連携運動に消極的であり、これが積極的となるのは、連携運動が三四年一二月に事実上破綻し、成功の可能性がなくなつてのちであった。⁽⁸⁵⁾ 連携準備委員に当初総裁派の者が加わらなかつたのも、そうした事情があつたのである。

つまり政友会で連携運動に積極的であつたのは、久原派を別とすれば、党内に残る床次派と旧政友系であつた。床次竹二郎逋相は、政党は官僚と提携して時局にあたり、今は政治的不安や動揺を起こさないことが将来の政権への近道であると主張し、政友会総裁派が岡田内閣に閣僚を入れず、政治的不安定の原因となつたことを批判していた。⁽⁸⁶⁾ そして床次が内閣審議会設置を提唱したことは、この主張を体现したものであることは言うまでもなく、その政治構想は西園寺や岡田首相の構想に従うものであつた。一九二〇年代前半の高橋是清総裁時代の幹部であつた党長老を中心とするの旧政友系は、全てが政民連携に積極的であつたわけではないが、消極的な者でも、総裁派を排除して床次を復党させたいうえで

岡田内閣を支持するという意図はもっていた。⁽⁸⁷⁾ 当時の政友会は総裁派、床次派、旧政友系、久原派などに分裂しており、対政府強硬論を唱える総裁派の求心力は弱まりつつあったのである。⁽⁸⁸⁾

そして正式な交渉が開始された連携運動は、民政党の倒閣反対論に政友会も異を唱えな
いかたちで進み、両党の連携準備委員が数回会合した末、一月二六日に連携の趣旨を「連
携覚書」として声明し、二九日には両党の貴衆両院議員三〇〇余名の出席のもと政民連携
大懇親会が開催された。それらの中でも岡田内閣への批判は全くなされなかった。このよ
うに、連携運動は岡田内閣支持の前提のもとに進められたのである。⁽⁸⁹⁾

このような連携運動の展開に政友会総裁派は不満であり、依然として岡田内閣への強い
批判を続けていた。⁽⁹⁰⁾ そしてよく知られているように、一月五日の衆議院予算委員会にお
いて、総裁派はいわゆる爆弾動議を提出、形成されつつあった民政党との協調を一方的に
放棄するような行動にでたのである。

これに対し民政党は一転して態度を硬化させ、これ以後政民連携運動は休止状態となる。
そして民政党は、かねてより考えられていた、倒閣を企図する政友会総裁派、久原派を排
除した、民政党と政友会の岡田内閣支持派、国民同盟などの諸勢力を結集する新党によつ
て衆議院における優位を確保する方針をとる。この新党の党首には、当初は宇垣一成朝鮮
総督、のちに近衛文麿貴族院議長が想定されていた。⁽⁹¹⁾ 一方の政友会では、この総裁派の措
置に不満が噴出しはじめ、非主流派間の提携や床次を党首とする新党運動などが表面化し、
衆議院議長秋田清らの脱党など、内部の分裂状況を露呈した。

このように二大政党内部は、岡田内閣による政治統合路線に呼応するかこれを拒否する
かという二者に分かれていたが、本項の政民連携運動や前項の内審設置運動の動向から分
かるように、前者が主導権を握っていたのである。

しかし、政民連携運動やその後の新党運動に対する西園寺ら元老・重臣勢力の評価は低
いものであった。西園寺は、この政民連携運動には見込みがないとの判断を木戸幸一大
臣秘書官長に語っていた。⁽⁹²⁾ とはいえ、もしこれが成功すれば確実に岡田内閣の衆議院にお
ける政治基盤は強化され、帝国議会の予算協賛権による軍事費抑制が可能となるというこ
ともあり、西園寺や岡田首相は政民連携運動の展開を見守った。この時期内審設置問題が
一時的に下火となるのはそのためである。しかし政友会の内紛により連携運動は失敗し、
その淡い期待を裏切られた西園寺は、連携運動展開期にあたる第六六臨時議会の際に議会
解散を断行した方がよかったと後悔することになる。⁽⁹³⁾ また、前述の民政党の宇垣新党運動

と連動したものと思われる、岡田内閣の元政友会閣僚の新党運動に対しても、岡田首相はきわめて悲観的な観測をしていた。⁽⁹⁴⁾

内閣主導の内審設置に比べ、政党主導の連携運動への西園寺や岡田首相の期待が意外に小さかった要因は、一つには政党の内紛や綱紀問題によるものであったが、さらには以下で述べるように政党の政策の動向がその一因としてあったことが指摘できる。

軍部をできるだけ抑制したい西園寺を中心とする元老・重臣勢力であったが、統帥権独立の壁に阻まれ、現地軍の独走、そして中央部がその既成事実を利用し、かつそれを適度に抑制して漸進的にその意向を実現していくという満州事変以来の悪循環を直接断ち切ることは困難であった。しかし一九三三年五月の塘沽停戦協定の成立以来、目立った現地軍の軍事行動は見られなかったし、陸軍統制派が陸軍内の派閥抗争を完全に払拭できておらず、その点においては統制派も元老・重臣勢力の協力を必要としており、岡田内閣を倒すという強硬手段をとることができない状態であったこともあり、軍事費の抑制という内政的手段によって軍部を抑制できる可能性はないとはいえなかった。前節で述べたように、陸軍の軍拡要求はこの時期さらに強まっていたのであるが、その要求の論拠は必ずしも強固なものではなかったのである。

そしていうまでもなく、軍事費の抑制のためには、衆議院で予算の決定に大きな影響力をもつ政党、特に二大政党の協力は不可欠であった。その点から、この時期の政民両党の財政政策とその中における軍事費の位置づけはどのようなようであったのかが問題となる。以下ではこれを検討するが、その際、満州事変前後の時期からの変化も、この時期の特徴を示すためには重要であるので、それも合わせて考察してみたい。

まず民政党であるが、同党は周知のように、浜口雄幸民政党内閣が一九二九年七月に成立して以来、産業構造の再編をめざし徹底した緊縮財政政策をとり、その一環として、かつ国際協調外交政策の一つとして、浜口内閣はその一〇大政綱の一項目に「軍備縮小の完成」を掲げていた。それはロンドン海軍軍縮条約の締結による国際建艦競争の防止、また実現しなかったものの陸軍の軍制改革の推進として具体化した。

このような民政党の政策に対し、西園寺は強い支持を与えていた。西園寺が浜口内閣のロンドン条約推進政策を支持し協力を惜しまなかったことはよく知られている。また西園寺は民政党内閣の金本位制維持政策、緊縮財政政策を一貫して強く支持していたし、牧野伸顕内大臣も同様であった。⁽⁹⁵⁾

しかし世界恐慌、満州事変などにより民政党の政策は破綻し、三一年一二月に政権を政

友会にあげわたすことになる、軍縮という言葉は鳴りをひそめ、翌年二月の総選挙を前に、民政党的国防政策は、「経済的並に科学的国防計画の樹立」となる。⁽⁹⁶⁾

そして三一年一二月以来、犬養毅政友会内閣、それに続く齋藤実内閣における高橋財政の展開の中では、これまでの健全財政主義を基本としながらも、不況にあえぐ日本経済の現状をみれば、赤字公債の発行を是認せざるをえず、第六四帝国議会で審議された三三年度予算案に対しても、無制限の公債発行を戒めつつ結局はこれを通過させた。飛躍的に増大した軍事費については、それへの危機感を感じながらも、満州事変に関し日本軍の行動を全面的に支持している立場からも、積極的な軍備拡張は主張しないまでも、この段階においてはこの問題への言及をタブーとせざるをえなかったのである。⁽⁹⁷⁾

しかし三三年五月の塘沽停戦協定の成立により、満州問題に一区切りがつくと、若槻総裁の口から、「今日の日本の立場を考へ軍備拡張、兵備改善をはかる事は結構な事」だとしつつも、「骸骨が鉄砲をかつき大砲をひく様な事があつてはならない」といった無軌道な軍事費増大への注意が洩らされた。赤字公債に対しても、赤字財政からの脱却を目的とする恒久的財源の確保のためとして増税論が登場する。⁽⁹⁸⁾翌三四年になると、ついに公債漸減と増税が公式に主張される至り、⁽⁹⁹⁾膨大な軍事費の問題がようやく議論の中心に登場するようになった。

そして民政党的は岡田内閣期になると、軍備拡張に歯止めをかけるため、国防の充実が必要なのはもちろんであるが国防力とは軍備、財政、経済、文化、思想などの「国家活力の総和」であり、「財政と国防の調和」が必要であるという主張を展開する。この時期が民政党的の軍事費批判の最高点といえ、当時の岡田内閣の公債漸減方針との適合性があったことは確かである。しかしここまでが限界であった。民政党的は建艦競争の再発による国家財政への圧迫が予想される海軍軍縮条約破棄には反対せず、また議会でも陸軍統制派によるさらなる軍拡方針や「広義国防」論などを追及するものの、首相や陸海相の「財政と国防を調和する」という言葉を引き出して安堵の意を表明するにとどまるのである。⁽¹⁰⁰⁾

一方の政友会であるが、一九二九年七月に田中義一内閣が倒れて野に下った同党は、一貫して民政党内閣の金解禁、緊縮財政政策を厳しく批判していたが、発行が想定された公債は軍事費ではなく、産業基盤の整備にあてるとされており、同年一〇月の犬養毅新総裁就任当初は「国防の経済化」を掲げ、それによって減税の財源を確保するとされた。⁽¹⁰¹⁾

ただ一九三〇年二月の衆議院総選挙での大敗を契機として、減税のための「国防の経済化」というスローガンは次第に後退し、遂には「国防の経済化」は軍縮ではなく国家総動

員体制の整備という意味に転化した。⁽¹⁰²⁾ また周知のように、三〇年のロンドン軍縮条約問題に際しては、統帥権干犯論にくみして浜口内閣を激しく糾弾し条約批准に反対した。しかし政友会としても、産業基盤整備を最も重視しており、軍事費の拡大を主張していたわけではなかった。三一年になると、ロンドン条約に対しても、締結によって確保されるはずの財源が海軍補充計画によって相殺されてしまったことを指摘し、民政党の宣伝は虚偽であったとの批判が中心となっていたし、民政党の協調外交を批判し強硬な対滿蒙政策を主張していたものの、実質的な軍縮ともなりうる陸軍の軍制改革についてその進行が遅れていることを非難はするものの、その推進自体に反対はしなかった。⁽¹⁰³⁾

一九三一年九月に満州事変が勃発しても、政友会は周知のようにきわめて強硬な態度をとったが、犬養毅総裁時代においては、まだ軍備の強化という主張はなされなかった。しかし五・一五事件後、鈴木喜三郎が総裁に就任すると、森恪ら軍部と提携し強硬な滿蒙政策を主張する派が力を得て、その就任直後から軍備充実を主張するようになっていく。⁽¹⁰⁴⁾

そして五・一五事件以後も年来の積極財政主義を堅持し、未曾有の赤字公債の発行に多少の不安は感じつつも、政友会員の閣僚たる高橋蔵相による財政政策を支持していた。軍備の充実については、民政党よりも積極的にこれを主張したが、ただその一方で機関誌冒頭の論説の一項に「国防充実と財政の調和」との題目を入れており、その意味で民政党のように軍事費論議をタブー化してはいなかった。⁽¹⁰⁵⁾

しかし民政党が塘沽協定の成立を契機として赤字財政是正の主張を強め、間接的ながら軍事費への批判を展開していったのに対し、政友会は全く逆の方向へ向かっていった。つまり政友会は、三三年三月に日本が国際連盟に脱退を通告し、また同年七月に貿易摩擦の緩和をめざした世界経済会議が失敗に終わると、これまで以上の軍備充実の必要を唱え、そして「満州国及南洋委任統治領を第一線とする根本方策を樹立」し、「日滿経済プロセスを成結し、有無相通じてその強化を図」るべきであると主張するようになる。政友会は同時期の民政党と比べると、明らかに強硬な対外政策を標榜するに至ったのである。⁽¹⁰⁶⁾

そして三四年七月の岡田内閣成立後の政友会は、海軍軍縮条約の破棄を民政党より積極的に主張し、⁽¹⁰⁷⁾ 第六七帝国議會を前にして、「国防産業両全主義」、「兵農両全主義」というスローガンを掲げた。⁽¹⁰⁸⁾ つまりそれは膨大な軍事費と同等に産業基盤整備などのため民間への投資を求めるもので、日本経済が軍事に偏っていることは指摘するものの、民政党の「財政と国防の調和」論とは一線を画していた。つまりこの政友会の政策には現在以上の膨大な予算が必要であり、それゆえ民政党や岡田内閣の公債漸減論には強く反対するのである。⁽¹⁰⁹⁾

西園寺ら元老・重臣勢力は、それまで支持していた民政党の井上財政が破綻した後、一九三一年一二月の犬養毅政友会内閣の成立以後展開される高橋財政についてその膨大な予算にやや不安を感じつつも⁽¹⁰⁾ 蔵相ポストには一貫して高橋またはその政策を踏襲する人物を就けておこうとしていた⁽¹¹⁾。そして特に、悪性インフレを防止するため公債漸減方針を打ち出す岡田内閣期の高橋財政の展開は、軍事費を抑制して大陸における軍部の動きをこれ以上助長しないためにも、西園寺らにとって重要であったと思われる。

しかし前述のように政友会の財政政策には増大する軍事費への批判がきわめて弱かつたし、それは現在以上に財政を膨張させかねないものであり、岡田内閣期の高橋財政とは相容れないものであった。民政党は政友会よりは見込みがあつたが、衆議院では少数党であり、前述のように軍事費批判もそれほど頼りにならないものであつた。このような状態の政党主導の政民連携運動や新党運動に対し、西園寺や岡田首相が過度に期待をもてないのは当然ともいえたのである。

三 内閣審議会設置をめぐる政治過程と陸軍統制派

政民連携運動の失敗により、再び内審設置の動きは活性化する。そして岡田内閣は一九三五年一月、再開された第六七帝国議会に内審の設置を提案した。

岡田首相は議会における演説において、内審設置の趣旨を、国政の全般にわたって今後の対策を樹立し、政治の刷新改善に大きな寄与をさせるため、内閣に重要政策について審議する諮問機関を置き、「練達堪能ノ士」を選んで委員とし、その事務と重要政策の調査を行う内閣調査局を設け、これには専門委員のほかにも広く「朝野ノ衆智ヲ」集める方針であると語った。このような抽象的な岡田首相の説明に対し、政党からは多くの質問がなされた。その中には当時の政治に関する重要な論点がふくまれていた。特に次の三点が重要である。

第一に、これは内審に反対する政友会主流派から出されたものであるが、内審は予算に対する内閣の責任回避のための機関ではないかという批判である⁽¹²⁾。そしてこれはもつと根本的には、内閣調査局という大調査機関をそなえた内審の設置によって、内閣の責任を曖昧にするとともに、議会の機能、ひいては政党の政治的役割をも低下させてしまうのではないかという憂慮であつたといえる⁽¹³⁾。現実はこの議会において岡田内閣は、膨大な数の議

題を内審の審議にかけるとしていた。⁽¹¹⁴⁾ このことは、西園寺路線をとる岡田内閣において、二大政党が支配する衆議院の役割が低下していることを示している。

第二には、内審において国防、外交問題が審議されるのかという問題であった。これについては、軍事費が国家予算の五割近くを占め、軍事費と国家財政の関係が大きな問題となり、対外問題が「非常時」の大きな要素となっている現在、国防、外交問題を審議対象から除外しては国策を定められるはずがないというものであった。つまり、内審で軍事費や外交が審議されるのか否かという問題である。これに対する岡田内閣の答えは、統帥権に抵触せず、外交交渉の機微を妨げないものなら、国防、外交問題も審議するというものであり、軍事予算の審議については否定しなかった。⁽¹¹⁵⁾ これは密かに軍事費の抑制をねらう岡田首相や西園寺の立場からすれば当然であったが、次のように林銑十郎陸軍大臣までが、軍事予算が一般国務として内審で審議されることに対し、肯定的な見解を答弁していることは注意されるべきである。

(前略) 編成大権に属する事で、統帥権と関係を有って居る事があって、尚又陸軍省でや
って居る軍政に属する事でありまして、是が統帥権と直接関係を有って居ると云ふ事柄
で、一般に公開審議すると云ふことを許さぬものがある、併し其他の問題で、只今仰せに
なつた予算の問題、或は兵役の問題、所謂一般国務として取扱つて居る問題に付ては、無
論斯の如き機関に諮つて差支ないのであります、又或る場合に於ては進んで諮るべきもの
と自分は考えて居ります(後略)⁽¹¹⁶⁾

陸軍は、内審設置問題についてははじめ無関心を装っていたが、⁽¹¹⁷⁾ 政民連携運動の頓挫後は、
次のようにどちらかといえば設置に肯定的な意向を表明していた。

内閣審議会を設置して重要政策の審議を行わしめるといふことは一部では政府が政党
を操縦するためであるとか種々伝えられてゐるが今回の審議会は表面に表われたところで
は政府にそんな考えはないやうである、従つて政府が今後委員に練達堪能の士を集め実行
を挙げるかどうかを見ねば非難すること当らぬであらう、然し結局は政府が審議会の決定
を実行に移さねば何にもならないのであるが閣僚は同会議に出席して意見を述べること
出来ることになつてゐるから政府は決定事項は実行して行くであらうと期待してゐる、委
員の詮衡は議会の休会前頃までには大体決定するのではないかと思つてゐる。⁽¹¹⁸⁾

その要因としては、内閣調査局の性格について、内審の事務局としても機能するものの制度的には首相直属の独立した調査機関として議会に提案されていたことに示されるように、新官僚と結び官僚の力を強めようとする、よく指摘される永田鉄山陸軍省軍務局長の政治工作が、この時期は成功したと認識されていたことがあげられる。⁽¹¹⁹⁾ もう一つは、政民連携運動の失敗により、岡田内閣において政党の力が強まる危険が去ったと判断されたことである。陸軍にとつて、軍事費が内審において審議されることは、そこで軍事費が抑制される危険性をはらんでいたものの、逆に長期にわたる軍事予算の見通しを得られる可能性もあり、三四年末から第六七帝國議会の終わる三五年三月ごろまでは、陸軍は楽観的な見通しをもっていたといえる。

そして第三には、内審が岡田内閣の政治基盤を補強するための政略的意味合いをもっているのではないかという疑義である。政友会単独内閣をめざし、反岡田内閣的態度をとっている政友会主流派は、内審の設置によつて、親岡田内閣的な反主流派が力を得て党内が動揺するのを恐れていたし、また内審設置に賛成する民政党も、政党が党利党略に走り国家的な利益を害しているという批判を否定するためにも、実態はともかく建前上は決して内審は政略的なものではないということを強調しなければならず、これを確認する質問をしたのである。⁽¹²⁰⁾ これらの質問に答弁する岡田首相は、杓子定規に演説で述べた趣旨を繰り返し、神経質なほどに政略的な意味を全否定した。これは、内審に二大政党が入ることで岡田内閣における政党の力が強まり、ひいては軍事費の抑制につながることを警戒する陸軍への対策であつたといえる。岡田首相のこのような態度が陸軍を安心させ、前述のように楽観的にさせた要因となつていたものと考えられる。

しかし三五年四月頃から、内審設置問題は岡田首相、高橋是清蔵相、床次通相、町田商工相の四長老閣僚会議によつて最終的な詰めが行なわれることになる。⁽¹²¹⁾ つまり新官僚である後藤内相に代り、三四年一月二七日に入閣した高橋が会議のメンバーとなつたわけである。この時の高橋はもはや政友会員ではなく、西園寺が最も期待する強い政治力をもつ元老・重臣勢力の一員としての性格をさらに強めていた。このことは内審設置問題への官僚の影響力が弱まつたことのみならず、本節第一項で述べた西園寺の岡田内閣組閣当初の構想がこの段階になつて事実上実現したことを示している。岡田内閣の政党閣僚は、政民連携運動が一二月初旬事実上失敗すると高橋蔵相に内審設置への協力を積極的にはたらしかけ、⁽¹²²⁾ 高橋自身も内審によつて軍事費を抑制したいという意欲をもつていた。⁽¹²³⁾

こうして事実上の内審設置の主導権が、西園寺の息のかかる重臣岡田・高橋と政党政治家二人に握られたことに陸軍は焦慮する。陸軍は、現在議論されている内審の性格が内閣補強工作に偏しているとして露骨に不満の意を表明し、五月一日の内審発足後は、それまで肯定していた内審による陸軍予算の審議についても否定的となるのである。⁽¹²⁴⁾

一方、政民連携運動は三五年四月から再開されたがさしたる進展をみせず、頼母木ら民政党連携委員の説得にもかかわらず⁽¹²⁵⁾五月九日に政友会が内審への参加を正式に拒絶するにおよび、民政党も同月二二日に連携運動の打切りを政友会に通告した。政友会の反主流派は、主流派から主導権を奪うことはできず、さりとて党を脱する決心もつかなかったのである。こうして政民連携運動はもとより内審設置運動も政友会の与党化という理想を達することはできなかった。しかし内審には閣僚を含め西園寺が支持する首相級の政治家を網羅し、また貴族院有力者、衆議院からは民政党、国民同盟が参加し、政友会からも有力者の望月圭介、水野錬太郎が総裁の意向に反して参加、さらに財界、財閥の代表者も加わり、その存在は無視できないものとなった。西園寺は内審を設置できたことを非常に喜び、これ⁽¹²⁶⁾で一般の空気も落ち着くであろうと語った。これに対する前述の陸軍の警戒も、この時期永田鉄山陸軍省軍務局長が、「自由主義」「反軍傾向」が強まっているとして以後の事態の困難を予想しているのも、決して理由のないことではなかったのである。⁽¹²⁷⁾

内審への不参加を決定した政友会主流派は反岡田内閣、反元老・重臣勢力の態度をいよいよ強めたが、政治的にはむしろ孤立する傾向にあった。政友会主流派は天皇機関説事件を追及するなど迷走し始め、三六年の二・二六事件直前の総選挙において政友会は衆議院第一党から転落し、内審に参加した民政党をはじめとする岡田内閣支持勢力が多数を制した。

このように内審の設置は岡田内閣の基盤を強化し、その力を安定させるといふ機能は確かに果たしたといえる。二・二六事件前の陸軍統制派は、過激派青年将校の動きを完全に抑制できず、内部抗争にあけくれるイメージを払拭できずに、十分な政治力を確立できないでいた。このこととあいまって、当時の陸軍にとっては、前述のように内審は無視できない存在であり、政治的意向の貫徹を阻むものとして認識されていたのである。

ただ、内審が二・二六事件前における軍部の発言権の拡大を抑制する効果を持っていたにしろ、それとて対外危機の拡大が進展していくことになれば、後述のように内審の発言力は圧迫されざるをえず、仮に政友会の参加があったとしても、軍部の勢力拡大を完全に抑制できた可能性は少なかったと思われる。

次節では、その対外危機、即ち支那駐屯軍による一九三五年五月末からの華北分離工作開始以後の政治過程について述べていく。

第四節 華北分離工作の進展と陸軍統制派

一九三五年五月二十九日、支那駐屯軍参謀長酒井隆大佐が、国民政府軍事委員会北平分会主任何応欽に、中国の親日系新聞社社長のあいづく暗殺や反日ゲリラの行動を抗議し、国民党勢力の華北からの撤退を要求した。この華北事件を契機として、支那駐屯軍や関東軍による華北分離工作が進展していく。

事件の報を聴いた陸軍統制派の対応は素早かった。その二日後、橋本陸軍次官は、事件が国務に関係する可能性があるので連絡を密にされたいという岡田首相の申し出に対し、連絡の件は同意するが、本事件は塘沽停戦協定を基礎とするものであり、軍の自衛権の発動もその範囲を出ないものであると語り、政府の介入を牽制した。そして翌日、橋本次官は岡村寧次参謀本部第二部長らと陸軍省部会義を開き、交渉の支那駐屯軍一任を決定⁽¹²⁶⁾、蔣作賓駐日中国大使は外務省を頼り、要求の緩和をはかろうとしたが、陸軍はこれを明確に拒否した⁽¹²⁹⁾。そしてこの時、満州視察旅行の最中であった林陸軍大臣と永田軍務局長も、現地軍を全面的に支持すべきことを橋本次官に打電していた⁽¹³⁰⁾。つまり統制派は、この事件の解決交渉を現地陸軍に独占させることで一致していた。そしてその方針を国内に発表してはばからなかったのである⁽¹³¹⁾。こうして六月一〇日、国民政府は国民党機関の河北省撤退を承認する梅津・何応欽協定を結んだ。

しかし統制派は、現地軍の独走を無制限に許してはなかつた。陸軍省は六月五日、外務省に対し「北支交渉問題処理要綱」を提示し、多少の修正はあったものの華北分離政策を認めさせた上で⁽¹³²⁾、陸軍が交渉を外務省へ移した後は十分強硬な外交をして華北の排日空気を一掃するよう岡田首相や外務省首脳に要求、これへの同意を得た⁽¹³³⁾。そして同時に陸軍省部会議では、支那駐屯軍を支持しつつも塘沽停戦協定区域外への武力行使回避という条件をつける方針を決定、現地へ打電した。そしてまもなく張北事件、熱西事件などを契機として関東軍が察哈爾省への勢力拡大に乗り出すと、陸軍省はやはり参謀本部と協議し、関東軍の要求は過大であり、かつ軍が動く大義名分も不十分なので、すでに梅津・何応欽協定により要求が貫徹された成果を失うことを避けるため、察哈爾問題への関東軍

の行動を制限する方針を決定し、独走しつつある関東軍の抑制に努め、⁽¹³⁴⁾そのためには外務省の協力を求めさえもした。⁽¹³⁵⁾陸軍中央部、すなわち統制派は、南京政府の存在を否定するようなきわめて急進的な華北分離工作を企図する関東軍の行動を警戒していたのである。⁽¹³⁶⁾

関東軍は強硬方針を改めなかったが、すぐに南京政府がその要求を承認し、いわゆる土肥原・秦徳純協定が六月二七日に成立したので、中央部の憂慮は杞憂におわった。関東軍の暴走は計算外であったものの両協定の成果には満足していた統制派は、梅津美治郎支那駐屯軍司令官が華北、察哈爾両問題に関する声明を発すると同時に、それは陸軍の総意であるとしてこれに全面的な支持を与えた。⁽¹³⁷⁾

こうして軍部による第一次華北分離工作は一段落を告げ、南京政府との折衝は外交交渉に移っていくことになった。しかしこの後も陸軍中央部は、さすがにそれを自ら推進するとは言わないものの、華北に「独立に近い自治的政権」が成立する見通しを隠そうとはしなくなった。⁽¹³⁸⁾そして八月になると、陸軍省は華北五省の漸進的分離政策を現地軍に指示した。すなわちそれは同地域の市場と資源を獲得し、かつ対ソ国防を不安なからしめるため、⁽¹³⁹⁾経済文化工作を中心とする施策を展開して、徐々に華北政権を南京国民党政府から分離させていくというものであった。そしてその実行主体としては、関東軍の介入を戒め、支那駐屯軍と外務省機関が現地各機関と協力してそれを遂行するよう華北分離工作の統御をはかったのである。⁽¹³⁹⁾

このような第一次華北工作を、陸軍中央部は満州国近接地域の安定という観点からも肯定的に評価していた。⁽¹⁴⁰⁾以上の経過から、陸軍統制派は、漸進的な華北分離路線を南京政府に外交交渉によって承認させる方針をとっていたいえるが、華北分離工作の状況に対処する過程でより明確にそれが定着していった。

そして一〇月四日、外務省提唱のもと日中提携の絶対条件として陸海外三省協議の未決定した「対支政策ニ関スル件」、いわゆる「広田三原則」は、共同防共という論点を新しく提示はしたものの、その名の通りこれまで日本側が南京政府に主張してきた原則を確認するものにすぎず、展開しつつある陸軍統制派の対中国政策の抑制には無力であった。

満州国と華北の経済的提携をうたう広田三原則が中国側に提示された直後、中国視察中の岡村参謀本部第二部長は、華北の経済開発も政治的安定がなければ早急には進まないと言明し、華北地方の自治を示唆した。⁽¹⁴¹⁾そして帰国後外務省を訪れた岡村は、蒋介石個人への攻撃や、中国から外国勢力を駆逐するためには中国を「直接虐メル事ノミニ急ナルハ対支政策ノ賢明ナルモノニ非ス」という外務省の意見には同意し、漸進的な態度を示す一方

で、次のように語って華北分離政策が広田三原則に拘束されないことを言明したのである。

「(前略) 今回ノ対策三項ニ止ラス今後広ク各般ノ事項ニ付腹ヲ合セ行クコト必要ナルカ之ガ為ニハ今回ノ三項成立前ニ最モ問題トナリタル基本四項ナルモノ即チ大体支那ハ統一セラルヘキモノニ非ストノ見解力最モ根本ナルヲ記憶スルノ要アリ(中略) 三項力全部支那側ノ同意スル所トナリタリトテ日支問題ハ解決セラルヘキモノニ非ス例之北支五省殊ニ河北、山西兩省ニ対スル滿洲国ノ密接ナル關係等ヨリ自然形成セラルヘキ事態ニ付テハ三項中ニ明定ナキカ故ニ之等ノ点ハ關係当局ニ於テ充分含ミノ上工作スルヲ必要トス サレハトテ其ノ際ノ対策例之北支五省獨立運動ノ如キモノ發生シタル場合ノ対策ノ如キハ先ツ其ノ場合ニ至リ考フルヲ要ス(後略)」⁽¹⁴²⁾

やがて一一月になり、中国南京政府において親日派が没落し、イギリスの援助による中国幣制改革の断行が明らかになると、現地陸軍は華北自治政権の擁立に動き始めた。陸軍中央部も、中国幣制改革を厳しく批判しこれへの徹底した對抗措置を主張する現地軍人の声明を全面的に支持し、今回のイギリスの行動をも強く非難した。⁽¹⁴³⁾

そして現地陸軍の暴走を抑制するため、陸軍中央部は外務省や海軍と協議のうえ方針を確立し現地へ打電するが、その内容は次のようなものであった。まず第一は、国際情勢への配慮から今回は急進的な工作は避けることである。具体的には、華北地方の自発的な意向によるという形式をとるため、自治宣言の日程などは強制せず急がないこと、また武力行使や新華北政権への過度の要求は回避すること、行動前には陸軍中央と連絡をとること、などであった。もう一つは南京国民党政府への態度である。これについては、事前に南京政府に自治を承認させる努力はできるだけするが、基本的には自治工作自体には南京政府との交渉は要しない、むしろ自治政権成立の既成事実によって南京政府に圧力をかけ、以後交渉によって南京政府に「宗主権」を認めたいうえでそれを容認させるといふものであった。⁽¹⁴⁴⁾

そして一九三五年一月二二日、川島義之陸軍大臣は、閣議においても次のように主張した。

北支実権者ハ從來各々其ノ立場、利害關係ニ依リ態度ヲ異ニシ、鞏固ナル團結ニ欠クル処アリシカ偶々今次ノ幣制問題ハ強ク彼等ヲ刺戟シ其利害ヲ共通スルニ至リ漸次防共親日滿ヲ主義トスル北支ノ自治ヲ決意セントスルニ至レリ

抑々北支ヲシテ日滿支間ノ經濟的文化的融通提携ノ地域タラシムルコトハ三省協定ニ依テ確認セラレタル政策ニシテ前記ノ情勢ニ對シテハ大ナル期待ヲ以テ其ノ發展ヲ注視シアル所ニシテ陸軍出先機関ハ外務省出發官憲ト協力シ其ノ促進ヲ援助シアル次第ナリ

然レトモ之カ指導ハ大勢ヲ察知シ大局ヲ洞察シテ事ヲ処置スルヲ必要トシ苟モ局地ニ眩惑サレテ急激ナル情勢ヲ誘導スルハ適當ナラサルヲ以テ過般外務省ト協議ノ上出先ニ對シ
(中略)

自治宣言ニ對スル南京政府ノ態度ニ関シテハ詳ナラサルモ主權ヲ侵害スルモノニ非サル限り之ヲ容認スルノ色アリテ武力ヲ以テ本運動ヲ阻止セントスル情ハ今日ノ所之ヲ認め難キモ情況ノ變化ニ依リテハ必スシモ樂觀ヲ許サス

帝国ニシテ敵乎タル態度ト一致セル与論トヲ以テ南京側ノ武力干涉ヲ排撃スルノ決意ヲ示サハ北支ノ運動ヲ強化シ南京政府モ武力彈圧ヲ断念シテ消極策ニ出ツルノ外ナク其結果ハ却テ憂慮スヘキ事態ノ發生ヲ未然ニ防止シ我方ハ最小犠牲ヲ以テ最大ノ効果ヲ發揚スルヲ得ヘク局面打開ノ鍵ハ帝国ノ断乎タル決意ニアリト謂フヘシ⁽⁴⁵⁾

つまり陸軍は、漸進的な華北分離路線の枠内で日本が強硬な態度を維持するならば、南京国民政府が華北問題を武力で解決しようとはしてくることはなく、むしろその方が全面戦争を未然に防ぎ、最小の犠牲で大きな成果を上げることができるとしたのである。このように陸軍の漸進的華北分離政策は、正式な国策として検討されるようになっていった。

やがて三五年一月二五日に冀東防共自治委員会が成立、そして二月一八日、日本の圧力に押され南京政府はやむなく宋哲元首班の冀察政務委員会を成立させた。これに対して陸軍中央部は、南京政府に気がねする宗哲元の態度を改めさせるため、南京政府にはたらきかけ華北有力者による自治を認めさせるよう現地に指示するのであった。⁽⁴⁶⁾このようにして陸軍中央部は、急進的な華北五省の分離を企図した関東軍などの暴走をある程度抑制して、その对中国政策を大枠で貫徹することに成功したのである。

このような陸軍統制派の对中国政策は、翌三六年一月一三日に「北支処理要綱」として陸海外三省の合意をみた。⁽⁴⁷⁾これは華北五省の漸進的な自治の実現をめざし、かつ現地軍の独走を抑制する性格をもつてはいたが、現地軍の意向も考慮され南京政府の承認を得る必要がうたわれていないなど、陸軍中央にとつていまだ不完全なものであった。これ以後、統制派の对中国政策が政府レベルで確立するのは、次章で述べるように同年夏を待たねばならなかった。

以上のように陸軍では、一九三五年五月末からの華北分離工作の展開への対処を通じて、南京政府の承認のもとにおける漸進的な華北分離路線がより明確なたちで定着していった。これは華北事件以前から統制派の対中国政策の基本であつたと思われる。

さて、この華北分離工作の開始は、陸軍の軍拡要求をさらに強めた。支那駐屯軍が国民党機関の河北省撤退を要求、またそれが承認されたことに対応し、満州視察途上の林陸軍大臣は次のように語った。

(前略) 関東軍の兵力を如何にするかという問題はなかなか重大で目下中央でも考究中であるが少くとも現在の兵力では不足であることは確で、満洲の匪賊は減少したけれどもそれだけ討伐困難な匪賊が残存しその苦心は内地では分らない、内地で要望されてゐる満洲事変費の減少は早急に実現困難であるどころかむしろ増額の理由が少なからず存在する⁽¹⁴⁶⁾

明年度予算編成の大綱は私の出発の前、閣議で決定してをるからこれに従つて目下事務当局の手で細部の編成に着手してゐる今年は閣議の申合せもあり例年に見る如き予算算捕りのごたごた等はやりたくないものだ、今度の旅行で私としても明年度の予算編成上再考慮すべきものを種々発見してをるから帰京後高橋蔵相は勿論全閣僚に現地においての意見を詳細に話し諒解を求めつもりだ、例えば満洲事件費についても匪賊討伐が私の予想を裏切つて現在の如く大規模に全面的に行われてをり、これに対する関東軍は兵力施設その他の上から見て今日以上の予算を必要としてをる現状であるから、全体的に見て明年度予算は本年度以上に上るであらうことは不可避と思われる、とにかく帰つたら私の満鮮再認識に従つて首相をはじめ各閣僚と十分懇談したいと思つてゐる(後略)⁽¹⁴⁷⁾

つまり、これまで減少していくとしていた満洲事変費に関し、視察の結果として逆に増額するという見解に転換したのである。

一九三五年六月一七日の第二回内閣審議会総会において、民政党の頼母木桂吉は軍部両大臣に対し、軍事費の将来の見通しを質問した。これに対し大角峯生海相は、議会では三年がピークであろう言つたがそれ以後は軍縮会議の結果を見ないと何とも言えないとし、また満州視察から帰国した林陸軍大臣は、遠い将来はともかく現在は軍事費を削減できるとは考えられないと答えた⁽¹⁵⁰⁾。なおも頼母木は外交工作による満ソ国境兵備の削減や、満洲国の軍事費の満洲国予算による支弁はできないのかと質問したが、林陸相は、敵に戦意が

ないからといって軍備を減らしても、のちに戦意が生じたからといって急に増やすことはできないとして、ソ連が兵力を明確に撤去しない限りそれは困難であるとしたのである。⁽¹⁵¹⁾ 広田外相や高橋蔵相は、華北分離工作の開始という追い風に乗るこのような陸軍の強硬な態度の前に、これに反対する意見を述べることができなかった。内審総会における軍事費に関する議論はこれだけで、内審による軍事費の抑制という意図は失敗に終わらざるをえなかったのである。

このような陸軍の内外にわたる圧力に対し高橋蔵相は、華北分離工作の開始以来軍部が外交をして外務省を引きずり、財政も一向に引き締められる情勢にならないと嘆き、岡田首相に辞意をもらすほどであった。⁽¹⁵²⁾ 一方陸軍は、当面の第一課題である軍備の機械化が「徐々ながら実現の方向に進」んでいると認識するようになっていた。⁽¹⁵³⁾ 林陸相は陸軍予算をいかに節約しようとも増加は必然であると公言し、またいくら公債漸減政策を徹底するといっても、現在絶対必要な陸軍予算をむやみに削減するわけにはいかないだろうとも語り、高橋蔵相の公債漸減方針を牽制した。⁽¹⁵⁴⁾

前年度における予算編成においては、ある程度対外問題に明るい見通しがあつたため、陸軍予算の漸増を認めた岡田内閣であつたが、この時は華北分離の進展により対外危機はむしろ深まる状況にあり、これに加えてさらなる軍拡を認めれば、戦争への道をたどることとは必至であつた。それは即ち元老・重臣勢力における西園寺路線の全面的崩壊を意味していた。元老・重臣勢力は当然危機感を強めたが、かといって有効な政治的手段もなく、もはや高橋蔵相個人の政治的力量に期待するしかなかった。

そして第二次華北分離工作がまさに実行されようとしていた一月下旬、閣内予算折衝における陸軍と高橋蔵相の対立は頂点に達した。前年、災害の発生により断念した第二次作戦資材整備費をさらに大規模にして提出した陸軍はきわめて強硬な態度をとつた。そしてよく知られているように、高橋蔵相は初志を貫き、次年度の陸軍予算を二〇〇〇万円程度の微増にとどめることに成功したが、天皇機関説問題によって一木喜徳郎枢密院議長と牧野伸顕内大臣が辞任に追い込まれるなど、西園寺路線も限界に来ていた。

しかし一方で陸軍統制派も、華北分離工作の進展、また極東ソ連軍の増強という対外的な追い風があつたにもかかわらず、その軍拡要求を完全に達することができなかった。それは対外政策上の陸軍の圧力が強まったことがかえって元老・重臣勢力の危機感をつのらせた結果であつたが、統制派が陸軍内部の派閥の解消、つまり「肅軍」を十分に達成できておらず、過激派将校の抑制が不完全であつたために、常に内部抗争をしているイメージを

払拭できず、安定した政治的発言力を發揮できない面があったこともその一因である。
翌一九三六年、このような状況の中において二・二六事件が勃発した。

おわりに

本章では、陸軍統制派の政治的台頭とその政策の形成過程、またこれに政治的に対抗する元老・重臣勢力の動向、そしてこれに呼応する政党の動きや政策などについて論じた。主な論点は次の四つである。

第一に、斎藤内閣末期から岡田内閣期における陸軍の内部状況について、統制派が「肅軍」を掲げて急速に台頭したことを明らかにした。

これまで、統制派とは永田鉄山を核とする中堅幕僚の集団であるという理解が一般的であった。しかし本章では、統制派とは、陸軍内部における皇道派や南派という特定の個人を核とする派閥の存在を、陸軍の政治介入をかえって阻害するものとみなし、その解消を追求するエリート軍人の総称であることを指摘した。それは陸軍中央官衙の要路を占める者が職務上主流を形成するというもので、特定の陸軍軍人を中心とする政治勢力を形成し、ドイツ・イタリア型のファシズム政権を目指すことを否定するものであったといえる。また岡田内閣期における皇道派や南派の勢力を過大評価する最近の研究動向を修正し、皇道派の政治権力からの没落はかなり早く、また南派は統制派と主張は類似していたものの、その勢力は過大評価できないことを示した。

第二に、これまで十分解明されてこなかった、同時期の現実の具体的な政治諸問題に対処する陸軍統制派の動向を体系的に明らかにした。そしてその結果、統制派が国防国家を目指し、いわゆる「広義国防」を主張したことを過度に強調する通説的イメージを修正し、むしろ当面この時期においては、政治的事情もあって、軍備の機械化、航空戦力の充実など純軍事面の飛躍的な強化、つまり「狭義国防」を主張の中心としていたことを示した。また対中国政策においては、現地軍の動きを過度に重視する通説的理解を修正し、陸軍中央部すなわち統制派は、ほぼ一貫した方針によって動き、日本の華北分離政策に大きな役割を果たしたことを明らかにした。言い換えれば、飛躍的な軍備増強、国防国家の漸進的実現、漸進的華北分離路線という、一九三四年初頭から三八年初頭までの陸軍統制派の基本政策であり、かつ二・二六事件以後本格的に日本の国策となる路線が、この時期に形成

された。

統制派は、一九三四年一月に林銑十郎が陸軍大臣に就任すると、具体案をもたず内政全般に関与しようとした皇道派の政治的手法から、まず陸軍内部において具体的政策を研究立案し、その上で内閣にその実行を迫る政治介入路線を志向し、その準備ができるまでは主張を軍備の機械化や航空戦力整備を中心とする軍備充実にしぼる方針に転換した。そして皇道派の主張以上の軍拡を示唆し、皇道派が失敗した対外政策の確立にも着手しはじめると、早くも新たな政治路線を打ち出した。

岡田内閣期になると、人事的な優位を得たこともあり、統制派の政治路線はさらに明確になった。統制派は満州における陸軍の権限を強化する一方で、依然として軍拡を主張の中心とし、さらにそれを強硬に唱えた。国防国家実現への研究も進められたが、その象徴である陸軍パンフレットは、当時の政治状況にあつては逆に軍拡の足かせともなりうるものとなった。その軍拡も、内閣審議会設置や政民連携運動の動向などによって制約されて統制派にとっては不十分なものであり、その対中国政策も、対外危機の一時的小康により十分に実現できず、統制派は政治的にやや行き詰っていた。

そして一九三五年六月から、現地陸軍による華北分離工作が開始されると、統制派はこれを適当に統制しつつ、南京政府承認下における漸進的華北分離路線にもとづいて対処し、関東軍の強硬論を抑えられない部分はあつたものの、基本的にはその意向を貫徹し、その政策を政府レベルにおいて確立することにも大枠で成功した。日中全面戦争を招いた前過程としての華北分離の進展においては、現地軍だけではなく、陸軍中央、つまり統制派がこのようなほぼ一貫した方針をとり、政府にこれを認めさせていったことが大きな要因としてあつたのである。そして統制派はこれを有利な材料としてさらに強硬に軍拡を主張していったが、逆にこれにより危機感を強めた元老・重臣勢力の必死の防戦、またいまだ「粛軍」が完成せず、内部抗争が沈静化できていない弱みもあり、その意向を阻まれたのであつた。

第三には、これまで研究が不十分であつた内閣審議会設置をめぐる政治過程を、軍部や政党の動向と関連させて分析することによって、同時期における西園寺ら元老・重臣勢力による権力安定策、軍事費抑制を通じての軍部統御策の動向が、岡田内閣の政治基盤を強化し陸軍の政治的進出を抑制したことを指摘し、またその一方で、陸軍の対外政策上の攻勢や、政党の政治行動の不安定さにより、この体制を長く続ける基盤までは形成できなかったことを示した。

内閣審議会設置の政治的目的は、一つには諸勢力から大物政治家を岡田内閣のもとに閣僚候補として結集し、それらを中心閣僚として諸勢力が連合して内閣を構成し、軍部をできるだけ抑制するという体制を安定的に継続するという、西園寺の政治的意向を體現したものであった。これは岡田内閣期にあつては、政党内閣への復帰を当面断念し、現在の体制の安定化を目指すという意味で、斎藤内閣期とは変化していた。つまり政党内閣がすぐに復活する余地はほとんどなくなつていたといえる。もう一つには、岡田内閣成立後にますます強まる軍部の軍拡要求に対し、内審によつてこれを抑制するという当面の課題に対処する側面をもつていた。

政党の力が閣内で強まることを警戒する陸軍であつたが、政略的意図は公式には完全に否定されたことや後述の政民連携運動の失敗もあつて、これに対し当初は樂觀していた。しかし前述の目的が明らかになると、陸軍は内閣審議会への警戒を強める。また設置直後の華北分離工作の開始もあり、内閣審議会による軍事費抑制は失敗に終わった。しかし内審の政治的存在は決して無視できるものではなく、また岡田内閣の政治基盤拡大に役割を果たしたといえる。これによつて陸軍の政治的要求、ひいては陸軍を中心とする官僚政治の進展は二・二六事件後に比べて抑制されたのである。

第四に、内閣審議会設置問題と関連づける新しい視角で、岡田内閣期の政民連携運動の性格について分析し、それが内閣審議会と同一線上の政治運動であることを証明することによつて西園寺路線の影響力の大きさを示した。その上でそれが西園寺らにあまり期待されていなかった背景として、当時の政党が、国防と財政についての政策において、軍部への批判を一定以上に強めることができなかつたことを検討し、政党の政治的・政策的不安定さが、西園寺路線の実現を阻害したことを考察した。

この時期の政民連携運動は、従来の説のように反岡田内閣路線を中心とするものではなく、全盛期においてはむしろ岡田内閣を当面支持し、元老・重臣勢力の権力安定策に協力しようとする潮流が主流を占めていた。そしてこれは前述の内閣審議会設置の動きと同一線上の政治運動であつたといえる。これと岡田内閣を倒して政党内閣を即時に実現しようとする潮流が混合していたために、三〇年代において最も盛り上がった連携運動に見えたのである。またこの連携運動について、西園寺や岡田首相はこの連携運動や新党運動には一抹の期待はするものの懐疑的であつた。その背景には、政友会が「兵農両全主義」を標榜して軍事費抑制への意志が感じられず、また民政党の軍事費批判もきわめて不十分なことがあつた。

つまり、岡田内閣期の政治図式は、華北分離とさらなる軍拡を目指す陸軍主流派と、それを抑制せんとした元老・重臣勢力の下に結集しようとする勢力の対抗という側面が最も強かったといえるが、確かに後者はある程度の軍部抑制力を発揮したものの、本来なら重要な役割を果たすべき既成政党の政策や政治的動向が、元老・重臣勢力が期待しうるものでなかったところにその限界があった。

言い換えれば、当時において政党の政治基盤を切り崩そうとしていた勢力の代表であるである軍部に対し、それに対抗する中心となっていたのが元老・重臣勢力であり、その当事者であった政党は政治的にも政策的にも一貫した動きができずに帰趨が定まらなかったことが、三〇年代における政党勢力の急速な衰退の要因として指摘できる。またより根本的には、軍部による対外政策上の攻勢に対し、政党が対案を打ち出すことができずに同調していったことが、軍事予算問題などの内政政策上において軍部と対抗する余地をせばめたといえる。

その意味では、元老・重臣勢力の権力安定策は対外問題がこれ以上悪化しないことを条件として機能するものであり、岡田内閣期に陸軍の中国、あるいは中国華北地方への態度が強化し、実際に華北分離工作が開始されていった状況では、その全面的成功の可能性は高くなかったのである。

- (1) 代表的なものとして、坂野潤治「政党政治の崩壊」(坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』、山川出版社、一九八五年、所収)、同『近代日本の国家構想—1871—1936—』(岩波書店、一九九六年)第四章第二節「挙国一致内閣期の体制構想—立憲独裁・協力内閣・憲政常道—」。

また酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』(東京大学出版会、一九九二年)も、この時期の政治史を総合的に論じた労作であるが、各論的には大きな示唆を受ける部分が多くあるものの、坂野論文を前提としているためか、総論的には坂野氏の描いたイメージに近いものとなっている。

また伊藤隆『『挙国一致』内閣期の政界再編成問題』一、二、三(『社会科学研究』第二四巻第一号、一九七二年八月、第二五巻第四号、一九七四年二月、第二七巻第二号、一

九七五年(二月)は、一九三八年の近衛新党運動、四〇年の近衛新体制へ結集した諸勢力の政治的動向を分析したもので、この時期の政治史の基礎的な研究となつたものである。しかし、やはり後々の時期への視点が強すぎるために、この時期固有の政治的諸問題へのアプローチが不足しているし、何より軍部の分析がなされていないために、この時期の政治史のイメージを総合的に論じることには成功しているとは言えない。

(2) 代表的なものとして、北岡伸一「陸軍派閥対立(一九三一〜三五)の再検討」、佐々木隆『陸軍『革新派』の展開』(いずれも、近代日本研究会『年報・近代日本研究1 昭和期の軍部』、山川出版社、一九七九年)。

(3) 吉田裕「満州事変下における軍部―『国防国家』構想の形成―」(『日本史研究』第二三八号、一九八二年)は、この時期における国防国家構想の形成過程を分析に大きな成果をあげている。しかし本章で示すように、その国防国家構想が同時期の陸軍の政治的目標としてどの程度重視され、かつ現実性のあるものとして認識されていたのかということ、また別問題である。

(4) 河野恒吉『国史の最黒点』前編(時事通信社、一九六三年)、二二五〜二二七頁所収の林の回顧談。

(5) 伊藤隆・佐々木隆編「鈴木貞一日記―昭和九年―」(『史学雑誌』第八七編第四号、一九七八年、所収)、一九三四年二月一五日によると、林銑十郎陸軍大臣は近衛文麿に対し、「自分八軍内部ニ於ケル宇垣、荒木両派ノ対立ノ如何ニ深刻ナルヤニ驚キ入りタリ(中略)自分ハ此ニ大抗争ヲ調和スルコトニ努力スル考ナリ」と語つたとされる。

(6) 伊藤隆・広瀬順皓編『牧野伸顕日記』(中央公論社、一九九〇年)、一九三四年二月二一日。

(7) 前掲、『国史の最黒点』前編、二二六頁の林の回顧談。

(8) 北岡伸一「陸軍派閥対立(一九三一〜三五)の再検討」(近代日本研究会編『年報・近代日本研究1 昭和期の軍部』、山川出版社、一九七九年)。

(9) 宮村三郎『林銑十郎―その生涯と信条―』上(原書房、一九七二年)、三二〇〜三二二頁(昭和拾年八月異動ニ関スル記録「要旨」)。

(10) 近代日本史料選書1・1『真崎甚三郎日記』昭和七・八・九年一月〜昭和十年二月(山川出版社、一九八一年)、一九三四年七月九日。

(11) 同右、一九三四年七月二五日、八月二四日など。

(12) 同右、一九三四年一月二〇、二四日、二月一二日、三五年二月一七、二五日。

(13) 参謀本部「美濃部氏の天皇機関説に対し、陸軍として採るべき処理」(国会国立図書館憲政資料室所蔵「真崎甚三郎関係文書」二〇五五・一)。

(14) 『東京日日新聞』、一九三五年三月一六日掲載の林陸相の談話、三月一七日付夕刊掲載の、一六日の衆議院治安維持法改正委員会における林陸相の答弁要旨。

(15) 同右、一九三五年五月二二日付夕刊掲載の、林陸相の談話。

(16) 一九三五年五月二〇日付荒木貞夫宛真崎甚三郎書簡(国会国立図書館憲政資料室所蔵「荒木貞夫関係文書」八八)。

(17) 「陸軍次官橋本虎之助業務要項覚」(『現代史資料』3 国家主義運動3)、みすず書房、一九七七年)一九三五年七月五日、日本近代史料研究会・木戸日記研究会編『牧達夫氏談話速記録』(日本近代史料研究会、一九七八年)、二九〇―三〇一頁、原田熊雄述『西園寺公と政局』第四卷(岩波書店、一九五一年)、二二二頁。

(18) 前掲、三五年五月二〇日付荒木宛真崎書簡によると、林陸軍大臣は真崎教育総監に対し、「予は機関説ニ対する予の意見と倒閣運動とは□確ニ区別しあり」と語っている。また前掲、『西園寺公と政局』第四卷、二二二頁、前掲、「陸軍次官橋本虎之助業務要項覚」、一九三五年六月二二日、前掲、『牧達夫氏談話速記録』、二九〇―三〇一頁、『軍務局長武藤章回顧録』(芙蓉書房、一九八一年)、一七頁などによると、確かに永田鉄山はこの問題について統制派のなかでは最も軟派であったことは事実だが、それも倒閣への直結を警戒して抑え役にまわった面を考慮すべきで、統制派とは永田派であるとする説に引きずられるのは適當ではない。

(19) 近代日本史料選書1・2『真崎甚三郎日記』昭和十年三月〜昭和十一年三月(山川出版社、一九八一年)、一九三五年五月六日、一一日。

(20) 前掲、「陸軍次官橋本虎之助業務要項覚」、一九三五年七月一日、二日、八日、一一日、一二日、有末精三『政治と軍事と人事 参謀本部第二部長の手記』(芙蓉書房、一九八二年)、一一八頁。

(21) 前掲、『真崎甚三郎日記』、一九三五年七月一七日。

(22) 前掲、『軍務局長武藤章回顧録』、一六〇―一七頁、日本近代史料研究会・内政史研究会編刊『大蔵公望日記』第一卷―昭和七年〜九年―(一九七三年)、一九三三年一月九日、日本近代史料研究会・木戸日記研究会編刊『西浦進氏談話速記録』上(一九六八年)、九一〜九六、九八〜九九頁、『片倉参謀の証言 叛乱と鎮圧』(芙蓉書房、一九八一年)、三四〜三五頁。

- (23) 前掲『真崎甚三郎日記』、一九三五年七月二日、二二日、八月七日、一〇月一四日、一月二九日、『木戸幸一日記』上巻（東京大学出版会、一九六六年）、一九三五年七月四日。平沼騏一郎の政權獲得断念については、前章第四節二でもふれた。
- (24) 『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』第三七卷（東京大学出版会、一九九三年）、二二二頁、一九三四年一月三十一日の衆議院予算委員会、同第三九卷（東京大学出版会、一九九三年）、一一一頁、二月九日の衆議院予算第四分科会における林陸相の答弁、『東京日日新聞』、二月四日付夕刊掲載の、三日の衆議院予算委員会における林陸相の答弁要旨、三月四日掲載の林陸相の談話。
- (25) 『東京日日新聞』、一九三四年三月四日、四月一〇、二五日掲載の林陸相の談話。
- (26) 前掲、『真崎甚三郎日記』、一九三四年一月三十一日、その際に提出されたと推測される永田鉄山少将意見書（前掲、『真崎甚三郎関係文書』二〇五四・一一二）。
- (27) 社会問題研究会編『帝国議会誌』第一期第十八卷（東洋文化社、一九七六年）、四六七〜四六八頁、一九三四年一月二五日の衆議院本会議における林陸相の答弁、前掲、『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』第三七卷、二七五頁、二月一日の衆議院予算委員会における林陸相の答弁、『東京日日新聞』、二月一日掲載の林陸相の談話。
- (28) 『東京日日新聞』、一九三四年二月一七日掲載の、一六日の貴族院予算委員会における林陸相の答弁要旨。
- (29) 同右。
- (30) 「畑俊六日誌」（『続・現代史資料 4 陸軍』、みすず書房、一九八三年）、一九三三年一二月二日。
- (31) 『東京日日新聞』、一九三四年四月二五日掲載の、林陸相の談話。
- (32) 本庄繁『本庄日記』（原書房、一九六七年）、一九三四年二月八日。
- (33) 『現代史資料 7 満州事変』（みすず書房、一九六四年）、五八九〜五九〇、五九三〜五九七頁。
- (34) 前掲、『畑俊六日誌』、一九三四年九月一九日。
- (35) 『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』第二九卷（東京大学出版会、一九九二年）、八三、一五九頁、一九三三年一月二七、二八日の衆議院予算委員会、同第三〇卷（東京大学出版会、一九九二年）、九八、一〇〇〜一〇一、一〇八〜一〇九頁、二月四日の衆議院予算第四分科会、『帝国議会貴族院委員会速記録 昭和篇』第二九卷（東京大学出版会、一九九二年）、八七〜八九頁、二月一八日の貴族院予算委員会における、荒木陸相および山

- 岡重厚軍務局長の答弁、『東京日日新聞』、三三年二月一七日掲載の荒木陸相の談話。
- (36) 前掲、『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』第三七卷、七四頁、一九三四年一月二七日の衆議院予算委員会における林陸相の答弁。
- (37) 同右、一〇五頁、一九三四年一月二九日、二四九頁、二月一日の衆議院予算委員会、前掲、『帝国議会誌』第一期第十八卷、五〇四頁、一月二六日の衆議院本会議における、林陸相の答弁。
- (38) 前掲、北岡伸一「陸軍派閥対立（一九三一〜三五）の再検討」。
- (39) 『帝国議会貴族院委員会速記録 昭和篇』第三七卷（東京大学出版会、一九九三年）、一三三、一三五頁、一九三四年二月二〇日の貴族院予算委員会における林陸相の答弁。
- (40) 昭和九年十二月二十七日外務省東亞局第一課調査「支那問題ニ関スル軍部トノ協議ノ件」（外務省外交史料館所蔵「外務省記録」、A・一・一・〇・一〇、「帝国ノ対支外交政策関係一件」第三卷）。
- (41) 「極秘」外交事項（五相会議々決）（前掲、「外務省記録」、A・一・一・〇・六一三「帝国ノ対外政策関係一件―五相会議関係」）。最終的な五相会議決定については、「五相会議決定ノ外交方針ニ関スル件」（同前）。
- (42) 『東京日日新聞』、一九三四年七月一五日掲載の林陸相の談話。
- (43) 同右、一九三四年七月二五日掲載の林陸相の談話。
- (44) この詳細については、原朗『満州』における経済統制策の展開―満鉄改組と満業設立をめぐる―（安藤良雄編『日本経済政策史論』下、東京大学出版会、一九七六年）、清水秀子「対満機構の変遷」（『国際政治』三七号、一九六七年一〇月）などを参照。
- (45) 『東京日日新聞』、一九三四年八月九日、九月二六日付夕刊。
- (46) 日本近代史料研究会・木戸日記研究会編刊『鈴木貞一氏談話速記録』上（一九七一年）、三三四〜三三五頁、前掲、『真崎甚三郎日記』、一九三四年一〇月五日。
- (47) 『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』第四八卷（東京大学出版会、一九九三年）、六八〜七〇頁、一九三四年一月二三日の衆議院予算委員会における太田正孝（政友会）の質問と林陸相の答弁、『東京日日新聞』、一九三五年一月三〇日付夕刊、二月一日付夕刊、二月一日掲載の、一月二九、三一日の衆議院予算委員会における小川郷太郎（民政党）、武田徳三郎（政友会）の質問とそれぞれに対する林陸相の答弁要旨。
- (48) 前掲、『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』第四八卷、二六〜二七頁、一九三四年一月二日、七〇頁、一月三日の衆議院予算委員会、同第五一卷（東京大学出版会、一九

- 九三年)、二四一〜二四二頁、三五年二月七日の衆議院予算第四分科会、『帝国議会貴族院委員会速記録 昭和篇』第四五卷(東京大学出版会、一九九三年)、二二二〜二二三頁、三四年一二月八日の貴族院予算委員会における林陸相の答弁。
- (47) 須崎慎一「総力戦理解をめぐる―陸軍中樞と二・二六事件の青年将校との間―」(『年報日本現代史第三号 総力戦・ファシズムと現代史』、現代史料出版、一九九七年)。
- (50) 前掲、北岡伸一「陸軍派閥対立(一九三一〜三五)の再検討」第三節一、二。
- (51) 『東京日日新聞』、一九三四年一〇月三十一日付夕刊掲載の林陸相の談話。
- (52) 同右、一九三四年一二月八日掲載の林陸相の談話。
- (53) 同右、一九三四年一二月一六日掲載の林陸相の談話、三五年二月九日掲載の、二月八日の衆議院予算第四分科会における林陸相の答弁要旨、『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』第四九卷(東京大学出版会、一九九三年)、一二二頁、衆議院予算委員会における林陸相の答弁。
- (54) 内田信也『風雪五十年』(実業之日本社、一九五一年)、一四四〜一四六頁。内田は当時鉄道大臣。
- (55) 『有末精三回顧録』(芙蓉書房、一九七四年)、三五一〜三五五頁、原田熊雄述『西園寺公と政局』第四卷(岩波書店、一九五一年)、一一八頁。
- (56) 前掲、『西園寺公と政局』第四卷、一〇八、一一二〜一二三、一一六頁、前掲、『木戸幸一日記』上巻、一九三四年一二月一九日。
- (57) 前掲、『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』第四九卷、一二二〜一二七頁、一九三五年一月三〇日、一二八頁、一月三十一日の衆議院予算委員会、前掲、『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』第五一卷、二三八〜二四一頁、二月七日の衆議院予算第四分科会、『帝国議会貴族院委員会速記録 昭和篇』第四六卷(東京大学出版会、一九九四年)、二三八頁、二月二五日の貴族院予算委員会、同第四七卷、二〇二頁、二月二六日の貴族院予算第四分科会における林陸相の答弁。
- (58) 永田鉄山刊行会編『秘録永田鉄山』(芙蓉書房、一九七二年)、一〇五〜一〇七頁。
- (59) 一九三五年三月四日付矢崎勘十宛永田鉄山書簡抜粋(前掲、『秘録永田鉄山』、四〇四〜四〇五頁)によると、永田軍務局長は「鳴物入りの日支親善など風馬牛視しあれば可、事は進むべき所に進むべし、逆士の各個行動など一々歯牙にかくる要もなかるべし。軍機械化はどうやら機運動き出したり全面的編制装備改善の緒たらば幸」と書いている。
- (60) 前掲、「支那問題ニ関スル軍部トノ協議ノ件」。

- (61) 参謀本部「支那時局報」第二二、二六、二九号（防衛庁防衛研究所図書所蔵「支那時局報綴」昭和一〇年四月八日〜二月五日）、磯谷廉介「内外の情勢と国防国策確立の急務」（『外交時報』、七一六号）、楠本実隆「对支認識の再検討 駐支公使館昇格と日支提携問題を中心に」（『外交時報』、七三三号）、『東京日日新聞』、一九三五年二月一八日掲載の土肥原賢二奉天特務機関長談話、二月二五日掲載の、陸軍の日露戦争三〇周年記念パンフレットの内容についての報道、五月七日付夕刊掲載の、五月六日の地方長官会議における林陸相の訓示要旨など。
- (62) 前掲、『西園寺公と政局』第四卷、五頁。
- (63) 同右、六、七頁。
- (64) 伊藤之雄「『ファシズム』期の選挙法改正問題」（『日本史研究』第二二二号、一九八〇年四月）第二章・四・イ、ロ。
- (65) 前掲、『西園寺公と政局』第四卷、六、七頁。
- (66) 同右、二九、三〇頁。
- (67) 岡田貞寛編『岡田啓介回顧録 付ロンドン軍縮問題日記』（毎日新聞社、一九七七年）、九二〜三頁、前掲、『西園寺公と政局』第四卷、四二〜三頁。
- (68) 前掲、『西園寺公と政局』第四卷、四二〜三、四八、五一頁。
- (69) 永井和「東方会の成立」（『史林』第六一卷第四号、一九七八年七月）二・2、『東京日日新聞』、一九三四年八月一七日付夕刊。
- (70) 『東京日日新聞』、一九三四年八月一九、三一日、九月三〇日。
- (71) 同右、一九三四年一〇月七日。
- (72) 前掲、『西園寺公と政局』第四卷、一〇五頁。
- (73) 同右、九五、一〇五〜一〇六、一五三〜一五四頁、松村謙三『町田忠治翁伝』（町田忠治翁伝刊行会、一九五〇年）、二八六〜二八七頁。
- (74) 前掲、『岡田啓介回顧録』、九三頁。
- (75) 前掲、『西園寺公と政局』第四卷、一五二頁。
- (76) 『東京日日新聞』、一九三四年一〇月一五日付夕刊、一七日。
- (77) 山本条太郎翁伝記編纂会編刊『山本条太郎伝記』（一九四二年）、八七六〜八、八八九〜九〇、八九五〜六頁、田中時彦「第三二代岡田内閣―『現状維持』の限界に立って―」（林茂・辻清明編『日本内閣史録3』、第一法規出版、一九八一年）。
- (78) 前掲、『西園寺公と政局』第四卷、一九三、二四〇頁。

- (79) 富田幸次郎「岡田内閣に質す」(『民政』、一九三四年一二月号)、『宇垣一成日記2 自昭和六年六月至昭和十四年二月』(みすず書房、一九七〇年)、一九三五年一月一八日。
- (80) 頼母木は党の機関誌において、「吾々が曾て政友会と政策協定若くは連携を企てたるは実に此の精神に胚胎し、又現に我党が岡田内閣援護の地位に立つも此の精神に出づるに外ならぬ」と書いている(頼母木桂吉「恒久的国策の樹立」、『民政』一九三五年七月号)。
- (81) 川崎卓吉伝記編纂会『川崎卓吉』(川崎卓吉伝記編纂会、一九六一年)、「在満機構問題と政民連繫運動」(『民政』、一九三四年一二月号)、民政党東北大会総裁演説(『民政』、三四年一二月号)、前掲、『西園寺公と政局』第四卷、一一八頁、『東京日日新聞』、三四年一月一七日。
- (82) 前掲、『町田忠治翁伝』、二七二〜七頁。
- (83) 「立憲民政党々報」(『民政』、一九三四年一二月号)。
- (84) 「政民両党連携の意義」(『民政』、一九三四年一二月号)。
- (85) 一九三五年四月二〇日付宇垣一成宛係孫一書簡(国会国立図書館憲政資料室所蔵「宇垣一成関係文書」六一)。
- (86) 『東京日日新聞』、一九三四年八月二日、一月一六日掲載の、床次通相の談話。
- (87) 有竹修二『前田米蔵伝』(前田米蔵伝記刊行会、一九六一年)、二八八〜九三頁。
- (88) 前掲、『西園寺公と政局』第四卷、一三五〜六、一七七、一七九、一八三頁。政友会内部における派閥の勢力比については、例えば一九三三年か三四年前半に作成されたと推定される「政友会系統別」(国会国立図書館憲政資料室所蔵「松本学関係文書」R一〇二五、松本学は斎藤内閣期の内務省警保局長)による政友会所属代議士の分類では、総裁派と床次派・旧政友系は拮抗している。ただこの史料で分類の対象になっている政友会所属代議士は全体の三分の二程度にすぎず、これがそのまま政友会内部の勢力図であると断定はできない。
- そもそも戦前の政党の派閥は、戦後における自由民主党の派閥のように独自の組織をもち強固な結束力を有していたわけではないので、代議士を明確に何々派と分類することは容易ではない。本論ではここまでにとどめておく。
- (89) 前掲、坂野潤治「政党政治の崩壊」、同『近代日本の国家構想—1871—1936—』(岩波書店、一九九六年)第四章第二節「挙国一致内閣期の体制構想—立憲独裁・協力内閣・憲政常道—」では、斎藤内閣期はともかく岡田内閣期の政民連繫運動については一律に反岡田内閣的なものとして論じているが、それはこれまで述べてきたように問題がある。それは

同論文が、政民連携運動の性格を分析する際、「政界情報」（国立国会図書館憲政資料室所蔵「斎藤実関係文書」所収）の記述に依拠しているためである。

しかし同史料は、政界の真偽の不確かな相矛盾する諸情報を、政界情報社の記者が收拾して政治家に販売したものであり、その信憑性には問題がある。政民連携運動についていえば、坂野論文で主張される、宇垣新党派イコール政民連携派イコール反岡田内閣派という図式は、同史料におけるこの図式に合致する記事をテキストとしたものと思われる。しかし宇垣新党派運動は、前述のように反岡田内閣派の政民大合同運動としてなされることもあれば、後述のように衆議院内の反岡田内閣派を排除したかたちの新党派運動として現れることもある。

また同研究においては、この時期の基本史料であり、本稿でも主要史料として用いている『西園寺公と政局』や『木戸幸一日記』が、岡田内閣期を扱った部分では一カ所を除いて全く用いられていない。

(90) 『東京日日新聞』、一九三四年一月二七日付夕刊掲載の、二六日の政友会議員総会における若宮貞夫幹事長の挨拶。

(91) 前掲、『宇垣一成日記』、一九三五年一月一日、前掲、『西園寺公と政局』第四卷、三八九頁。

(92) 前掲、『木戸幸一日記』上巻、一九三四年一月一九日。

(93) 前掲、『西園寺公と政局』第四卷、一七四〜五頁。

(94) 同右、二二六頁。

(95) 立命館大学編『西園寺公望伝』第四卷（岩波書店、一九九六年）、一九八〜一九九頁、『牧野伸顕日記』（中央公論社、一九九〇年）、四四二頁。

(96) 「第六十議会に臨む我党の宣言」（『民政』一九三二年二月号）。

(97) 若槻礼次郎「満蒙權益の確守…十月廿六日大阪支部大会演説要領…」（『民政』一九三三年一月号）、小川郷太郎「我党の新四大政策」（同三四年一月号）、同「非常時予算と我党の希望条項」（同三四年四月号）など。

(98) 若槻礼次郎「赤字財政匡救の急務…七月十五日定例午餐会席上演説…」（『民政』一九三四年八月号）、同「難局打開の大道」（『民政』三三年一月号）。

(99) 若槻礼次郎「難局打開の要諦を高唱す…一月廿一日第八回大会席上演説…」（『民政』一九三四年二月号）、桜井兵五郎「昭和九年度予算と我党の主張」（同三四年四月号）。

(100) 「一一月四日東北大会若槻総裁演説」（『民政』一九三四年二月号）、「一月二〇日大

山総裁演説」(『民政』三五年二月号)、小川郷太郎「昭和十年度予算と我党の主張」(『民政』五年三月号)。

之雄『大正デモクラシーと政党政治』(山川出版社、一九八七年)、第六章第一節。
第六章第一節、犬養毅「我党の産業立国主義Ⅱ近畿大会に於ける演説Ⅱ」、
「務調査成案」(『政友』一九三〇年一二月号)。

心造「現内閣の経済財政政策を難す」(『政友』一九三一年二月号)、山崎達之輔「予
論」、大口喜六「杜撰孟浪なる予算案の正体」(『政友』三一年三月号)。

喜三郎「強大なる日本を造れ 新総裁の就任辞(五月二十日臨時大会演説)」(『政
友』九三二年六月号)、森恪「満洲国単独承認の意義」(『政友』三二年九月号)。

喜三郎「立憲の精神に依つて一致結束国難匡救の任に当らむ」(『政友』一九三二
月号)、同「立憲の本義に甦り一世を指導すべし」(『政友』三三年三月号)。

(106) 鈴木喜三郎「我党の抱持する国策」(『政友』三三年一月号)、川崎卓吉「連盟脱退後
の我党の外交方針」(『民政』三三年一月号)。

(107) 河上哲太「当面の三大問題」(『政友』一九三四年九月号巻頭言)、船田中「次期海軍協
定に対する政友会の主張」(『政友』一九三四年一〇月号)、同「次期海軍軍縮会議に対す
る展望」(『政友』一九三四年一月号)。

(108) 鈴木喜三郎「国防産業両全の方針 伝統の信念を以て国政審議に当らん」(一九三四年
一二月二三日政友会議員総会演説)、若宮貞夫「我党は真剣なる農村支持者」(『政友』一
九三五年一月号)。

(109) 堀切善兵衛「予算を繞つて財政経済を論ず」(『政友』一九三五年一月号)。

(110) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第三卷(岩波書店、一九五一年)、四〇四〜四〇五頁。

(111) 同右、五〇〜五三、八四〜八五頁、前掲、同第四卷、一二八〜一三〇頁、前掲、『木戸
幸一日記』上巻、一九三四年六月二九日。

(112) 前掲、『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』第四九卷、一〇一頁、一九三五年一月二
八日の予算委員会における太田正孝の質問。

(113) 古屋哲夫「第六七回帝国議会衆議院解説」(社会問題資料研究会『帝国議会議誌』第一期・
第二二卷、東洋文化社、一九七七年)。

(114) 内閣調査局「第六十七回帝国議会予算委員会分科会及法案委員会等ニ於ケル内閣審議
会及内閣調査局ニ関スル質問応答要旨」(石川準吉『総合国策と教育改革案—内閣審議会・
内閣調査局記録—』清水書院、一九六二年、第二篇資料篇六七〜一三五頁)。

掲、『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』第四九卷、一六五〜一六八頁、一九三五年三月〇日の衆議院予算委員会における池田敬八委員（民政党）の質疑と広田弘毅外相并、同第五〇卷（東京大学出版会、一九九三年）一三七〜一四三頁、三五年三月一八衆議院予算委員会における箸本太吉委員（政友会）の質疑と岡田首相、広田弘毅外相、岑生海相の答弁など。

掲、『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』第四九卷、一六八頁、一九三五年一月三日の衆議院予算委員会における池田敬八委員（民政党）の質疑に対する林陸相の答弁。東京日日新聞、一九三四年九月三〇日。

右、一九三四―二月二八日掲載の林陸相の談話。

(11) 前掲、『木戸幸一日記』上巻、一九三五年一月一日によると、永田は木戸に対し、内閣審議会設置問題は軍の希望する方針へ向かいつつあると語っている。

(120) 前掲、『帝国議会衆議院委員会議録 昭和篇』第五〇卷、一五〇〜一五三頁、一九三五年三月一八日の衆議院予算委員会における中谷貞頼委員（政友会）の質疑、前掲、同第四九卷、一六三〜一六五頁、三五年一月三〇日の衆議院予算委員会における池田委員（民政党）の質疑。

(121) 『東京日日新聞』、一九三五年四月六日、一二日、一四日付夕刊、一四日、一七日付夕刊、二二日、二三日など、前掲、『西園寺公と政局』第四卷、一三三六、二四一頁。

(122) 『東京日日新聞』、一九三四年十二月二二日付夕刊、二二日、前掲、『西園寺公と政局』第四卷、一五〇頁。

(123) 前掲、『西園寺公と政局』第四卷、一五三頁。

(124) 『東京日日新聞』、一九三五年四月二三日付夕刊掲載の、永田軍務局長の談話、五月二二日の林陸相の談話。

(125) 「立憲民政党々報」〔『民政』一九三五年五月号〕。

(126) 前掲、『西園寺公と政局』第四卷、二五〇頁。

(127) 永田鉄山軍務局長の一九三五年の信書（前掲、『秘録永田鉄山』、芙蓉書房、一九七二年、三六五頁）。

(128) 前掲、「陸軍次官橋本虎之助業務要項覚」、一九三五年五月三十一日、六月一日。

(129) 『東京日日新聞』、一九三五年六月二日付夕刊掲載の、六月一日の岡村第二部長の談話と陸軍省の非公式談話。

前掲、酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊』、第一部第三章第一節。

- (131) 『東京日日新聞』、一九三五年六月四日掲載の、陸軍省、岡村第二部長の談話。
- (132) 『北支交渉問題処理要綱』に関する外務陸軍間折衝」(『現代史資料8 日中戦争1』、みすず書房、一九七七年、六五〜七頁)。
- (133) 前掲、「陸軍次官橋本虎之助業務要項覚」、一九三五年六月一〇日。
- (134) 同右、一九三五年六月二二、一四、一九、二〇日。
- (135) 「天羽英二日記」(『天羽英二日記・資料集』第三卷、天羽英二日記・資料集刊行会、一九九〇年)、一九三五年六月二一日。
- (136) 軍令部「藤原部員参謀本部ニテ聴取セル事項其ノ二(主として川本少佐より)」(一九三五年六月一四日、前掲、『現代史資料8』、九四頁)によると、陸軍中央部において対中国対策には常に強硬な傾向にある参謀本部支那課支那班も、「中央(国民党―引用者註)軍当部其の他排日機関の再出現」は許さないが、内政については南京政府系機関の存在は拒否しないとしている。
- (137) 『東京日日新聞』、一九三五年六月二九日付夕刊。
- (138) 同右、一九三五年七月一日掲載の、喜多誠一参謀本部支那課長の談話。
- (139) 江口圭一『昭和の歴史4 十五年戦争の開幕』(文庫版、小学館、一九八八年)、三五六頁、軍務局長より関東軍に開示(一九三五年八月二八日)「北支及内蒙に関する中央部の指導」(前掲、『現代史資料8』、五〇一頁)。
- (140) 陸軍省軍務局(一九三五年九月)「満洲国概観」(前掲、『現代史資料8』、八〇三〜八一頁)。
- (141) 『東京日日新聞』、一九三五年一〇月一〇日掲載の岡村の談話。
- (142) 「岡村少将来談要領(昭和十年十月十八日午前十一時)」(前掲、「外務省記録」、A・一・一・〇・一〇、第四卷)。
- (143) 『東京日日新聞』、一九三五年一二月九日掲載の磯谷廉介上海駐劄大使館付武官の声明、一二月一〇日掲載の陸軍省の非公式意向表明、古荘幹郎陸軍次官の談話。
- (144) 参謀次長発関東軍第三課長宛電報案「関東軍ノ行動ニ関スル件」(一九三五年一二月一三日)、海軍省軍務局長発各現地武官・各艦隊参謀長宛「軍務機密第五四三番電」(電報案)、陸軍次官発各現地地軍参謀長・各現地武官宛電報「北支自治運動ニ関スル件」、「北支自治問題ニ関スル外陸海係官会議(十一月二十一日午前十時半ヨリ十二時迄)」(前掲、「外務省記録」、A・一・一・〇・二二―二七、「満州事変 華北問題」第七卷、松本記録)、陸軍次官発各現地地軍参謀長・各現地武官宛「陸満六七四号 昭和十年十一月二十二日」、「陸満

八八〇号 昭和十年十一月二十五日、「陸滿六八四号 昭和十年十一月二十六日」(前掲、『現代史資料8』、一四七〜一四八頁)。

一九三五年一月二二日の閣議での陸相報告原稿「北支情勢ニ関スル件」(前掲、「外省記録」、A・一・一・〇・二二―二七、第七卷、松本記録)。

陸軍次官発各現地軍参謀長・各現地武官宛電報「北支自治運動ニ関スル件」(前掲、「外省記録」、A・一・一・〇・二二―二七、第八卷)。

前掲、『現代史資料8』、三四九〜三五〇頁。

『東京日日新聞』、一九三五年六月八日掲載の、林陸相の新京における満州視察後の談話。

(149) 同右、一九三五年六月一六日掲載の、帰国途中の林陸相の船中談話。

(150) 「内閣審議会(官制・名簿・議事規則)議事録」(前掲、石川準吉『総合国策と教育改革案』、第二篇資料篇四〇〜四二頁「内閣審議会第二回總會ニ於ケル主ナル質問応答ノ大要」)。

(151) 前掲、「陸軍次官橋本虎之助業務要項覚」、一九三五年六月一七、二五日。

(152) 前掲、『木戸幸一日記』上巻、一九三五年七月一二日。

(153) 一九三五年七月一四日付矢崎勘十宛永田鉄山書簡抜粹(前掲、『秘録永田鉄山』、四〇四〜四〇五頁)。

(154) 『東京日日新聞』、一九三五年七月二五日付夕刊、二八日付夕刊掲載の、林陸相の談話。

第三章 陸軍統制派路線の展開

はじめに

本章では、一九三六年の二・二六事件後から、三七年七月七日に勃発した盧溝橋事件の直前までの時期における陸軍統制派の政治的動向について論ずる。

この時期は、以後敗戦に至るまで日本の政治の中心的な地位を占めることになる陸軍統制派の政策と政治介入手法が、二・二六事件前に比較してより明確な形で確立した時期であるという意味で、一九三〇年代政治史においても非常に重要な位置を占めている。この時期の後、日本は盧溝橋事件を契機として中国との全面戦争に突入するわけであるが、陸軍統制派はやがてそれまでの政治路線を修正して対応することを余儀なくされることになる。陸軍の政治的権力の強さとは別に、陸軍がその時に意図した政策実現の順調さという観点からすれば、この時期が最盛期であるといえる。

またこの時期は、元老・重臣勢力の政治的動向が西園寺路線から近衛路線に移行する過渡期にあたり、政治的均衡がうまくとれておらず、外面的には極めて多様で複雑な政治的現象が見られ、政治構造が分かりにくい時期でもある。⁽¹⁾一九八〇年代以来、この時期の政治史を扱った先駆的な研究がいくつか発表され、これまで不足していた陸軍の政治史的研究の解明が進んできている。それらの研究には次のような特徴が認められる。

それは、陸軍における「中堅層」の重視、特に石原莞爾の政治勢力を重視する点である。中でも広田内閣期においてその傾向が著しい。⁽²⁾そして、林内閣の成立過程において、急進的な「中堅層」⁽³⁾ 石原派は挫折し、漸進的な陸軍上層部に主導権が移行するという、つまり広田内閣期と林内閣期の間における陸軍の路線転換を強調する点である。⁽³⁾この時期の陸軍をこのように評価すると、石原個人を指導者とする、ドイツ、イタリアのような本格的なファシズム政権が日本においても誕生し、石原独特の「東亜連盟」構想実現のため、日中関係が好転する可能性がかなりあったことになる。

しかし、本章で明らかにするように、広田弘毅内閣期（三六年三月～三七年一月）、林

銚十郎内閣期（三七年二月～五月）を通じて、陸軍の進路を決定していたのは、梅津美治郎陸軍次官の主導下における、二・二六事件後陸軍を支配した統制派の主流であって、終始その優位は保たれていたのである。つまり、石原派とは、片倉衷などの、統制派の中では例外の部類に入る石原直系のごく少数の中堅幕僚であって、従来の石原派の過大評価は是正されるべきであると考えられる。そして、同時期における陸軍においては、対内外政策を通じて、漸進的な政治路線が確立し実行されていたと評価できる。

以上のような同時期の陸軍、特に梅津主導下の統制派の政治的動向の重要性にもかかわらず、その体系的な分析は意外になされていない。また、梅津ら上層部の評価についても、一般的には、「新統制派」と呼称されるように、二・二六事件以前の統制派との連続性は軽視される傾向が強い。しかし梅津のとった政治的行動は、むしろ事件以前からの統制派の特徴を端的に示すものである。そこで本章では、梅津次官を中心とする陸軍省の動きを主軸とし、またその政治的位置・性格を特徴づけるため、それに対抗する石原派の挑戦とその挫折という視角をとりいれつつ、この時期の陸軍、ひいては中央政治の動向を分析していく。

尚、分析にあたっては、近年までに刊行が相当進んだにもかかわらず、体系的に厳密な検討がなされていない公刊史料のみならず、防衛庁防衛研究所や国立国会図書館憲政資料室の未公刊史料を広く検討し、限定された石原派側の史料に偏ることのないようにした。またこの時期の重要問題でありながら、同時期の陸軍の分析において軽視されがちであった対中国政策をめぐる政治過程を重視した。さらに、体系的な陸軍内部の一次史料が不足していることに鑑み、従来ともすれば利用が不十分になりがちな新聞史料や帝国議会議事録を用いて、陸軍大臣や陸軍当局の公式、非公式の意向表明などに史料批判を加えつつ、陸軍の態度の動静をできるだけ捕捉するようにした。

第一節 「肅軍」体制と漸進的華北分離路線の確立

二・二六事件は、元老・重臣勢力と陸軍統制派という、対立と妥協を繰り返しつつも当時の政治の中心にあった二勢力に反発する、親皇道派の過激派青年将校が起こした軍事クーデターであった。周知のようにこの事件は失敗に終わったが、統制派にとって、その政治的障害を一気に排除できたという意味で、この事件は天祐ともいえるものであった。

第一に、陸軍統制派にとって最大の政治的障壁であった、元老・重臣勢力における西園寺路線が破綻したことである。二・二六事件によって、西園寺が頼りにする政治家がことごとく死傷し、西園寺路線は事実上続行不可能となった。内閣審議会も一九三六年五月に廃止され、陸軍統制派の構想による内閣調査局だけが残ることになった。このようにして、陸軍を抑えうる可能性のある政治構想がなくなったことにより、陸軍統制派の政治的発言力はさらに強まっていった。

第二には、これまで十分に統制できず、陸軍の政治介入を阻害していた過激派青年将校を合法的に排除することができたことである。つまり、事件前には中途半端になっていた「肅軍」をさらに徹底して断行する絶好の機会を得ることができたのである。

本節では、陸軍統制派が二・二六事件後の状況を利用して、いかにその政治介入路線、対中国政策を確立していったのかを見ていく。

さて、前述のような有利な状況にあった陸軍であったが、二・二六事件による内部の混乱は避けられなかった。広田内閣の組閣時においても、閣僚人事への介入はしたものの、即時に実行できるほどの具体的な政策を、内閣に突きつけるだけの余裕はなかった。陸軍がこの時にできたのは、広田内閣に対し、「自由主義的色彩を帯び」た「現状維持または消極的政策」を否定し、「内外に亘り真に時弊の根本的刷新国防充実等積極的強力国策」を遂行することを承認させるとどまっていた。⁽⁴⁾

陸軍は、二・二六事件が陸軍の不祥事である以上、内部の刷新、つまり「肅軍」して見せねばならなかった。しかしこれは外部向けの消極的なものではなかった。統制派が事件前にやり遂げられなかった、「肅軍」イデオロギーを制度化する絶好の機会でもあった。統制派は、当面の重要課題を「肅軍の徹底と対支対露の大陸政策の実行」とし、まずは政治介入の基盤を整備しようとしたのである。⁽⁵⁾

この「肅軍」を中心になって推進していったのは、一九三六年三月二三日に陸軍次官に就任した梅津美治郎中将である。梅津は、陸大を抜群の成績で卒業し、陸軍中央の要職を歴任してきた典型的なエリート軍人であった。⁽⁶⁾ 二・二六事件当時、第二師団長であった梅津は、動揺する諸師団長の中で、いち早く反乱軍の断固討伐を中央に進言し、そのことが次官就任の一因となったといわれるなど、「肅軍」イデオロギーを強固に持った軍人であった。そして梅津はこれ以後、二年あまりにわたり陸軍次官として陸軍省の事務を統括し、寺内寿一、杉山元両陸軍大臣を強力に補佐して、陸軍の主流である統制派の中心人物となっていたのである。⁽⁷⁾

まず陸軍は、ソ連を始めとする列強の軍備増強を理由に、これまで以上の軍備充実方針を強調する一方で、陸軍が政治に関係する際のスタンスを積極的に発表し、「肅軍」のアウトラインを陸軍内外に明示した。

即ち、まず二・二六事件の反乱將校について、その行動、思想ともに完全否定し、それは陸軍首脳部を含むほとんどの陸軍軍人とは無関係であることを強調した。次に、陸軍の政治的意向は陸軍大臣のみを通じて発表され、実現を主張できるとし、「軍人個々の政治的行動」を否定した。その一方で、特に陸軍省を中心とする幕僚が、大臣の指示の下に「広義国防」の見地から政治問題を研究し論議することは、当然の行為であるとしたのである。⁽⁸⁾つまり、合法的・漸進的に、陸軍大臣の指示の下、陸軍省の幕僚が研究・立案した政策を、大臣を唯一の窓口として内閣に提議し実現させるといふ、陸軍省による一元的政治介入路線を打ち出したのであった。

そして陸軍は、以上のような路線の制度化にとりかかる。まずはよく知られているように、五月一八日の陸軍省官制の改正によつて、陸軍大臣・次官の現役武官制を復活せしめた。これは、二・二六事件により現役を去つた派閥色の強い将軍が陸軍大臣として復帰し、陸軍内部に派閥対立が復活することを防止すること、つまり「肅軍」イデオロギーの制度化にその第一の意味があつた。⁽⁹⁾そしてそれは、言うまでもなく内閣に対する強力な拒否権としても機能していくことになつた。

次には、陸軍省による一元的政治介入路線の制度的基盤を整備していった。六月二八日、梅津陸軍次官は、畑俊六陸軍省航空本部長に対し、政治的問題について「省部規定により参謀本部、総監部に相談することはあるも、其他は陸軍省限りにて実行に邁進する考へ」であることを述べ、陸軍省中心主義を主張した。⁽¹⁰⁾これが結実したものが、一九三六年八月一日より施行された陸軍省官制の全面的改正であつた。

この改革において、まず梅津次官は、軍務局の雑務を新設した兵務局に分掌するとともに、軍務局内に政治・政策課ともいふべき軍務課を新設した。⁽¹¹⁾さらに梅津は、これまで参謀本部と分担してきた將校の人事権を、陸軍省に一元的に掌握させようと図つた。これを梅津は参謀本部に無断で断行しようとしたため、参謀本部の猛反発を買い、⁽¹²⁾実質上は従来通りとする省部間秘密協定が設定されることとなり、完全に成功とはいかなかつたが、梅津の意図は明瞭であつた。こうして陸軍内部における陸軍省の政治的優位、⁽¹³⁾陸軍大臣による一元的政治介入路線が制度化され、陸軍省中心主義が確立したのである。統制派は、二・二六事件前から抱いていた構想を、より理想的な形で実現したのであつた。

そして七月二八日に発表された陸軍将校の大異動は、二・二六事件後における一連の「肅軍」の、一応の完結を告げるものであった。これにより、派閥色のある軍人はことごとく現役を逐われるか左遷されることになった。このような事件後の一連の「肅軍人事」は、宇垣系の復活を期待していた宇垣一成をして、陸軍中央は「中立組」、「中間派」、「ドツチ付かずの中途半端な好い加減の士」によって占拠されたと嘆かせたように、⁽¹⁴⁾ 陸軍の無派閥化、総主流化を徹底的に推し進めた。「肅軍」イデオロギーは定着し、これ以後は中央要路者が自動的に陸軍の主流を形成する傾向が強まっていく。

前述のように、陸軍が「肅軍」と並んで重視したもう一つの当面の課題は、「対支対露の大陸政策の実行」であった。この頃になると、極東ソ連軍の急速な増強に対する危機意識が陸軍内部で一般化していた。一九三五年半ばからの陸軍による華北分離工作の進行は、華北地域を日満経済ブロックに加えるとともに、対ソ国防における後背地の安全確保という意味をもっていた。関東軍は、華北を中国南京政府の影響下から完全に分離するという強硬路線を主張していた。陸軍中央も現地派遣軍に引きずられ、一九三六年一月には、現地軍の無軌道な工作を抑制する条項は盛り込みつつも関東軍の主張を大筋でとりいれた、⁽¹⁵⁾ 「(第一次)北支処理要綱」を内閣に認めさせていた。

しかしこの路線をとれば、南京政府との早期激突は必至であり、対ソ国防の強化という基本的目標に支障が生じることになる恐れがあった。二・二六事件により、主導権を決定的にした陸軍統制派、特に陸軍省は、以下に述べるように、大陸政策を自らのリードの下に決定しようとしたのである。

当時の陸軍中央においては、参謀本部が関東軍に近い強硬路線を主張していた。⁽¹⁶⁾ しかし陸軍省は、南京政府合意の下の漸進的な華北分離路線を志向していた。⁽¹⁷⁾ ただこれは、関東軍の強硬路線とは一線を画すとはいえ、これが達成されない限り、南京政府との経済提携には進まないという強い態度を含むものであった。⁽¹⁸⁾ 陸軍省はこの華北政策を政府方針とすべく、三六年の五月初旬〜六月初旬頃より外務省との事務レベル協議に入ったのである。⁽¹⁹⁾

このような陸軍省の華北分離政策策定に不満を持っていたのが石原莞爾参謀本部作戦課長である。この時期の石原は、日本を盟主として東アジア地域を軍事・経済を一体化した共同体に統合して「最終戦争」に備えるという、いわゆる「東亜連盟」構想の立場から、対中国「融和」論に傾きつつあった。一九三五年八月に作戦課長に就任して以後、特に一九三五年末頃より、華北分離路線に対する批判を強めていったのである。⁽²⁰⁾

しかし前述のように、陸軍省はもちろんのこと、参謀本部においてさえ、石原の意見は

主流にはなっていない。そこで石原は、陸軍省に対抗すべく、以下のように独自の政治的行動をとっていく。

三六年六月に参謀本部戦争指導課長に転じた石原は、同月三〇日、現中央部の対中国政策への批判を示唆する「国防国策大綱」を策定し、参謀総長の決済を得た。⁽²¹⁾しかしこれは、本来は調査課にすぎない戦争指導課の、あまりに抽象的・長期的な展望を示したものであり、これだけでは政治的に強化された陸軍省の政策を修正することはできなかった。そこで石原は、華北分離工作に批判的な海軍と独自に交渉し、かなりの妥協を強いられたものの、華北分離条項が削除されたものと推定される「国策大綱」を、永野修身海軍大臣から海軍案として五相会議（広田弘毅首相、寺内寿一陸相、永野海相、有田八郎外相、馬場銈一蔵相）に提案することに成功した。⁽²²⁾この時、寺内陸軍大臣は趣旨において大体異存なしとして一応の同意はしたが、このことは海軍が省部ともに関係していたにもかかわらず、陸軍省はまったく関知していなかった。⁽²³⁾石原は参謀本部の代表者を装い、陸軍省を飛び越えて直接政府レベルにアプローチしようとしたのである。

これに対し陸軍省は、海軍省が外交方針の確立を提案するとこれに応じ、外務次官公邸における、いわゆる広尾会議で、陸軍・海軍・外務三省の課長クラスを中心に審議を重ね、これが三六年八月七日の「帝国外交方針」（首・外・陸・海四大臣決定）となった。⁽²⁴⁾この「帝国外交方針」における対中国政策条項には、「殊更に支那の統一又は分立を助成し若くは阻止するが如き施策はこれを行はざるものとす」として、石原や海軍の意向もとりいれられていた。⁽²⁵⁾しかし華北については、「防共親日滿の特殊地域たらしむ」とし、その方策として同時に作成された「（第一次）対支実行策」では、南京政府の承認下における、華北五省の漸進的な分治路線が明確にうたわれていたのである。⁽²⁶⁾

そして、前述した陸軍・外務の事務レベル協議によって原案が成ったという「第二次北支処理要綱」（三六年八月一日、関係諸省間決定）は、「対支実行策」を具体化したものであった。⁽²⁷⁾この要綱は周知のように「第一次北支処理要綱」よりは穏健なものであったが、以後陸軍省はこれに固執し、この南京政府承認下における漸進的華北分離路線を堅持していく。

また石原期待の「国策大綱」は、陸軍省、外務省の反対により、「帝国外交方針」前文への挿入を阻止され、海軍の希望により、「国策の基準」として五相会議で確認されたにとどまった。⁽²⁸⁾以上のように、陸軍省は石原の抵抗にもかかわらず、要望する対中国政策の確立に成功したのである。そして、この時の石原の行動は、参謀本部の一課長としては越

権行為に近いものであり、それは前述した陸軍統制派の「肅軍」体制を大きく逸脱するものであった。このことと、これまで述べてきたように、従来の通説と異なり石原の対中国政策が陸軍で極めて非主流であったことを考慮すると、二・二六事件後の石原（石原派）を統制派として扱うのは不適當であるので、以後統制派と石原派と区別する。そしてこのような非「肅軍」的行動により、後に石原は陸軍中央での孤立を決定的にすることになる。

第二節 国防国家路線と对中国政策をめぐる陸軍内外の政治過程

前節で述べてきたように、陸軍統制派は、国防国家を実現させるための準備を一九三六年七月頃までに整えていった。本節においては、広田内閣後半期において、統制派が自らの政策を貫徹すべく、いかに動いたのかを述べていく。

陸軍統制派は、「肅軍」人事が一段落した後、一九三六年八月から九月にかけて、国防国家実現のための「庶政一新」政策の実現を、広田内閣の内外に対し積極的かつ強硬に要望することが目立つようになった。寺内陸軍大臣は、「肅軍」人事発表前後の三六年七月二六、三一日、就任直後以来久しぶりに新聞紙上で包括的な政治的意向を表明した。この時寺内は、軍備増強だけではなく、政治全般についての「庶政一新」政策案を内閣に伝えたが、これができないような大臣は辞職すればよいとし、特に電力国营政策については、衆議院を二、三回解散しても実現すべきであると断じた。そして、それら「庶政一新」の財源として、公債を五〇億円発行してもよいと発言し、国防国家実現への強硬姿勢を示したのである。⁽²⁹⁾

また寺内陸軍大臣は八月二日、行政長官と國務大臣の分離、帝國議會議員の行政官就任禁止という、議会の権限を弱め、陸軍省を中心とした官僚の主導権を強める行政機構改革案を、元老西園寺の私設秘書原田熊雄貴族院議員に語り、これを広田首相が受け入れなければ、陸軍と衝突して広田内閣は倒れると元老を威嚇した。⁽³⁰⁾そして馬場財政や寺内の公債五〇億発言を警戒する財界への不満を表明するようになった。⁽³¹⁾

このような八月からの陸軍の態度に対し、広田内閣は難航の末、国策七項目を決定、八月二五日これを発表した。その国策は、陸軍の思惑より抽象的なものとなったが、国防充実に、陸軍の要望する行政機構改革が一項として盛り込まれ、また対満州移民投資政策にも一項を割り、また電力統制強化についても言及されていた。⁽³²⁾寺内陸軍大臣はそ

の直後、これらの早期実現要望を談話として発表した。⁽³³⁾ そして陸軍統制派は、いよいよ九月十五日、一九三四年末より着手し、すでに陸軍省と参謀本部の間で合意をみていた、五年間で戦時地上四一個師団、一四二航空中隊を整備するという本格的な軍備充実五カ年計画案を、三七年度予算概算書とともに大蔵省へ提議した。⁽³⁴⁾ これが統制派の最も期待する国策であった。

このように陸軍統制派は、三六年の八月から九月にかけて、国防国家実現のために政治的攻勢をかけていった。またその一方で、前述の軍備充実に呼応する生産力拡充計画が、二・二六事件前から陸軍省整備局において進められていた。⁽³⁵⁾ 統制派のめざす路線は着実に実現に向かって進んでいた。

しかしその一方で、参謀本部作戦課長の石原莞爾大佐は、独自に生産力拡充計画とそれともなう国内政治の変革を構想していた。石原は、私的機関である日滿財政経済研究会（以下日滿財經研と略す）を設立し、構想の具体化を図った。そこにおいて、有名な日滿産業五カ年計画が立案された。そして石原自身は、三六年六月、参謀本部の実務のほとんどを統括していたといわれた作戦課長から、新設された戦争指導課長に転じた。この戦争指導課は、本来は調査課にすぎなかったが、石原のイデオログとしての権威により、「五カ年計画推進課」として機能するとともに、石原は遠大な戦略構想立案に専念することになった。⁽³⁶⁾ 石原は三六年八月、日滿財經研において産業五カ年計画の第一次案ができると、陸軍省部の課長クラスに参集を求め、いわゆる宝亭会談を開催した。この席で石原は、対ソ軍備の充実とそれともなう生産力拡充の必要性を訴えた。前述のように、それらのことはすでに陸軍省でも進行しつつあった路線であり、参集した中堅幕僚たちは当然これに同意した。そして石原は日滿財經研を通じ、戦争指導課における週一回の審議会などにおいて、計画第一次案を陸軍省をはじめとする中央の幕僚に随時説明していった。⁽³⁷⁾ この計画のうち、関東軍の一元的な支配が確立していた満州については、早くも三七年から満州産業開発五カ年計画が実行に移された。しかし日本国内におけるものについては内閣の承認が必要であり、その成否はその内閣を動かし得る陸軍省の動向いかにかかっていた。

石原案の説明を受けた陸軍省、特に関係局である軍務局と整備局の態度は意外に冷淡であった。陸軍省としては、この頃から大蔵省と折衝が始まっていた軍備充実五カ年計画を諸事を中心としており、生産力拡充計画についても、予算化された軍備充実計画を前提としてでなければ、軽々しく石原の私案を受け入れるわけにはいかなかった。⁽³⁸⁾ またその内容にも問題があった。この時期、陸軍省軍務局軍務課内政班長として陸軍の内政対策の第一

線にあった佐藤賢了少佐は、「よくもここまで着意したものだ」と石原大佐の着眼に深い敬意を表した」ものの、「これを実際に移す段になると、そのあまりに急激な生産力拡充には意見を異にするところがあった」としている。⁽³⁹⁾さらに佐藤は、石原案を潰してほしいとまで整備局戦備課に話すなど、その膨大な計画の性急さを警戒していた。⁽⁴⁰⁾

軍務局だけではなく、整備局においても、石原案の断行の是非について意見が対立したが、全般的には消極的で、その趣旨を生かして実行可能な案を作成するということにとどまった。そしてそれも、統制派が最も重視する軍備充実計画に予算がついた三六年一二月からであった。陸軍省は石原案を「いろいろと難くせを付けてなかなか受け取ら」ず、結局正式に陸軍省に移管されたのは翌一九三七年三月になってからであった。⁽⁴¹⁾前述のように、陸軍省整備局独自の計画も存在していたし、元来、こうした軍需工業拡充計画を管掌するのは陸軍省、特に整備局であり、統制派が標榜する「肅軍」イデオロギーからすれば、参謀本部の一調査課長にすぎない石原の、私的機関を通じたこのような行動は、非「肅軍」的行為として反感を買いこそすれ歓迎されるものではなかった。確かに、経済の専門家の集団である日滿財經研の計画が当時の陸軍に与えた影響は大きく、その黒幕である石原のイデオログとしての権威は、当時の陸軍においては異彩を放っていた。しかしそれは、陸軍省主導の統制派路線の大枠の下で機能するものであり、石原の政治勢力の大きさとは別個の問題であった。⁽⁴²⁾

さて、このような陸軍内部の状況をよそに、前述のように三六年八月から九月にかけて「庶政一新」政策の方針決定を強硬に要望し、これを広田内閣に認めさせた陸軍統制派は、一〇月以降その実現の具体化へ進んでいった。しかし、この際の統制派の政治的態度はかなり漸進的なものであり、決して無理をしなかった。

前述のように、寺内陸相は八月当初、陸軍をはじめとする官僚の主導権を強める強硬な行政機構改革を主張していたが、九月二一日に陸海軍両大臣の共同提案の形式で広田首相に提出された行政機構改革要綱は、かなりのトーンダウンをしていた。そして早くもその数日後、梅津陸軍次官は、「ソレハ軍ノ根本的意見デアツテ改革シナケレバ一歩モ退カヌト云ツタモノデハナイ」との談話を発表するなど、当初より妥協的であった。これは元老や海軍の反対や憲法上の疑義を考慮してのものであったが、その後一〇月下旬より内閣による本格的審議に移され、最終的に翌年三月に企画庁が誕生するまで、それまで陸軍は基本的には漸進路線をとり、かなりの妥協にも応じた。⁽⁴³⁾これは、三六年八月に日滿財經研が作成した「緊急実施国策大綱」における強硬な行政機構改革からはかなり後退したもので

あった。⁽⁴⁴⁾

陸軍統制派にとっては、飛躍的な軍備充実が現体制によって実現されるならば、諸官庁間の紛糾によって広田内閣が倒れ、肝心の軍備充実計画に差し障りがでるような危険をおかす必要はなかった。陸軍統制派は終始海軍との協調を保ち、内閣調査局や石原派の急進的な行政機構改革案には同調せず、漸進的なものにとどめたのであった。

軍備充実計画については、陸軍省は三六年十一月、五カ年計画を六カ年に延長した上、計画初年度の三七年度予算では、作戦資材整備費をカットして結局総額七億二千万円と当初の要求額から一億円を削減するなど、大蔵省との妥協に応じた。梅津陸軍次官はこれを参謀本部に相談せずに決定したため、陸軍省と参謀本部の間に紛糾が生じた。この時、梅津は強力な政治力を発揮した。十一月二四日、参謀総長閑院宮載仁親王による作戦部長と作戦課全員への異例の訓示によって参謀本部を抑え、さらには十二月一日に陸軍大臣、参謀総長連署で「軍備充実に関する件」を上奏、陸軍省案に対する天皇の「御沙汰」を引き出したのである。そして寺内陸軍大臣は一二月三日、これを「陸軍軍備充実計画の大綱」として陸軍部内に内示した。⁽⁴⁵⁾

以上のような梅津主導の陸軍省による漸進的な政治的姿勢に対し石原の不満はつのも、少なくとも三七年一月中旬までには、天皇の許可まで得ている軍備充実計画をくつがえし、さらに国防国家をより急進的に実現するため、広田内閣を打倒する決意を明らかにした。⁽⁴⁶⁾しかし、この時石原は、参謀本部戦争指導課長に加え、作戦部長代理と作戦課長を兼任するという大きな職務権限を持っていたにもかかわらず、陸軍省に対抗する有効な公的手段を何ら打つことができなかった。こうして政治的に行き詰まった石原は、林銑十郎擁立という陰謀的非常手段をとらざるを得なくなったのである。

さて、前節で述べたように、陸軍統制派は一九三六年八月初旬、その対中国政策である南京政府承認下における漸進的華北分離路線を政府の方針とすることに成功していた。しかしそれから半月足らずの八月二四日、四川省成都の日本総領事館再開に反対する中国民衆が日本人新聞記者を惨殺した成都事件を皮切りに、北海事件（九月三日）、汕頭事件（同一七日）、漢口事件（同一九日）、上海事件（同二三日）という一連の対日テロ事件が頻発した。そして九月二四日からは、南京において二カ月半にわたる日中交渉が開始されるなど、一時的に小康状態にあった日中関係が流動化する様相を見せ始めた。

広東省西南部の北海で日本人商人が殺害された北海事件が発生すると、これまで陸軍の対中国政策に批判的であった海軍が、突如として超強硬論に転じた。⁽⁴⁷⁾出兵に積極的な海軍

は、要求が容れられない場合は南京政府に対し最後通牒を発するという、武力行使を含む「国家的決意」をするよう陸軍省に再三申し入れた。⁽⁴⁸⁾これに対し陸軍省は、海軍案に一応は同意するが、対ソ作戦の観点から中国との全面戦争をできるだけ回避するため、武力行使については最後の手段にとどめたいという、海軍からみれば煮え切らない態度をとつていた。⁽⁴⁹⁾しかし以下に述べるように、陸軍省は決して石原に同調していたわけではなく、独自の方針に従つて事件に対処していたのである。

三六年九月二六日の陸軍・海軍・外務三省関係局長会議において、海軍から華北に対する認識を問われた磯谷廉介陸軍省軍務局長は、華北五省を満州国の延長とするような考えを持つ者はおらず、冀東・冀察両華北政権には、南京政府の「授權」という形式の「ステータス」を考慮しているとし、「既定方針」で対処すると述べた。⁽⁵⁰⁾

そして九月二八日、永野修身海相は、「我方の要求のみを遮り無二貫徹し彼肯ぜざれば武力行使に訴ふ」甲案と、「北支に対する我方要求の無理の点を反省自省し公正なる態度を以て対支交渉に当る」乙案という両極端な二案を広田首相、有田外相に提示し、どちらかに政府決定するよう要求した。

これを海軍側から伝えられた磯谷軍務局長は、寺内陸相には取りつぐが、磯谷自身の考へでは、「支那人は一步下れば一步つけ上るを常とす」るので、「既定の北支処理要綱より下ることは絶対反対なり」と語つた。⁽⁵¹⁾そしてこれを聴いた軍事大演習出席中の寺内陸相は、次のように梅津次官に打電した。

左ノ趣旨ヲ総理、外務、海軍各大臣ヘ伝ヘラレ度

海軍大臣ノ総理及外務大臣ニ対スル意見ニ関シ陸軍大臣ハ其第二案ノ如キハ不同意ニシテ最悪ノ場合ニ対スル諸般ノ手配ヲ予メ準備シ飽ク迄既定ノ方針ニ基キ交渉ヲ続ケ万一南京政府ノ承認ヲ見サル場合ハ我權益ヲ確保スルト共ニ在留邦人ノ生命財産擁護ノ為北支、山東上海等主要地点ニ於ケル現地保護ノ主義ニ基キ当然必要ナル措置ヲ講シ其間此等各地ニ於ケル我既定ノ要求ヲ独自ノ立場ニ於テ適宜支那民衆ト協力実現ヲ計ルヲ要ス 此間南京政府並支那各地方政權民衆其他第三国ニ対スル掛引等ハ我外交ノ手腕ニ信賴シ飽ク迄帝國正義ノ立場ヲ確立シ行クコト勿論ナリ

今日南京側ノ要求ヲ容認シテ時局ノ悪化ヲ緩和セントスルカ如キハ全ク彼ニ致サルル外寸毫ノ利益ナシ 蓋シ我正当ナル主張ヲ貫徹シ而モ引キ込マレテ時局ヲ我ノ欲セサル方面ニ拡大セサントスル根本方針ニ添フ所以ナリト信ス(本件次長承諾)

終⁽⁵²⁾

要するに、「第二案」即ち乙案には反対であり、最悪の事態への準備をしつつ「既定方針」に基づいて交渉を続け、万一南京政府が承認しない場合には、華北・山東・上海などの主要地へ「必要な措置」を講ずるべきであるという意向を関係諸閣僚へ伝えるようにとされている。寺内陸軍大臣は、南京政府と妥協して時局を緩和しようとするのは全く利益なく、自分の主張こそが、日本の要求を貫徹し、かつ中国に引き込まれて事態が予期せぬ方向へ拡大することを防ぐ根本方針に添うものであるとしたのである。

このように陸軍省首脳部は、「第二次北支処理要綱」に示された、南京政府の承認の下に漸進的に華北を分離する路線を一貫して主張し、強硬な海軍や参謀本部を抑えて本格的な出兵論には与しなかった。そして一〇月二日の四相会議（陸軍は梅津次官）において、

「第二次北支処理要綱」準拠条項を盛り込んだ、「川越大使蒋介石間交渉に関する方策」が決定されたのである。⁽⁵³⁾

しかし陸軍省も、南京交渉に対し決して樂觀せず、むしろ悲観的でした。⁽⁵⁴⁾ 省の中堅幕僚層の間には、華北分離の南京政府承認条項に拘泥しない強硬論も出てきていた。⁽⁵⁵⁾ そして、いよいよ交渉に期待がもてないことが明らかになると、これが陸軍省の大勢となつていった。そして一月二日、陸軍省は中国大陆の各軍に対し、次のような電報を打つた。

現在行ハレツツアル日支交渉ノ経過ヲ見ルニ成都、北海漢口等不祥事件続発ノ機会ニ日支両国々交調整ノ為根本解決ヲ企図シ之ニ関連スル既往個々ニ折衝中ノ案件ヲ一律承認セシムヘク提出シタルモ現在南京政府内竝ニ国内一般ノ情態ハ未タ到底之ヲ一律容認シ得ルモノト認め難ク蒋介石ト雖モ所有障碍ヲ断圧シテ真ノ国交調整ニ乘リ出ス能力ナク徒ラニ国内各派ノ言動並ニ第三国ノ動向ヲ利用シ我要求ノ緩和、時日ノ遷延ニカメツツアルモノニシテ此上吾ニシテ絶大ノ武力行使ヲ敢行セサル限り之カ実現不可能ノミナラス却テ事態ヲ益々悪化シ遂ニハ吾ノ最モ欲セサル時期ニ於テ最悪情態ニ引キ摺リ込まル、ノ虞大ナリ

從テ此際全面的国交調整ニ関スル企図ハ一時之ヲ放棄シ其要項ニ対スル原則並ニ既ニ容認ヲ言明シアル事項ヲ認めシムル程度トシ具体的交渉及ヒ其ノ実現ハ從來ノ如ク時々各地政權等トノ間ニ個々ノ交渉ニヨルコトトシテ今次ノ交渉ヲ可成速ニ打切りトシ国交調整ニ対スル根本問題ノ如キハ将来ニ於テ好機ヲ捕ヘ一挙解決ヲ期セントス

但シ右原則ヲ認メシムル為ニモ万一我方ニ於テ要求ヲ讓歩スルモノタルカ如キ印象ヲ支那側ニ與ヘ或ハ将来ノ為メ何等カ交換的言質ヲ提供シ又ハ北支工作其他ノ進展ノ障礙トナルベキ禍根ヲ残スカ如キハ絶対ニ避ケサルヘカラス 出先各期間ニ於テハ今次ノ交渉ノ如何ニ拘ハラス今後ハ從來ノ対支実行策竝ニ北支処理要綱等既定ノ方針ニ準拠シ支那一般民衆ヲ目標トシ經濟的進展ヲ図リ之力為必要ナル交渉ハ中央地方政權ヲ個々ニ相手トシテ其実現ニ努メ以テ東洋平和確立ノ根本國策遂行ニ邁進セラレ度 右陸軍限り念ノ為。⁽⁵⁶⁾

つまり陸軍省は、南京政府との国交調整の一時放棄を宣言したのであった。そしてここで陸軍統制派は、对中国全面戦争は恐れながらも、決して華北分離路線を変更しようとはしなかったのである。

その後、蒋介石が張学良によつて監禁された三六年一二月の西安事件に対し、陸軍省は「西安事件対策要綱」（三六年一二月一四日）を打ち出したが、ここにおいても依然として「第二次北支処理要綱」の堅持を強く主張し、武力行使についてはむしろ積極化していた。⁽⁵⁷⁾ 前述のように、すでに陸軍は南京政府との調整路線を事実上棚上げし、独自に華北分離を進める路線に変わる兆候をみせていた。寺内陸軍大臣が对中国政策の強硬化をほめかす発言をしたり、中堅幕僚が議会の外交批判に反発するなど、軟化の兆しは見えなかった。⁽⁵⁸⁾ 以後中国の統一抗日路線が進展していくにつれて、この路線は日中正面衝突の危機を強めるものとなつていった。

一方石原は、八月からの対日テロ事件の続発に対し、陸軍省より強硬な参謀本部、ひいては陸軍全体の抑制に努めたが、⁽⁵⁹⁾ それも成功したとはいえなかった。一時海軍の強硬論に同調していた西尾寿造参謀次長が意見を一転させたのも、⁽⁶⁰⁾ 石原の説得もあつたが、基本的には陸軍省に従つたという要素の方が大きい。ましてや石原が陸軍省の路線を修正することはできなかつた。石原は、陸軍省路線が行き詰まりの様相を呈してきた三七年一月から、再び華北分離路線の是正を本格的に志向し始めた。⁽⁶¹⁾ しかしそれには、陸軍省を中心とする統制派の外交路線を支持する広田内閣を打倒し、石原が影響力を直接行使できる内閣が必要だったのである。

前節までにおいて述べてきたように、陸軍統制派は軍備充実を最優先させつつ、漸進的ながら着々と国防国家実現の布石を打ってきていた。しかし、衆議院の強硬化によって広田内閣が倒れるというアクシデントに遭うことになる。そして立憲政友会・立憲民政党という二大政党が期待する宇垣一成の組閣を、陸軍が真つ向から阻止したことはあまりに有名である。しかし本節では、陸軍統制派の政治的動向とこれに対抗しようとする石原派の政権工作を中心に、広田内閣末期から林銑十郎内閣成立までの政治過程を検討していく。

周知のように、これまで陸軍の主導する広田内閣による、「庶政一新」を掲げた国防国家実現をめざす政策の動向を黙して見守っていた政党が、一九三六年一〇月三〇日に議会制度改革「軍部案」が新聞ヘリクされた事件を契機として軍部批判を強めた。これに対し、当初陸軍統制派は政党との正面衝突は避ける姿勢をとった。寺内陸軍大臣は、この「軍部案」と陸軍当局は無関係であると弁明した。統制派は、陸軍が明治憲法の破壊、即ちフアシズムをめざしているとの批判をかかわすため、憲法に規定された議会権限を否定することはないとし、議会刷新の方途については、「わが国体の本義に基づ」く、「正しく民意を暢達」する、欧米流民主主義ではない「我国独特の立憲政治」の発達という基本方針を明示したが、具体化については軍部は関与しないことを表明した。⁽⁶²⁾ その一方で、この問題について政党と議論する気は毛頭なく、もし結果として対政党関係が悪化しても全く意に介さないという態度をとっていた。そして、「憲政常道論」や「議会中心政治」という言葉は、天皇大権私議の誤解を生じやすいので使用すべきでないとした。⁽⁶³⁾ つまり陸軍統制派は、現行憲法の擁護者という立場を保持しつつ、政党政治を否定する態度をとったのである。

政党はこのような陸軍の態度に反発し、これが一九三七年一月二一日の「腹切り問答」となる。このような政局の不安定は、根本的には元老・重臣勢力の状況に大きな原因があった。前述のように、二・二六事件の勃発により、西園寺に同調する首相級の政治家の多くが死傷して大打撃を蒙った元老・重臣勢力は、その意を受けた内閣が諸勢力を糾合し、それによってできるだけ軍部を抑制していくという西園寺路線をすでにとり得なくなっていた。もはや西園寺は、元老・重臣勢力と真つ向から対立する陸軍皇道派の徹底的排除を、せめて統制派の「肅軍」に期待するぐらいしかなかった。この「肅軍」を全てに優先させたい西園寺は、政局に波風をたてることを嫌い、既成政党を当面相手にしない態度をとり、政党の軍部攻撃にはむしろ批判的で、広田内閣最末期には陸軍と同様の、政党懲罰的観点

からの衆議院解散論を主張した。そして内政政策的にも、陸軍が強く主張する電力国営や航空国策の広田内閣による断行を支持したのである。⁽⁶⁴⁾

このような政治的求心力を減退させた西園寺路線に代わる可能性をもっていたのは近衛路線であった。後述するように、実際に第一次近衛文磨内閣期から、軍部への大幅な譲歩・同調の上に、近衛の名の下に政党その他の諸勢力が結集するという政治統合方式が展開していく。しかし後述するように、軍部と政党の対立が表面化していたこの時期には、近衛文磨は組閣にいまだ消極的であった。このような元老・重臣勢力の路線転換の過渡期であるが故に、広田・林内閣期には政治的均衡が失われ、「相剋摩擦」と呼ばれるような政治的不安定をまねいたのである。

陸軍統制派は、衆議院との対立の激化に遭遇し、非常事態への対応を余儀なくされた。それが近衛新党運動へのコミットであった。周知のように、一九三六年一〇月頃から、政友会・民政党親軍派の発案の下、官僚、貴族院、財界の有志を結集した近衛新党の構想が水面下で進行していた。そして一二月二四日以降、有志会合、いわゆる荻窪会談が数回にわたって行われた。その第一回会談の一〇日前、近衛支持者であり、この会談の膳立てをした貴族院議員有馬頼寧伯爵は永野海相と会談し、荻窪会談の人選について相談したが、この時永野は海軍からも代表を出席させたい旨を語った。⁽⁶⁵⁾ また会談開始後には、寺内陸相が有馬に会談の経過を訊ねている。⁽⁶⁶⁾ つまり、近衛新党運動は陸軍省と海軍省公認の下に行われるようになっていた。そして、第三回荻窪会談で近衛新党結成が決定したことを知っていた寺内陸相、梅津次官、磯谷軍務局長ら陸軍省首脳は協議の末、寺内陸相自ら近衛に組閣を求めたのである。⁽⁶⁷⁾ つまり、陸軍省首脳は当面の広田内閣の継続に反対ではなかったが、⁽⁶⁸⁾ 軍部とパイプのある新党ができ、その上に軍部の政策に理解のある近衛が立てば、最も理想的であったわけである。

一方で石原は全く独自の行動をとっていた。前節までにおいて述べてきたように、この時期石原は政治的に行き詰まっており、直接影響力を行使し得る政権を必要としていたからである。そしてその主眼は、石原と深い関係を持つ板垣征四郎関東軍参謀長を陸軍大臣として送り込み、大きな壁となっていた陸軍省を手中に収めることであった。石原は、陸軍における権力基盤の脆弱さを補うため、近衛文磨や池田成彬、結城豊太郎などの政財界の大物に接触を始め、三六年夏から日満産業五カ年計画を提示してその大体の了解を得ていった。しかし、陸軍大臣による一元的な政治介入路線が確立していた当時の陸軍において、このような石原の行動は明らかな非「肅軍」的行為であり、大多数の幕僚のとりこ

るではなかった。中堅幕僚のほとんどは、個人的意見はともかく、梅津次官主導の陸軍省路線に従っていたのである。そして石原の政策は、中堅幕僚レベルにおいてすら必ずしも浸透していなかったことは前節までに述べた通りである。

とはいえ、石原の宣伝により、近衛らは中堅幕僚イコール石原派という誤った陸軍認識を植えつけられてしまった。故に陸軍中堅幕僚の「総意」を無視できないと考え、急進的な石原案を受け入れたのである。⁽⁶⁹⁾そして石原は、次期陸軍大臣は板垣が適当であるという認識を近衛にもたせることに成功した。⁽⁷⁰⁾しかしこの時期、近衛は新党運動に消極的であり、政権担当の熱意も全くなかった。⁽⁷¹⁾近衛と頻繁に会見していた石原は、この近衛の態度を察知し、林銑十郎擁立を念頭に置くようになっていく。⁽⁷²⁾

そして一九三七年一月二一日、衆議院における寺内陸軍大臣と浜田国松議員のいわゆる「腹切り問答」によつて、陸軍と政党の対立が頂点に達した。陸軍省首脳部は、政党懲罰のためと、また前述の近衛新党の結党をにらみ、翌日の会議において、政党が謝罪してこない限り解散論で進み、また内閣がこれに同意しなければ陸相単独辞職という方針を決定した。無論結果として広田内閣が継続することになってもそれは構わないわけである。

一方、密かに林銑十郎擁立を策す石原は即時内閣総辞職論を唱えた。しかしこの石原の林擁立計画は、ほとんどの幕僚には知らされていなかった。石原は自分の説得で参謀本部の幕僚が総辞職論にまとまったと述べているが、それは広田内閣総辞職当日のことであり、これは逆にこのぎりぎりの段階まで幕僚たちは陸軍首脳が主張する解散論に同調していたことを示している。⁽⁷³⁾つまり、石原が林擁立を中堅幕僚に伝えて同意を得ていたならば、説得に手間どる必要はないはずである。

そして寺内陸相の解散論は広田内閣には容れられず、遂に一月二三日、内閣は総辞職した。ここにおいてようやく陸軍省は政党を厳しく非難する声明を発表し、対決姿勢を明確にしたのである。⁽⁷⁴⁾

内閣総辞職の同日、陸軍省軍務局の主要幕僚は会合し、宇垣を始めとする組閣反対者、希望する閣僚候補を申し合わせた。⁽⁷⁵⁾ここで注意されるのは、その閣僚の第一候補に石原派の希望する重要人物が挙げられていないことである。

例えば、陸軍大臣候補は「杉山、板垣」とされている。石原派にとっては、板垣征四郎の大臣就任がある意味で内閣首班の人選以上の重要性をもっていたにもかかわらず、統制派の杉山元が第一案で、板垣征四郎は第二案である。また大蔵大臣についても、「馬場、結城」とされ、石原派の予定する結城は第二案で、広田内閣の財政政策を踏襲する馬場鉄

一が第一候補に擬されている。これをみると、石原派の政権構想が陸軍省中堅幕僚にも理解されていないことが分かる。それでも板垣、結城の名前があるのは、石原の意を受けた片倉衷軍務課員が何とか候補に入れさせたものであろう。中堅幕僚が全て石原の下に結集していたならば、間違いなく陸相⇨板垣、蔵相⇨結城に一致していたはずである。

この中堅幕僚の意向を伝えられた、寺内陸相、梅津次官、磯谷軍務局長ら陸軍省首脳は、まだ宇垣による組閣すら決定していない一月二四日、早くも宇垣排撃を決定する。これを受けて参謀本部首脳部も同様に決定した。そして軍部大臣現役武官制を根拠に陸軍が大臣選出を拒否し、宇垣内閣が流産したことは周知の通りである。

しかしこの時、既成政党は陸軍に抵抗しようとはせず、宇垣を見殺しにした。宇垣を驚かせ嘆かせた、この際の政党の「無支援」、「悠長さ」、「呑気さ」は、この時の政党の実力を如実に表現していた。⁽⁷⁶⁾ 政治の帰趨は、むしろ石原の政権構想が実現するか否かにあった。

陸軍一般の空気は近衛内閣を望んでいたし、前述のように梅津ら陸軍省首脳は近衛に出馬を要請していた。陸軍省首脳部は林首相・板垣陸相案に当初より反対であり、すでに梅津は宇垣が組閣を断念する前から、陸軍軍人以外の首相・杉山陸相案で海軍と交渉するなど素早い動きをみせていた。⁽⁷⁷⁾ 梅津は、その「肅軍」的見地と、陸軍が政治の全責任を負う危険を回避するため、宇垣に限らず陸軍出身首相には反対であった。⁽⁷⁸⁾ 一方石原派は、林擁立のため西園寺への政治工作をしていた。⁽⁷⁹⁾ そして遂に林に組閣命令が下り、石原は組閣本部に直系の人物を送り込んで深く関与したが、林が梅津ら陸軍省首脳部の圧力に屈し、石原派の最大目標である板垣陸相案を放棄するに及んで、石原が組閣から撤退したことは周知の通りである。

当時陸軍省軍務課内政班長であった佐藤賢了が、宇垣内閣流産の顛末については自らその主要な役割を担ったとしているにもかかわらず、石原の組閣への関与については事後的に知ったとしているように、このような石原の政権工作は、石原派以外の中堅幕僚は関知していなかった。⁽⁸⁰⁾ つまり石原の行動は、陸軍大臣による一元的政治介入を標榜する統制派の「肅軍」路線に真っ向から対立するものであり、中堅幕僚は反感を持ちこそすれ、これに協力することはなかった。そして、すでに政党の無力が明らかとなり、梅津らの中村孝太郎陸相論（杉山は辞退）が、石原派を除く全陸軍の大勢となった時、⁽⁸¹⁾ 陸軍省はこれまでの漸進主義を確認する声明を発表したのである。⁽⁸²⁾

第四節 陸軍統制派路線の確立

近衛に出馬の意志がなかったため近衛内閣は実現しなかったが、石原派の反攻を抑止した陸軍統制派は、以下のように着々と国防国家実現への政策を実現していきこうとした。

まず最も重要なのは、すでに予算化していた軍備充実六カ年計画にともなう生産力拡充計画の具体化であった。陸軍省は、一九三六年一二月から計画の本格的立案を始めていたが、三七年三月に至ってようやく日滿財經研の五カ年計画案の検討に入り、それが五月二十九日、「重要産業五カ年計画要綱」として正式に陸軍省案となり、後述のように次の近衛内閣に提出された。そして陸軍省は、林内閣成立直後の第七〇帝国議会において、対ソ軍備の危機を理由に軍備充実六カ年計画の実現を要望し、現在のようないかなる情勢が続く限り、国民はいかなる犠牲を払っても国防充実を計るべきであると公言した。⁽⁶³⁾そして梅津は帝国議会において、憲法第一二条の軍備編成大権は議会の審議権の外にあると語り、議会が軍備充実を掣肘することを否定したのである。⁽⁶⁴⁾そして議会展散後には、その軍備充実のためには、「国家の総合的能力の飛躍的向上発展」が必要であるとして事実上国防国家路線を明確に主張し、林内閣において陸軍が「狭義国防」に後退したという風聞を一掃すべく、「高度国防の顕現」が陸軍のめざすところであると宣言し、来年度以降の総予算規模の相当な拡大を不可避としたのである。⁽⁶⁵⁾

しかしこのような政策も、林内閣と衆議院の激しい対立が続いているのは実現もおぼつかなかった。この「相剋摩擦」状況を解消するには、後述のように近衛文麿の組閣が必要であった。

さて一方で、三七年三月に少将に昇進し、参謀本部作戦部長に正式に就任した石原は、本章第二、三節で述べたような非「肅軍」的行動への反感をかい、さらに陸軍内部における政治的孤立を深めていた。そして陸軍省が、石原の産業五カ年計画案を取り込むかたちで本格的に計画の立案に乗り出した時、国防国家構想のイデオログとしての石原の役割は終わっていた。陸軍省の幕僚も直接日滿財經研と事を進めればよく、石原の介在は必要なくなり、石原の構想とそれを実行する実務レベルとの齟齬も顕在化していった。⁽⁶⁶⁾石原案の推進役である戦争指導課も、石原の「権威に笠に被て」、陸軍省と「ぶつかっていく」しかなく、⁽⁶⁷⁾結局「重要産業五カ年計画」の規模は石原案からかなり縮小された。そして後述するように、対中国政策においても依然として石原の孤立は改善されていなかった。もはや石原は、板垣征四郎を陸軍大臣に擁立する見通しはなく、独自に政権工作をする力量

も失っていた。石原はこれを梅津の消極性のせいであると嘆いた。⁽⁶⁶⁾ 陸軍外部の石原派で内閣の組閣時にも石原の意を受けて策動した浅原健三が、「参本内、各課長、石原さんに連いて行けない様です。石氏の意見を権威を持って、遂行して行く人一人もなく、反つて自己の不足を石氏の責めに不洽不識の間に転化して様です」と関東軍に転出した片倉衷宛の書簡に書いているように、⁽⁶⁷⁾ 盧溝橋事件前には、石原は中堅幕僚レベルにおいても決定的に孤立していたのである。

さて、陸軍統制派の対中国政策は、本章第二節で述べたように広田内閣末期においてむしろ強硬化する傾向にあった。広田内閣が倒れると、石原は陸軍省に「陸軍省に対し対支政策に関する意思表示」(参謀本部、一九三七年一月二五日)を提示し、華北分離政策の中止を求めた。⁽⁶⁸⁾ 中国における抗日路線の強まりにより、対中国政策が行き詰まりつつあったにもかかわらず、この時陸軍省がこれに応じた形跡はない。佐藤外交で有名な林内閣でも、始めの一カ月は林首相が外相を兼任しており、この間は対中国政策軟化の兆しは見えなかった。

しかし、一九三七年三月三日、外務官僚佐藤尚武が外務大臣に就任すると、事態は流動化する。佐藤外相は四月一六日、五相会議において「第二次対支実行策」、「北支指導方策」の合意にこぎつけ、華北分離工作の中断(撤回ではない)を外交政策とすることに成功した。陸軍省は佐藤外相の呼びかけには応じたのである。その理由は、その後の佐藤外相の動向から読みとることができる。つまり佐藤外相は、その後冀東政権の解消に乗りだすが、これに梅津ら陸軍省の首脳部が同調しているのである。⁽⁶⁹⁾ しかしこれは陸軍統制派の基本的転換を示すものではなく、従来の華北分離路線の枠内にあったと考えるべきである。

元来、冀東政権は南京政府との関係が希薄であり、「第二次北支処理要綱」でも冀察政権への吸収が予定され、陸軍統制派は冀察政権による南京政府承認下の漸進的な華北分離路線を志向していた。つまり統制派は、これ以上の華北分離の深化は断念しつつも、冀東政権の解消という譲歩をした上で、南京政府から冀察政権による華北分離の現状維持を認めさせようとしたのであった。それ故、佐藤外相の送り出した使節団を通じての南京政府による経済的諸提案には、「支那ノ背后ニハ英米アリ、之ニ乗ルハ考物ナリ」という消極的態度であり、日本が華北分離の実を失うことを警戒するのである。⁽⁷⁰⁾ 陸軍中央の最大多数であったこの路線の軍人は、中国の反日攻勢は認識するものの、蒋介石が中国を統一することには懐疑的であった。⁽⁷¹⁾

また周知のように、武藤章参謀本部作戦課長、田中新一陸軍省軍事課長などの、対中国

一撃論を唱える強硬派も陸軍中央に台頭してきていた。彼らは、中国とソ連・米英の接近が進む中で、蒋介石により中国が統一され、対ソ戦時の背後の脅威として、また米英の後ろ盾をもつ強力な日本のライバルとして台頭してくることを恐れていた。⁽⁹⁴⁾

石原は、中国が統一国家となることを予想しているにもかかわらず、日本の自重的な対中国政策と国力充実の進展により、中国民衆の反日感情は自然に消滅するという、極めて楽観的な認識を持っていた。⁽⁹⁵⁾ところが石原は、東亜連盟論に立脚した観念的な対中国「融和」論を主張する一方で、南京政府が満州国を承認するまで冀東地方は日本が「模範的楽土」とすべく新中国建設の「試験場」とするので、現状をしばらく維持し、適時中国に返還するとして、⁽⁹⁶⁾佐藤外相の冀東政権解消政策には同調しなかった。このような、観念的かつ一貫性のない石原の対中国政策は、もはや陸軍内外において全く孤立せざるを得なかったのである。盧溝橋事件勃発後の一九三七年七月二九日、佐藤賢了軍務局内政班長が、中国を叩くと同時に産業五カ年計画を完成したいと語っているのは、⁽⁹⁷⁾中堅幕僚に石原の政策体系が全く理解されていなかったことを如実に示していたといえる。

こうして、飛躍的な軍備増強、漸進的華北分離、漸進的な国防国家実現という三つの中心的政策を軌道に乗せつつあった陸軍統制派であったが、一つだけ問題があった。それは二・二六事件後顕在化した政党を中心とする議会勢力との対立である。それら議会の動きは、必ずしも軍部と真つ向から対決するものではなかったが、いずれにしても前述の政策を安定して実現していこうとする陸軍統制派にとって、これは最後の障壁といふべきものであった。

そもそも前述のように、二・二六事件後に内閣と政党との関係が悪化したのは、元老・重臣勢力の状況に大きな原因があった。二・二六事件の勃発により、西園寺に同調する首相級の政治家の多くが死傷して大打撃をこうむった元老・重臣勢力は、西園寺の意を受けた内閣が諸勢力を糾合し、それによってできるだけ軍部を抑制していくという西園寺路線をすでにとり得なくなっていた。その一方で、西園寺路線に代わる元老・重臣勢力のホープであった貴族院議長近衛文麿公爵は、二・二六事件後の政治的混乱状況や、自己の政治基盤の不備などを理由に政治的な第一線に立つことを躊躇した。つまり元老・重臣勢力の政治路線に空白ともいえる状態が生じたのである。政党は、当面の政党内閣への復帰の可能性を完全に断たれ、また内閣に対する影響力も小さくなり、政治的方向性を見失い、それ故に内閣と対決姿勢を示さざるを得なくなった。

陸軍統制派としても、議会の予算・法案協賛権を当面否定する意志がない以上、軍備の

飛躍的強化と国防国家建設には、議会の政府への安定的支持が必要であった。それには、諸政治勢力の対立状況、即ち「相剋摩擦」を言われた政治状況の原因となっている、内閣の中核となるべき元老・重臣勢力の代表者が不可欠である。そしてそれを担うべき人物として陸軍統制派が最も期待していたのが近衛文麿であった。すでに陸軍統制派は、広田内閣末期に近衛新党運動にコミットし、この親軍的新政党によって議会を抑え、近衛に安定した政治運営をさせようとしていた。これは前述のように近衛の不出馬で失敗に終わったが、新党はともかく、近衛の組閣は陸軍が強く要望するところであった。

さて、一九三七年二月二日に成立した林銑十郎内閣にあっても、内閣と政党との対立は収まらず、議会運営のまずさから、かえってそれを助長する結果となった。そして与党が小会派の昭和会のみという状況で解散を強行、四月三〇日の第二〇回総選挙の結果、内閣の立場はますます苦しいものとなった。衆議院の大多数を占める立憲政友会と立憲民政党から内閣即時退陣要求が出される中、陸軍統制派も政党との対立を解消できない林銑十郎内閣を見限るに至った。政治的見通しを失った同内閣は三七年五月三一日に総辞職した。⁽⁹⁸⁾

後継首相について、林首相は林内閣の陸相杉山元を湯浅倉平内大臣に推薦し、湯浅はそれでやむをえないとし、近衛文麿貴族院議長も賛成していたが、西園寺は強く反対し、近衛が適任であるとした。⁽⁹⁹⁾ 結局西園寺の意向が通り、元老・重臣勢力は近衛を天皇に推薦することにになった。陸軍を抑える自信を喪失し、さらに議会と内閣の対立激化という状況の前にして、元老・重臣勢力内部において陸軍に政権を与えることもやむなしという空気が出てきたが、それでも西園寺はそこまで追い詰められたとは考えなかったのである。一方の陸軍統制派にも、陸軍大臣の圧力によって内閣総理大臣を動かす政治介入を果たすというこれまでの方針を捨てる理由はなく、この時期の陸軍が現役陸軍軍人の首相就任を希望したという形跡はない。

とはいえ、陸軍抑制を最も期待されていた宇垣一成の組閣が不可能な以上、元老西園寺公望と湯浅倉平内大臣、またすでに軍部における政治基盤を失い、また直系の右翼団体である国本社を自ら解散して枢密院議長となり、反元老・重臣勢力色が希薄になっていた平沼騏一郎らにとって、選択肢は多く残されていなかった。結局、元老・重臣勢力は近衛文麿を天皇に推薦する。近衛は元来陸軍皇道派に親近感をもち、その一方で政策においては陸軍統制派に近い側面を持つなど、必ずしも脈絡のある政治的識見を持った政治家ではなかったが、西園寺より陸軍に妥協的であることは間違いなかった。近衛の組閣は、元老・重臣勢力が西園寺路線から完全に決別することを意味しており、西園寺としても不安を感

じたであろうが、二・二六事件で西園寺路線が完全に破綻してしまつた現在、近衛以外に陸軍と均衡を保つていける政治家はいなかつたのである。

前述のように、近衛内閣の成立は陸軍の待望していたところであつた。唯一の政治的窓口である陸軍大臣が主張する飛躍的な軍拡と漸進的な国防国家建設の推進を内閣で取りあげ実行する意志があり、かつ議會勢力の支持を取りつけられる人物である近衛の組閣は、陸軍統制派が齋藤内閣末期以来追求してきた政治体制が実現したことを示すメルクマールであるといえる。

近衛の組閣にあつて陸軍統制派が最も重視した政策は、予算規模のさらなる拡大であつた。陸軍大臣の意を受けた後宮淳陸軍省軍務局長は、蔵相就任の依頼を受けていた児玉謙次前横浜正金銀行頭取を訪問し、これまで以上の「龐大な陸軍予算」を要望した。⁽¹⁰⁰⁾ 児玉がこれを拒否し、蔵相就任も断ると、陸軍は広田弘毅内閣の蔵相であつた馬場鏐一の蔵相就任を近衛に希望した。⁽¹⁰¹⁾ 広田内閣における馬場財政は、高橋財政を打破して大膨張予算、大軍拡予算の端緒をつけたものであつた。本章第三節でふれたように、陸軍統制派は林銑十郎内閣の組閣時にも馬場を蔵相の第一候補にあげており、それは今回も一貫していた。これが近衛の反対にあつて頓挫し、馬場は内務大臣として入閣することになつたが、陸軍は閣僚が兼任することになつている企画庁総裁に馬場を推した。⁽¹⁰²⁾ つまり陸軍は、馬場を予算編成に影響力のあるポストに就けようとしたのである。しかしこれも近衛の反対とそれへの西園寺の協力により容れられなかつた。⁽¹⁰³⁾ 大蔵大臣には若い大蔵官僚の賀屋興宣が就任した。

以上のように、予算編成関連ポストの人事においては陸軍の企図は実現しなかつたが、賀屋新蔵相の掲げた三大財政方針の筆頭には「生産力の拡充」があり、陸軍が推進している生産力拡充計画に対応していたし、また賀屋は「国家全体主義」を標榜するなど、⁽¹⁰⁴⁾ 統制経済への移行を強く打ち出した。近衛首相も来年度予算の龐大化は必至であるとしていた。これらは陸軍統制派の主張に合致するものであつたといえる。即ち陸軍省は、すでに近衛内閣成立直前の一九三七年五月二九日、「重要産業五ヶ年計画要綱」を策定し、次のようにこれからの陸軍の政治目標を定めていた。

第一、方 針

概ね昭和十六年を期し計画的に重要産業の振興を策し以て有事の日滿及北支に於て重要資源を自給し得るに至らしむると共に平時国力の飛躍的發展を計り東亜指導の実力を確

立す

第二、要 領

(中略)

二、国防重要産業の振興は帝国を主体とするも克く日滿を一環とする適地適業の主義に則り且つ国防上の必要を顧慮し所要産業を努めて大陸に進出せしめ更に帝国将来の長計を洞察して最も必要と認むる資源を選びて巧に北支の経済開発に先鞭を著け其の資源を確保するに努む

三、本計画の実施に方りては帝国現在の資本主義経済機構に対し急激なる変革を作為するは之を避くべしと雖金融、財政、物価、貿易、対外経済、運輸、配給、労務並非重要な国民の生産消費の統制等に関し機を制して所要の対策を講じ以て総合的に本計画の順調なる進捗を計る

(後略)⁽¹⁰⁵⁾

華北への経済進出による日滿華北の資源自給体制の確立とあいまって、現在の資本主義的経済機構を急激に変えることなく漸進的に統制経済を強化し、一九四一年を期して有事に十分対応しうる東アジアの指導力を養う方針を立てていたのである。そして成立したばかりの近衛内閣に、陸軍試案として「重要産業五ヶ年計画要綱実施に関する政策大綱(案)」を提出している。⁽¹⁰⁶⁾ 賀屋蔵相が打ち出した財政政策は、以上のような陸軍の方針に添ったものであることは明らかであった。

そして軍備充実に関しても、すでに決定していた軍備充実六ヶ年計画を補強すべく、六月二三日に陸軍省から「軍需品製造工業五年計画」が提出された。⁽¹⁰⁷⁾ また陸軍は組閣中の近衛に対し、国防充実と航空戦力充実に対応するような諸施策を要望し承認されたとされる。⁽¹⁰⁸⁾ 近衛軍統制派の推進する軍備の飛躍的充実と漸進的な国防国家建設の推進は、近衛内閣においてさらに軌道にのつたといえる。

また近衛首相が就任当初にあたって打ち出したその他の対内諸政策も、おおむね陸軍の意向に添うものであった。ただ近衛首相は議会制度や内閣制度などの政治行政機構改革を実施する意志を明確にしたものの、それらはいずれも具体性を欠き、可能性の列挙にとどまっていた。⁽¹⁰⁹⁾ しかし陸軍は行政機構改革について、「本計画(重要産業五ヶ年計画Ⅱ堀田注)の遂行に方つて強力なる行政機構を確立し一環せる不動の国策として之を堅持」するために「國務院を設け國務大臣と各省長官を分離する等現行内閣制度の根本的改革を始め

行政機構全般の再検討を要すること必然」だとは言うものの、現実には「之が急速なる実現困難」であり、当面は応急的な対策によって間に合わすという方針であり、⁽¹¹⁰⁾近衛の諸政策が抽象的な可能性の列挙にとどまっていたとしても、それは当面陸軍の不満をかうものではなかった。また近衛首相が唯一明確に打ち出した厚生省（当初は社会保険省）の設置は、陸軍が強く要望するものであった。⁽¹¹¹⁾

近衛首相が、対内政策面において、かろうじて陸軍を抑制しようとする姿勢を打ち出したのは、自らの使命を「国防充実と国民生活の安定」であるとし、国防充実に重点をおくことはやむをえないが、かといって国民生活の全てを犠牲するような段階ではないと言明したことくらいであった。⁽¹¹²⁾しかし陸軍としても国民生活の安定という事項は否定していないのであり、このことくらいでせつかくの近衛内閣をゆるがす必要はなかった。⁽¹¹³⁾

そして対外政策については、華北分離のこれ以上の進展を停止して中国との関係を緩和しようとするもの中国の抗日政策の前行き詰まりつつあった佐藤尚武外相の留任はなされなかった。これは近衛が広田弘毅を外相に望み、これに陸軍が賛成したからである。⁽¹¹⁴⁾実際に広田外相は閣議において、中国に対する基本方針は不変だとしながらも、中国への和平の押し売りはしないつもりであると語り、それが承認されたのは佐藤外交の否定を意味していたといえる。⁽¹¹⁵⁾つまり日本の対中国政策は、陸軍統制派の主要路線である広田内閣期の漸進的華北分離政策にもどりつつあった。しかし国民党と共産党の合作による中国における抗日路線の強化は日増しに強くなっており、すでに日本の対中国政策が破綻に瀕していることも事実であった。

このように、近衛内閣の成立から盧溝橋事件勃発までの約一ヵ月間は、特に対内政策において陸軍の意向が漸進的にはあるが着実に進展しつつあった。政策面においては近衛内閣、あるいは近衛ら元老・重臣勢力は完全に陸軍と協調していたといえる。陸軍の基本政策が順調に実現していくであろうとの見通しを得た陸軍統制派は、六月二一日、「肅軍」政策が最近になってようやく一段落したとして、宇垣一成排撃論を撤回する旨を表明するのであった。⁽¹¹⁶⁾

しかし一方で、近衛首相は組閣後まもなく陸軍統制派抑制をめざす動きをみせていた。

近衛は六月下旬、二・二六事件に関する陸軍軍法会議へ政治的に介入し、被告人となっていた陸軍皇道派の首領真崎甚三郎大将を無罪にしたいという意向を側近の木戸幸一に語った。⁽¹¹⁷⁾近衛は、陸軍が真崎を処分するため故意に裁判を長引かせており、これは陸軍の「肅軍」の後退を示すものであるとし、一九三一年の三月事件について容疑があった宇垣一成

には何らの追求がなかったにもかかわらず、今回二・二六事件で容疑のある真崎を処罰するということになれば、それは宮中攻撃につながるの理由で真崎無罪論を主張したのであった。⁽¹¹⁸⁾つまり近衛は、皇道派が不当に抑圧されているために陸軍の内部対立が激化し、現在の陸軍主流、つまり統制派の跳梁をまねいていると考えていた。その状況を打開するために宇垣系と皇道派を「公平」に扱うことで両者を調停し、陸軍内部を安定させなければならぬということになるわけである。しかしこれは陸軍部内が宇垣系と皇道派の対立によって乱れているという近衛の見当違いな認識によるもので、実際は二・二六事件によつて陸軍内部の派閥色の強い軍人は一掃され、陸軍統制派が主導権を握っていたことは前述した通りである。

統制派にとつて、このような近衛首相の行動は、皇道派復権の危険を助長するものであり、二・二六事件後に彼らが推進した「肅軍」体制を脅かすものであった。実際に、皇道派の荒木貞夫陸軍大将と宇垣系の南次郎朝鮮総督が、この近衛の動きを利用する動きをみせており、⁽¹¹⁹⁾陸軍三長官の一人寺内寿一教育総監は、近衛の真崎無罪論に対し不快感を隠そうとしなかった。⁽¹²⁰⁾

ただ陸軍統制派は、このことで近衛首相に圧力をかけたり、近衛内閣を見限るようなことはなかった。その理由の一つは、前述のように近衛は政策面においては陸軍と完全に協調していたことである。そしてもう一つは、近衛首相は陸軍がその意向を安定して実現していくにあつて非常に得がたい人物だったからである。近衛首相は就任にあつて「従来の如き対立相剋」の緩和を主張し、⁽¹²¹⁾また陸軍も政党が革新政策に協力すれば必ずしも排撃しないと政党内の攻撃をひかえたが、⁽¹²²⁾あれだけ激しかった内閣と議会の対立が、近衛が内閣を組織したとたん一朝の内におさまってしまった。その能力は別にしても、近衛の政治的存在の想像以上の大きさは、統制派に近衛との協調の重要性を強く印象づけたことと考えられる。この時をふくめ、以後近衛が反統制派的な政治行動をとつても、統制派が一貫して近衛内閣の存続を望み続けたのはこのためである。

ただ近衛の真崎免罪論は、元老・重臣勢力においても実質的な同調者がなく、現実には実現の可能性は少なかった。その意味で陸軍統制派の警戒は杞憂であり、近衛内閣成立から約一カ月間は、陸軍にとつて政治的には極めて順調な時期であつたと結論づけることができる。

そのような中で一九三七年七月七日、盧溝橋事件が起こつた。

おわりに

本章では、二・二六事件後から盧溝橋事件直前までの陸軍統制派の政治的動向と、それが日本の国策に及ぼした影響について分析した。主な論点は次の二つである。

第一に、広田弘毅内閣期、林銑十郎内閣期における、陸軍の政治的動向を体系的に明らかにし、梅津美治郎陸軍次官を中心とする統制派が、通説とは異なり石原莞爾を抑えて主導権を拡大していくことを示した。

広田内閣期の陸軍は、梅津次官ら陸軍省の主導権の下、まず一九三六年七月までに、表面的には陸軍大臣による一元的政治介入路線Ⅱ「肅軍」体制の確立と、後述の対中国政策の確立に専念し、その間に国防国家実現のための対内国策案の具体化を進めた。そして三年八月から九月にかけて、広田内閣や元老・重臣勢力に強力な圧力をかけ、その基本方針を認めさせた。しかしそれ以後、その具体化の際には、妥協にも適宜応ずる漸進的路線をとった。また政党には相対的に強硬姿勢をとったが、憲法の擁護者を装いつつ、政党政治を否定していく方針であった。

そして三七年二月の林内閣成立後は、その漸進的路線は基本的に変わらなかつたが、政党の力のなさが暴露されたこの時期には、国防国家の実現を公言してはばからず、陸軍統制派の意向は着々と実現の方向に向かつていった。そして第一次近衛内閣の成立によって統制派の希望する体制が実現した。即ち政策的には、飛躍的な軍備の増強、国防国家の漸進的実現、漸進的華北分離路線という三つの方針が国家レベルで確立し、そして陸軍の利益を優先させてくれる元老・重臣勢力の代表者近衛文麿を内閣首班に迎え、内閣において陸軍大臣が権限の強化された総理大臣に陸軍内で立案された政策の実現を迫るといふ政治介入方式によって、それらを安定して実現する体制を整えることができたのである。これは、二・二六事件前から統制派が目指してきたものが一定の完成をみた一連の過程としてみることができる。

この時期の陸軍において、中堅幕僚の発言権は確かに上昇したが、彼らの意見を強い統制力で統括し、現実に照らして実行していったのは、梅津陸軍次官であった。国防国家のイデオログとして、陸軍内部で権威を持っていた石原莞爾は、この梅津路線に反発し、「肅軍」イデオロギーを無視して越権行為や個人的な政治工作をしたが、結局梅津主導の陸軍統制派の優位を覆すことはできなかった。また石原の政策体系も、その対内政策の性

急さと、对中国政策の観念性、非一貫性から、陸軍の大勢とはならなかった。中堅幕僚は、石原の構想力には敬意を払ったが、石原個人を核とする政治勢力を形成してドイツ、イタリアのような本格的なファシズム政権への道を進もうとするのではなく、石原独自の陰謀的行動は、逆に彼らの反感を買い、石原の孤立を益々深めることになった。つまり、この時期の陸軍は、基本的には統制派主導の下、石原のアイデアの一部を取り込みつつも石原の主導権掌握は許さず、飽くまで漸進的ではあるが、着実に国防国家という究極の目的に向かつて前進していったと評価できる。

そして第二には、同時期における陸軍の对中国政策の動向を、日本の外交政策との関連で明らかにした。

同時期の陸軍の对中国政策は、やはり陸軍省を中心とする統制派がリードしていた。陸軍は一九三六年八月までに、南京政府承認下における漸進的な華北分離路線を政府レベルで確立することに成功した。そして、三六年八月から对中国関係が流動化していった際にも既決の方針を堅持したが、中国が対日政策を硬化させたことによる行き詰まり感から、却って对中国政策を強硬にする傾向があった。

しかし、林内閣期に佐藤外交が登場するに及んで、陸軍統制派は従来の路線を大枠で守りつつも、佐藤外相の提案を利用し、かなりの妥協をして、現状の華北分離を南京政府に認めさせようとした。つまり同時期の陸軍の对中国政策は、陸軍省の漸進的華北分離路線の枠内で、これを妥協しても南京政府に承認させる努力を続けるか、それとも南京との交渉を断念し、独自に華北分離を進めるかという間で揺れていたと評価でき、それは政府レベルにおいても同様である。

いずれにしても、二・二六事件後に、統制派が陸軍省を中軸に陸軍を支配し日本の中心的政治勢力となり、漸進的ではあるとはいえ華北分離路線を堅持し、中国の対日政策を硬化させて日中関係を更に悪化させた。このことにより、盧溝橋事件後に戦争が急速に拡大する素地が二・二六事件後に造成されていったことを改めて確認できる。

(1) 二・二六事件によって、元老西園寺を支えていた斎藤実内大臣、鈴木貫太郎侍従長、

岡田啓介首相、高橋是清蔵相などがことごとく死傷し、職務から退くことになった。また

すでに事件前において、天皇機関問題などで陸軍皇道派に呼応する右翼の攻撃により、牧野伸顕内大臣や一木喜徳郎枢密院議長なども引退に追い込まれており、元老・重臣勢力の西園寺路線を支えてきた老練な政治家たちは一掃されてしまった。このように状況に氣落ちした西園寺も、その老齢もあって政治に関与する氣力を急速に失っていった。

代わって元老・重臣勢力における主導権を握るのが近衛文麿である。近衛が一九三七年六月に第一次内閣を組織して後は、とりわけその傾向が強まっていった。近衛の下には、様々な政治的思惑を持った人々が群がり、それらをブレーンとする近衛の政治行動は、必ずしも政治的統一性、政策的一貫性のないものであるが、それでも皇室に最も近い血筋と若さからくるイメージは国民のみならず政治諸勢力から囑望されていた。ただ近衛の本当の意味での側近で、元老・重臣勢力の一員として行動したのは、木戸幸一くらいだったと思われる。

一方、西園寺は表立った動きをすることは少なくなるが、それでも要所要所では隠然たる力を發揮することもあった。二・二六事件後に内大臣に就任した湯浅倉平は、西園寺に近い人物として天皇を補佐し、近衛や木戸の行き過ぎた政治行動を抑制する行動をとる。故に近衛と湯浅の関係は次第に悪化していく。それは西園寺が近衛に失望していく過程であり、かつ昭和天皇が近衛から信任を失っていく過程であるともいえる。

- (2) このような特徴を示す主な研究としては、五百旗頭真「陸軍による政治支配―二・二六事件から日中戦争へ」(『昭和史の軍部と政治2 大陸侵攻と戦時体制』、第一法規出版、一九八三年)、加藤陽子『模索する一九三〇年代 日米関係と陸軍中堅層』(山川出版社、一九九三年) 第二部第五章「陸軍中堅層の挫折 二・二六事件後の政治過程」がある。また、秦郁彦『軍ファシズム運動史(新装版)』(原書房、一九八〇年)もその傾向がある。

- (3) この陸軍の路線転換を強調する研究としては、吉田裕『軍財抱合』の政治過程(『歴史評論』四〇八号、一九八四年)。

- (4) 『東京日日新聞』、一九三六年三月七日付夕刊掲載の、三月六日の寺内寿一陸軍大臣候補の談話。

- (5) 同右、一九三六年三月一四日掲載の、三月一三日の寺内陸相の閣議後の談話。

- (6) 梅津美治郎は一八八二年大分県中津出身。中央幼年学校、陸軍士官学校を経て一九〇三年に陸軍歩兵少尉任官。一一年、陸軍大学校を首席で卒業(二三期、同期に永田鉄山)、翌年、大尉任官(歩兵第一連隊中隊長)、同年参謀本部部員。二三年、陸軍省兵器局課員兼軍務局軍事課高級課員、翌年、大佐任官(歩兵第三連隊長)、二六年、参謀本部総務部

第一（編制・動員）課長、二八年、陸軍省軍務局軍事課長。三〇年、少将任官（歩兵第一旅団長）、翌年、参謀本部総務部長、三四年、支那駐屯軍司令官。三五年、中将任官（第二師団長）。

(7) 日本近代史料研究会・木戸日記研究会編『稲田正純氏談話速記録』（日本近代史料研究会・木戸日記研究会、一九六九年）、一六二〜一六三頁。

(8) 前掲、『東京日日新聞』、一九三六年四月九日付夕刊掲載の、四月八日の陸軍師団長・軍司令官会議における寺内陸相の訓示要旨、社会問題研究会編『帝国議会誌 第一期第二五卷』（東洋文化社、一九七七年）、三八二〜三八三頁掲載の、三六年五月六日の衆議院本会議における寺内陸相の演説、前掲、『東京日日新聞』、三六年五月一三日付夕刊掲載の、五月一二日の衆議院予算委員会における寺内陸相の答弁要旨、前掲、『帝国議会誌』第一期第二五卷、一四九〜一五〇頁掲載の、三六年五月一七日の貴族院本会議における寺内陸相の答弁。

(9) 陸軍省軍事課（一九三六年四月二三日）「陸軍大臣および陸軍次官の将官現役制の閣議請議案説明書」（上法快男『陸軍省軍務局』、芙蓉書房、一九七九年、三八四〜三八五頁）。

(10) 「畑俊六日誌」（『続・現代史資料 4 陸軍』、みすず書房、一九八三年、所収）、一九三六年六月二三日。

(11) 梅津美治郎刊行会『最後の参謀総長梅津美治郎』（芙蓉書房、一九七六年）、二二六〜二二七頁。

(12) 同右、二二七〜二二九頁の、当時の参謀本部庶務課高級課員、富永恭次の回想。

(13) これについては、前章第二節を参照。

(14) 『宇垣一成日記 2 自昭和六年六月至昭和十四年二月』（みすず書房、一九七〇年）、一九三六年四月二八、三〇日、一月八日。

(15) 『現代史資料 8 日中戦争 1』（みすず書房、一九七七年）、三四九〜三五〇頁。

(16) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第五卷（岩波書店、一九五一年）、五四頁。

(17) 同右、九一〜九三頁。

(18) 『東京日日新聞』、一九三六年六月九日掲載の、磯谷廉介陸軍省軍務局長と来日中のイギリス遣中国経済特使リース・ロスとの八日における会談についての記事。

(19) 読売新聞社編『昭和史の天皇 15』（読売新聞社、一九七一年）、一九八〜二〇〇頁の、当時の外務省東亜局第一課員、太田一郎の回想。

(20) 一九三五年末の石原文書（角田順編『石原莞爾資料 国防論策』、原書房、一九六七年、

一三六頁)。

- (21) 前掲、『現代史資料8』、三五七頁。
- (22) 広田弘毅伝記刊行会『広田弘毅』(広田弘毅伝記刊行会、一九六六年)、二〇四〜二〇八頁、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部1 昭和十五年五月まで』(朝雲新聞社、一九七七年)、三八九頁。
- (23) 前掲、『広田弘毅』、二〇四〜二〇八頁。
- (24) 読売新聞社編『昭和史の天皇²⁰』(読売新聞社、一九七二年)、二二〇〜二二六頁の、当時の外相秘書官、安東義良の回想。
- (25) 前掲、『現代史資料8』、三六三〜三六五頁。
- (26) 同右、三六六〜三六七頁。
- (27) 同右、三六八〜三七一頁。
- (28) 前掲、『広田弘毅』、二〇四〜二〇八頁。
- (29) 『東京日日新聞』、一九三六年七月二十七日、八月一日。
- (30) 前掲、『西園寺公と政局』第五卷、一二四〜一二五頁。
- (31) 同右、一三七頁。
- (32) 『東京日日新聞』、一九三六年八月二十六日付夕刊。
- (33) 同右、一九三六年八月二十九日。
- (34) 防衛庁防衛研修所戦史室『陸軍軍需動員1 計画編』(朝雲新聞社、一九六七年)、五四三〜五四五頁、『東京日日新聞』、一九三六年九月一日。
- (35) 前掲、『陸軍軍需動員1』、五八八〜五八九頁。
- (36) 日本近代史料研究会・木戸日記研究会編『西浦進氏談話速記録 上』(日本近代史料研究会・木戸日記研究会、一九六八年)、一六二〜一六四頁、前掲、『稲田正純氏談話速記録』、一一八〜一二〇頁。
- (37) 今岡豊『石原莞爾の悲劇』(芙蓉書房、一九八一年)、一五六頁、「日滿財政経済研究会業務報告書(自昭和十一年一月一日至十二年十二月三十一日)」(同研究会主事、宮崎正義、一九三八年一月、前掲、『現代史資料8』、六九五〜七〇二頁)。尚、今岡豊は、三六年一月二日から参謀本部作戦課員。
- (38) 日本近代史料研究会編『日滿財政経済研究会資料―泉山三六氏旧蔵―』第三卷、所収、中村隆英・原朗「解題」、一三頁の、当時の整備局戦備課軍需動員班長、岡田菊三郎の回想談話。

(39) 佐藤賢了『大東亜戦争回顧録』（徳間書店、一九六六年）、六二〜六三頁。
(40) 前掲、『陸軍軍需動員1』、五六六、五九〇頁、前掲、中村・原「解題」の、岡田菊三郎の回想談話。

(41) 前掲、『稲田正純氏談話速記録』、一一三〜一二四頁。

(42) 日本近代史料研究会・木戸日記研究会編『岩畔豪雄氏談話速記録』（日本近代史料研究会、一九七七年）、九二〜九三頁によると、三六年八月より陸軍省兵務局課員であった岩畔は、石原について、陸軍の歴史において山県有朋に次ぐ人物であり、その思想は非常に優れていたと高く評価しつつも、その政治力については全く低い評価を下している。

(43) この時期の行政機構改革をめぐる政治過程の詳細については、大前信也「広田弘毅内閣期の大蔵省」(Ⅰ)、(Ⅱ)、『政治経済史学』第三八四、三八五号、一九九八年八、九月)、池田順『日本ファシズム体制史論』（校倉書房、一九九七年）第一章第二節。

(44) 前掲、大前信也「広田弘毅内閣期の大蔵省」(Ⅰ)、(Ⅱ)。

(45) 前掲、『石原莞爾の悲劇』、一一八〜一二〇頁。

(46) 同右、一四四〜一四八頁。

(47) 秦郁彦『日中戦争史』（河出書房新社、一九六一年）、九八〜一〇〇頁。

(48) 軍令部第二課「北海（支那）事件経過概要」（前掲、『現代史資料8』、二〇七頁）、一九三六年九月二六日、二八日、三〇日、一〇月一日、一〇日、一六日。

(49) 同右、一九三六年九月二六日、三〇日、一〇月一日、一三日、一六日。

(50) 同右、一九三六年九月二六日。

(51) 同右、一九三六年九月二八日。

(52) 「大臣ヨリ次官宛電報案」（防衛庁防衛研究所図書館所蔵、陸軍省「昭和十二年密大日記」、外交第一三三号「日支交渉ニ関スル件」）。

(53) 前掲、「北海（支那）事件経過概要」、一〇月二日。

(54) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三六年一〇月三日。

(55) 前掲、「北海（支那）事件経過概要」、九月三〇日。この日、対南京交渉の方針を協議する陸・海・外三省事務レベル会議において、陸軍省代表の石本寅三軍務課長、園田晟之助軍務課支那班長は、「現在の北支処理要綱は成都事件なかりし前のものなり今日に於ては当然変るべきものなり」、「陸軍としては北支は南京に承知させなくても自力で促進す防共だけ出来れば満足なり」との意向を語っている。

(56) 「次官ヨリ関東軍、支那駐屯軍、台湾軍参謀長宛電報案（暗号）」（前掲、「昭和十二年

密大日記」、外交第一二号「日支交渉ニ関スル件」。

(57) 前掲、『現代史資料8』、六〇八頁。

(58) 前掲、『東京日日新聞』、一九三六年一月九日付夕刊掲載の、一月八日の寺内陸相の談話、前掲、『西園寺公と政局』第五卷、二二二頁。

(59) 参謀本部戦争指導課（一九三六年九月一日）「対支政策の再検討（案）」（前掲、『現代史資料8』、三七四〜五頁）、参謀本部（一九三六年九月一日）「対支時局対策」（前掲、秦郁彦『日中戦争史』、三三〇頁）、前掲、「北海（支那）事件経過概要」、三六年九月一二、二二日、前掲、「畑俊六日誌」、三六年九月一六日。

(60) 前掲、「北海（支那）事件経過概要」、九月二八日、「嶋田繁太郎軍令部次長日誌」（前掲、『石原莞爾の悲劇』、一一一〜一二二頁）。

(61) 参謀本部戦争指導課（一九三六年一月六日）「帝国外交方針改正意見」、
「対支実行策改正意見」（前掲、『現代史資料8』、三七八〜三八一頁）。

(62) 『東京日日新聞』、一九三六年一月七日付夕刊、一月二〇日掲載の、寺内陸相の談話、一月三日掲載の、二日の議員有志・陸相懇談会における、陸相談話の陸軍省当局発表。

(63) 同右、一九三六年一月二日、一月三日掲載の寺内陸相の談話。

(64) 前掲、『西園寺公と政局』第五卷、一三一、一三五、一八九、一九一、二二七、二二二頁。

(65) 「有馬頼寧日記」（国立国会図書館憲政史料室所蔵「有馬頼寧関係文書」所収）、一九三六年一月一四日。

(66) 同右、一九三七年一月二日。

(67) 日本近代史料研究会・内政史研究会編『大蔵公望日記 第二卷―昭和十〜十二年―』（日本近代史料研究会・内政史研究会、一九七四年）、一九三七年一月二八日。

(68) 前掲、『西園寺公と政局』第五卷、二三七〜二三八頁。

(69) 同右、二五二〜二五六頁。また同一九五頁によると、三六年一月二六日、近衛は、陸軍中堅層においては華北工作に反対の空気が強いと語っているが、これは明らかに石原の影響によるものである。この近衛の認識が誤りであることは、本章第一、二節で明らかにした通りである。この『西園寺公と政局』に登場する唯一の陸軍中堅幕僚である石原が近衛に自らを誇大に宣伝するため、とすれば石原が中堅幕僚の総意を代表して動いているかのように理解しやすいので注意する必要がある。

- (70) 同右、二四七頁。
- (71) 前掲、「有馬頼寧日記」、一九三六年十一月一日、一九三七年一月一日、前掲、『西園寺公と政局』第五卷、二四三頁。
- (72) 前掲、『西園寺公と政局』第五卷、二五五頁。
- (73) 「嶋田繁太郎軍令部次長日誌」(前掲、『軍ファシズム運動史』、一八七頁)。
- (74) 『東京日日新聞』、一九三七年一月二四日掲載の、一月二三日の寺内陸相と陸軍省当局の談話。
- (75) 「軍務課政変日誌」(前掲、秦郁彦『軍ファシズム運動史』付録史料、三六九頁)、一九三七年一月二三日。
- (76) 前掲、『宇垣一成日記』、一九三七年二月三日、四日。
- (77) 「嶋田繁太郎軍令部次長日誌」(前掲、秦『軍ファシズム運動史』、一九三〜一九四頁)。
- (78) 矢次一夫『昭和動乱私史 上』(経済往来社、一九七一年)、二三八〜二三九頁。
- (79) 前掲、秦『軍ファシズム運動史』、一九二頁。
- (80) 前掲、『大東亜戦争回顧録』、六六頁。また、石原派の浅原健三が林内閣の組閣の過程を克明に記した「浅原健三日記」(前掲、『軍ファシズム運動史』付録史料、三八一〜三九六頁)でも、登場するのは浅原、十河信二、宮崎正義、陸軍では片倉衷らしき軍人が「陸軍省部の代表」を名乗って登場するのみである。
- (81) 樺山友義『林銑十郎伝』(北斗書房、一九三七年)、一七二〜一七三頁。
- (82) 『東京日日新聞』、一九三七年一月三十一日。
- (83) 同右、一九三七年二月二三日掲載の、二月二二日の衆議院予算委員会における杉山元陸相の答弁要旨。
- (84) 同右、一九三七年三月四日掲載の、三月三日の衆議院予算第四分科会における梅津陸軍次官の答弁要旨。
- (85) 同右、一九三七年四月一日掲載の、四月一〇日の杉山陸相の談話、五月二〇日、同日付夕刊掲載の、五月一九日の地方長官会議における杉山陸相の訓示、後宮淳軍務局長の説明。
- (86) 前掲、『西浦進氏談話速記録 上』、一六二頁。西浦は、三七年三月より陸軍省軍事課員。
- (87) 『現代史資料12 日中戦争4』(みすず書房、一九七八年)、四一二頁(参謀本部「河辺虎四郎少将回想応答録」)。

- (88) 「嶋田繁太郎軍令部次長日誌」(前掲、『軍ファシズム運動史』、一七二〜一七三頁)。
- (89) 一九三七年六月二日付、片倉衷宛山本某(浅原健三)書簡(国立国会図書館憲政資料室所蔵「片倉衷関係文書」、九四・二)。
- (90) 前掲、『現代史資料8』、三八二〜三八三頁。
- (91) 佐藤尚武『回顧八十年』(時事通信社、一九六四年)、三六七〜三七〇頁。
- (92) 「田中新一中将業務日誌」二二分冊の五(防衛庁防衛研究所図書館所蔵)、一九三七年四月二一日記載の、閣議における佐藤外相の報告とこれに対する杉山陸相の発言。
- (93) 田中新一「支那事変記録」其の一(防衛庁防衛研究所図書館所蔵)、二二〜二七頁、三七年六月九日の柴山兼四郎陸軍省軍務課長の中国視察報告要旨。
- (94) 同右、八〜一〇、一四〜一五頁の田中新一陸軍省軍事課長の所見、二〇〜二二頁の永津佐比重参謀本部支那課長の中国情勢報告要旨。
- (95) 『河辺虎四郎回想録―市ヶ谷台から市ヶ谷台へ―』(毎日新聞社、一九七九年)、七四頁、『現代史資料9 日中戦争2』(みすず書房、一九七六年)、三〇四頁(参謀本部「石原莞爾中将回想応答録」)。
- (96) 前掲、「対支政策の再検討(案)」、石原「日支国交調整要領」(前掲、『現代史資料8』、三七六頁)、石原「冀東の指導開発に関する私見」(一九三七年一月一八日、同三七七頁)、前掲、「対支実行策改正意見」。
- (97) 前掲、『大蔵公望日記』第二卷、一九三七年七月二九日。
- (98) 以上の経過については、江口圭一「第三三代林内閣―庶政一新から「軍財抱合」へ―」(林茂・辻清明編『日本内閣史録3』、第一法規出版、一九八一年)三、四を参照。
- (99) 前掲、『西園寺公と政局』第五卷、三二〇〜三二四頁。
- (100) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第六卷(岩波書店、一九五一年)、四、六頁。
- (101) 同右、四頁。
- (102) 同右、九頁。
- (103) 同右、九〜一一頁。
- (104) 『東京日日新聞』、一九三七年六月一六日、二〇日。
- (105) 前掲、『現代史資料8』(みすず書房、一九六四年)、七三〇〜七三二頁。
- (106) 同右、七三三〜七五一頁。
- (107) 同右、七五二〜七五八頁。
- (108) 『東京日日新聞』、一九三七年六月二日。

- (109) 同右、一九三七年六月一三日。
- (110) 前掲、陸軍省試案（一九三七年六月一〇日）「重要産業五ヶ年計画要綱実施に関する政
策大綱（案）」（前掲、『現代史資料8』（みず書房、一九六四年、七三三〜七五一頁））。
- (111) 第一次近衛内閣期における厚生省の設置過程についての最も新しい研究として、鐘家
新『日本型福祉国家の形成と「十五年戦争」』（ミネルヴァ書房、一九九八年）の第二章、
とりわけこれをめぐる各省庁や近衛首相、陸軍の動向については、同章第二節を参照。
- (112) 『東京日々新聞』、一九三七年七月四日。
- (113) 同右、一九三七年六月二日によると、六月一日の近衛と杉山陸相の会談で近衛内閣に
対する陸軍の要望が提示され、その内容は従来から陸軍の要望してきた国体明徴、国防充
実、国民生活安定、議会刷新の四項目を根幹とするものであったとされている。
- (114) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、三〜五頁。
- (115) 前掲、田中新一「支那事変記録」其の一、三〇頁。
- (116) 前掲、『昭和動乱私史 上』、二七五〜二七七頁。
- (117) 『木戸幸一日記』上巻（東京大学出版会、一九六六年）、一九三七年六月二五、二八日。
同右、一九三七年六月三〇日。
- (118) 同右、一九三七年六月三〇日。
- (119) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、二二〜二三頁。
同右、二二頁。
- (120) 同右、二二頁。
- (121) 『東京日日新聞』、一九三七年六月四日号外。
同右、一九三七年六月一日。
- (122) 同右、一九三七年六月一日。

第四章 日中戦争による陸軍統制派路線の修正と破綻

はじめに

本章では、一九三七年七月七日の盧溝橋事件の勃発から、一九三九年末までの時期における陸軍統制派の政治的動向について論ずる。

この時期は、一九三七年六月四日の第一次近衛文麿内閣の成立によって、その政治的要求を安定して実現していける政治体制を得た陸軍統制派が、盧溝橋事件とその後の対中国戦争の拡大によってその政治路線の修正を余儀なくされ、やがてその修正路線も、最終的にその対外政策のそのもの問題点や国際情勢の変転などによって決定的に行き詰まっていく過程である。これによって、日本が主体的な対外政策によって国際問題に対応する道は閉ざされ、陸軍統制派が政治的に後退しない限り友邦であるドイツやイタリアの欧州での動きに追従する以外に国際的孤立を防ぐ方法はなくなり、一九四〇年九月の日独伊三国同盟を経て一九四一年の一二月の太平洋戦争開戦に至る方向性が事実上定まった。その意味で、この時期の政治史の解明は不可欠である。

この時期の政治史研究については、次の二つの共通した傾向を指摘できるだろう。

第一に、拡大派・強硬派対不拡大派・和平派という枠組みである。即ち、陸軍、海軍、内閣、外務省、財界などの政治諸勢力内部を、この日中戦争をめぐる二つの派に分類し、この二派のパワーバランスによってこの時期の政治史を描く傾向である。後者の挫折によって日中戦争が全面化し泥沼化していくというイメージは、ほとんど全ての研究に共通するものといえるだろう。

第二には、これも第一点と密接に関わるが、日中和平工作を中心にすえてこの時期の政治史を描く傾向である。つまり日中戦争期、多くの有力な和平工作が展開され、戦争が拡大し全面化していったのは、それらが失敗に終わったからだということになる。

この二つの傾向によって、この時期の政治史の基調は、いかに日中戦争全面化が回避される可能性、日中和平が成る可能性があったのかを追求するものとなっている。言い換えれば、不拡大派・和平派、あるいは「石原派」を軸にすえたものとなり、その成功の可能

性をさぐり、挫折の過程を描くものとなっているのである。そしてその結果、それらの研究の意図すると意図せざるに関わらず、この時期の日中戦争全面化回避の可能性が、日本の国内的な次元で相当程度あつたというイメージを過度に強調することになっている。⁽¹⁾

和平工作の過程やそれに関わつた人物たちの動向を詳細に明らかにしてきたこれまでの研究は、外交史の成果として非常に重要な意味を持つており、本稿も重要な示唆を受けている。しかし、この時期の政治史という次元で考える場合、筆者はこれまでの不拡大派・和平派・石原派對拡大派・強硬派という枠組み、あるいは前者中心の政治史には疑問を呈せざるをえない。何故ならこの枠組みでは、日本の対外政策や世界戦略を事実上牛耳り、日本の方向性に決定的な役割を果たした陸軍主流の政治動向やその変化が見えにくくなるからである。実際、この時期における陸軍主流の政治動向を一貫して分析した研究は管見の限り見当たらず、これが日中戦争期の政治史を解りにくくしている最も大きな要因の一つであると思われる。⁽²⁾

本章では、政治勢力として極めて実態が希薄で、なおかつ時期によってその構成が不確定な不拡大派や和平派、「石原派」ではなく、あくまで陸軍の大勢、即ち陸軍統制派の意向を中心にすえ、それがどのように日本の対外政策を動かしたのかを分析していく。さらにそれと連動させる形で、陸軍統制派と元老・重臣勢力の政治的関係の動向を、内閣制度改革や企画院設置などの行政機構改革問題、あるいは大本営設置問題、または内閣参議の設置や陸軍皇道派復権運動、内閣改造などにおける近衛首相の政治的動きを分析することによって明らかにし、これまで必ずしも明確でなかったこの時期の政治史の全体像に迫っていきたい。

尚、この時期の陸軍については、内部において統制派に対抗しようするような勢力はなくなっており、派と呼称するのはふさわしくなく単に陸軍主流とするのが適当かもしれない。ただ陸軍の外部には、宇垣系や皇道派の領袖であつた軍人たちが政治家として機会をうかがっており、近衛文麿と呼応してある程度の政治的プレゼンスを保っていた。また本論全体の一貫性を保つためもあり、あえて陸軍統制派という言葉を用いることとする。

史料的には、外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所図書館などの未公刊史料を広く検討すると同時に、近年までに刊行が相当進んだにもかかわらず、その体系的かつ厳密な検討が不足しがちな公刊史料を十分に活用した。とりわけ、公刊史料では陸軍統制派の上級将校の意向を体系的に知ることができる超一級の史料である「畑俊六日誌」を、未公刊史料では陸軍統制派の中堅幕僚の意向を体系的に知ることができる「田中新一中將業務日誌」

を、初めて本格的に政治史研究に活用した。⁽³⁾ また陸軍の主流的見解が最もよく記されていると考えられる当時の新聞に掲載された陸軍中央部の公式、非公式の意向表明などに注目し、史料批判を加えつつ活用した。

第一節 日中戦争の全面化と対中国政策の転換

盧溝橋事件の勃発は、陸軍統制派にとっても予想外のことであったことは事実である。前述のように、国内政治にあつて陸軍統制派路線はおおむね順調に展開しており、行き詰まりつつあつた対中国政策は一時小康を維持し、その間に飛躍的軍拡と国防国家を實現して、その後一気に大陸問題の解決に乗り出してもよかつたからである。

しかし陸軍統制派は、第三章第二節でふれた、広田内閣期において頻発した対日テロ事件への対処からもわかるように、中国との長期全面戦争を警戒しつつも、そのために中国に対する姿勢を緩和しようとはせず、それを利用して中国を恫喝し、その全面的親日化を實現しようとする行動パターンをもっている。それはこの時も同様であつた。

盧溝橋事件への対処方針をめぐり、従来の研究においてよく指摘されるように強硬論から穏健論まで様々な意見があつたことは事実であるが、陸軍統制派が実際に政治の場において主張した方針は意外に明快であつたといえる。

杉山陸相は七月九日の閣議において、内地から三個師団その他を現地に出兵することを主張した。近衛首相と広田弘毅外相はそれには消極的であつたが、陸相は用兵のことは軍部を信頼せよと迫つた。しかし、米内光政海相が全面戦争の危険と国際社会に与える影響を理由に強く反対し、一部の応急派兵については認められたものの、もう少し現地交渉の様子を見守ることになつた。⁽⁴⁾

しかし参謀本部は翌一〇日に首脳会議を行い、事件への対処方針を決定した。その方針は、不拡大方針を掲げながらも、中国軍が攻勢に出てきた場合に備え、全面戦争を避けるためにも、関東軍から混成二個旅団その他、朝鮮軍の緊急動員と飛行三中隊、内地から三個師団その他を華北に派遣するというものであつた。陸軍省はこの参謀本部案を閣議に提出した。⁽⁵⁾

この統帥部の意向により、近衛内閣は内地師団動員実行に傾いた。一一日の五相会議（近衛首相、広田外相、杉山陸相、米内海相、賀屋興宣蔵相）において、近衛首相、広田外相、

賀屋藏相はなおも出兵を渋ったが、支那駐屯軍の救援、現地中国軍からの謝罪と将来の保証に目的を限定することと、不拡大現地解決方針を条件に出兵することに決し、その後の閣議でも承認された。⁽⁶⁾

しかしその後、現地交渉がうまく行きつつあることが判明したため、参謀本部でも即時出兵の是非をめぐり結論が出ず、⁽⁷⁾七月一日、杉山元陸軍大臣と今井清参謀次長などの陸軍省部最高首脳会議で次のような「北支事変処理方針」決定し、杉山陸軍大臣と参謀総長閑院宮載仁親王によって天皇へ上奏、裁可を受けて現地に伝えられた。

一 陸軍ハ今後共局面不拡大現地解決ノ方針ヲ堅持シ全面的戦争ニ陥ルカ如キ行動ハ極力之ヲ回避ス之カ為第二十九軍代表ノ提出セシ十一日午後八時調印ノ解決条件ヲ是認シテシカ実行ヲ監視ス

内地部隊ノ動員ハ暫ク状況ノ推移ヲ見テ之ヲ決ス

二 然レトモ支那側ニ於テ前項ノ解決条件ヲ無視シテ之カ実行ニ誠意ヲ示ササル場合或ハ南京政府ニシテ徒ニ中央軍ヲ北上セシメテ攻撃ヲ企図スルカ如キ場合ニ於テハ断乎タル決意ニ出ツルモノトス

但此場合ニ在テハ支那駐屯軍ハ予メ中央部ノ承認ヲ受クルヲ要ス⁽⁸⁾

つまり、中国との全面戦争は極力回避し、事態を拡大せずに現地解決を図るが、もし日本側の要求が華北における中国軍の主力である第二十九軍に容れられない場合や、南京政府の主力軍が北上してくるような場合は武力を行使する、というのが陸軍中央部の方針であった。ただ、あくまでも事変の範囲は華北に限定し、中国との全面戦争は避けるという留保はつけられていた。

この「北支事変処理方針」と、前述の参謀本部の方針を比べると、不拡大方針と全面戦争の回避という点については完全に一致している。また武力行使についての考え方は、石原莞爾参謀本部作戦部長の影響によるものか、参謀本部の方針の方がやや緩やかである。しかし、現地への援軍の派遣という点では、当初陸軍省と参謀本部はともに積極的であり、また現地情勢の変化によっては、出兵保留に転ずるといふ部分も共通している。こうしてみると、「北支事変処理方針」は、陸軍省と参謀本部の意向を折衷したものといえるが、

両者の差はそれほど大きくはなく、ほぼ一致していた。

またこの時、武藤章参謀本部作戰部作戰課長が超強硬論を唱えていたことがよく指摘されるが、実際に七月八日において作戰課が打ち出した方針の第一は、事件を努めて華北平津地方に限定するというものであった。つまり事件の不拡大を前提として、中国軍が日本軍に対して「挑戦的態度」をとってきた場合には支那駐屯軍に所要の兵力の増派し、これを華北京津地方より「駆逐」すること、「居留民ヲ保護」するために青島に派兵することとはありうるが、かりに抗日戦争が華中・華南に波及しても、同地方には出兵しないという方針である。⁽⁹⁾つまりこれは既述の陸軍省部決定の「北支事変処理方針」の枠内にとどまるものであったといえる。

即ち「北支事変処理方針」は、強硬派を抑えてのものではなく、陸軍統制派の、つまりは陸軍中枢の最大公約数的な意向であった。そしてさらに注意されるべきことは、次に挙げる陸軍省の政策担当課である軍務課が閣議提出のために七月十七日に作成した「対支政策交渉ニ関スル件」から分かるように、陸軍がこの事件を梃子にして、南京政府との直接交渉を開始することを強く望んでいたことである。

一、今次事件其ノモノハ十一日午後八時調印ニカカル条件ノ厳密ナル履行ヲ以テ一応ノ解決ヲ見得ヘシト雖事件ノ普遍的根拠ヲ廃除スルニ非レム将来ノ事端依然タルモノアルヘキヲ以テ今次事件ヲ契機トシテ日支関係明朗化ノ基礎的事項ノ確立ニ関シ直ニ南京政府ト交渉ヲ開始スルノ要アリ、支那側ニシテ条件履行ノ誠意無ク遂ニ派兵膺懲ノ必要ヲ生シタル場合ニ於テモ局面ノ一假落ト共ニ直ニ右ノ措置ニ出ズルヲ要ス而シテ右交渉ノ範圍程度ニ関シテハ差シ当リ公正妥当ナル原則ヲ確立スルコトヲ主トシ以テ努メテ内外無用ノ誤解ヲ避クルト共ニ又之カ確認及実行ヲ強要シ得ルコトヲ限度トシテ苟モ支那側一片ノ拒絶ニ依リテ交渉挫折ニ陥ルカ如キコト無カラシムルモノトス

二、日支関係明朗化ノ為確立スヘキ基礎的事項ハ生起スヘキ軍事行動ノ効果如何ニ依リ異動アルヘキモ此際考慮セラルル事項概ネ次ノ如シ

(一) 平津地方支那側駐兵禁止ノ原則確立

(二) 北支特種性ノ再確認(梅津、何応欽協定、塘沽停戦協定、土肥原秦徳純協定ノ実行其ノ他)

三、全支ニ亘ル昭和十年十月四日、外、陸、海三大臣間ニ諒解成立ノ対支政策ニ関スル件ノ確認並ニ之ニ伴フ諸懸案ノ解決

四、右交渉ハ盧溝橋ノ局部的解決ト相併行シ、若クハ之カ解決ニ相踵イテ実行ノスルモ成ルヘク支那側ヨリ交渉ノ手ヲ伸ヘシムル如ク指導ス

此際今次事件ニ生シタル对支武力膺懲ノ実实的効果並ニ平津ニ於ケル帝国軍隊ノ存在ヲ有効ニ利用セラル、コトヲ期待ス⁽¹⁰⁾

このように、盧溝橋事件の收拾が現地交渉によるものであろうと、あるいは「派兵膺懲」に至った場合であろうと、いずれにしても南京政府との直接交渉が絶対に必要であるとの主張であった。そしてその交渉で達成すべき基本的事項とは、一九三五年以来進んだ日本による華北分離の状況をより明確に確認することであった。即ち、これまで陸軍統制派によつて追求され、日本の対中国政策の枠組みになつていた、南京政府の合意の下での漸進的華北分離路線を基本的に維持する方針であるともいえる。平津（北平・天津）地方から中国の軍隊を完全に排除するという要求はこれまでにない強硬なものであったが、これも華北を特殊地域として日本勢力下に収めるといふ華北分離路線の延長上に理解できる⁽¹¹⁾

これに対し近衛内閣は、陸軍統制派の方針にほぼ追隨した。不拡大方針は近衛首相も望んでいたことであつたにしろ、支那駐屯軍による現地解決方針は、すでに事件そのものについては、外交的解決を放棄し、陸軍に処理を一任したことに同義であつた。内地三個師団の動員を保留することには成功したが、前述のようにそれは現地の情勢を知つた陸軍が方針を変えたためであり、いったん内閣は動員断行を承認している。そしてここで注意すべきは、近衛首相がこの事件を利用し、これを華北現地だけの問題とせず、南京政府との直接交渉によつて一気に日中間の懸案の根本的な解決を図らうという意向をもつていたことである⁽¹²⁾。これは前述の陸軍統制派の方針と極めて近いものであつた。

陸軍は現地交渉が進捗しない様子を見るや、交渉を期限付にして圧力を強めることを主張した。閣議も南京政府との期限付交渉については留保したが華北現地についてはこれを承認した。陸軍は現地解決を望み、現地における要求自体はそれほど強硬なものではなかつたが、その後に想定される南京政府との交渉のために、まず華北で日本の要求が十全に認められることに固執し、それが果されなければ武力行使を避けまいという態度をとりつづけた⁽¹³⁾。

しかしこれが南京の国民政府をかえつて刺激し、事態は陸軍の思惑に反した展開をみせる。七月一七日、蒋介石は盧山において、盧溝橋事件について日本を厳しく非難し、日本

への妥協をせず全面戦争も辞さない態度を表明した。

これをうけた七月一八日の五相会議において、杉山陸相は事件が現地解決した後も、これを契機として南京政府との基本的懸案が解決しない限り華北の軍事的緊張は解かないことを強く主張した。そして前掲の陸軍省軍務課作成の「対支政策交渉ニ関スル件」を提示し、事件がどのように解決されるのかという問題とは別に、南京政府との交渉の速やかな開始を主張した。⁽¹⁴⁾それはたとえ華北現地交渉が決裂して派兵武力行使に至ったとしても、対南京政府交渉はその後においても粘り強くなされるべきだとするものである。それは陸軍統制派が南京政府承認下における華北分離路線の枠組の維持を表明したことでもあった。

それ故、陸軍統制派においては、現地交渉の帰趨が明らかになつていないこの段階では、武力による中国第二九軍への即時一撃論は採用されなかった。南京政府の強硬な態度は日中全面戦争への危険をはらんでおり、それは陸軍統制派の对中国政策に合致するものではなかったからである。その後華北現地交渉は一時好転したが、すると陸軍中央は内地師団の動員を見合わせ、杉山陸軍大臣は後宮淳陸軍省軍務局長を外務省に派遣し、南京政府の中央軍の北上を回避する尽力を要望した。⁽¹⁵⁾しかし陸軍統制派は、石原莞爾参謀本部作戦部長がいわゆる東亜連盟論の見地から主張するような一切の武力行使を否定する方針に転換したわけではなかった。杉山陸軍大臣は七月二三日、支那駐屯軍参謀和知鷹二中佐に対し、不拡大論とは全面戦争を避けることであり、事と場合によつては反撃を加えることも必要であると語っているように、⁽¹⁶⁾陸軍統制派において不拡大論と一撃論は何ら矛盾するものとして理解されていなかったのである。つまり陸軍統制派としても、南京政府中央軍との戦闘は極力避けるべきものであり、中央軍北上阻止の外交工作はその方針の一環であつたといえる。⁽¹⁷⁾

そして現地交渉は結局まとまらず、よく知られているように七月二五日には郎坊事件、二六日には広安門事件が起こり、見合わされていた内地三個師団の動員が決定、もはや華北への武力行使は時間の問題となつた。⁽¹⁸⁾しかし陸軍統制派はそれでも南京政府軍との衝突は回避したいという希望は捨てず、中国第二九軍に一撃を加える前に停戦を中国から言い出させる工夫はないかと外務省に相談をもちかけたりしていた。⁽¹⁹⁾即ち、依然として陸軍統制派は南京政府承認下の華北分離路線の枠を堅持しようとしたのである。

関東軍（司令官植田謙吉大将、参謀長東條英機中将）は、事件を華北に限定しようとする中央部の意向を批判し、兵力を華中華南にまで展開し、南京政府自体を屈服させて華北に親日新政権を樹立させることを主張していた。⁽²⁰⁾これは後に陸軍の路線になつていくが、

この段階では全く採用されなかった。陸軍省は、華北に対してはまだ冀東防共自治委員会を通じての経済開発中心の方針を維持していたのである。⁽²¹⁾

また参謀本部も、石原莞爾のイメージから穩健路線を主張していたと思われるが、実際には、華北を南京政府の主権下に「明朗」地域、即ち日本勢力下の特殊地域とすることを基本方針とし、そのために情勢によっては中国に敗北感を与えるくらいの大規模長期の武力行使を覚悟することが必要であるとの合意がなされており、⁽²²⁾むしろ陸軍省より強硬なほどであった。陸軍省、参謀本部ともに、武力行使は北京郊外の保定・独流鎮以北に限定するとされた。⁽²³⁾

近衛内閣は、以上のような陸軍統制派の動向に同調していた。前述のように、近衛首相が南京政府との外交交渉による日中問題の根本的解決を企図している以上、その前提条件として盧溝橋事件の解決がどうしても必要であった。そのため近衛内閣は、むしろ陸軍より強硬な態度を声明し南京政府を威嚇しつつ、同時に事件の早期解決を主張している。⁽²⁴⁾そして八月一〇日、陸軍が非公式ながら現地交渉解決から中国第二九軍への武力行使への路線転換を表明すると、⁽²⁵⁾杉山陸相はこれを日本政府の方針として発表するため文案を起草し、⁽²⁶⁾それが一五日、近衛内閣による中国を武力によって「膺懲」する旨の声明となった。⁽²⁷⁾

しかし、陸軍統制派も中国との全面戦争を積極的に推進するだけの決意はまだなかった。やはり極東ソ連軍との軍事バランスが日本にとって悪化していたこの時期、陸軍統制派も慎重にならざるをえなかったのである。八月一四日の閣議において杉山陸相は、従来の武力行使への消極的な姿勢を一変させた米内海相が、こうなった以上は対中国全面作戦になり、南京まで攻め込むのは当然であるとするのに対し、ソ連に備えて多くの兵力は割けず、それは主義としても認めがたいと消極的な態度をとっている。⁽²⁸⁾また八月一七日の閣議において杉山陸相は、戦時体制への移行の必要性を述べる一方で、戦線を限定する不拡大方針の維持を主張している。そして近衛首相はその意見に同調した。⁽²⁹⁾前述のように、この時期の陸軍の対中国方針は、盧溝橋事件までの、南京国民党政府の承認を取りつけた上での華北分離路線の枠内にあった。盧溝橋事件によって、その漸進論は否定せざるをえなかったが、それでも南京政府を否定し、武力によって打倒しようという段階には至っていなかった。それ故、当初の現地交渉による解決が不首尾に終わった以上、武力行使によって南京政府の譲歩を強制すること自体は、陸軍の対中国政策の枠組みの変容を意味するものではなかったといえる。八月二三日の近衛内閣と政党首脳の懇談会において杉山陸軍大臣は、事変をできるだけ早く終局させるためとしながらも、これまでのように相手を迎え

撃つという方策は捨て、むしろ積極的に軍事行動を起こすとの方針を明らかにしたが、これとても陸軍統制派の当初からのシナリオの範囲内であったとみるべきである。⁽⁹⁰⁾

しかし八月末、陸軍の対中国政策の枠組みに動揺を与えることが起こった。中ソ不可侵条約の成立である。これまで陸軍統制派が華北分離路線を進めてきたのは、世界経済のブロック化の流れに対応するためであるとともに、ソ連に対する軍事的不利を補うため、資源獲得をふくめた経済的な拠点として、あるいは純軍事的には後背地を固める意味があった。むしろ陸軍としては後者の理由の方に重きをおいていた。最終的には、国民党をふくむ中国全てを対ソ戦略上において日本に全面的に協力させることが陸軍の理想であった。その意味でこの中ソ不可侵条約は、陸軍の構想を根本から崩壊させかねないものであった。中国を「膺懲」し、日本の対ソ戦略に協力させるどころか、逆に日本がソ連と中国に挟撃される危険すら出てくるからである。

中ソ不可侵条約締結後、陸軍の対中国方針は、地域を限定した一撃論を明らかに逸脱した不拡大方針の破棄、ある意味中国との全面戦争を辞さない姿勢が顕著になっていったのである。⁽³¹⁾これは中国を武力による圧力によってソ連から引き離そうという意図に基づくものであった。ただ陸軍は、この方針で国民政府は近いうちに日本の圧力に屈して和を乞うてくるだろうと考えており、本気で首都南京まで侵攻し、国民党政府を打倒するところまでは考えていなかった。ソ連に対する備えが不安なこの時期、陸軍にとっても中国との長期戦はできれば回避したいことであった。ただソ連といえども、この日中戦争へすぐに武力介入してくる可能性は少ないと陸軍は考えており、⁽³²⁾むしろ日本が長期消耗戦に巻き込まれずに、比較的短期間で国民党の指導者である蒋介石を服従させることは可能であると陸軍統制派は認識していた。

また石原莞爾参謀本部作戦部長は、当初は即時撤兵論を唱えていたが、九月に入ると、一〇月上旬を期して華北・上海に大兵力を投入し、大打撃をあたえて南京政府を屈服させるという意見に転換していた。⁽³³⁾それはソ連に備えるためにできるだけ早く中国から撤兵したいという意図から出ているものの、表面的には陸軍統制派の方針と見分けがつかなくなっており、すでに陸軍内部における勢力をほぼ失っていた石原は、最後にその主張の独自性すら喪失し、九月末には自ら作戦部長の職を辞した。また関東軍は中ソ不可侵条約成立後、南京政府の否認を主張したが、⁽³⁴⁾このような強硬論も陸軍中央の容れるところとはならなかったのである。

九月下旬の四相会議（近衛首相・杉山陸相・米内海相・広田外相）において、杉山陸軍

大臣は他の三大臣の交渉に重きを置いた妥協的な戦争解決論に一人反駁し、武力優先の強硬論を主張して譲らなかつたが、⁽³⁵⁾これは陸軍統制派が超強硬論を叫んでいたことは意味せず、これまで述べてきたような陸軍統制派の对中国方針の文脈上で理解されるべきである。

その意味で、一〇月一日に近衛内閣の四相会議において決定された「支那事変対処要綱」には、この時期の陸軍の意向が反映されているといえる。ここでの方針とは、華北地方と上海を中心とする軍事行動と外交工作とによりなるべく早く事変を終結に導くこと、外交交渉の条件は、中国の反日容共政策を破棄させ、かつ従来行きがかりを捨てた「画期的国交調整」であること、華北については国民政府の合意の下で親日的政府による統治をめざし、政治介入は抑制しつつ軍事的資源や交通手段の確保すること、華中華南地方については日中貿易を促進すること、などであつた。⁽³⁶⁾

この方針の特徴は、まず華北地方を確保することを軍事的に非常に重視していること、またそれにもかかわらず、樹立されるべき親日的華北政権は南京政府と合意されたものとして、いまだに従来の对中国政策の枠組みを維持していることである。そしてこの戦争を契機として、これまでの日中間の懸案事項を南京政府との折衝により一気に解決することが意図されていることからわかるように、これらの对中国政策は盧溝橋事件勃発直後の陸軍の方針をほぼ踏襲していた。即ちこの要綱は、陸軍統制派の主導権をもって成立したといえる。

とにかく日本としては、日本が圧倒的に有利な状況の下で早く南京政府を交渉の席に着かせることであつた。そのため、日本軍の中国大陸における作戦はさらに強化されていった。石原に代わつた下村定参謀本部作戦部長は、華南地方に戦果を広げても、できるだけ早く中国の戦意を喪失させることが必要であるとの強硬論を主張していたが、これは突出した議論ではなく、前述のような政府の方針をふまえての主張であつたといえる。確かに、一〇月二〇日からの第一〇軍の上海戦における暴走気味の軍事行動に対し、多田駿参謀次長や河辺虎四郎作戦課長はその抑制にかかつたが、下村作戦部長の強い主張によりそれも十分に行えなかつた。総長が皇族であり、参謀本部の事実上のトップである次長でさえ参謀本部内部の抑制できなかつたことは、下村一個人の影響力というよりも、すでに参謀本部では強硬論が大勢になつていたことを傍証するものである。そして十一月二四日には、多田次長が反対の意志を表明しているにもかかわらず、下村以下の強硬論に押し切られ、それまでの作戦制限線の撤廃が決定されたのであつた。⁽³⁷⁾多田はこの頃、中国作戦を速やかに中止し、ソ連に備えたい旨を陸軍省に伝えたが、陸軍省はもとより、参謀本部も掌

握できていない状況では、陸軍主流たる統制派主導の対中国方針をゆるがすことは不可能だったのである。

しかし周知のように、陸軍統制派が予想するような南京政府の早期屈服は実現しなかった。一方で日本軍はおおむね順調な戦果をあげ、首都南京の攻略を狙えるところまで兵を進めるにいたった。これは日本政府どころか、当の陸軍でさえ予想してなかった事態であり、これまでの対中国政策の枠組みの転換を促進するものであった。

つまり、中国華北地方を日本の勢力として安定させるにあたり、これまでは南京政府を中国の中央政府であると認め、その上で地方政権として親日的政権を擁立するというのが陸軍の、ひいては日本の対中国政策の基本であった。それが中国首都の占領という事態が現実化あるいは実現する中で次第に変容していく。

一月二九日の陸軍省・海軍省・外務省の関係局長会議では、成立させるべき新華北政権が議題にあがったが、陸軍省の代表者は、新華北政権は当初から中央政権として出発させたいとの意見を述べた。この時は石射猪太郎外務省東亜局長が反対し、そのように決定されることはなかったが、南京政府否定論、華北を中心として中国を再編成しようという構想が、実際の政策レベルにおいて選択肢として取り上げられるようになってきたのである。

華北の親日政権をして中国の中央政権たらしめるという構想は、すでにその前から陸軍省で検討されていた。一〇月三〇日に軍務課が作成した「事変長期ニ亙ル場合ノ処理要綱案」は、「方針」として次のようになっていた。

一、南京政府ニシテ遂ニ反省セス交渉ノ対象トスヘカラサルニ於テハ一地方ノ共産政権ト見做シ所有方法ヲ以テ之カ壊滅ヲ計ルト共ニ一方北支政権ヲ拡大強化シ更生支那ノ中央政府タラシムル如ク指導シ併セテ此地域ニ於ケル産業ノ開発、貿易ノ促進、治安ノ恢復安定ヲ計リ支那ノ更正ヲ北支ヨリ全支ニ及ホス如ク施策ス

即ち、南京政府が「反省」せず抗戦を続ける場合、これを地方政権と見なし、これの「壊滅」を図りつつ華北政権を拡大強化して新中央政権とすることがうたわれている。ただ、この「方針」の後の「要領」の項に記されている軍事行動の内容によると、南京まで一気に攻め込み、南京政府を武力によって無理に壊滅させるというのではなく、「北支五省ノ結成ヲ見ルニ到ラハ左記ノ如ク日本軍隊ヲ配置シ治安ノ維持ト人心ノ安定ニ任ス但シ

其兵力ハ必要ノ最小限トスルモノトス」とされるように、華北とその周辺地域を確保したならば、大陸における日本軍の負担を大きくせずには持久戦に入ることが想定されていた。⁽³⁹⁾ しかもこの構想は、この一〇月末の段階で陸軍の方針として実際に取り上げられることはなかった。現実の戦争收拾方針としては、参謀本部の中でも常に強硬な情報部でさえ南京政府との直接交渉による解決を主張し、新中央政権についてはまだ「別途研究」の段階であった。⁽⁴⁰⁾

それが、南京攻略が間近に迫った段階に至り、もし南京政府が滅亡を覚悟しても交渉に応じない場合の対中国政策の方針として、南京政府を中国の正式な中央政権として認めず、華北政権をしてそれに取って代わらせるという、盧溝橋事件以前からの日本の対中国政策の基本的な枠組みを変える路線が現実化してきたのである。東條英機関東軍参謀長は、南京政府との断絶、各地の親日政権、将来の新中央政権の育成を主張していた。⁽⁴¹⁾

このような対外国策の大きな路線転換に対し、反対の声があがったことも事実である。しかしそれは近衛内閣や海軍からではなかった。むしろ陸軍内部において慎重論が強かったのである。南京攻略は、南京政府に和を乞わせるどころかそれを壊滅させてしまう危険性をはらんでおり、この作戦自体が従来の対中国政策の枠組みを否定する要素を多くふくんでいる。これまでの陸軍の対中国方針を維持するつもりであるならば、南京攻略には慎重にならざるをえないのは当然であった。陸軍統帥部の事実上のトップである多田参謀次長は、周知のように対ソ軍備を整えるためにも日中戦争はできればすぐにでも終結させるべきだという意見を持っており、南京攻略に反対するのは自然であるが、陸軍省首脳部も多田のように明確な反対はしないものの慎重な姿勢をとったのである。⁽⁴²⁾ 参謀本部において多田のリーダーシップがとれていれば、大本営会議において参謀本部が強く反対し、南京攻略は阻止されたはずであるが、実際の十一月二四日の大本営御前会議では、南京攻略は否定されず、中国に対する攻撃は緩和することなく続行することに決定した。そして一月一日には、大本営によって南京攻撃命令が発せられたのである。⁽⁴³⁾ 多田の抑制にもかかわらず、参謀本部の戦争收拾策は、南京陥落前のこの時期においてさえ穏健なものとはいえなかった。⁽⁴⁴⁾

そして十二月一日、日本軍はこれも予想されていたより容易に中国の南京を占領した。国民政府は重慶に本拠を移したが、首都を占領したということは、これは通常の戦争であれば戦勝にも等しい戦果である。周知のように、日本の指導者たちは戦勝国として国民政府（重慶政府）に対しようとし、外交交渉における日本からの要求は飛躍的に厳しいもの

になった。同時に、交渉に重慶政府が応じないのであれば、これまでの対中国政策の枠組みを根本的に転換させることも辞さないという雰囲気は飛躍的に強まっていく。翌一四日、日本の指導によって華北の日本軍占領地域に中華民国臨時政府が樹立されたことは、いつでもその路線転換がなされてもおかしくない状況を反映していた。

そしていよいよ陸軍統制派は、それまでの陸軍自身の、ひいては日本の対中国政策の基本的枠組みであった、南京政府承認下における漸進的華北分離路線を完全に転換させることになった。一九三八年一月六日、陸軍の政策担当課である陸軍省軍務局軍務課は、北支那派遣軍との意見交換のための資料を作成したが、そこには次のように記されていた。

(前略)

一、北支新政権の指導に就て (略)

二、北支新政権を中央政府と改称する時機に就て

帝国の南京政府否認後北支政権の支那中央政府改称改組の時機は諸般の事情を篤と考量の上慎重決定せしむるごとく指導せられ度し即中央政府たるの内容未だ整はざるに過早に之を決定するときは第一に中外に其信を失ひ第二に中南支より人材の参集を妨げ第三に中南支に樹立さるべき政権との調整を失する等の結果に陥るべし。

又其時機決定に方りては国際関係等をも十分考慮するを要するのみならず帝国としても右に伴ふ諸般の事情等も之あるべきを以て予め余裕を以て中央と連絡せられ度し。

三、中央政府に対する帝国正式承認の時期に就て (略)

四、北支政権との協定締結に就て

(一) 帝国は本事変に於て獲得すべき成果を主として北支政権 (中央政府) との協定締結に依りて求むるの要あり。

(二) 右締約は内外諸般の事情に鑑み情況上支那中央政府と帝国政府との条約とするよりも寧ろ臨時政府と北支那方面軍司令官との協定とし支那側は中央政府成立後之を追認し帝国側は右出先責任者の締約を更めて承認するの形式を採るを適當とせん研究あり度し。

(三) 右締約は軍事、思想、外交、内政、経済、文化等諸般に至る提携協助に関する不動の大綱を基本的に約定し細部に関するものは附屬的に逐次締約するを可とせん。

(四) (略)

五、軍特務部の機構改変に就て (略)

六、帝国の恒久的対北支 (対支) 政務指導機関について

帝国の対北支（対支）政務指導機関は作戦実施期間は北支那方面軍之に当るべきも事実的の作戦一段落後適當の内面的政務指導機関を設置するの要あり。

右政務指導機関は帝国政府直轄の文官制の機関として、に政務と軍事とを劃然分離するを至当とせずやとも考へあり。⁽⁴⁵⁾

（以下略）

つまり、国民政府の否認と華北における中国新中央政權の樹立という路線が、すでに既定のものとして扱われているのである。ただ陸軍統制派としても、今すぐに中国の新政權を成立させようと考えていたわけではなかった。現華北政權と現地日本軍の司令官が交渉し、もしそのまま中央政權ができれば日本がそれを政府レベルで追認するというものであり、当面は無理をせずに諸般の状況を考慮し、準備が十分整わないうちに決定するのは避けるという方針であった。とにかく陸軍の第一の目的は、中国華北地方の安定した支配であつたといえる。関東軍（東條）は、中央部とは少し意見が違い、各地の親日政權を育成し、それが合流して新中央政權を形成するという「分治ニ依ル統一」を唱えたが、⁽⁴⁶⁾これも新中央政府樹立を急がないことでは同じであり、当面両者の相違がそれほど問題になることはなかった。いずれにしても、漸進的な中国新中央政權樹立方針が、陸軍中央のみならず大陸派遣軍をふくめた陸軍の大勢になつていたといえる。

この陸軍の意向に対し、近衛首相は全面的に同調した。すでに近衛は、日本軍による南京占領直前の一九三七年一月二日において、蒋介石政權を否認する声明を出すことを考へていた。⁽⁴⁷⁾近衛やその側近の木戸幸一、文部大臣（三八年一月一日より厚生大臣）は、こちらからわざわざ手の内をみせるような条件を出すのは連戦連勝の国の態度ではなく、またそれを日本の弱みとして受け取られて経済的な面でも混乱が起き得策ではないとして、あくまで戦勝国として国民政府に対する意向であつた。⁽⁴⁸⁾前述のように、参謀本部の事実上のトップである多田駿次長が、掌握しているとはいえないものの国民政府に対して比較的穏健な意向を持つていたにもかかわらず、近衛らはそれと連携して陸軍の主導権を握つている陸軍省を抑制しようはしなかった。木戸などは、むしろこうした参謀本部の姿勢に疑惑をいだき、参謀本部がソ連への備えのためとはいえドイツを仲介にしてむやみに国民政府との和平を急いでいるのは、ドイツと何年か後に攻守同盟でも結ぶ密約でもあるのではないかと疑つていたのである。⁽⁴⁹⁾このような状況であるから、多田次長が閑院宮参謀総長を抱き込み、また御前会議を特に要望したりして陸軍省を抑えようとしても、近衛首相が陸

軍省と積極的に同調している状況では、大勢をくつがえすことはとても不可能であった。そして遂に一九三八年一月一日、内閣と統帥部が一同に会した御前会議において、「支那事変根本処理方針」が決定した。ここでは、厳しい条件を国民党政府が受け入れれば、その中央政權として地位を認め、その代わりに日本の華北支配の同意を得るといふ余地も残していたものの、国民政府が応じなければ、日本の指導による親日政權を中国の中央政權として育成し、その上で国民政府（蒋介石）の壊滅、あるいはその新政權への国民政府の合流を図るといふ方針が明確にうたわれていた。⁽⁵⁰⁾ 即ち、少なくとも粘り強く重慶との交渉を続けるという方針は放棄されたのである。そして一月一六日、有名な「国民政府を対手とせず」の近衛声明が発せられる。ここにおいて日本の対中国政策は、一九三四年以来統制派が追求してきた方針を捨て去ることになった。そしてその転換を主導したのも陸軍統制派であったのである。

また近衛声明後の一月二〇日の閣議において、「国策大綱」が決定された。ここにおいては、日中戦争の軍事目的達成のため必要な国家総動員体制の整備や、より一層の軍備充実など中国の長期抵抗に対応する措置、以後四年間の重要産業の拡充、日滿華北を範囲とする国防自給圏の確立、南方への経済進出、貿易政策促進による経済発展、国民の犠牲的精神の育成と生活安定、そのための国家的経済統制の強化、政治行政機構の刷新など、陸軍統制派が要望する国内体制が総花的に網羅されていた。⁽⁵¹⁾ これは陸軍統制派の政治路線が国家レベルの方針となったことを意味していたが、それぞれまだ抽象的な段階にとどまっております、これらがどこまで実態をともなつて実現するかはこれからの問題であつたともいえる。

第二節 第一次近衛内閣初期における陸軍統制派の政治的動向

前節で明らかにしたように、对中国政策において、近衛首相、あるいは近衛内閣は陸軍統制派の意向にほぼ同調していた。場合によっては近衛が積極的に陸軍統制派の意向を体現し、数少ない陸軍内部の穏健派である多田参謀次長や石原作战部長と連携することはなかった。その意味において、陸軍統制派にとって近衛首相は得がたい内閣首班であつたといえる。また前章第四節で述べたように、諸勢力の支持を安定して調達するためにも、元老・重臣勢力の代表として、天皇の意向を体現するという建前を内閣に付与できる近衛

首相は、陸軍統制派の政治介入にとって不可欠な人物であったわけである。

しかし、陸軍統制派と近衛が、互いの政治的動向について満足していたかという点決してそうではなかった。特に近衛の方は、陸軍統制派に対して少しでも政治的主導権を発揮すべく、できれば自分の立場を維持しつつ統制派を抑制しようと考え、実際にそれを実行しようとした。

まず近衛が異常ともいえる熱意で実現を策したのが、陸軍皇道派の政治的復権である。これは前章第四節でも述べたように、組閣直後から近衛は二・二六事件関係の軍法会議に政治的に介入し、被告人となっていた皇道派領袖真崎甚三郎を無罪にしようという意向を持っていた。それは天皇や元老・重臣勢力内部で全く支持を得られず実行されなかったが、やがて軍法会議の判決が迫ると、今度は真崎をふくめ有罪の判決が下りそうな者たち、あるいは内乱事件関係者全てを大赦すべきであると主張するようになった。⁽⁵²⁾ 理由は前述のように、皇道派への不当な扱いが、国内諸勢力の対立、ひいては陸軍統制派の跳梁をまねいているという思い込みによるものである。これに対し、元老・重臣勢力において近衛に同調するものは皆無であった。元老西園寺は強く反対したし、⁽⁵³⁾ また近衛の側近である木戸幸一 文部大臣も、一応の賛意を表しながらも、その条件としてほとんど不可能な事項を挙げたり、また西園寺の私設秘書原田熊雄貴族院議員に、西園寺からはっきり反対だと近衛に言ってほしいと依頼したりと、事実上は反対していた。⁽⁵⁴⁾ それにもかかわらず近衛は自分の意志を曲げず、西園寺には内密に事を運び、すでに九月初頭の段階で、滝正雄内閣法制局長官に作成を命じた大赦の詔勅案が完成し、天皇に大赦への同意を求めるところまでしていた。⁽⁵⁵⁾ しかし湯浅倉平内大臣も反対で、そして天皇も反対の意を近衛に表明するに至り、この問題はほぼ沙汰止みとなった。⁽⁵⁶⁾

また近衛首相は、内閣参議の設置という手段によって内閣の政治基盤を強化しようとした(三七年一〇月一日、臨時内閣参議官制)。この内閣参議には、宇垣一成、荒木貞夫、安保清種、末次信正、町田忠治、前田米蔵、秋田清、郷誠之助、池田成彬、松岡洋右が選ばれた。表面的には軍部、議会勢力、財界、外交畑など、諸勢力からバランスよく登用し、近衛の側近が将来の内閣改造に備えての大臣のプールとしてみていることからして⁽⁵⁷⁾ も、これは第二章第三節で述べた岡田啓介内閣期における内閣参議会とかなり類似した性格を持っていたといえる。内閣参議が国務大臣の礼遇を受けることになったことを考えると、むしろ内閣参議会とは逆に露骨に内閣強化の意図を明らかにしている。

しかし内閣参議会と異なるのは、登用された政治家の持っている政治的背景である。財

界代表の池田と郷、政党代表の町田と前田は内閣審議会と同じだが、かつての陸軍の派閥領袖である宇垣と荒木、かつての海軍艦隊派領袖である末次が入っていることが大きな特徴である。つまりこれらの軍部出身者たちは、当時の陸軍を支配する統制派によって軍の中樞から排除された者の代表的存在なのであった。近衛はこの三人を最も重視しており、⁽⁵⁸⁾ここに込められた意図は、皇道派の不当な扱いを是正し軍部の派閥を平等に遇すれば国内の対立も収まるし、また軍部の現主流派を跳梁も抑制することができるという近衛の軍部観の最たるものであるといえる。⁽⁵⁹⁾

また内閣参議は、その官制において「支那事変ニ関スル重要国務ニ付内閣ノ籌画ニ参セシムル為」と定められていることから解るように、对中国方針において首相の諮問に答えるという位置づけを与えられていた。現在の陸軍の主流を抑え、日中戦争を自らの主導権において処理しようという近衛の意図がうかがわれる。しかし、内閣参議で構成される会議は制度的には設置されず、首相が個別に各参議から意見を聴取するという形態からも、その政治的実効性は近衛自身もそれほど期待していなかったようである。⁽⁶⁰⁾後に内閣参議の半数近くが近衛内閣の閣僚になっていった事実からすると、大臣のプールとして性格が強かったといえる。

これらの近衛の政治的な動きに対し、陸軍統制派が不快な感情を持ったことは確かである。大赦問題については、「部内統制上」困るとして不快感を隠さず、強く反対した。⁽⁶¹⁾つまりこれは、大赦自体に反対というよりも、それが皇道派の中心人物である真崎を政治的に復活させてしまう危険性を恐れてのことであったといえる。⁽⁶²⁾また内閣参議についても、これに宇垣一成や荒木貞夫といった陸軍の旧派閥の領袖たちが登用されて政治的な発言力を持ち、陸軍の派閥抗争が再現されることを恐れ、これにも反対の態度をとった。⁽⁶³⁾

二・二六事件以前、派閥抗争を十分に統制できなかったことにより、その政治的な発言力を十分に発揮できなかった陸軍統制派としては、二・二六事件後に完成した「肅軍」体制を動揺させたくなかったのである。前述のように近衛は、いまだ陸軍内部に派閥対立があり、近衛の意のままにならない現首脳部が跋扈しているのは真崎や荒木ら皇道派の領袖たちが政治的にめぐまれず、不当な扱いをされているからであって、それを是正すれば陸軍をもう少し制御できると考えていた。しかしそれはこれまでも論じてきたように近衛の全く見当外れな思い込みであった。陸軍統制派にとってこの近衛の考えは、何もないところにならざるにわが派閥対立を生じさせるものと思えなかったのである。

このように、これらの近衛の行動は、明らかに陸軍統制派の意に添わないものであり、

場合によっては陸軍統制派を窮地に陥らせる可能性すらあった。その意味において、陸軍統制派は近衛に不満を持っていなかったはずはない。これだけをとってみれば、陸軍が倒閣に動いてもおかしくないほどである。しかし陸軍はそうしなかった。それどころか、近衛が辞任をほめかすと、あわてて慰留するほどであり、⁽⁶⁴⁾近衛内閣への支持を終始くずさなかつたのである。

さて、次に近衛首相は、陸軍から作戦面における情報が入ってこないことに強い不満を保持していた。戦争は政略（国務、政治）と戦略（統帥、作戦）が密接に連携しなければ円滑に遂行することができないが、この政戦両略の一致、国務と統帥の調整がなされなければ、近衛が陸軍を抑制することもまた難しいことは事実であった。九月中旬、近衛らはこの問題を克服すべく、大本営の設置を軍部に要望した。⁽⁶⁵⁾

それ以前にも、上海に戦火が拡大した後の八月一六日、参謀本部が軍令部の要望を受けて大本営設置の準備を開始していた。しかし陸軍省は、宣戦布告をせずに大本営は設置できないという理由で反対し、九月一二日、海軍省と共同してその案を握りつぶした。陸海軍省は、参謀本部や軍令部が大本営の設置によって発言力を増大させ、両省から主導権を奪うことを恐れたのである。⁽⁶⁶⁾このようにこの時期の大本営設置をめぐる対立は、軍政機関と作戦機関との縄張り争いの要素が多くふくまれていた。

参謀本部は九月下旬になると、再び大本営設置を主張するようになる。これは就任間もない多田駿参謀次長が軍令部に働きかける形で始まった。⁽⁶⁷⁾前節でも述べたように多田参謀次長は日中戦争の解決について穏健な意見を有しており、これは陸軍省との縄張り争いの他に、対中国政策の主導権を参謀本部に手に移し、日中戦争を早期に終結させる狙いがあった。

実際に参謀本部の大本営案は、やはり大本営における陸軍省、海軍省の発言力を著しく削減するものであった。⁽⁶⁸⁾無論陸軍省はこの案に反対であったが、すでに日中の武力衝突は事実上単なる「事変」ではなく本格的な戦争の段階にまで達しつつあり、種々の事情から宣戦布告はしないにしても、大本営設置に抽象的な理由で反対するわけにはいかなかった。そこで、陸軍省軍務局が参謀本部案への対案を提示したのである。

この軍務局案は、すでに指摘されているように、統帥権の独立を強固に守るといふ防禦的なものではなく、大本営に内閣を参列させ、政治的な性格を強く付与するものであった。それは事実上、大本営を統帥部と内閣によって構成する案であったといつてよい。つまり、内閣における軍事担当大臣として、そして統帥部に対しても軍政権によって、陸軍省が政

戦両略に大きな影響力を行使することが可能になる案であった。

しかし、それまでの歴史において、大本営とは必ずしも統帥部だけの機関ではなかったことに注目すべきである。それまでの戦時大本営条例では、確かに原則として大本営は統帥部のみで構成されることになっているものの、日清・日露の両戦争では、いずれも元老や当時の内閣閣僚が参列し、むしろその当時にあつてはこちらが主導権を握り、戦略より政略が優先されていた。⁽⁶⁷⁾ 元老西園寺も、軍部だけで構成される大本営は非常に危険であると認識し、当然近衛首相や広田外相も参列して当然という意見を持っていたのであつた⁽⁷⁰⁾。大本営に文官が入ることは、伝統的にはむしろ当然であつたとさえいえる。⁽⁷¹⁾ もちろん、日清・日露戦争においても、内閣や元老は天皇の特旨によって大本営に参画したのであつて、これを法的に常態化させる陸軍省案は、より徹底したものであつたことは確かである。

いずれにしても、このことからすると、首相や他の閣僚を参画させることが前例にならうことであつて、大本営を統帥部が独占して運用するという参謀本部の主張は、ある意味でこちらの方が新しいものであつたといえる。その意味において、参謀本部案は陸軍省にとって意外なものであつたと考えられる。そして内閣の一員でもある陸軍大臣の発言力が、大本営を参謀本部が主導することによって抑制される可能性を警戒したであろう。参謀本部の狙いはまさにそこにあつて、多田参謀次長を除いては対中国政策の方針にそれほど差はなかつたものの、盧溝橋事件以来主導権を陸軍省に握られ続けたことに対し、統帥部に戦争指導の主導権を取り戻そうとするための大本営案でもあつた。陸軍省はこの参謀本部の意図を牽制するために、大本営への内閣参列案、もつといえれば大本営の政治機関化案を提示したものと考えられる。

また内閣を大本営に参加させることは、内閣の力量によっては統帥権に介入する余地を与えることであるとともに、一方で政治を戦争の論理に従わせ、陸軍の要望を政治により多く反映させることができる可能性を得ることでもある。前者のような事態が絶対に起こらないようにするには、言うまでもなく参謀本部の大本営案を取るべきであり、後者のようなチャンスを積極的に追求したのであれば、陸軍省の案を採用すべきであつた。陸軍省としては、近衛首相が対中国政策においてほぼ一貫して陸軍に同調していることから近衛の操縦には自信を持っており、大本営に近衛が参加しても、そのことによつて軍部が抑えられることはないと考えたものと思われる。それはまた、これまで陸軍統制派が追求してきた、陸軍大臣を通じた首相操縦路線の最高形態を極めることにもなるのであつた。逆に参謀本部は、近衛内閣がいつまでも続くわけではなく、軍部にとつて都合の悪い内閣が

成立した場合、逆に作戦への内閣の介入をまねくことを警戒したのでろう。

一方、これまでも指摘されているように、この時近衛首相も大本營に自ら参列し、大本營に対し政治的性格を付与することを望んでいたとみられる。⁽⁷²⁾ これまでの戦争において、首相が大本營に参画して政略面の意見を述べることは当然のことであり、近衛としてはこの考えをごく自然なものとして持っていたと思われる。それは政略によって純作戦の論理を抑制するという、これまでの大本營の機能を踏襲するものであった。大本營の性格について、その意図するところは正反対であるにしろ、近衛と陸軍省は形式的には類似した大本營構想を持っていたことになる。

しかし、近衛の熱意に比して、陸軍省の大本營の政治機関化案は、多分に参謀本部案に対する緊急防禦策的色彩が強かった。この時期の陸軍統制派が、大本營の政治機関化を梃子にして、国务大臣と行政長官の分離、少数閣僚制という根本的な行政機構の改革を構想していたことは事実である。しかし、それはこの日中戦争の間に実行すべきものとは考えられていなかったのである。陸軍省軍務課は三七年一〇月二二日、「大本營設置に伴ふ政治工作要綱に関する意見」を作成したが、そこでは内閣制度の改革が述べられながらも、その冒頭は次のようになっていた。

一、内閣制度改正を断行する時機は慎重に研究するを要す

内閣制度改正の如き難事は事変の重圧下に於てするに非ざれば不可能なること勿論なれども、事変進行中に之を行ひ国内に動揺を生ぜしむるは不可なり故に総ての準備を極秘裡に整へ事変終局の時期に於て一挙に断行し以て事変後の経営を有利ならしむるを要す但近衛内閣総辞職の必要生ずるが如き場合に於ては別に考慮するを要す⁽⁷³⁾

つまり陸軍統制派は、戦争中では国内を動揺させることになるので準備にとどめ、実行は戦争終結時にする意向であった。

結局この論争は陸軍内部の合意をみることなく、諸刃の剣ともなりうる大本營への内閣の参列については見送られることになった。軍部から政府に提案される段階までにすら至らなかったのである。⁽⁷⁴⁾ また海軍も当初は参謀本部が大本營を利用して陸軍省、海軍省を圧迫することを恐れ、大本營の設置自体に反対していたが、⁽⁷⁵⁾ 陸軍省の対案を知ると、大本營で首相が陸軍の意のままにより、「フアツシヨ的政治」につながることを恐れ、むしろ参謀本部案への支持に傾いた。⁽⁷⁶⁾ この海軍の消極姿勢も、陸軍省案が実現しなかった要因であ

ると考えられる。

ただし、すでに指摘されているように、実際に設置された大本営は、当初の参謀本部案に比べて陸軍省が管轄する軍政系統の影響力が強まっていた。⁽⁷⁷⁾つまり陸軍省は、大本営に政治的な性格を付与することは断念したものの、大本営における主導権を参謀本部に奪われるのを防ぐことに成功したのである。これによって、陸軍省を中心とする、陸軍大臣による内閣を通じての政治介入路線が維持されることになった。

そして陸軍省は、大本営政府連絡会議の設置を天皇に上奏し、実際にそれが実現することになる。これは大本営に内閣を参列させる構想の代案ともいえるが、これに参謀本部が反対した形跡はない。参謀本部としても、大本営は統帥権のテリトリーとして国務(内閣)を絶対に排除するが、政戦両略の調整を図ること自体を否定することはできなかった。

このように、大本営問題を通じて根本的な行政機構改革を図るといふ、国内でかなりの反対や混乱が生じる可能性の高いことを、陸軍統制派は無理に推進することはなかった。この漸進的な方針は、これまでと基本的に変わっていない。そしてその他の政治的な問題についても、陸軍統制派はその姿勢を維持した。

この時期、行政機構改革の一環として問題となったのが企画院設置問題である。当時、日本が内外ともに厳しい状況の中で生き抜いていくためには、国内を一丸として国難に対応しなければならぬとされ、それには内閣が代わっても一定の国策を維持、発展させていかなければならぬと考えられた。またそのためには各省庁がセクションリズムを抑制し、国策の観点から予算や人的動員の按配をする機関が必要だという意見が高まっていた。

一九三五年五月に設置された内閣調査局はその第一歩であり、二・二六事件後、一九三七年五月には企画院に改組されていた。これらはいずれも首相に直属し、首相権限の強化と陸軍大臣による首相操縦という経路での政治介入を追求していた陸軍統制派は、一貫してその強化を推進しようとしていた。しかし既得権限の喪失を恐れる大蔵省を中心とする既存官庁や、陸軍の政治的突出を警戒する海軍の壁は厚く、その権限の強化は十全に進んでいなかった。また陸軍自身も、まだ日中戦争が始まる前でもあり、軍事力の増強を第一に優先させていたため、無理にそれに固執することなく、主に海軍との協調を維持し、漸進的な方針をくずさなかった。⁽⁷⁸⁾

そして日中戦争開始後の企画院設置問題においても、陸軍の漸進的な基本的方針は変わらなかったといえる。企画院のような機関にどこまでの権限を付与するかという問題において、それまでの最も急進的な意見の要点は、この機関に大蔵省主計局の機能を分掌して

事実上の予算編成権を与え、そのトップを首相のコントロール下に置きつつ閣僚として内閣に参列させるという構想である。⁽⁷⁹⁾つまり、国策統合機関としての相当強力な機能を付与しようとするもので、これは首相権限の強化を中心とする内閣制度の根本的な改革につながっていくものでもあった。しかしこの時に陸軍統制派が提出した企画院設置案は、そういった総合国策機関としての機能を強化しようというよりも、日中戦争の全面化という状況に対応するための国家総動員の事務機関としての位置づけが重視されていることに注意すべきである。

この時の陸軍の意向が最もよく示されていると考えられる、三七年九月一三日に陸軍省軍務局が作成した案は次のようになっている。

一、総動員業務ノ統轄ヲ容易ニシ且国政ノ簡捷ヲ期スル為速ニ資源局、企画庁ヲ統合シテ
総務院トシ内閣総理大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ラシム

(一) 内閣総理大臣ノ命ニ依リ国家総動員ノ統轄上必要ナル事項並重要政策及其ノ統合
調整ニ関シ案ヲ起草シ上申スルコト

(二) 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル国家総動員ニ関スル重要案件及重要政策案ヲ審査シ
意見ヲ具ヘテ内閣ニ上申スルコト

(三) 国家総動員及重要政策ニ関スル予算ノ統制ニ関シ意見ヲ具ヘテ内閣ニ上申スルコ
ト

(四) 国家総動員ニ関スル各庁事務ノ統合調整ヲ図ルコト

(五) 前諸号ニ掲クルモノノ外内閣総理大臣ヨリ諮詢アルトキハ意見ヲ具ヘテ上申スル
コト

前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ総務院ハ関係各庁ニ対シ資料ハ提出又ハ説明ヲ求
ムルコトヲ得

二、総裁ハ専任ノ親任官トス

(三)、四略)

理由

一、本事実ニ於テ総動員ヲ実施スヘキハ既ニ廟議ノ決スル所亦総動員ニ関スル諸法律モ既
ニ制定セラレ作戦ハ速ニ総動員ノ実施ヲ要求スルコト切ナルモノアリ然ルニ資源局ノ
編制ノ主トシテ平時業務ノ遂行ニ堪フル小規模ニ過キスシテ有事ノ日ハ総動員庁ヲ設
ケテ総動員ノ計画及実施ノ統轄事務ヲ遂行スル如ク平素ヨリ研究セラレアリシナリ故

ニ此際充実セル総動員ノ計画及実施ノ統轄事務期間ヲ設置ハ焦眉ノ問題ナリ

二、総動員ノ計画及実施ノ統轄機関ヲ設置スルニ方リ資源局ヲ拡大強化スヘキヤ資源局ト企画庁ヲ統合スヘキヤノ二案アリ総動員ノ計画実施ノ統轄事務期間ノ管掌事務ハ総動員轄上必要ナル事項ノ起草、審査、調査等ナリ企画庁ノ管掌事項ハ重要政策ノ起草、審査、調査等ナリ而シテ総動員統轄上必要ナル事項ト重要政策トハ重複スヘキモノニシテ之ヲ両庁ニ分掌スルハ競合摩擦或ハ不経済ヲ生ス故ニ両庁ハ統合スルヲ要ス又重要政策ト総動員業務トハ緊密ニ連繫協調スルヲ以テ事変終息スルモ両庁ハ一体タルヲ利トスルハ勿論ナリトス⁽⁸⁰⁾

設置理由の一によく示されているように、企画院設置の主たる目的は、日中戦争の遂行に必要な国家総動員業務が、資源局では十分速やかに実施できないことに鑑み、それへの対応策としてのものであった。陸軍がかねてより研究していたという「総動員庁」の構想の延長上にあつたといえる。もちろん、国家総動員業務には予算の統制が必要であるし、各省庁のセクシヨナリズムを超えた重要政策の立案が必要である。これまでの内閣調査局や企画庁の業務はむしろこれらのことが中心であつた。しかし、この陸軍案においては、予算統制や重要政策の立案といった面においての権限の強化は見られず、これまでの企画庁とほとんど変わりのないものであつた。むしろ総裁が閣僚によつて兼任されるという条項が見られず、むしろ企画院の政治性は後退している。つまり企画院は、国策統合機関としてよりも、まず国家総動員業務の実行機関として重視されているといえる。つまりこれまでの企画庁の側面の権限強化というよりも、資源局の企画庁への統合が主眼であつた。

そして陸軍はこの時も海軍との協調を保つた。陸海軍の主務者が九月二九日に作成した「国務院（仮称）設置要綱（陸海軍省主務者案）」、三〇日の「統務院設置要綱」では、企画院の政治利用を警戒する海軍側の意向を取り入れ、より国家総動員体制の重視が強まっている。即ち、この機関が審査結果や意見を内閣に上申するのは、前述の陸軍案では「国家総動員ノ統轄上必要ナル事項並重要政策及其ノ統合調整」のためとされたのが、「平戦時ニ於ケル人的資源ノ培養、統制、運用」、あるいは「平戦時ニ於ケル綜合国力ノ拡充、運用」に関するものとなっている。また「統務院設置要綱」では、予算統制案や各省庁の予算案への審査結果の提出先についても、内閣から内閣総理大臣と修正され、この機関が予算編成権はおろか、単なる首相のプレントラストであるとも解釈できるような位

置づけになっている。⁽⁸¹⁾そして一〇月二五日に企画院は設置されるが、これはこの陸海軍協
議案がほぼ実現したものであった。

また陸軍は、国家総動員業務の首相への一元化を推進するため、企画院設置問題とは別
に、総動員業務に関し、首相が各大臣に必要な事項について「指示」する権限を認める旨の
勅令の制定を企図したが、これは海軍の強い反発を買い、実現しなかった。⁽⁸²⁾この場合も陸
軍が海軍と徹底的に争う行動をとった形跡はない。

このように、この時期の陸軍が内政問題で最も関心があったのは戦争遂行のための国家
総動員の円滑化であり、それを梃子にした国内の政治機構の急進的な改革については、追
求はするもののそれほどの熱意は感じられず、反対にあえば無理押しはしない方針であっ
た。前節で取り上げた三七年八月一〇日に参謀本部が策定した「北支事変処理要綱」には、
石原の影響によってこの事変を契機にして内政に相当思い切った改革を断行する条項が挿
入されているが、これに対し陸軍省は内政に関する条項の削除を求めているのはその証左
である。⁽⁸³⁾

以上のように、この時期の陸軍統制派は、まず日中戦争に対する陸軍の意向の貫徹を第
一とし、これについて同調する近衛首相、近衛内閣への支持を一貫して維持した。近衛の
反統制派的な政治行動には不快感を抱いたものの、近衛の政策面における陸軍への同調は
得がたいものであり、それに対する報復は自制し、近衛内閣の継続を要望した。また内政
面や政治機関、大本営の諸改革については、少なくとも日中戦争が一段落しない間は積極
的には追求しない方針であり、海軍などの協調を保った。この時期の陸軍が内政的に強
く望んだのは、戦争遂行のための国家総動員業務の円滑化であったのである。

第三節 陸軍統制派の修正路線の形成と展開

一 近衛内閣改造にいたる政治過程と陸軍

本章第一節で述べた一九三八年一月一日の御前会議における決定は、陸軍統制派の意
に添うものであったが、国民政府が重慶にこもって抵抗を続ける以上、ある程度長期戦の
覚悟を決めなければならず、陸軍は全将兵に向けてその旨を伝える訓示を発した。⁽⁸⁴⁾日本に
よって擁立された親日政権を将来の中国新中央政府として育成し、蒋介石の国民政府の地

方政権化を図り、もしそれが達成されなければ蒋政権を壊滅させることもやむをえないと陸軍統制派は考えていたが、⁽⁸⁵⁾その結論が出るまでには一定の時間が必要だったのである。

このような状況の中、それまで日中戦争への対応に追われていた陸軍統制派に新たな課題を考える余裕ができてくる。それはソ連に対する問題であった。

元来、陸軍統制派が従来の対中国政策の枠組みを転換させることを南京攻略近くまで自制し続けたのは、強大な極東ソ連軍を背後にひかえ、できれば中国との全面戦争は避けなかったからである。しかし陸軍統制派のもくろみは外れ、国民政府が日本に屈服することはなく、また中ソ不可侵条約の成立が、ますます陸軍の自制心を喪失させていったことは第一節で述べた通りである。これまで述べてきたように、日本軍の極東ソ連軍に対する軍事的劣位に対する危機感から、陸軍統制派は飛躍的軍部拡張、航空戦力の増強を主張し続け、それは十全ではないにしろ実現しつつあった。しかし日中戦争の泥沼化にいらだち、その背景に中ソ不可侵条約の影を見る陸軍統制派は、もはや極東ソ連軍と拮抗するだけでは満足できなくなっていた。対ソ軍備をさらに強化し、最終的には武力によって極東からソ連を排除しようという欲望が強まっていくのである。⁽⁸⁶⁾そしてその一環として、すでにドイツとイタリアの間に結んでいた防共協定をさらに強化することを、すでに三八年二月の段階から考え始めるのであった。⁽⁸⁷⁾

しかし、対ソ戦はまだ先の話であると考えられ、当面はやはり対中国政策が重視された。当時大佐としては陸軍省における最も重要なポストの一つである軍務局軍事課長の地位にあった田中新一大佐は、日中戦争を契機として世界は動乱期に入り、日中戦争が終われば日ソ戦が起ることは必然であり、それに備えての国内体制が必要であるとの認識を持っていた。⁽⁸⁸⁾しかし、今すぐはソ連も攻めては来ないという認識から、満州の兵備を重視しすぎることは反対で、⁽⁸⁹⁾当面一年間は対中国作戦の継続が必要であり、また翌一九三九年に至っても軍需動員を続け、国内改造によって高度国防国家を樹立し、対ソ戦への準備を整えるという構想を持っていた。⁽⁹⁰⁾この段階では、陸軍統制派はまだ対中国政策に最も高い優先順位を与えていたのであった。⁽⁹¹⁾

陸軍統制派にとって最も重視されたのは、中国各地に親日政権を擁立し、将来の中国新中央政権を成立させる布石とすることである。すでに日本は、南京陥落直後の一九三七年一月一四日、華北の日本軍占領地域に華北臨時政府（以下華北政権）を成立させていたが、翌三八年三月二八日には南京に華北臨時政府（以下華北政権）を擁立した。これは陸軍三長官の一つである教育総監から二月に転じた中支那派遣軍司令官畑俊六陸軍

大将によって推進されたものである。ただし、やはり陸軍が最も重視していたのは華北地方であった。陸軍省軍務局軍務課が三八年三月二〇日に作成した「新興支那政権指導要領案」は次のようになっていた。

第一、方針

- 一、新興支那政権は中華民國臨時政府を中央政府として其他の政権を成るべく早く合流統一せしむ
- 二、新興支那政権に対する指導は該政権をして親日満及防共の根本政策を確立せしむると共に之と経済的提携を図り速に其内容を充実せしめて延て蒋介石政権を衰滅に導くを以て目標とす

第二、要領

- 一、中華民國臨時政府をして真に新興支那の中央政府たらしむる如く援助指導し名実共に速かに充実発展せしむ
 - 二、之が為要すれば現政府の組織内容を改組す又其政権所在地は当分の間北京とす
 - 三、中支新政権は中華民國臨時政府の一地方政権として成立せしむ
 - 四、兩者の關係は別紙兩軍特務部長の覚書に拠るものとす
 - 五、中華民國臨時政府の充実発展に伴ひ蒙疆政権を成るべく早く之に合流せしむる如く指導す
- 其合流すべき範域は別に考慮す
- 四、新興支那政権に対する指導に方りては該政権をして親日満、防共及経済提携の根本政策を確実に実行せしむるに止め爾他の事項に就ては支那側が自主的に施策するに委し我方は真に好意的援助のみを為すものとす⁽⁹²⁾

(以下略)

つまり、華北政権を新中央政権として早く育成し、華中政権は華北に合流させることを前提に指導する方針を打ち出している。そしてこの案は、海軍省、外務省との意見調整のうえ「北支及中支政権関係調整要領」として三月二四日に閣議に提出されたのであった。⁽⁹³⁾陸軍中央部は、決定した華北政権重視路線の見地から、華中政権対策についての漸進主義、華北政権への配慮を命じた。畑司令官もそれに基本的には従う姿勢を保った。

このような陸軍の大陸政策を軌道に乗せるにあたり、陸軍統制派は肥大化する軍事予算への国民感情を緩和するため、「軍民一如の国防」と称して予算運用に慎重を期することを表明する一方で、同時に国内の「相剋摩擦」を一掃し、「綜合国力の拡充と国家戦力発揚の強化」、即ち国内生産力の拡充と国家総動員体制の強化に国民が従うよう呼びかけるのであった。⁽⁹⁴⁾

ただこの時期、一時的に多田参謀次長が主導権を發揮し、陸軍統制派の対中国政策が一時的にやや頓挫する事態が起こった。これは一月一日の御前会議決定によって、陸軍統制派も即戦即決論を捨てざるを得ず、これからどこまで中国作戦を続けるのか、まだ陸軍内部でも明確になっていない状況の中での出来事であった。多田は、二月一六日の天皇親臨の下における大本営会議において、これ以上戦線を拡大しないという「戦面不拡大方針」を決定させることに成功したのである。⁽⁹⁵⁾ この決定の経緯は、史料的な問題によりその詳細は不明である。ただ陸軍省は、方針未確定の間隙を突かれ、多田の主張に有効な反論をすることができず、戦線不拡大の決定を飲まされてしまったようである。おそらく多田は閑院宮参謀総長の協力を取り付け、陸軍省を抑えたのであろう。これは陸軍省にとって非常に不満であり、寺内寿一北支那方面軍司令官を参謀総長にして参謀本部の「恐露病」を是正する案が出るほどであった。⁽⁹⁶⁾ 対ソ戦への関心が強まっていたとはいえ、まだまだ対中国政策を最優先に考えていた陸軍統制派にとって、ソ連対策を専一に考える多田の意見を受け入れることはできなかつたのである。

とはいえ、この大本営御前会議で決定したものと推定される「自昭和十三年二月至同年夏季支那事变作戦指導要領」（河辺虎四郎参謀本部作戦課長起草）を見ると、戦線の不拡大は八月までという限定されたものであり、また「状況之ヲ許スニ至ル迄」という文言は、場合によってはいつでもこの方針をくつがえすことも可能であるような書き方である。また日中戦争終結に関する字句は全くなく、「対ソ支二国作戦」方針が挿入されていた。⁽⁹⁷⁾ その意味ではこの大本営御前会議の決定は、会議に提案された文案自体があらかじめ陸軍省に多大の配慮をしたものであり、多田の意向が全て実現したものではなかつたことも留意すべきであろう。むしろ、それでも強い不満を持った陸軍省の力の強さを証明するものであるともいえる。また多田参謀次長はともかく、参謀本部全体が陸軍省の対中国方針に批判的であつたわけではない。三月一五日の大本営幕僚会議でまとめられた「対支時局打開ニ関スル件」の「方針」は次のようになっていた。

一、 帝国ハ速ニ事変ヲ終結ニ導ク為謀略ヲ以テ蔣政権ノ崩壊ヲ策ス謀略ノ遂行ニ方リ
テハ作戦ト緊密ニ協力セシムヘシト雖モ時トシテ一部ノ作戦行動ヲ謀略ニ協応セシム
ルコトアリ (98)

つまり、謀略によって蒋介石政権を崩壊に導くとされている一方で、その謀略は作戦と緊密に連携するものとされ、さらなる中国作戦は否定されていないのである。またこれ以後、参謀本部がこれまでよりさらに陸軍省に同調する傾向が強まっていくことによつても、多田次長の意見が参謀本部幕僚の多くの賛同を得ていたとは言えないことは傍証されよう。

そしてこの戦面不拡大方針も、中国大陆で日本軍が不利に陥つて中国軍の士気が上がるような事態になったり、中国軍主力を壊滅できるような機会が訪れたりすると、参謀本部自ら方針転換する有様であつた。多田参謀次長も、実際に中国戦線を視察して四月初頭に帰国して後は、守勢に転じるにしても南北の戦線をつないでからでない中途半端な形ではよくないという意見に転換して⁽⁹⁹⁾いた。四月から開始された徐州作戦は、現地軍の要望に大本営が許可を与えたものであるが、これにより戦面不拡大方針はわずか二カ月で放棄されるに⁽¹⁰⁰⁾いたつたのであつた。

このように、紆余曲折はあつたものの結局は陸軍主流たる統制派の対中国政策が基本的には維持される中、近衛首相の陸軍に対する不満が頂点にまで高まっていた。その不満は直接的には杉山陸相に向けられた。かねてより近衛は、杉山陸相が自分と積極的に意志疎通を図らず、また閣議でも積極的でなく、とかく自分を疎遠にしているとして不満を抱⁽¹⁰⁰⁾いていた。また梅津美治郎陸軍次官に対しても、近衛側近からかなり強い不満が出て⁽¹⁰¹⁾いた。それが三月末、杉山陸相が近衛に目的を全く打ち明けずに華北の視察に出発したことで頂点に達したのである。⁽¹⁰²⁾その少し前、近衛が辞意を語つた時、やはり杉山陸相は強く内閣の継続を希望した⁽¹⁰³⁾だけに、首相の椅子にだけは縛りつけながら、陸軍の意向を明らかにしない杉山の態度に、近衛の不満は爆発寸前に至つた。近衛は再び辞意をほめかすが、杉山はあわてて近衛のもとを訪れて謝罪し、近衛の辞意を強く慰留⁽¹⁰⁴⁾した。このような陸軍統制派の近衛を飼ひ殺しにするような姿勢は、ますます近衛の不満を高めたであろう。

また近衛が内閣参議に任命した池田成彬や宇垣一成らは、陸軍統制派の対中国政策を是正すべく、その主導権を奪回するために内閣を改造すべきことを近衛に進言⁽¹⁰⁵⁾していた。内閣改造については、以前より閣僚に事務的な者が多く政治的な話をする⁽¹⁰⁵⁾ことができないと

して、近衛首相は杉山陸相をふくめた閣僚たちに強い不満をもっており、⁽¹⁰⁶⁾内閣参議の設置後は、閣僚を参議と総入替えして大幅な内閣改造をする意図を持っていた。⁽¹⁰⁷⁾ただ三八年一月一六日の近衛声明までは、近衛自身が陸軍統制派に同調していたし、近衛が改造内閣の有力メンバーとして期待する宇垣一成も、南京陥落までは陸軍統制派の对中国路線を基本的に支持していた。⁽¹⁰⁸⁾また池田も近衛からの二度の入閣要請を断わるなど、⁽¹⁰⁹⁾必ずしも近衛に協力的ではなく、内閣改造の条件がそろっていなかった。

それが近衛声明後、宇垣もイギリスなどとの交渉により日中戦争を終結に導くことに熱意を見せ始め、五月になるとその傾向をさらに強めていた。⁽¹¹⁰⁾池田も近衛首相を激励するようになった。⁽¹¹¹⁾内閣参議中心の陣容に内閣を改造する気運は高まっていったのである。

近衛首相自身も、内閣改造の断行に熱意を持っていた。その眼目は、内閣参議により閣僚を構成することにあつたが、より具体的には陸軍大臣と外務大臣を代えることである。⁽¹¹²⁾

これは陸軍統制派の对中国政策を抑制するためには不可欠のものであつた。しかし外相はともかく、陸相の人事については、首相といえどもこれに介入することは至難のことであつた。うかつに手を出せば、統帥権の独立をたてに強い反発を受け、陸軍をまともに敵にまわすことになりかねないからである。いかに近衛とはいえ、何の手がかりもなしに陸相人事を意のままにすることは不可能であつた。

しかし近衛と木戸幸一厚生大臣が内閣改造について話し合つてまもなくの四月下旬、杉山陸軍大臣が参謀総長閑院宮載仁親王と陸軍元帥梨本宮守正王から辞職勧告を受けたという情報が入つてきた。⁽¹¹³⁾これは近衛にとって千載一遇のチャンスであつた。木戸厚相は、内閣改造をやるにしても内閣と政策を同じくする陸軍大臣がどうしても必要なので、近衛が先手を打つて人事に注文をつけた方がいいと主張した。これを聴いた元老西園寺の私設秘書原田熊雄貴族院議員は、政府が陸相人事に介入することを危険視し、これに強く反対した。近衛と参謀本部が連携して陰謀をめぐらしたとの批判を受けることを避けるべきだとしたのである。⁽¹¹⁴⁾近衛首相も、この段階ではまだ木戸の主張をそのまま受け入れず、事態を静観する態度をとつたが、⁽¹¹⁵⁾五月四日頃には独自に板垣征四郎第五師団長にコンタクトをとつて大臣就任を打診し、その内諾を得た。⁽¹¹⁶⁾近衛は、徐州作戦をもって中国での大規模な軍事行動を一段落させ、現在の陸軍統制派の对中国方針を転換して蒋介石の国民政府との交渉による日中戦争の早期解決を考え、中国に対して「穏健」な意向を持っている石原莞爾に人脈的に近いと目される板垣の白羽の矢を立てたわけである。⁽¹¹⁷⁾

しかし周知のように、板垣は对中国強硬論者であり、石原と人脈的には近いといつても、

中国に対する姿勢はほとんど正反対といってもよかった。さらに近衛は、事務的な業務には疎そうな板垣を補佐するに、「緻密な」東條英機関東軍参謀長を次官として登用することをもってしようとしたが、⁽¹⁸⁾この東條は関東軍にあつて常に強硬な意見を中央に具申するなど、陸軍統制派の対中国政策の急先鋒であつた。このように、近衛は陸軍の内部のことについて正確な情報をほとんど得ておらず、この人事が成功したとしても、近衛の政治的狙いが実現する可能性は始めからあまりなかつたのである。近衛は、杉山陸軍大臣と梅津次官憎しに凝り固まつており、この両者を陸軍省のトップから排除すれば何とかなると考えていたようであるが、これは近衛の陸軍統制派に対する全く見当外れの認識であつた。

さて、普段は主体的な動きをほとんどしない閑院宮参謀総長が、にわかには大臣人事へ強く介入するに至つた理由については、史料の限界からそれほど明確にはできない。考えられるとすれば、盧溝橋事件以来、政治的にも軍事的にも陸軍省が近衛内閣と組んで主導権を握り続け、参謀本部が疎外される傾向があつたことについて閑院宮がかねてより不満を抱いており、それを参謀本部において唯一石原支持者の多い戦争指導課が煽動したということである。閑院宮は四月に辞意を表明したようであるが、陸軍省はそれを利用して寺内寿一北支那方面軍司令官を総長に就けようと思つていた形跡があり、⁽¹⁹⁾それも閑院宮の気分を害したものと推測される。また参謀本部の幕僚たちも陸軍省に押され通してその存在をないがしろにされれば内心面白からうはずはなく、それらのことが重なつて杉山陸軍大臣に対する不満が爆発したのであろう。対中国政策をめぐる陸軍省と参謀本部の対立という図式は、すでに徐州作戦の開始によつて参謀本部自ら戦面不拡大方針を破棄したところからみても、また杉山陸軍大臣更迭後の参謀本部の動向からみても、成立するとは考えられない。

この閑院宮、梨本宮の辞職勧告に対し、杉山陸相や梅津次官は当初これを受け入れるつもりはなかつた。⁽²⁰⁾しかし、板垣から陸相就任の内諾を得た近衛が、いよいよ両宮とともに面と向かつて杉山陸相に辞任を求めると、杉山らも窮地に陥つた。近衛が、板垣陸相が実現しないのならば内閣を総辞職するという強い態度をとつたため、近衛内閣の継続を望む陸軍統制派の利益を守るためには杉山と梅津が辞めざるを得なくなつたといえる。そして五月一七日、杉山陸相は徐州作戦が一段落した後に辞任する意向を近衛に伝えたのであつた。そしてこの後任は、近衛と連携した閑院宮参謀総長が板垣を強く推し、西尾寿造教育總監もこれに賛成したので、陸軍三長官会議の多数決で板垣に決定した。⁽²¹⁾平素から杉山陸相の態度に不満を持っていたと思われる昭和天皇も、近衛の意向を尊重する態度を示し、

板垣の陸相就任を間接的に助けたのであった。⁽¹²²⁾

もはや板垣の陸軍大臣就任が避けられないと悟った杉山と梅津は、板垣が近衛の言いなりになった場合を想定して東條英機関東軍参謀長を陸軍次官に就任させたが、⁽¹²³⁾これは前述のように近衛も希望しており、陸軍内部でも異存はなかった。もし近衛と参謀本部の連携が、对中国政策の是正を共通の目的として結ばれたものであるならば、陸軍内部の状況を知らない近衛はともかく、板垣や東條が对中国強硬派であることを知っている参謀本部や教育総監部が、このような人事を是認するはずはない。この時に陸軍省首脳部が陸軍内で孤立しているように見えたのは、その对中国政策によるものではなく、陸軍中央官衙間における権限争いによるものであったといえる。閑院官参謀総長は、陸軍省の主導権を牽制するために近衛と同調し、陸軍大学校卒業年代の序列やその経歴からして普通なら大臣などにはなれそうもなかった板垣をあえて強く推したものと考えられる。⁽¹²⁴⁾それ以後、閑院官と近衛が連携した形跡は政治的にも政策的にも全く見当たらないのである。

また杉山陸軍大臣は辞任するに際し、板垣新大臣に対して次のように申し送っていた。

前大臣ヨリ新大臣へ申送り希望事項（軍ム局トシテ）

一、時局解決

- 1、一月十六日声明ヲ飽クマテ遂行ノコト
- 2、作戦ハ漢口広東ヲ攻略シ事変終結ヲ此ノ機会ニ於テ□□ノコト
- 3、右作戦遂行ノ為軍需動員ヲ中心トスル政府ノ総動員の態勢ヲ更ニ強化スルコト
- 4、日独伊防共協定ヲ更ニ軍事的ニ強化スルコト此協定強化ニ関連セシメ独伊ヲ以テ漢口作戦後事件終結ニ一役買ハシムルコト
- 5、漢口作戦ニ外交謀略、政治、宣伝一切ヲ集中セシメ真ニ此ノ一戦ノ体勢ヲ整へ国家挙国一致ノ大勝利タラシムルコト
- 6、将来ノ国防方針ニ関スル件特大陸政策ト海洋政策トノ実行順序ニ関スル件

7、右二件ヲ将来ノ軍事充実ニ関スル件

8、閣議ニ附議スヘキ政策事項ハ軍務課ヨリ

9、閣議、連絡会議、御前会議ニ附スルコト

10、新軍建設

11、軍紀軍秩ノ維持刷新

12、□□訓練ノ件

つまり、三八年一月一六日の近衛声明を維持すること、中国作戦については、漢口・広東をあくまで攻略し、これを契機として戦争終結を考えること、日独伊防共協定を軍事的に強化すること、そして中国作戦遂行のために軍需動員を中心とする政府の総動員的態勢をさらに強化すること、などを申送り事項として挙げており、大臣の交代によって陸軍の政策路線が変更されることのないよう強調したのである。

さて、この近衛内閣の改造に際しての陸軍大臣の交代劇は、陸軍統制派に強い警戒と不満を抱かせた。⁽¹²⁶⁾これを契機に石原派が復活するようなことがあれば、陸軍統制派が追求してきた「肅軍」⁽¹²⁷⁾体制が崩れ、また内部が派閥対立によって安定を欠くようになることを恐れたのである。⁽¹²⁷⁾平素感情をあまり表に出さない梅津陸軍次官が、山本五十六海軍次官に対し激怒の情を隠さなかったのは、陸軍統制派の反発の強さを示していた。⁽¹²⁸⁾また板垣征四郎擁立に関わった近衛と参謀本部（多田駿参謀次長）が連携し、陸軍省が政治決定から疎外されることを恐れた。⁽¹²⁹⁾そしてそれに力を貸すであろう宇垣一成新外相に対しても強い警戒の目を向けたのである。⁽¹²⁹⁾ただここに至っても、陸軍の敵意の対象は近衛側近に向かい、近衛本人には直接向けられなかった。⁽¹³⁰⁾これはこの事件に対する陸軍統制派の反発ぶりからして奇異にうつるが、やはり陸軍統制派にとって近衛の存在は、政策面、特に対外政策において近衛が陸軍との協調を続けている以上不可欠なのであった。これは陸軍統制派の弱みでもあったといえよう。

そして五月二六日、近衛内閣が改造され、板垣新陸相の他に、参議から宇垣一成外相、池田成彬蔵相兼商相、荒木貞夫文相を迎えた。しかしこの時の近衛の陸軍人事への介入をふくむ内閣改造は、当時にあってもかなり強引なものであると思われていた。

近衛が陸軍人事を左右したことに批判的であった元老西園寺であるが、さらに近衛が宇垣を外務大臣に指名したことに反感を持った。西園寺は、とっておきの内閣首班候補であった宇垣を、陸軍との対立でキズがつくことが確実な、このような経緯で生まれた改造内閣の外務大臣には就けてほしくはなかったのである。⁽¹³¹⁾また米内光政海軍大臣も、陸軍の反対で首相になることができない者を外相にするような今回の人事を疑問視していた。また山本五十六海軍次官も、今回の一件に対しては陸軍省に同情的であった。山本は、梅津が近衛について、自分から自主的に意見を言わないで常に受身の態度で少し面倒なことがあると引っ込んでしまう、と強く批判したことに対し、それは全てその通りだと述べてい

る。⁽¹³²⁾そして宇垣自身も、陸軍の自分への反発を気にして、土壇場になって外相就任を渋るほどであった。⁽¹³³⁾このように今回の内閣改造に対する陸軍の反発はかなりのものと予想する者も少なくなく、山本などはこの時における近衛の行動の危険性を暗に述べていたともいえる。その意味では近衛や木戸は事態を樂觀していたといえるが、彼らは陸軍内部における杉山陸相への批判がその対中国政策への批判と同義であると誤解していた。そしてこれ以後、近衛らはそれを思い知ることになるのである。

二 陸軍統制派の新政策の形成と展開

内閣改造後、近衛首相は五相会議によって対外政策の方針を決定する方法をとった。近衛首相、宇垣外相、池田蔵相、板垣陸相、米内海相がその五相会議のメンバーであるが、そのうちの三人までが今回の内閣改造で新しく入閣した閣僚であったことから見ても、近衛がこの五相会議によって何らかの路線転換を狙っていたことは間違いない。そして六月一六日の五相会議において宇垣外相は、イギリスとの関係を調整する態度を明確化すること、そして一月一六日の近衛声明を修正すべきことを主張した。⁽¹³⁴⁾これは宇垣が外相に就任する時、近衛首相に条件として提示した政策であったし、また近衛自身も、蒋介石政権の打倒、あるいは蒋政権を相手にしないということ⁽¹³⁵⁾をこれまで言い過ぎたとすでに後悔しており、宇垣と意見を同じくしていたと思われる。⁽¹³⁵⁾そして六月二三日の五相会議においては、蒋介石が下野して国共合作の国民政府が改組され、汪兆銘らによる親日的な性格に転換した場合には、これを和平交渉の相手にすることが討議された。⁽¹³⁶⁾これからすると、陸軍統制派の対中国路線の是正をめざす近衛の意図が一見実現し始めているように見える。

しかしこの頃の陸軍統制派は、中国の抗戦意志が強固であることにいら立ち、あせっていたこともあり、重慶政府を屈服させるために漢口・広東攻略を考える一方で、蒋介石が下野する条件で、重慶政府をすでに日本によって擁立された親日政権に合流させることを承認する意図を持っていた。⁽¹³⁷⁾陸軍統制派としても一方的な重慶政府壊滅論だけしか考えていなかったわけではなく、三八年一月一日の御前会議で決定された「支那事変根本処理方針」では、新政権を中心にして日中戦争を終結させることが記されており、重慶政府の新中央政権への合流は、選択肢の範囲内であった。その意味で、条件次第では一月一六日の近衛声明を修正（撤回ではない）することは、陸軍統制派にとって決してやぶさかでは

なかつたのである。

ただこれは近衛首相と陸軍統制派の意見が一致したことを意味するのでは全くなかつた。前述のように近衛は、徐州作戦で中国での大規模な軍事行動は一段落させ、一月一六日の近衛声明を撤回し、蒋介石あるいは重慶政府を相手として戦争の終結を図りたいと考えていたと思われるが、それは一月一日の「支那事変根本処理方針」の、中国新中央政權を相手とする戦争処理方針の事実上の棚上げを意味していた。

これに対し陸軍統制派は、あくまでこの一月一日の御前會議決定に基づく一月一六日の近衛声明の堅持に固執し、重慶国民政府が全面的に屈服しない限り、より具体的には蒋介石が国民政府から排除されない限り武力行動を続けることを主張しており、近衛との差は決して小さくはなかつた。⁽¹³⁸⁾一九三八年六月中旬頃、陸軍省は五相會議に提出するために、⁽¹³⁸⁾ 対外政策案を作成したが、それは次のようなものであった。

五相會議に提出すべき陸軍省案（未定稿）

第一、一般方針

帝国当分の間国防及国策の一般方針は特に支那事變の解決及び之に伴ふ大陸政策の遂行を以て主眼とす。

之が為ソ国に備へ先づ支那事變の直接解決に国力を集中指向し内外諸般の施策をして總て之に即応せしむ。

第二、支那事變今後の処理方針

1、昭和十三年一月十一日御前會議決定の方針、及一月十六日帝国政府の声明に恪循す。

特に作戦の成果を収め且之を速に結終す。

2、速に新支那中央政權を樹立して機を見て之を承認す。

3、速に蒋政權の崩壊少くも其局地政權への転落を期す。此際蒋政權にして清浄改組し真に親日転向の実を示すに於ては之を一地方政權として新支那中央政權の傘下に統合せしむ。但蒋介石は下野せしむ。

4、北支は之を直接我勢力下におき中南支に関しては我經濟發展を本旨とし所要の根拠を確立するに止む。

第三、軍備充実方針

5、昭和十七年度を目標とし軍備を拡充す。先づ昭和十五年度迄に附属兵備の急速整備を強行す。

第四、外交方針

6、日独伊防共協定の強化。

7、ソに対しては事変に参加せしめざる如く施策す。

不可侵条約は締結せず。

8、英に対しては帝国の方針に順応せしむる如く施策すると共に中南支に於ける日英経済関係の調整を図る。⁽¹³⁹⁾

つまり陸軍統制派は依然として日中戦争の継続を中心に対中国政策を考えていた。そして機を見て中国新中央政府を樹立させ、それを日本が承認にする方針であり、前述のように国民政府との和平には蒋介石の下野が絶対条件であり、なおかつ国民政府は新中央政府に合流すべきものとされたのである。⁽¹⁴⁰⁾ また注目されるのは、日本による中国支配の方針である。それは、華北は日本の直接勢力下に置き、華南華中は経済進出中心であり、イギリスとの経済的妥協にも応じるといふものであった。これまでは華北においても列国との経済協力を否定していなかった陸軍統制派が、この時期になって華北の独占支配をめざすようになったことは注目すべきである。また日独伊三国同盟を強化してソ連の日中戦争への介入を阻止することも構想されていた。この防共枢軸強化を軸とする対欧米外交方針は、より具体化されて陸軍省によって五相会議に提出された。⁽¹⁴¹⁾

また、杉山陸相の更迭、板垣征四郎の陸相就任については近衛首相と同一歩調をとった参謀本部は、対中国政策では近衛の意向を支持するどころか、さらに対中国攻勢作戦を続けることを主張するようになった。⁽¹⁴²⁾ 蒋介石が屈服するか下野しない限りは和平交渉には応じず、漢口と広東が攻略されても戦争が終結しない場合は長期戦に移行するという方針をとったのである。⁽¹⁴³⁾ また参謀本部は陸軍省の中国新中央政府樹立方針にも同調した。⁽¹⁴⁴⁾ これは近衛と参謀本部が対中国方針を媒介にして提携したのではないことの何よりの証左である。

近衛が期待した板垣陸相も、蒋介石政府壊滅論や中国新中央政府権中心路線、第三国による日本と蒋政権間の調停の全面否定など、新聞などでこれまでの陸軍統制派と全く変わらない態度をとり続けた。⁽¹⁴⁵⁾ また実際の五相会議においても板垣陸軍大臣は、一月一日の御前会議決定の重視、中国に対する積極的な軍事作戦、蒋介石政権は屈服のうえ新中央政府に合流させること、米英との協調よりも日独伊の防共枢軸の強化に重点を置くこと、などを近衛首相に要求したのである。⁽¹⁴⁶⁾

そして三八年六月二四日の五相会議において決定した日中戦争指導方針は、新中央政権との交渉を軸に中国との関係を考えるというもので、重慶政府に対しては、日本への屈服と蒋介石の下野を条件に、新中央政権に合流させるというものであった。⁽¹⁴⁷⁾ 言うまでもなく陸軍省の主張が全て通ったのであり、ここにおいて、内閣改造が対中国政策を転換させることに關して全く効力のないものであったことが明らかになったのである。また陸軍統制派は一月一六日の近衛声明の堅持を強調し、蒋介石政権が合流するにしても、新中央政権の主体は日本が擁立した華北・華中政権であることを強く主張したのである。⁽¹⁴⁸⁾ これは八月の初旬の五相会議でも合意された。⁽¹⁴⁹⁾

七月八日、あくまで蒋介石政権を打倒する方針を確認した五相会議は、⁽¹⁵⁰⁾ 七月一五日に「支那政権内面指導大綱」と「支那新中央政権樹立指導方策」を決定した。そこでは、中国の新中央政権は各地政権による「分治合作主義」により形成され、漢口が陥落し、国民政府が一地方政権に転落するか、蒋介石が下野した後に樹立されるものとし、また華北支配における軍事中心主義、華中華南地方における経済進出中心主義と列国の権益尊重、列国との経済提携の考慮、という方針が盛り込まれていた。⁽¹⁵¹⁾ これも前述した陸軍統制派の意向が実現したものであり、以後陸軍統制派はこの大綱を重視し、これを正式に日本の対中国外交の基軸とすることをめざし、これが後の「日支新関係調整要綱」になるのである。⁽¹⁵²⁾

このように近衛内閣改造後の対中国政策は、近衛首相の政策転換の意図が実現に向う兆候すらなかった。また近衛が対中国外交における手腕を期待した宇垣外相も、近衛の思うようには動かなかつた。宇垣外相は、イギリスを蒋介石から引き離し、そして最終的には日本が直接蒋介石政権と交渉することをめざしていた。⁽¹⁵³⁾ しかしその一方で宇垣外相は、徹底した軍事作戦によって蒋介石政権や欧米列強に日本の軍事的な圧倒的優位を誇示した上で、他国の介入を排除した形で蒋介石政権との交渉に臨むのがよいと考えていたのであった。⁽¹⁵⁴⁾ それ故、当面三八年においては蒋介石政権を相手にしない方針一本でいくつもりだったのである。⁽¹⁵⁵⁾ これは、早く一月一六日の近衛声明を撤回し、イギリスを媒介にしても蒋介石政権との講和を図りたいと考えていた近衛首相や池田蔵相とは一線を画する外交方針であった。⁽¹⁵⁶⁾

このような状況では、近衛首相の企図する外交政策が機能するはずはなかつたのである。結局、宇垣外相は九月三〇日、興亜院設置問題をきつかけにして辞任した。これは周知のように、陸軍統制派が興亜院設置を通じ、外務省の対中国外交における権限の削減に成功したことへの宇垣の反発によるものであったが、それ以外にも、近衛首相・池田蔵相と宇垣の間に対中国政策における溝が深まったこともその大きな要因の一つだったのである。⁽¹⁵⁷⁾

即ち、近衛首相の改造内閣構想は、陸軍統制派に対抗するどころか、その内部の意見調整から破綻していたのであった。また近衛首相も、蒋介石との交渉相手として戦争の終結を図ることについて、それを政治的リーダーシップを発揮して促進していこうという決意に欠けていた。近衛は、まだ蒋介石が日本に降伏してくることに一縷の期待を持っており、もしそうなるならば日本から蒋介石に交渉を持ちかけることはないという意識を捨て切れな⁽¹⁵⁸⁾いでいたのであった。

さて、陸軍統制派としても、このまま軍事作戦を続けたとして、近いうちに重慶政府が一方的に屈服してくるとは必ずしも考えておらず、持久戦に備えることも視野に入れ始めていたことは前述の通りである。そしてそれは、ソ連を極東から軍事的に排除することを考慮に入れ始めた陸軍統制派とつて、中国とソ連との二面戦争の準備を意味していた。⁽¹⁵⁹⁾そしてそのためには国家総動員体制のさらなる強化が必要であつた。具体的には、この年の四月一日に公布された国家総動員法の全面発動、軍需省の設置などが考えられていく。⁽¹⁶⁰⁾

陸軍統制派の対ソ戦に対する関心は、三八年七月から特に目立つようになる。陸軍省軍務局軍事課長の田中新一大佐は、日中戦争終結後の世界をデモクラシー派（英米）と防共派（日独伊）の対立図式でとらえ、特に日ソ戦は必然であると考えていた。そして中国は「スペイン化」、つまり防共派の圧力によつて英米の妥協を引き出し、日本の主導権の下に置くという戦略構想を持っていた。そして対ソ戦は速戦即決によるものとし、そのための戦争指導機関の確立、生産力拡充、軍需動員の強化、社会組織の整備が必要であると考⁽¹⁶¹⁾えていた。そのため、米英の妥協を引き出すためにも、特にイギリスの権益が多く存在する華南地方の攻略に対しては、ある程度の慎重な考えを持っていた。⁽¹⁶²⁾

そして陸軍省の政治対策課ともい⁽¹⁶³⁾うべき軍務課では、「戦時態勢強化ノ為国内指導方策」（八月三〇日）が策定されていた。⁽¹⁶⁴⁾それはまさに後述する中国作戦一段落後の陸軍統制派の政策を先取りするものであつた。

そして八月からは漢口作戦が開始されるが、陸軍統制派はこの頃になると、次に予想される広東作戦で中国での大規模な軍事作戦は一段落させ、中国は新中央政權を中心に「建設」期に移行させるとい⁽¹⁶⁵⁾う構想を抱くようになる。それは対ソ戦に備えるためであり、やはりさらなる国内生産力の拡充、軍需動員体制の強化を図り、対ソ戦準備をより強く推進することを重視し始めたのである。⁽¹⁶⁶⁾大本営でも、漢口・広東作戦が成功しても重慶政府が屈服しない場合は長期戦に移行する方針を、すでに六月の段階で決定していたことは前述の通りである。そして陸軍は、将来樹立されるべき中国新中央政權に蒋介石下野後の国民

政府を合流させるといふ对中国政策を表明し、そして対ソ国防の強化のための日満中国の経済ブロック形成による自給自足体制の確立、国内産業の軽工業から重工業への転換など、一大画期的な国家統制の強化が必要であるという主張を国内外に明らかにしたのであった。⁽¹⁶⁴⁾

九月、広東攻略作戦を前にして多田駿参謀次長が、蒋介石を相手としてでも、第三国の介入を許してでも、とにかく即時に戦争を終結させたい旨を各方面に伝えた。多田は、これは参謀本部全体が一致しているとし、また昭和天皇の弟で陸軍軍人である秩父宮を天皇のところさし向けた形跡すらあった。⁽¹⁶⁵⁾しかし陸軍はもとより、その他の勢力もこれに対しては冷淡な態度をとった。

近衛首相は、この多田参謀次長の態度にかえって不信を抱き、その真意を疑ってこの主張を取り上げなかったし、⁽¹⁶⁶⁾宇垣外相も自分の外交工作の妨げになることを懸念し、これも消極的であった。⁽¹⁶⁷⁾海軍は、原則としては賛成であるとしながらも、即時和平の実現に懐疑的であり、また多田が陸海両軍統帥部一致して天皇に奏上することを提案しても、両軍統帥部、両軍大臣、首相、天皇という経路でそれはなされるべきであるとした。⁽¹⁶⁸⁾これは途中で陸軍大臣が関与する以上到底実現性はうすく、海軍の消極性は明らかであった。昭和天皇や湯浅倉平内大臣も、天皇が閑院宮参謀総長と伏見宮軍令部総長を呼んで和平工作について命令してはどうかという秩父宮の献策には応じなかった。⁽¹⁶⁹⁾

この時多田参謀次長は、自分の意見は参謀本部の総意であると語っていたが、⁽¹⁷⁰⁾天皇からの参謀本部は全て即時和平を望んでいるかとの質問に対し、閑院宮参謀総長は賛成、反対の両様であると答えている。⁽¹⁷¹⁾また多田は、軍令部も自分の意見に賛成しているとも言っているが、⁽¹⁷²⁾前述のようにそれもあり心許ないものであった。また多田は陸軍省も賛成しているかのようなことも口にしていたようだが、⁽¹⁷³⁾前述の、あるいは後述の陸軍省の動向から考えても、それが事実であったとは考えにくい。つまり多田参謀次長は、相当無理をして即時和平への合意を得る仕事をしようとしていたのであった。しかし結局広東作戦は開始され、即時和平論が軍部や内閣で本格的に検討された形跡もなかった。

さて、九月になると陸軍統制派は、来月の広東作戦を前に、広東攻略後に日本政府が戦争目的達成の声明を発表し、对中国政策の力点をさらに新中央政權樹立へ移行させ、軍事的には対ソ戦準備を第一目標とする方針への転換を検討するようになっていった。そして一〇月以降、アジアからの軍事的ソ連排除を實行しようする国内体制の整備のため、⁽¹⁷⁴⁾国家総動員法の全面的発動を特に強く希望するようになる。そして強引に近衛首相や海軍の賛成を得、⁽¹⁷⁵⁾周知のように大蔵省や財界の反対を押し切ってそれは断行されていくのである。そし

て陸軍省では、漢口攻略後の総動員法発動とともに、日本の対外的な決意を明確に公表し、その上で来年いよいよもって軍需動員、生産力の拡充が必要になると考えられていたのである⁽¹⁷⁶⁾

陸軍統制派の戦略構想は、ドイツ、イタリアと軍事同盟を結び、その圧力によってイギリスの重慶政府援助を止めさせ、また重慶政府をソ連とも断絶させ、ヨーロッパからもアジアからもソ連を孤立させた上で、速戦即決で極東ソ連軍を排除するというものであった⁽¹⁷⁷⁾。それ故、イギリスやフランスの権益を中国から排除してしまうことは得策ではなく、華南地方においては重要地点を占拠するにとどめ、海南島の攻略にも消極的であった⁽¹⁷⁸⁾。ただ重慶政府との交渉については、もし和平に応ずるにしても、日本の東アジア支配の無条件承認、蒋介石の下野が絶対の条件であるとし、その上で重慶政府を新中央政府に合流させるということ、これまで方針と基本的に変化はなかった。

そして広東作戦が終了し、中国における大規模な軍事作戦が一段落すると、陸軍統制派は戦争が新しい段階に入ったことを国民に宣伝し、それに対応する国家体制の必要性を主張するようになっていく。漢口陥落直後の一〇月二五日、大本営陸軍部報道部長は次のような談話を発表している。

敵が第二の首都として全力を挙げ死守を誓った漢口も皇軍の精鋭の前にはもろくもつぶれてしまった、帝国は今後既定方針を堅持して更生新支那の建設に協力邁進するのである、帝国陸軍は新興政権をたすけ残存せる抗日勢力を壊滅しつ、新興支那の治安の確立をたすけ新政権の発展を支援するとともに一方今次事変によつて招来した東亜の事態に即応する新国防体制を整備確立しもつて今次事変の背後的勢力に毅然として抵抗するの實力を涵養せねばならぬ、新国防体制の要件は支那事変の成果を確保しつ、東亜に加へらる、武力脅威を芟除するに足る軍備の充実とこの軍備を運用して重要な国防資源を自給自足すると共に大陸経営に必要なる経済力特に生産力の拡充と銃後の安定その他諸政刷新による挙国一致の整備とである。

以上三者にわたる新国防体制の整備確立のためには一日と雖も偷安を許さず、こゝ数年の間に急速にその骨幹を整備することが国防上絶対に必要である、右の要求を充実せんがためには、思想、教育、政治、行政、経済その他百般の部門にわたり大英断を以て非常の努力と所要の改革とが断行されなければならぬ、今次事変が真に有終の美を収め、聖慮を安んじ奉り下万民、特に我等子孫の生活を保証し犠牲となりたる英霊を慰むるを得るや否

やは懸かつて叙上の努力と改革の断行如何に存するのである、こゝに改しめて真に挙国一致の成果を発揮して長期建設に邁進せんことを希うやまない。(179) (後略)

そして十一月二三日、板垣陸軍大臣は新聞記者に対し、日本の対中国方針が「長期建設の積極的第一階梯を踏み出しつつある」とし、軍事的には占領地域の治安確保が第一とした上で、「航空兵力に重点を置いた従来の国防計画案とは別個の新国防計画」を視野に入れて来年度の臨時軍事費が算定されるべきであると発言した。(180) 続いて東條英機陸軍次官は、十一月二八日の陸軍管理事業主招待懇談会における口演で、次の旨を語った。

(前略) 次にソ連の企図する対支援助並に赤化政策はその根源甚だ深く今後愈々積極的にこれを継続すべし、即ち蒋政権を支持して極力抗日を継続せしめもつて支那における自己勢力の強化拡充を図ると共に他方支那をして疲弊の極に陥らしめ、こゝに赤化のため恰好の温床を醸成せんことをはかるべし、またわが国に対しては早晩不可避の運命にある日ソ衝突に備ふるため一方において極東の兵備を増強し重工業及び交通施設を整備するとともに他方事変を長期持久に陥らしめ、こゝにわが戦争力の消耗を計画誘致しもつて他日の日ソ開戦のため最も有利なる情勢を招来せしめんとしつゝ、あることは幾多の事象に照し疑ふの余地なし(中略) しかして当時支那に対して必要の兵力を考慮せしは勿論なりと雖も今日以降においてはその欲すると欲せざるとに拘はらずソ支二正面の武力同時作戦を準備するの必要に直面したるをもつて、こゝに人馬資材の全力を傾倒して新軍備を建設せざるべからず

即ち軍は今次事変の処理を完遂すると共に将来のためソ支二正面作戦を準備し、しかして後始めて支那事変の根本的解決を求め東亜永遠の安定を招来し得るものとなし今後当分継続的に凡ゆる障碍を排除して軍備の充実、軍需生産の飛躍的拡大及び基礎生産力の拡充に邁進せんことを期しある次第なり、以上は軍の考察する東亜の新情勢並にこれに対処すべき方策なり(181) (後略)

即ち陸軍統制派は、日中戦争の「根本的な解決」のためには対ソ連対中国二正面作戦の準備が必要であるが、それには「早晩不可避の運命にある日ソ衝突」、「日ソ開戦」に本格的に備える必要があり、極東の兵備を増強し、重工業及び交通施設などを飛躍的に拡大する「新国防体制」を布かなければならないと主張した。またそのためには、既定の軍備

充実計画をさらに拡大する「新軍備」、「新国防計画」が必要であり、国内生産力の拡充、国家総動員体制の強化を要望したのである。言い換えれば、今後しばらく日本がまさに国防国家となって国際社会と対峙していくことを求めたものといえる。

やがて一月三〇日、御前会議において「日支新関係調整方針」が決定された。その直前、陸軍は七月一五日の五相会議で決定した前述の「支那新中央政権樹立指導方策」を重視することを確認していたが、⁽¹⁶²⁾御前会議ではその路線が容れられ、その内容は華北・蒙疆における国防・経済・資源上の日中強度結合地帯の設定、日本軍の駐屯と中国政府の軍事的財政的負担、そしてそれ以外の地域では、列国の経済活動を容認し、場合によって経済提携すら肯定されていた。つまり、華北における日本の独占的排他的支配の強調、それとは対照的に華中華南その他の地域への関心のうすさ、欧米列強への比較的寛容な経済環境の提供などをその特徴としていた。⁽¹⁶³⁾これはこの年の夏から陸軍統制派が主張していたものが国家の最高方針として定着したことを意味していたといえる。⁽¹⁶⁴⁾一月三日に近衛首相が国外に発したいわゆる「東亜新秩序声明」は、この方針に添ったものであった。

陸軍内部においても、以後の戦争方針が「昭和十三年秋季以降戦争指導方針」として陸軍省と参謀本部の間で決定されていた。それは中ソ二正面作戦に備えるために、国家の総力を挙げて大戦力を整備すること、この秋の作戦の成果を利用し、速やかに「事変処理」を図ること、そのためには日滿華北を範囲とする国防圏を確立して日中の再戦争を防止し、ソ連を牽制すべきであるとされた。また日独伊防共枢軸の強化、イギリスへの剛柔策の使い分け、対米関係の改善なども盛り込まれている。これらの方針は、まもなく御前会議で決定されることになっていった「日支新関係調整方針」に準拠するものとされた。⁽¹⁶⁵⁾まさに陸軍統制派の対外政策はストレートに国家の最高方針となったのである。これ以後、陸軍統制派の対中国政策の基本は、この「日支新関係調整方針」に置かれるようになった。

そしてこの「昭和十三年秋季以降戦争指導方針」には、注目すべき記述がある。それは対ソ軍備の充実とそのための国家総動員体制の強化が、「次期国際転機」に備えてのものとされている点である。これはその翌月に陸軍省と参謀本部の間で決定した「昭和十三年秋季以降対支処理方策」にも見られる。⁽¹⁶⁶⁾ここでは、「次期国際転機」に備えるために中国戦線の兵力を整理する、となっていた。また三八年末に陸軍省と参謀本部の間で、前述の「新国防体制」のための画期的な軍備充実計画の必要性が確認されていたが、そこには独伊の行動によって世界情勢が激変した時こそが中国問題の解決、対ソ戦断行の好機であるという認識があった。⁽¹⁶⁷⁾つまり、「次期国際転機」とは「欧州転機」のことであった。より

具体的には、ヨーロッパでドイツやイタリアによるソ連との、あるいはイギリス、フランスとの軍事的な衝突が起こった時のことを指している。つまり陸軍統制派は、近いうちにヨーロッパで戦乱が起こること想定し、それを好機として速戦即決でソ連を東アジアから駆逐しようと構想していたのであった。もっともこの言葉は、陸軍省軍務課が同年八月三〇日に策定した前述の「戦時態勢強化ノ為国内指導方策」にも「国際情勢ノ転機」という形で使われている。ただ陸軍省と参謀本部の合議レベルで使われ始めるのはこの時期からである。

そしてその「転機」の時期であるが、その「戦時態勢強化ノ為国内指導方策」の記述からすると、一九四二年頃であると想定されていたようである。それまでは日本は国防国家態勢を整備し、対ソ戦の準備に専念するべきであるという方針であった。

以上のように、近衛内閣が内閣改造、杉山陸軍大臣の更迭という形で陸軍統制派を抑え込もうとする姿勢を見せた時は憂慮を隠せなかった陸軍統制派であるが、結局近衛内閣は陸軍統制派にとって政策を安定して実現してくれる得難い政権であり続けたのである。近衛と陸軍が政策上において全く妥協の余地のない対立をしない限り、元老・重臣勢力の主導権を握る近衛は陸軍統制派にとって極めて貴重な存在であり、陸軍統制派はあれだけのことをされても決して近衛内閣をつぶそうとはせず、かえってその継続を常に望み、近衛が辞意を表すると例外なく慰留に努めたのである。

しかし、その関係に終止符が打たれる時が来た。近衛首相は一九三九年一月に内閣の総辞職に踏み切る。それは日中戦争解決の見通しも暗く、また陸軍を抑制できる手段も気概もなくなって、内閣首班を続ける精神力が萎えたということもあるが、その直接的な原因は、日独伊防共協定強化問題であった⁽¹⁶⁶⁾。

陸軍統制派が、ソ連を軍事的に牽制し、あるいは米英ら列強から妥協を引き出すために、一九三八年になると日独伊防共枢軸の強化を重視するようになったことは前述したが、すでに陸軍では三八年の二月から防共協定強化について研究を始めていた。そして七月初旬、ドイツ外務省からドイツ大使館駐在武官大島浩中将に、ソ連だけではなく英仏も対象とした軍事同盟を締結したい旨の打診があると、これを陸海軍統帥部で協議した。そして軍令部の主張により一部留保付きながら、協定の成立に努力することに陸海軍一致し、これを軍部限りの意向としてドイツに伝えた⁽¹⁶⁷⁾。

そして八月二六日、防共協定強化問題が初めて五相会議の議題となったが、ここでは英仏を対象外とすることで合意がなされ、宇垣外相は同盟の対象はソ連のみであることを天

皇に上奏した。五相会議において、板垣陸相以外は英仏を同盟の対象とすることに反対であった。近衛首相や池田蔵相、宇垣外相は、交渉相手のイギリスをいたずらに刺激することを得策としなかったし、これがさらにアメリカを敵にまわす事態をまねくことを恐れた。海軍も、米内海相や山本次官を中心に、米英をまとめて相手にする破目になる可能性を包蔵する危険な同盟には強く反対した。対中国政策では陸軍統制派の強硬論に押され、また閣僚の足並みもそろわなかった近衛内閣五相会議であったが、この問題においては一致して陸軍の英仏対象の軍事同盟論に反対し、陸軍の意図はひとまず抑えられたかに思われた。

しかし五相会議で敗北したかに見えた陸軍統制派は、同盟の公表部分ではともかく、実質的な部分では英仏を対象とすることは五相会議で承認されたと強引に解釈していたのである。⁽¹⁴⁰⁾ 陸軍統制派は、このような認識をふくめてドイツの大島武官に伝えたために、その線に沿ってドイツとの交渉が行われることになってしまった。またイタリアの事情により、この年の秋にこの問題が一時停滞したこともあり、この五相会議の合意をめぐる解釈の違いが表面化することはなかった。ただ陸軍は、強い軍事同盟締結論者の大島武官をそのまま駐独大使に就任させることに成功し、同盟締結への布石を打っていったのである。

しかし再び防共協定強化問題がドイツとイタリアとの間で進展し始めた一月から、この問題について五相会議における対立が顕在化することになる。そこでは、八月の五相会議合意に基づく方針で独伊との防共協定強化を促進することでは一致したものの、その八月合意の解釈をめぐる板垣陸相と有田八郎外相（この年一〇月、宇垣の後任として就任）の意見が大きく食い違ったのである。⁽¹⁴¹⁾ 有田外相は、八月に宇垣外相が天皇に上奏したように、同盟の対象はソ連であり、英仏がソ連側に立って参戦すればともかく、最初から英仏を対象にしてこの同盟が発効することには強く反対した。米内海相、池田蔵相も有田外相に同調し、板垣陸相との対立を深めた。この時の近衛首相の態度は不明だが、後の近衛の言動などからすると、有田外相の主張を支持していたと考えて間違いない。⁽¹⁴²⁾ 結局この時は、あまりそのあたりを明確にしない曖昧な訓令を大島大使に発することになり、五相会議の紛糾は一時棚上げされたが、将来この問題が再燃することは確実であった。⁽¹⁴³⁾ 板垣陸相も、一度は八月の五相会議合意の線で納得した姿勢を見せたが、⁽¹⁴⁴⁾ 陸軍内部などからの突き上げによって動揺しつつあった。⁽¹⁴⁵⁾

このような状況の中、すでに防共協定強化が問題化した後の十一月下旬頃から辞任の意志を再びほのめかすようになっていた近衛首相は、一月四日に内閣を総辞職した。対中国政策では、汪兆銘工作に積極的にコミットするなど⁽¹⁴⁶⁾ 相変わらず陸軍統制派との協調を続

けていた近衛であったが、この問題において妥協することは困難であった。英仏をいたずらに刺激することは、この両国のみならずアメリカをも敵にまわす可能性を持っており、英米が共同して日本に圧迫してくる事態を近衛は恐れていた。⁽¹⁹⁷⁾ ここにおいて、近衛は陸軍統制派と協調することが難しくなり、政治運営に自信を失って内閣を投げ出したのだといえる。⁽¹⁹⁸⁾

近衛首相の辞意に対し、陸軍統制派はこれまでと同様に一貫して慰留し、総辞職絶対反対の態度をとった。板垣陸相は近衛首相に対し、汪兆銘工作が成功しつつあるという情報が入ってきたこの時に日本に政変があり、それが失敗したらどうするのかと強く近衛に迫るなど⁽¹⁹⁹⁾すでにやる気を喪失している近衛でも、何とか首相の座にすえておこうとするのであった。⁽²⁰⁰⁾ しかし説得もむなしく、近衛内閣は倒れることになった。

結局近衛は、首相として政治的リーダーシップを終始発揮できず、さりとて陸軍統制派を抑えるだけの政治的才覚もなく、陸軍統制派に反感を持つてると目された政治家を気まぐれにかき集めるだけで、三八年五月末の内閣改造までの一カ月以外は常に受身の政治運営を余儀なくされた。それは内閣総辞職直前、側近中の側近である木戸幸一厚相が小山完吾貴族院議員に対し、近衛は何ら主義主張がなく、また「悪物食らい」であって、内閣不一致で如何ともし難いと吐き捨てたところにも如実に示されているといえる。⁽²⁰¹⁾

一方の陸軍統制派にとって、近衛内閣を失ったことはかなりの痛手であった。時には政治的に敵対する態度を見せるものの、陸軍統制派が最も重視する対中国政策、また対ソ戦に備えての国内体制の整備を安定して実現させていくためには、近衛内閣は不可欠な存在であった。⁽²⁰²⁾ また元老・重臣勢力を代表する象徴として、陸軍への諸勢力の反発をやわらげる緩衝剤としても近衛文麿という人物はうってつけであった。元老西園寺が陸軍の思い通りになるはずもなく、日中戦争の終結を望む昭和天皇の陸軍に対する信頼も日に日に低下しつつあり、元老・重臣勢力と陸軍は急速に対立を深めていく。これは第一次近衛内閣の成立よって現実のものとなった、元老・重臣勢力の代表者が主宰する内閣の下、その代表者と陸軍大臣との折衝によって安定して陸軍の意向を実現していくという、陸軍統制派にとつて最も都合のよい政治体制が崩壊しつつあることを意味している。そのことは、次の平沼内閣においてさらに顕在化していくのである。

第四節 陸軍統制派路線の破綻

一 陸軍統制派の政策破綻までの政治過程

一九三九年一月五日、平沼騏一郎内閣が成立した。首相の平沼は、第一章で述べたように、一九三〇年代前半期においては陸軍皇道派、海軍艦隊派とともに政治的枢軸を形成し、これらの勢力を基盤とする平沼擁立運動が展開された。しかし、皇道派が陸軍を追われ、また艦隊派の領袖であった加藤寛治大将や末次信正大将が海軍への影響力を減退させ、軍部における支持基盤を失うと、平沼内閣運動は急速に衰退していき、二・二六事件前にはほぼ消滅した状態になっていた。軍部の支持がなければ安定した政治運営ができない現状を考えれば、平沼が主導権を握った形で内閣を組織する条件はすでに失われていたといえる。

平沼は二・二六事件後、一九三六年三月に枢密院議長に就任した。第一章で述べたように、事件前、右翼思想を強く持った平沼を天皇に近づけたくない元老西園寺公望は、平沼を首相にすること以上に、副議長であった平沼を議長に昇格させることに一貫して絶対反対の態度をとっていた。その西園寺がこれを許したことは、二・二六事件によって信頼する多くの政治家を失った西園寺の落胆ぶりを示しているともいえる。しかしその一方で、平沼も事件によって皇道派という陸軍における支持者を完全に失った。政治的な痛手をこらうむったということについては、平沼も西園寺と同じであった。平沼は、右翼団体国本社の社長を辞めるといふ西園寺の条件を飲んで枢密院議長になることを許されたのであるが、平沼にとって自らが創設し主宰していた国本社を手放すことは大きな譲歩であった。また枢密院議長就任は、一般には内閣を首班することから遠ざかることを意味しており、平沼はここにおいて政治の第一線に立つことをほぼ完全に断念したといえる。

一九三七年一月に広田弘毅内閣が倒れた時、元老・重臣勢力から後継首相就任への打診が平沼に来たが、平沼はそれを断わった。⁽²⁰³⁾すでに軍部における支持基盤を失った平沼にとって、混乱する政局、また山積する国内外の問題を收拾する見通しなどなかった。

しかし、第一次近衛内閣の総辞職が近づいてくると、再び平沼に後継内閣首班者として白羽の矢が立った。これはすでに近衛の後を務める人物がいなくなっていたということもあるが、すでに枢密院議長として重臣の一人となり、陸軍の政治的主導権への批判勢力となりつつあった平沼に、元老・重臣勢力は陸軍統制派と対峙する役割を与えようと考えた

のである。元老・重臣勢力が最も重視したのは、近衛内閣総辞職の原因となった防共協定強化問題であった。平沼は経済政策では池田蔵相の路線を継承することに同意しており、その点では問題なかったが、平沼が背後に右翼勢力を抱えているということもあり、首相にするにはその対外政策がネックとなっていたのである。平沼の防共協定強化問題に対する意向は、英仏との関係を悪化させないということでは元老・重臣勢力に意に適うものであったが、表面的には多少強硬な姿勢を装って交渉すべきであるという主張は、やや不安を残すものであった⁽²⁰⁵⁾。しかし防共協定問題に対しては、英仏を対象とするところまで協定を強化することに反対する意向を示したため、元老・重臣勢力は平沼に組閣させる決心をつけたのであった⁽²⁰⁶⁾。つまり平沼は、英仏ひいてはアメリカとの対立を深めることを懸念する元老・重臣勢力の委託を受けた形で首相になることを許されたのであった。平沼の政治的背景はすでに軍部にはなく、以前の政敵であった元老・重臣勢力にあったのである。

さて、この平沼内閣の成立に際し、陸軍は汪兆銘工作をふくめた近衛内閣の対中国政策を継承することを要望した。また国家総動員体制の強化、軍備の充実、また近衛前首相の内閣参列を希望した⁽²⁰⁷⁾。つまり陸軍は、事実上近衛内閣を継続させるに等しいような政治運営を平沼内閣に求めたのであった。近衛の存在は陸軍にとって依然として不可欠なものであったといえる。

対中国政策については、国民政府の有力者である汪兆銘を首班とする中国新中央政府権立方針が、大枠では陸軍の意向通りに進んでいった。陸軍は中国の「長期建設」にともない、大陸に兵力配備の重点を移し、大陸国防を強化していく意向を表明した⁽²⁰⁸⁾。また前節でもふれた、三八年秋に陸軍省と参謀本部によって策定された「昭和十三年秋季以降戦争指導方針」と「昭和十三年秋季以降対支処立方策」、同時期に御前会議で決定された「日支新関係調整方針」などの既定方針を、実行に移すための具体化を進める議論も陸軍内部でなされていた⁽²⁰⁹⁾。

やがて三九年五月になると、汪兆銘を中心とする方針から汪を華北政権の呉佩孚と連合させる路線に修正されたが⁽²¹⁰⁾、いずれにしても新中央政府権樹立を強力に推し進めるという方針が一貫してとられていたことは間違いない。そして三九年六月の五相会議において、中国新中央政府樹立に関する決定がなされた。その内容は、汪と呉を中心にして、それに各地の既成政権、そして日本に屈服すれば重慶国民政府をも合流させるというものであった。そしてその日本側の中国支配方針は、やはり前年三八年一月三〇日に御前会議で決定した「日支新関係調整方針」に準拠するものとされ、華北における日本の軍事的経済的独占

支配の確立が重視され、その他は要地の特殊地域化は考慮されるものの原則として内政には関与しないとされた。⁽²¹¹⁾このように対中国政策については、陸軍統制派が主導した第一次近衛内閣の路線がほぼ維持されたのである。

内政面においては、陸軍統制派は依然として漸進的な姿勢であった。具体的には、企画院の強化や、国家総動員法に関する権限を首相に集中させることにより同法を全面的に発動せしめ、国内生産力の拡充、物資動員計画、物価統制を実現しようとした。⁽²¹²⁾つまり、諸官庁や議会、財界などから強い反発が予想されるような政治経済社会の根本的な変革には手をつけず、国家総動員法を十分に活用することによって国防国家体制を整備していくという方針であったといえる。生産力の拡充については、三十九年一月に「生産力拡充計画大綱」が閣議決定され、四カ年計画で実施に移されることになった。⁽²¹³⁾

その国防国家体制の目的は、三十九年四月一日における陸軍の参謀長懇談会の席で中島鉄蔵参謀次長が講演した内容によく示されている。⁽²¹⁴⁾そこでは、軍備と国力の充実、国家総動員体制の強化、生産力の拡充、輸出力の増進が主張されたが、それは一九四一、四二年頃に予想されるドイツの蜂起による欧州の戦乱に備えるためのものであり、華北における「国防圏」を確立するためであるとされた。つまり日本の二大国策は、日中戦争処理のための大持久戦体制の確立と、「国際転機」への対策であるとしたのである。そして前述したように、陸軍はその「国際転機」つまり欧州の戦乱という機会をとらえ、一気にソ連を極東から排除しようとならっていたわけである。

このように、陸軍の政治的な姿勢は近衛内閣が倒れても基本的に変わらなかった。一九三九年三月一九日、前年一二月に多田駿に代わって就任した中島鉄蔵参謀次長は、独伊との軍事同盟締結を推進していること、またアメリカに対しては南米における優越権を保証して不可侵条約を結ぶという意見が陸軍内部にあることを畑俊六軍事参議官に語った。これに対し畑は、板垣陸軍大臣を一致して支持し、またアメリカには精神的宗教的側面から工作して対日世論の緩和に努めるよう中島次長に主張した。⁽²¹⁵⁾また参謀本部は、当面は対ソ作戦準備に専念し、中国では新中央政権の樹立を急ぎ、その首班に汪兆銘を擁立する方針をとり、⁽²¹⁶⁾陸軍省は英仏への参戦を辞さない軍事同盟の成立をめざし、議論が長引いている五相会議をまとめるため、平沼首相の決意に期待していた。⁽²¹⁷⁾この軍事同盟が、日中戦争終結のため、つまり英仏による重慶政府援助という障害要因を除去するためのものであり、また「次期大戦」のきっかけにソ連とイギリスを各個撃破するための布石であることは、陸軍省と参謀本部の一致した認識であった。⁽²¹⁸⁾そして対ソ戦の準備ができるまでは、むしろ

一九四二年頃まで世界大戦は抑止するべきものとし、そのためにもこの軍事同盟は必要であると考えたのであった。⁽²¹⁹⁾

この時期の陸軍にとつて最もネックになっていたのは、昭和天皇の陸軍に対する不信感が非常に高まっていたことである。天皇の陸軍不信は、当初は板垣陸軍大臣が諸問題について上奏する時の不手際に始まっていた。几帳面な性格の天皇は、上奏内容の意向が前後矛盾したり、他の者が言うことと食い違ったり、あるいは全てを天皇に報告しない板垣陸軍大臣の態度に、三八年五月の就任以来強い不満を持っていた。それが、防共協定強化問題においては、政策上の不信として顕在化するようになる。

周知のように昭和天皇は、日本が英仏との戦争に参戦する可能性のある軍事同盟には絶対に反対であった。そこには、陸軍が主張する、イギリスとの対立を深めても方法次第ではアメリカを中立の立場に立たせるができるという、いわゆる英米可分論への懐疑があった。⁽²²⁰⁾ 万一英米が一致共同して日本に対抗してくるならばどうしようもないことを知りながら、あくまで英米可分論に立って楽観的認識を持っている陸軍の態度にも不満であった。⁽²²¹⁾ そしてそれは、天皇の意見や内閣の決定を無視してドイツとの交渉を行おうとする駐独大使大島浩中将や駐伊大使白鳥敏夫への強い不満、ひいては前任者を排除して駐独大使に大島浩を就任させた陸軍への不信ともなっていた。⁽²²²⁾

この天皇の強い意志を背景に、五相会議では有田八郎外相と米内光政海相が板垣陸相と対峙することになった。前述のように防共協定を英仏をも対象とする軍事同盟としないことを期待されて組閣を命じられた平沼首相は、陸軍と正面から対立することを恐れ、陸軍への強い態度を示さず、ともすれば陸軍の主張に押されがちであったが、⁽²²³⁾ 英仏と開戦するような条項は入れない基本方針を何とか維持し、三月末、この方針に従わないなら大島、白鳥両大使を日本へ召喚し、またこの方針で話がまとまらないようなら交渉を打ち切ることを天皇と約束した。⁽²²⁴⁾ さらに天皇は、このことを文書にして提出するように命じ、実際に五相会議のメンバーの署名したものが天皇に内奏された。⁽²²⁵⁾ 天皇は露骨に言質をとるような行動にまで出て、陸軍統制派を抑えようとしたのである。

しかし、これを受けた現地の大島や白鳥は、何とか同盟に日本が英仏と開戦する義務を負う条項を入れようと独自にドイツと交渉し、ドイツからいくつかの提案を日本に提示させた。そしてこれをめぐって、再び五相会議で有田外相、米内海相と板垣陸相の議論が続けられ、その結果を現地に訓電、また同じような経緯でドイツから提案が来ることが繰り返された。⁽²²⁶⁾

陸軍を抑えることを元老・重臣勢力から期待され、また天皇とも約束していた平沼首相は、抑えるどころか次第に陸軍に同調するようになっていった。⁽²²⁷⁾このような平沼首相の態度に飽きたらなくなった天皇は、畑俊六侍従武官長を通じ、当初の五相会議で決定したままの案でまとめてはどうか、という意向を陸軍に伝えさせることまでした。⁽²²⁸⁾

五月に入っても五相会議では意見がまとまらず、平沼首相は、問題は統帥上における陸軍の認識の違いにあるとし、参謀本部と軍令部の折衝も始められた。⁽²²⁷⁾参謀本部は陸軍省と同じく英仏を参戦の対象とする軍事同盟に賛成であり、閑院宮参謀総長はその旨天皇に奏上したが、天皇はその内容を聴くことすら拒否した。⁽²³⁰⁾陸海軍は、ドイツ案にあった、対英仏戦争への参戦や英仏と交戦状態に入ることの可否をめぐって対立を続けた。

そして五月二〇日の五相会議では、ドイツ案にあった「交戦状態」という言葉を削除することに決定した。⁽²³¹⁾つまり板垣陸相は妥協を余儀なくされたのである。しかしまた現地の大島、白鳥両大使からこの方針に抗議する返答がもどつてくると、⁽²³²⁾再び陸海軍が折衝を持つことになった。この頃になると平沼首相は完全に陸軍を擁護するようになっており、平沼首相は天皇との約束にもかかわらず、口ではその約束を履行するようなこと言いつつ、実際には大島や白鳥の政府に対する反抗的な態度を放置していた。このことがこの問題を長引かせることにもなった。

ただこの陸海軍の再折衝においても、陸軍は海軍を説得することができず、独伊が英仏のみと戦争状態に入った時には、自動参戦はせず、参戦するか否かはその時の状況によって日本が決めるという方針で妥協した。⁽²³⁴⁾これは陸軍にとって一定の成果はあったといえるが、それでも自動参戦を主張する以上不満な妥協であったし、また現地の大島大使や白鳥大使もこの方針への不満を隠さなかった。

ソ連軍の極東からの軍事的排除を目標とする陸軍にとって、確かにソ連に対する牽制としてだけでも防共協定の強化は有用であったが、対ソ戦のためには、中国とりわけ華北における支配を安定したものにし、日本・満州・華北を中心とする軍事的経済的ブロックを形成しなければならなかった。その意味で、防共協定を英仏をも対象とする軍事同盟化する方針について、内閣のみならず天皇の同意さえ得られないという事態は、陸軍にとって非常な誤算であったと思われる。

そのような状況の中、一九三九年六月一四日、かねてより占領地域におけるイギリスの権益に圧力を加えていた中支那方面軍が、親日派中国人がテロによって暗殺されたことを口実に天津のイギリス租界を封鎖する事件が起った。華北地方を日本の独占支配の下に置

くという対中国政策からすれば、陸軍統制派にとって天津租界もいずれば中国の新中央政府を通じて接收されるべきものであったと思われるが、今すぐ天津租界の存在を否定するつもりはなかった。この事件をきっかけにして、東京では有田八郎外相とクレイギー駐日イギリス大使の会談が開始されたが、中支那方面軍にしろ中央にしろ、陸軍はこの事件を利用して、重慶国民党政府への援助をやめて中国全土において日本軍に協力することをイギリスに認めさせるつもりであった。中支那方面軍は事件の当事者として代表団を東京に送って強硬な態度をとり続けたが、陸軍中央も慎重ではあったが基本的には中支那方面軍を支持した。⁽²³⁵⁾そして七月一三日に内閣で決定した「天津租界に関する日英交渉要領大綱」は、陸軍中央よりも強硬な中支那方面軍の意向が取り入れられつつも、前述の陸軍の狙いがほぼ盛り込まれ、イギリスへの要求が受け入れられなければ打切りも辞さないという強硬論も採用されていた。またその一方で、もしイギリスが要求を飲めば、租界封鎖も解くし、各国の権益は元にもどすとされていた。⁽²³⁶⁾日本が列強の在华権益に打撃を与える意志があることをちらつかせ、対日妥協を引き出す取引の道具を使うという方針は、すでに陸軍においても合意されたものであった。⁽²³⁷⁾

日本国内で盛り上がった排英運動にも後押しされたこの日本の強硬な態度に対し、イギリスは妥協を余儀なくされた。七月二二日、有田外相とクレイギー大使の間に、中国における現実の事態を確認すること、日本軍の生存、現地の治安維持のため協力すること、日本を害し中国を利する行為をしないこと、これらのことをイギリスが承認する覚書が交換された。これは日中戦争による既成事実を認め、イギリスが日本に事実上屈したことを意味していた。陸軍にとっては、もうこれ以上英仏に圧力を加える必要はなく、なかなか交渉がまとまらない防共協定強化問題については、見切りをつけてもいいと考えるようになっていた。⁽²³⁸⁾

しかし七月二六日、アメリカが突如として日米通商航海条約の破棄を通告してきた。これは三九年に入り、海軍の強い要望により二月に日本が海南島を占領し、三月にはアメリカ領フィリピンに近い南シナ海の新南群島の領有宣言が日本によってなされ、これらを見たアメリカが日本の南下政策を警戒したことも理由であったが、やはり直接的には中国におけるイギリスの日本への妥協に危機感を持ったからであろう。

その巨大な軍事力、国力はもとより、石油や鉄類、機械類など、戦争遂行のための重要物資をアメリカに依存している日本にとって、このアメリカの対日経済制裁を視野に入れた措置は大きな衝撃であった。何より、英米可分論の立場をとり、アメリカがイギリスと

協調して日本にあたつてくることなどないものとして戦略を考え、その意見を諸勢力に主張していた陸軍統制派にとつて、これは軍事的にも政治的にも大打撃であったといえる。そしてこのアメリカの行動に励まされたイギリスも、対日妥協政策をにわかには転換し、ここにおいて先の日英交渉における成果は半減することになった。

このような状況になると、再び英仏に対する軍事同盟が陸軍にとつて必要になるのは当然であった。日米通商航海条約破棄通告がなされた後、八月に入ると、陸軍は英仏をも対象とした防共協定強化を再び強硬に主張するようになるのである。⁽²⁴⁰⁾ また七月下旬、陸軍は独ソ間に条約が結ばれる動きがあるという情報を得ていたという説もあり、⁽²⁴¹⁾ これを阻止するためにも、防共協定をドイツの要望に忠実な形で締結するよう国内の一致をみる必要があったのである。また重慶政府を屈服させるために中国新中央政權樹立工作を進めること、情勢によってはイギリスの權益に対して強硬な対策をとる可能性もあること、また対米工作については局面を転換し、日中戦争の処理にアメリカを協力させるように誘導する方針が打ち出された。⁽²⁴²⁾ しかしアメリカの態度を緩和させるには、イギリスに対する強硬路線を改める必要があることは自明であり、そうすれば对中国政策に支障が出てくることは当然予想されるわけであった。つまりこの方針が有効に機能する余地はほとんどなかったといえる。陸軍統制派の対外路線は行き詰まりの様相を強くしていった。

さらに、アメリカの日本に対する強い姿勢を見た対英仏軍事同盟反対派は、ますますその危険性に対する警戒を強め、すでに方針は英仏を対象にしないことに決まっているとして、この問題についての内閣における協議にさえ消極的になり、陸軍の主張が実現する可能性はほとんどなくなっていた。これまで陸軍をなだめるため板垣陸相を擁護してきた平沼首相も、板垣を非難する言動をするようになり、板垣を見限りにかかつていた。⁽²⁴³⁾ また昭和天皇も、天津租界封鎖事件への対応策について述べる板垣陸相の不要領にこれまでたまたんでいた不満が爆発し、板垣への、ひいては陸軍への不信感をいよいよ高めていた。⁽²⁴⁴⁾

そのような状況の中、八月二三日に独ソ不可侵条約成立の報がもたらされた。そして二五日、防共協定強化問題の打切りが閣議で決定した。この日米通商航海条約の破棄通告と独ソ不可侵条約の成立によつて、日中戦争の長期化にともなう陸軍統制派の対外政策における新路線は崩壊したといえる。即ち、英米可分論にもとづく独伊との防共軸強化による英仏への攻勢、そしてそれによつて華北支配を強化し、かつ国内における国防国家体制を整えた上で「次期国際転機」を待ち、それを契機に極東からソ連軍を排除するという路線に、全く見通しが立たなくなったのである。独伊との軍事的連携が望めず、またイギリ

スの協力が望めない状況では日中戦争の早期終結も全く絶望的となり、「対ソ国防」も日本が「自力本位」で進めなければならなくなったのである。⁽²⁴⁵⁾

この事態にいら立ちあせる陸軍では、これまでも主張してきた首相への権限集中による国家総動員体制の強化をめざすと同時に、陸軍自らが政治の前面に立ち、大本営を強化し、内閣制度も戦時体制に対応するように変革するなどという、内政面における強硬な意見も出てくるようになった。⁽²⁴⁶⁾

ここにおいて、一九三四年初頭に台頭して以来の陸軍統制派の対外路線は、まさに八方塞がりで頓挫した形になったといえる。⁽²⁴⁷⁾ また同時に、近衛に去られ、天皇の信頼も失うなど、陸軍統制派にとっては政治介入の根幹の一つである元老・重臣勢力との協調路線も機能しなくなっていた。対外的にも体內的にも陸軍統制派路線は行き詰まってしまったのである。

八月二十八日、いわゆる「複雑怪奇」声明を残して平沼内閣は総辞職した。独ソ不可侵条約が成立した以上、防共協定問題が解消したことは自明であり、元老・重臣勢力からこの問題において陸軍を抑える役割を期待されて組閣した平沼首相が辞めるべき理由は本来ならないはずである。しかし平沼は、元老・重臣勢力のみならず、昭和天皇の強い意向を事実上無視して陸軍に同調する態度をとった。最後には板垣陸軍大臣を見限って体面をとりつくろったが、それまでの平沼の行動が取り消されるものではなかった。そのような状況の中で陸軍の主張する防共協定強化が霧散した時、残ったのは平沼の元老・重臣勢力や天皇に対する背信行為という事実だけであったといえる。⁽²⁴⁸⁾ 平沼はとても首相にとどまっていられなくなったのである。⁽²⁴⁹⁾

二 政策破綻後の陸軍統制派の混迷

平沼に代わる後継首相について、陸軍統制派は元老・重臣勢力に次のように要望した。まず第一に、陸軍の統制を乱すことのない人物という条件である。⁽²⁵⁰⁾ これは、三八年五月の内閣改造の時のように、首相が陸軍人事に介入して内部を混乱させることのないよう要求するものであった。⁽²⁵¹⁾ 第二には、对中国政策に邁進し、国内革新を相当できる人物、というものであった。⁽²⁵²⁾ これはまさに近衛文磨のことを指しており、実際に陸軍は近衛を後継首相に希望した。⁽²⁵²⁾

しかし近衛は再出馬する気はなく、これは実現しなかった。湯浅倉平内大臣、近衛枢密院議長、平沼前首相は当初広田弘毅元首相を考えたが、陸軍の反対が強いということで断念した。また池田成彬元蔵相という案も出たが、これは軍部を刺激するという理由で近衛が反対した。池田は、近衛が第一次内閣の改造時に閣内に迎え入れ、成功する要素は少なかったとはいえ、ともに「池田路線」を追求してきた仲であったが、近衛がその池田を推薦することすら難しい状況になっていた。⁽²⁵³⁾ 結局阿部信行という案が出され、陸軍は「毒にも薬にもなら」ない阿部なら仕方がないとしてこれを了承した。⁽²⁵⁴⁾ 元老・重臣勢力も、すでに「毒にも薬にもなら」ない人物を送り出すより他ないところまで追い詰められていたともいえる。

陸軍統制派の対外路線が破綻し、また英米に対する政策の相違から、陸軍統制派と元老・重臣勢力の協調路線も機能しなくなっていたこの時期は、その間隙を突いて陸軍を抑制するチャンスであるといえた。しかし陸軍統制派に対抗するような政治構想は現われることはなかった。また陸軍統制派に代わって政治を主導しようような政治勢力も、すでに日本には存在しなかった。議会の権威自体が衰退したこの時期においては政党にその力はなかったし、また革新官僚勢力も、各機関に散らばっていて統一的な政治行動をすることは難しかった。また元老・重臣勢力自身にも、西園寺路線が崩壊し、また近衛路線も機能しなくなったこの段階では、諸勢力を統合する能力はなくなっていた。宇垣系、皇道派、石原派などの陸軍非主流派も、すでに統制派によって中枢から排除され、陸軍を刷新していきするような余地は少なかった。このように、陸軍統制派路線が進展していく過程で、それに対抗すべき政治諸勢力の力も削ぎ落とされていったために、陸軍統制派が政治的な行き詰まりを見せても、それに取って代わるような政治的変動は起こりえなかったのである。

昭和天皇の信頼をすっかり失った板垣陸軍大臣は平沼内閣とともに辞職し、後任には畑俊六侍従武官長が就任することになった。周知のようにこの大臣人事については、天皇の意向が強く働いた。陸軍への相当に強い不信感を抱くようになっていた天皇は、⁽²⁵⁵⁾ 後継大臣について意を用い、自ら候補者を陸軍に提示するという行動に出た。畑俊六と梅津美治郎がこの時天皇が挙げた候補者であった。⁽²⁵⁶⁾

この二人に共通しているのは、事務能力に長け、陸軍の統制を保ち、陸軍統制派の路線を忠実に遂行していく性格である。まさに陸軍統制派そのものを体現する軍人といつてよい。⁽²⁵⁷⁾ そして天皇は、多田駿前参謀次長と磯谷廉介関東軍参謀長には不同意であるとしているが、⁽²⁵⁷⁾ これらは世代的にも大臣になるには早い軍人で、また前述したように多田は陸軍統

制派の対中国政策に批判的な意見を持っている。当時の陸軍統制派は、アメリカの対日強硬化による対中国政策の停滞と、また独ソ不可侵条約による対ソ戦略における隘路によって、対外政策において大きな打撃を受けており、陸相人事によってその路線転換を図ることも不可能ではなかったかもしれない。天皇がどこまで陸軍の内情に通じていたかは不明であるが、少なくとも結果的には、この天皇の人事介入が統制派路線を継続させる一助となったことは事実である。

さて、陸軍統制派がこれからの対外政策において新たな方針を見出せないでいるうちに、三九年九月一日にはドイツがポーランドに侵攻し、第二次世界大戦が始まった。これは益々陸軍を困惑させたものと思われる。つまり前述のように、陸軍はドイツの蜂起によって欧州大戦が勃発することは予想していたが、それは早くとも一九四一年か四二年頃であると考えていた。そしてその間に対ソ戦の準備を整え、大戦と同時にそれを実行に移す戦略を持っていた。それがこのような早い段階に起ってしまったわけである。当然対ソ戦を行う準備などできておらず、⁽²⁵⁸⁾その他の対外工作が頓挫してしまっている状況では、日本に打手はなかった。周知のように大戦への不介入と中立を表明する以外になかったのである。

いずれにしても、第三国への工作による日中戦争解決の道を断たれた陸軍としては、中国における新中央政府の擁立を進めていく以外に方法はなかった。そしてこの時期になって、陸軍は蒋介石に対する態度を軟化させるのであった。つまり、三九年一〇月三〇日に陸軍省と参謀本部の関係課が策定した「新中央政府樹立を中心とする事変処理最高指導方針」によると、汪兆銘と停戦に応じた蒋介石の合流による新中央政府が構想されていた⁽²⁵⁹⁾のである。前述のように、以前は汪兆銘と呉佩孚を中心とした新政権に、日本に屈服し蒋介石が下野した上で国民政府が合流することを許すという方針であったことが考えると、陸軍統制派にとっては相当の妥協であるといえるだろう。しかしすでに時遅く、アメリカが日本に強い姿勢を示し、これに力を得たイギリスが対日妥協路線を弱め、また日独伊の軍事同盟も成立しなかった状況にあつては、この陸軍の態度の緩和が日中戦争の終結に結びつくはずもなかった。

一九三九年十一月一日、陸軍・海軍・外務の三大臣は、「対外施策方針要綱」を策定した。欧州大戦への不介入中立の立場を利用して日中戦争の解決を図ること、日中戦争処理は新中央政府を重視して行うこと、対ソ政策の穏健化、アメリカに対する無条約状態を回避する努力、イギリスに対しては日本の対中国政策に同調するように工作すること、⁽²⁶⁰⁾独伊に対しては友好関係を維持し、同盟については他日を期すること、などが内容であった。

そして何より重要なことは、^{b61}対米英政策について、「英米ノ不可分關係ニ留意スル」べきことがうたわれていたのである。根幹であった対ソ政策が大転換を余儀なくされ、そして日独伊軍事同盟もない状況において対英外交工作がうまくいくはずもなく、もはや英米可分論を前提にしていた陸軍統制派の対外路線が完全に行き詰まったことは明らかであった。

さて阿部内閣は、長引く戦争によって高じたインフレ対策に失敗し、国民の不满を高めていた。これによって議会における政府批判が強まり、内閣は窮地に陥った。このことは、国民生活の窮乏という直接的な原因の他に、元老・重臣勢力による内閣運営が頓挫し、陸軍の政治的行き詰まりも手伝って、政治的不安定を招いたという要素を指摘されるべきであろう。このような事態に陸軍も打つ手がなく、阿部内閣の意向を奉じて立憲民政党総裁の町田忠治に入閣を求めたりと、これまでの陸軍統制派の行動からすればかなり無原則な態度を見せている。

そのような中、三九年の年末、有志代議士二四〇名が院内に集まり、斎藤隆夫を座長に内閣総辞職を要求する決議を行った。そして翌四〇年の年明け早々、各会派の有志代議士は内閣不信任の署名運動を開始し、一月七日までに衆議院の過半数を超える署名を集めた。しかし、これらの動きは政党が政治的主導権を握ることを狙ったものではなく、選挙区^{b62}の国民の不满に突き上げられ、反政府的立場をとらざるを得なくなったものであった。これを見た陸軍は解散総選挙に反対する海軍に同調し、阿部内閣の総辞職を求めた。陸軍統制派にとっては、国民の怨嗟の的になり、かつ少数閣僚制などの陸軍が要求する改革をあまり進めることができなかった阿部内閣に未練はなかった。四〇年一月四日に阿部内閣は総辞職し、米内光政海軍大将が内閣を組織することになった。

以上のように、陸軍統制派にとって阿部内閣期は、政治的にも対内対外政策的にも最も見通しの暗かった時期であるといえる。このような状況で一九三〇年代は終わりと告げたのであった。

そして、一九四〇年に入ると、続々と入ってくる欧州におけるドイツの快進撃の報が、陸軍統制派を米英との対決路線に引き寄せていく。陸軍統制派にとって、自らの政治的主導権を維持しつつ対外戦略的な隘路を打開する道はこれしかなかった。陸軍統制派は、米英との対立を深めることに消極的な米内内閣を倒し、再度近衛の出馬を求めることになった。

七月二二日に内閣を組織した近衛首相は、新体制運動や大政翼賛会によって国民を一元的に組織化し、これを背景に陸軍を抑制しようと試みたが、陸軍統制派の英米対決路線を

抑えることはできなかった。そして九月二七日には日独伊三国軍事同盟が締結され、米英との戦争への道がほぼ定まった。結果的には、近衛首相は陸軍統制派のために国民総動員体制を強化する役割を果すだけに終わったのである。

以後、陸軍統制派と海軍強硬派の主導権の下、日本は対米英戦争に突き進んでいく。そしていよいよ戦争が不可避になった時、政治的見通しを全く失った元老・重臣勢力は、陸軍に政権を明け渡した。一九四一年一月一日、現職の陸軍大臣であった東條英機が自ら首班となって内閣を組織したことは、まさにこのことを示していたのである。⁽²⁶³⁾

おわりに

本章では、第一次近衛内閣期の盧溝橋事件勃発後から平沼騏一郎内閣を経て阿部信行内閣が倒れるまでの時期における、陸軍統制派の政治的動向や対外戦略などについて論じた。主な論点は次の二つである。

第一に、陸軍統制派の対中国政策、ひいては対外戦略の動向を体系的に明らかにし、この時期における日本の対外的な行動の基調となったのは、陸軍内外の不拡大派・和平派・石原派と拡大派・強硬派のパワーバランスではなく、あくまで陸軍主流たる統制派の路線であり、それが次第に変容していったのは、戦況や対外関係の変化によって、陸軍統制派が対応を変えていったからであることを明らかにした。そして最終的に一九三九年八月にその対外路線は決定的に行き詰まり、以後日本が太平洋戦争への道を進む道が極めて高くなったことを示した。

陸軍の盧溝橋事件への対応は、統制派が一九三四年に台頭して以来一貫して追求してきた南京政府承認下における漸進的華北分離路線の枠組みを維持するという方針の下に行われた。そして中ソ不可侵条約や予想外の戦果によって、陸軍統制派はその枠組みを次第に変容させ、中国を南京政府に代わる親日傀儡政権によって支配させるといふ、これまでの陸軍自身の対中国政策からも全く新しい段階に一九三七年一月末頃から次第に転換していった。そしてその陸軍統制派の中国に対する新しい枠組みは、一九三八年一月の御前会議決定と近衛声明に至って国策として確立した。以後陸軍統制派はこれ路線を強く推進し、多少の紆余曲折はあったものの、日本がこれ以前の路線にもどる可能性はほぼなくなった。

ただし、日本は三八年一月三日に「東亜新秩序」の建設を声明したが、いまだ後の「大東亜共栄圏」とはその内実においてかなりの隔たりがあった。東亜新秩序という言葉とは裏腹に、この段階で中国において日本が排他的な支配をめざしていたのは満州・華北・蒙疆地方までであった。華中・華南においては、経済的には比較的自由な外国の活動を容認していた。それは重慶政府を孤立化させるという方針のためにはイギリスやフランスに対して威嚇とともに懐柔策をも使わねばならなかったからである。またアメリカに対しては、英米可分論への確信から、経済提携を通じての懐柔を重視する方針であった。

そして陸軍統制派は、重慶国民政府への強硬姿勢を維持しつつも、日中戦争が容易には終わらないことを前提とし、ソ連の勢力を極東から軍事的に排除することを次第に国防政策の中心にすえるようになり、三九年一〇月の武漢三鎮占領によって中国侵攻作戦が一段落し、戦争の持久戦化が確実にとなると、特にその傾向は強まった。陸軍統制派は、近い将来に予想される欧州の戦乱の起こった時がソ連を極東から駆逐する好機であると想定し、日中戦争によって形成されつつあった戦時体制を梃子にして、極東ソ連軍を速戦即決で撃退できる軍事力の整備と、それを支える日本・満州・中国（華北）を一丸にした国家総動員体制による国内生産力の飛躍的強化を志向するようになった。そしてそれは「新国防体制」として内外に主張されていた。

このような対ソ連政策、対中国政策を軌道に乗せるため、陸軍統制派が最も重視したのがドイツ・イタリアとの同盟強化であったといえる。しかし欧米世界の動向は、陸軍統制派が期待したようには進まず、かえってその正反対に展開した。即ち、一九三九年七月にはアメリカが日本に通商航海条約破棄を通告し、八月にはドイツがソ連と不可侵条約を結ぶことによって、欧州におけるドイツとソ連の対決、米英可分論という陸軍統制派の対外戦略の大前提がもろくも崩壊したのである。

第二には、陸軍統制派と近衛文麿を中心とする元老・重臣勢力の関係について論じた。即ち、陸軍が近衛を極めて重要な存在として重視していたこと、また第一次近衛内閣期においては近衛も政策面では陸軍と基本的に協調し、少なくともこの協調を崩すまでには至らなかったこと、そしてこの両者は、独伊との軍事同盟を英仏に適用するかどうかをめぐる協調できなくなったこと、またこのことによって、近衛を元老・重臣勢力の代表者として内閣首班にすえ安定した政治運営を進めようとする陸軍統制派の路線が行き詰まったことを示した。またこの陸軍統制派の政治介入路線の行き詰まりは、第一点で述べた陸軍統制派の対外路線の崩壊とほぼ同時であり、ここにおいて一九三四年に台頭して以来陸軍

統制派が追求してきた政治路線が対外的にも対内的にも挫折したということができない。また以上のことを分析するにあたり、近衛と参謀本部、石原派、また近衛が起用した反統制派的な政治家たちは、必ずしも政治的連携が密でなく、政策的にも一致しているとは言えず、これらを不拡大派、和平派、石原派として一つにくくるには相当の無理があり、これまでそれらを中心とし、あるいは和平工作を重視してきた従来の研究の問題点を指摘することができた。これまで言われてきたほど日中和平が実現した可能性は低いように思われる。

- (1) 日中戦争の展開過程を扱ったものとして、秦郁彦『日中戦争史』（原書房、初版一九六一年、新装版一九七九年）、同『盧溝橋事件の研究』（東京大学出版会、一九九六年）、日本国際政治学会『太平洋戦争への道4 日中戦争 下』（朝日新聞社、一九六三年）、戸部良一『ピース・ファイラー 支那事変和平工作の群像』（論創社、一九九一年）など、軍部を中心にしたものとして、高橋久志「日華事変初期における陸軍中枢部―不拡大派の挫折から汪兆銘工作へ―」（日本近代研究会編『年報・近代日本研究7 日本外交の危機認識』、山川出版社、一九八五年）、臼井勝美「日中戦争と軍部」（『昭和史の軍部と政治2 大陸侵攻と戦時体制』、第一法規出版、一九八三年）、松崎昭一「日中和平工作と軍部」（同前）などがある。

- (2) 尚、最近になって、これまでの日中戦争史の枠組みを相対化しようと試みた研究が出てきている。

劉傑『日中戦争下の外交』（吉川弘文館、一九九五年）は、和平工作の展開過程を極めて緻密に分析して大きな成果を上げた研究であるが、従来の「拡大派」対「不拡大派」という枠組みに疑問を呈し、新しい概念を導入することを提唱している。ただそれが「武力行使派」対「外交交渉派」あるいは「新政権中心論」対「南京政府中心論」というものがあり、ややもすれば「拡大派」対「不拡大派」、「強硬派」対「和平派」の焼き直しになりがちなこと否めない。やはり本論のように、陸軍の主流的路線を綿密に分析していくことが重要であろう。

また松浦正孝『日中戦争期の経済と政治 近衛文麿と池田成彬』（東京大学出版会、一

九九五年)は、近衛と池田を中心とする陸軍への対抗路線、即ち「池田路線」の展開過程を、特にこれまでややもすれば軽視されがちであった国内経済の論理を取り入れつつ詳細に明らかにした労作である。またこれは、この時期の政治史を総合的に分析しようと試みた初めての研究として先駆的なものでもある。「池田路線」の動向については、この研究に本論も多くを負っている。

ただ惜しむらくは、「池田路線」の分析が非常に精緻な一方で、陸軍主流派、即ち陸軍統制派の理解が極めて単線的かつ抽象的なことである。これでは、「不拡大派」や「和平派」などの挫折過程によってこの時期の政治史を描いてきたこれまでの通説と同じようなイメージを受けることになる。

以上のように、最近の新しい研究動向をさらに発展させていくためにも、陸軍統制派の政治的動向の体系的な分析が必要であるといえる。

(3) 田中新一については、田中が戦後になって業務日誌を見ながら当時を回想した「支那事変記録」(防衛庁防衛研究所図書館所蔵)があり、これについてすでにいくつかの研究で利用されている。しかしこれも体系的な活用がなされているとは言えない上に、戦後になって田中がつけくわえたバイアスがかかっていることは否めない。本章では、可能な限り日誌の方を用いることに努めた。

(4) 「嶋田繁太郎大将備忘録 第二」(防衛庁防衛研究所図書館所蔵)、一九三七年七月九日、佐藤賢了『大東亜戦争回顧録』(徳間書店、一九六六年)、六九頁。尚、後者ではこの閑議は一〇日とされているが、ここは一次史料である前者の記述を採用した。

(5) 井本熊男『作戦日誌で綴る支那事変』(芙蓉書房、一九七八年)、九一頁。

(6) 前掲、「嶋田繁太郎大将備忘録 第二」、一九三七年七月二一日。

(7) 同右。

(8) 防衛庁防衛研修所戦史室『大本営陸軍部1 昭和十五年五月まで』(朝雲新聞社、一九六七年)、四四三〜四頁。

(9) 参謀本部作戦課(一九三七年七月八日)「北支時局処理要領(案)」(今岡豊『石原莞爾の悲劇』、芙蓉書房、一九八一年、二二八〜二一九頁)。尚、今岡豊はこの当時大尉で、陸軍省で最も重要な部課の一つである軍務局軍事課に勤務していた。

(10) 「対支政策交渉ニ関スル件・軍務課」(『昭和社會經濟史料集成 第三卷 海軍省資料(3)』、大東文化大学東洋研究所、一九八一年、四八八〜四八九頁)。

(11) 武藤章参謀本部作戦課長は、この前掲軍務課の「対支政策交渉ニ関スル件」作成と同

じ頃、速やかに内地三個師団その他を動員派兵し、華北の中国第二九軍に「一撃」を加えることを強く希望していたが、それは平津地方の中国軍を攻撃して排除しようとするものであった（前掲、『大本営陸軍部1』、四四八〜四五〇頁）。さらにこの頃、中国の大軍が華北に向かいつつあるという状況もあり、それへの対応という側面があったことも考慮すべきである。また既述のように、陸軍省の政策担当課である軍務課も平津地方からの中国軍排除は積極的に主張しているのであって、武藤が陸軍中央の中で突出した強硬論であったことは強調できない。

- (12) 前掲、『大本営陸軍部1』、四四六〜四四七頁。また原田熊雄述『西園寺公と政局』第六卷（岩波書店、一九五一年）、四三頁によると、近衛首相は原田貴族院議員に対し、「広田外務大臣をこの場合南京へやつて、日支両国間の外交の急転換をやりたい」、「政治的にやるべく大きく解決したい。各国をして日本に領土的野心のないこと、徒らに武力使用を欲せざることを知らせ、合理的な要求をして帰つて来れば、もし事柄が不成立に終つても、日本の立場と意図が列国に明かになるから、それでよい」旨を語っている。

- (13) 前掲、『大本営陸軍部1』、四四七〜八頁。

- (14) 前掲、『石原莞爾の悲劇』、三二〇〜三二二頁。

- (15) 『石射猪太郎日記』（中央公論社、一九九三年）、一九三七年七月二四日。

- (16) 前掲、『大本営陸軍部1』、四五四〜五頁。

- (17) 杉山陸軍大臣が七月二〇日の閣議で内地師団の派兵を強く主張し、一度はそれが決定しながらも、その翌日華北に派遣していた中島鉄蔵参謀本部総務部長と柴山兼四郎陸軍省軍務課長が現地の状況が好転していることを報告すると、参謀本部の一部に反対論はあったものの陸軍は方針を一転させて派兵を見合わせる事になった（前掲、「嶋田繁太郎大将備忘録 第二」、一九三七年七月二〇、二一日）。これもこの時の陸軍の対中国方針からすれば必然的な動きであったといえる。

- (18) 佐藤賢了当時陸軍省軍務課内政班長は、自分は広安門事件によって不拡大論から一撃論へ転向したと回想している（前掲、『大東亜戦争回顧録』、七三頁）。それは、本章における論旨からいえば、陸軍統制派の方針が第二段階（華北への武力行使）へ進んだことを意味している。

- (19) 前掲、『石射猪太郎日記』、一九三七年七月三一日。

- (20) 「植田」関東軍司令官ヨリ参謀総長陸軍大臣宛（一九三七年八月一三日、『現代史資料9 日中戦争2』、みすず書房、一九六四年、二七〜二八頁）、関東軍司令部（一九三七

年八月一四日)「対時局処理要綱」(同、二九〇三二頁)。

(21) 陸軍省(三七年八月二日)「北支政務指導要綱」(前掲、『現代史資料9』、二六頁)。

(22) 参謀本部(三七年八月一日)「北支事変処理要綱」(前掲、『石原莞爾の悲劇』、三七〇〜三七七頁)。

(23) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、五六頁、前掲、『石原莞爾の悲劇』、三四一〜三四二頁。

(24) 『東京日日新聞』、一九三七年七月二八日など。

(25) 同右、一九三七年八月一日。

(26) 前掲、『大本営陸軍部1』、四六九〜四七〇頁。

(27) 『東京日日新聞』、一九三七年八月一日。

(28) 前掲、『嶋田繁太郎大将備忘録 第二』、一九三七年八月一日。

(29) 前掲、『大本営陸軍部1』、四七一〜四七二頁。

(30) 『東京日日新聞』、一九三七年八月二四日。

(31) 同右、一九三七年九月五日によると、杉山陸軍大臣は九月四日に全軍に伝達した訓示で、すでに事変が全面戦争に移行したものと覚悟が必要との認識を明らかにしている。また同二六日付正午版によると、保定占領に際して二四日に発表された陸軍省当局談話においては、「本作戦の成功は本次事変の緒戦の勝利を確定したるに過ぎないのであつて未だ支那側に反省の色が見えないのであるから吾人の努力を要するのは全くこれからである」との意向が表明されている。

(32) 前掲、『大本営陸軍部1』、四七八〜四七九頁、「畑俊六日誌」(『続・現代史資料4 陸軍』、みすず書房、一九八三年)、一九三七年一〇月二七日。尚、畑俊六は、一九三七年八月教育総監、同年十一月陸軍大将、一九三八年二月中支那方面軍司令官、同年一二月軍事参議官、一九三九年五月侍従武官長、同年八月陸軍大臣。

(33) 前掲、『石原莞爾の悲劇』、四二四〜四二六頁。

(34) 関東軍司令部(一九三七年九月四日)「時局ニ関スル意見具申」(前掲、『現代史資料9』、三九〜四〇頁)。

(35) 前掲、『畑俊六日誌』、一九三七年九月二二日。

(36) 四相会議決定(三七年一〇月一日)「支那事変対処要綱」(前掲、『大本営陸軍部1』、四八四〜四八六頁)。

(37) 前掲、『作戦日誌で綴る支那事変』、一六一〜一六二頁。

- (38) 前掲、『石射猪太郎日記』、一九三七年一月二十九日。
- (39) 外務省外交史料館所蔵「外務省記録」、A・一・一・〇・三〇、「支那事変関係一件 第十八巻 興亜院設立当時ノ重要決定(一)」。
- (40) 参謀本部第二部(一九三七年一月七日)「事変善後処理要綱案(情勢ノ変化ニ基ク改訂第三案)」(前掲、「外務省記録」、A・一・一・〇・三〇、「支那事変関係一件 第十八巻 興亜院設立当時ノ重要決定(一)」)。
- (41) 昭和十二年十一月二十九日発、陸軍次官海軍次官宛「時局処理ニ関スル関東軍参謀長上申」(前掲、『現代史資料9』、一六五〜一六六頁)。
- (42) 前掲、『大本営陸軍部1』、五〇五〜五〇七頁。
- (43) 同右、五〇三〜五〇五頁。
- (44) 大本営陸軍部(一九三七年一月一日)「支那事変解決処理方針案」(前掲、『現代史資料9』、五一〜五二頁)。
- (45) 陸軍省軍務局軍務課(一九三八年一月六日)「政務指導に關し陸軍次官の北支那方面軍との連絡事項」(前掲、『現代史資料9』、九九〜一〇一頁)。
- (46) 「関参満第五五三号 北支政務指導ニ関スル件」(一九三七年一月二三日発、前掲、『現代史資料9』、六三頁)。
- (47) 前掲、『西園寺公と政局』第六巻、一八〇〜一八一頁によると、近衛は原田貴族院議員に対し、「南京が陥落して蒋介石の政権が倒れる。で、日本は蒋政権を否認した声明を出す、その時が、ちやうど自分の退き時だと思ふから、その時に辞めたい」旨を語った。
- (48) 同右、一九三、二〇八〜二〇九頁。
- (49) 同右、一九三頁。
- (50) 外務省編『日本外交年表並主要文書 下巻』(原書房、一九六六年)、三八五頁。この「支那事変根本処理方針」については、前掲、劉傑『日中戦争下の外交』が新しい解釈を試みている。つまり、この方針において国民政府が日本の要求を全面的に受け入れた場合が想定され、その際には南京政府を中国の中央政権として認めることも否定されていないことから、「国民政府中心論」と「新中央政府中心論」が並立しているというものである。しかし、当時の日本の指導層に、国民政府が全面的に日本に服従してきた場合でも、あくまでこれを壊滅しようと考えていた者がいたとは考えられない。この評価には少しく無理があるように思われる。

(51) 『昭和社會經濟史料集成 第五巻 海軍省資料5』(大東文化大學東洋研究所、一九八

三年)、一九三三頁。

(52) 『木戸幸一日記』上巻(東京大学出版会、一九六六年)、一九三七年八月九、一〇日、前掲、『西園寺公と政局』第六卷、八〇〜八七頁。

(53) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、八二〜八三頁。

(54) 前掲、『木戸幸一日記』上巻、一九三七年八月一〇日、前掲、『西園寺公と政局』第六卷、八〇〜八一頁。

(55) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、八五頁。

(56) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、一二二、一二八頁。

(57) 矢部貞治『近衛文麿』上(弘文堂、一九五二年)四三四〜四三六頁。

(58) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、八三頁。近衛は原田貴族院議員に対し、「国策審議会でも作つて、宇垣、荒木、末次といったやうな連中を入れ、それに対しては日本の陸軍も一致して、藩閥なんかの関係もだんくなくなつてきたといふことが判るやうに、所謂「チエスチア」にさういふものをつくりたい」旨を語っている。

(59) やや先のことになるが、原田熊雄述『西園寺公と政局』第七卷(岩波書店、一九五二年)、一九四〜一九五頁によると、近衛は陸軍内部には派閥があり、一方が林銑十郎を中心とする中国との戦争貫徹派、もう一方が真崎甚三郎を中心とする対ソ戦準備のため戦争中止を主張する一派だと語っている。陸軍において政策的にこの二要素があつたことは事実だが、前者の力の強さからすると両者が拮抗していたとは言えない。ましてやそれらの中心に、すでに陸軍への影響力を失っていた林と真崎を想定しているのでは、近衛は陸軍の内情に全く通じていなかったと断定しても言い過ぎではないと思われる。

(60) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、一〇九頁によると、近衛首相は原田貴族院議員に対し、「結局これは会合させると後でいろんな議論だのなんかをしたりして、かへつて危険だから、各個に意見をきいて廻らせるやうにしようと思ふ。まあチエスチアに過ぎない。」旨を語っている。

(61) 同右、七六〜七八、一二八頁。

(62) 前掲、『畑俊六日誌』、一九三七年九月一三日。この日、畑教育総監と杉山陸軍大臣は会談したが、畑は「此際大赦令を出し真崎を放免せんとするの運動もある由なり。不愉快なり」と書いている。

(63) 同右、一九三七年九月一三日、一二二日、前掲、加藤陽子『模索する一九三〇年代』第

六章第一節1。

- (64) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、一四二〜一四三、一四六〜一四七頁。
- (65) 矢部貞治『近衛文麿』上巻(同伝記編纂出版会、一九五二年)、四四二頁。
- (66) 前掲、加藤陽子『模索する一九三〇年代』第六章第二節1。
- (67) 防衛庁防衛研修所戦史室『支那事变陸軍作戦1』(朝雲新聞社、一九七五年)、四〇八〜四〇九頁。
- (68) 前掲、加藤陽子『模索する一九三〇年代』第六章第二節1。
- (69) 日清戦争においては、天皇の特旨により伊藤博文と山県有朋が大本営に参列し、特に伊藤が主導権を握ったことはよく知られている。また日露戦争においても、戦略より政略の優位が一貫して維持されていた(雨宮昭一『近代日本の戦争指導』、吉川弘文館、一九七七年、第一章)。
- (70) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、一三〇頁。
- (71) 前掲、加藤陽子『模索する一九三〇年代』第六章では、統帥部のみから構成される大本営を保守的なものとし、それに対して陸軍省や近衛の大本営案を革新的なものと位置づけて論を進めているが、この枠組みは再考の余地がある。
- (72) 前掲、加藤陽子『模索する一九三〇年代』第六章第四節1。
- (73) 『現代史資料37 大本営』(みすず書房、一九六七年)三三九〜三四〇頁。前掲、加藤陽子『模索する一九三〇年代』第六章では、陸軍中堅層がかなり強くこの案を推進しようとし、すぐにでも行政機構改革に結びつけようとしたかのようなイメージが提示されているが、それは本章で示すように必ずしもそうとはいえないように思われる。

(74) 前掲、『大本営陸軍部1』、四九五頁。

(75) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、九〇頁。

(76) 同右、一三二〜一三三頁。

(77) 前掲、加藤陽子『模索する一九三〇年代』第六章第三節。

(78) 内閣調査局、企画庁、企画院などの「総合国策機関」をめぐる政治過程については、

大前信也「広田弘毅内閣期の大蔵省」(I)、(II)、『政治経済史学』第三八四、三八五号、一九九八年八月、九月)、池田順『日本ファシズム体制史論』(校倉書房、一九九七年)第一編、御厨貴『政策の総合と権力 日本政治の戦前と戦後』(東京大学出版会、一九九六年)

I 「国策総合機関設置問題の史的展開―国策の主体形成と機能的再編をめぐる」などが詳しい。

いずれも該問題について精緻な実証的成果をあげた貴重な研究であるが、広田内閣期を的確に論じた大前論文以外は、陸軍では「石原派」の動向にふれられるのみで陸軍主流（統制派）の動向については一貫して政治的評価がなされておらず、政治史研究という視点からすると不満が残る。

(79) 前掲、大前信也「広田弘毅内閣期の大蔵省」(II)。

(80) 陸軍省軍務局(一九三七年九月一三日)「総務院(仮称)設置要綱(案)」(『昭和社会経済史料集成 第四卷 海軍省資料(4)』、大東文化大学東洋研究所、一九八二年、九七〜一〇〇頁)。

(81) 前掲、『昭和社会経済史料集成 第四卷』、一五九〜一六四頁。

(82) 前掲、池田順『日本ファシズム体制史論』第一編第二章第一節1。

(83) 前掲、『石原莞爾の悲劇』、三七〇〜三七二頁。この「北支事変処理要綱」は、陸軍中央では例外的に石原作戦部長直系の幕僚が多い参謀本部戦争指導課が原案を作成し、それを石原が承認した上で参謀本部案となったものであることから、急進的な国防国家建設を目指す石原の要望によるものと推定される。

(84) 『東京日日新聞』、一九三八年一月二十九日。

(85) 「田中新一中将業務日誌」二二分冊の一四(防衛庁防衛研究所図書館所蔵)、一九三八年四月一〇日。尚、田中新一はこの当時大佐で、陸軍省の課長として最も重要なポストである軍務局軍事課長の地位にあった。

(86) 「田中新一中将業務日誌」二二分冊の一三(防衛庁防衛研究所図書館所蔵)、一九三八年三月六日には、「昭和十六年(一九四一年) 日『ソ』開戦ヲ前提トスル戦時体制ノ整備」とあり、同三月一三日には「第一次目標十五年開戦最終目標十七年開戦」とある。また同二二分冊一四、一九三八年四月三日には次のように記されている。

一、時局ノ結末ニハ尚作戦行動ノ継続ヲ要ス

二、現下ノ情勢ハ支那大陸ニ於ケル帝国ノ政策遂行力緊急ノ仕事ニシテ一切ヲ挙ケテ之ヲ達成促進ニ努ムヘキモノトス

三、対「ソ」戦備ノ拡充ハ固ヨリ時局解決ノ後抛タル軍モ戦備ノ□□自ラ明瞭ナリ

四、航空其他ノ充備亦此方針ニ則ルヘキモノトス

五、時局処理ノ根本方針対「ソ」戦備ヲ急速ニ完成スルヲ第一義トシ、支那ノ屈服ハ単ニ対支作戦ノ成果ノミニ依リ期待シ難シトノ見地ニ立チ現下ノ情勢ニ於テモ在満戦備

充

実ヲ第一義トスルカ如キハ情勢ヲ甚タシク無視スルモノニシテ同意スルヲ得ス

六、固ヨリ帝国ノ国防方針ハ「ソ」連ニ対シ必勝ノ戦備ヲ整フルニ在ルモ現下ノ情勢ニ於テハ「ソ」ノ出テ来サルコトヲ限度トシテ戦備ヲ充実シ尚全般的ニ余力アルニ於テ更ニ

之ヲ強化スルヲ以テ主眼トナサ、ルヘカラス

(87) 前掲、「田中新一中将業務日誌」二二分冊の一三、一九三八年二月二四日、陸軍省軍務課（一九三九年一月九日）「日独伊『三国協定』問題の経緯」（『現代史資料10 日中戦争3』、みすず書房、一九六三年、一五三頁）。

(88) 田中新一「支那事変記録」其の五（防衛庁防衛研究所図書館所蔵）、一八頁。

(89) 前掲、「田中新一中将業務日誌」二二分冊の一四、一九三八年四月三日。

(90) 前掲、田中新一「支那事変記録」其の五、四四頁。

(91) 「田中新一中将業務日誌」二二分冊の一五（防衛庁防衛研究所図書館所蔵）、一九三八年六月一〇日によると、「戦争指導要項ニ伴フ国家トシテノ戦争指導方策立案ノ件」として五つの項目が箇条書きにされているが、それは「一、対支新政権ノ樹立 二、漢口攻略 三、外交防共協定 四、対「ソ」準備 五、対支援助防止」という順番であった。また同一九三八年五月二五日によると、四月二九日の会議において、ソ連との「将来戦争ハ避け難シ」としながらも、「但シ時日カツテハ」ツ程我ニ有利ナルカ故ニ政治的軍事的両方面ヨリスルモ我ヨリ進テ戦争ヲ強要スルハ不利ナリトノ結論ニ達」したとされている。さらに前掲、「畑俊六日誌」、一九三八年四月一六日によると、杉山陸相は「参謀本部が恐露病にか、り頗退嬰的」であると語っている。

(92) 『現代史資料13 日中戦争5』（みすず書房、一九六六年）、一四二〜一四三頁。
(93) 同右、一四四頁。

(94) 『東京日日新聞』、一九三八年三月五日、四月八日。

(95) 前掲、『大本営陸軍部1』、五三〇〜五三六頁。

(96) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三八年四月一六日。

(97) 前掲、井本熊男『作戦日誌で綴る支那事変』、一九九〜二〇一頁。

(98) 大本営陸軍部（一九三八年三月五日）「軍事機密式拾五部ノ内第18号 対支時局打開ニ関スル件」（防衛庁防衛研究所図書館所蔵、中央・戦争指導重要国策文書・一一九七、参

謀本部第三課長（昭和十二年一月四日～昭和二十年三月一日）「大本營に関する書類」。

(99) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、二七九～二八〇頁。

(100) 同右、三五、四七、一六〇頁。

(101) 同右、一六三～一六四頁。

(102) 同右、二七一頁。

(103) 同右、二六四頁。

(104) 同右、二七一頁。

(105) 松浦正孝『日中戦争期における経済と政治 近衛文麿と池田成彬』、東京大学出版会、

一九九五年、第三章第一節二。

(106) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、四七頁。

(107) 同右、一五二～一五三、一七一頁。

(108) 宇垣はその日記において、蘆溝橋事件勃発当初は事件を大きくせずにおさめることを書いているが、『宇垣一成日記2 自昭和六年六月至昭和十四年二月』、みすず書房、一九七〇年、一九三七年七月一五日）、次第に今回の出兵を利用して日中懸案を解決することを考えるようになり（同、一九三七年七月二八日、三〇日）、不拡大方針を維持しつつも中国軍に積極的に打撃を与えるべきことを書くようになった（同、一九三七年八月一日、一八日）。そして政府が不拡大方針を放棄するとこれを支持し、長期戦を避けるためにも速やかに徹底的な一撃を中国に加えるべきであるという強硬論になっていった（同、一九三七年八月二四日、八月二六日、九月一日、八日）。そして相当早い時期から南京などの中国中枢部への攻撃を想定し、中国に対しては、当面はあくまでも実力を持って押すべきことを書いている（同、一九三七年九月一〇日、一三日）。南京国民党政府との交渉は否定しないもの（同、一九三七年一月二五日）、「東洋の盟主」、「東洋の安定勢力」である日本に中国を協力させ、日本が中国大陸において経済的に発展していくことによつて、やがては欧米勢力をそこから駆逐するという構想を考えていた（同、一九三七年一月二二日、二八日、二九日）。そして蒋介石政府が「反省」しないならば長期戦に移り、蒋政府を否認して華北に独立政権を樹立すべきであるという、陸軍統制派の方針をむしろ先取りするくらいの強硬さであった（同、一九三七年一月三〇日、二月一日）。

(109) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、一六一～一六二、一九一～一九二頁。

(110) 宇垣は南京陥落後、蒋介石政権否認論を想定しつつも、蒋介石を相手として事態を早

急に收拾すべきことを考えるようになっていき（前掲、『宇垣一成日記』、一九三八年一月三日）、日中講和への意欲を高めていった（同、一九三八年一月九日）。ただ広東や漢口の攻略には賛成し（同、一九三八年二月一五日）、対英関係の調整の必要性を唱えつつも中国新中央政権を育成することも是認し（同、一九三八年三月三日）、蒋介石を相手とした交渉に対する熱意はあまり見られない（同、一九三八年四月一四日）。

それが一九三八年五月に入り、陸軍の中国作戦をやめさせて対ソ国防に専念させるべきことを書いたり（同、一九三八年五月一日）、一月一六日の蒋政権否認声明を撤回する意図を示し始める（同、一九三八年五月五日、五月二二日）。

(111) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、二七七～二七八頁。

(112) 同右、二九五頁。

(113) 同右、三〇〇～三〇一頁。

(114) 同右。

(115) 同右、三〇四～三〇六頁。また前掲、松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』第三章第一節二では、当初から近衛と参謀本部が連絡をとって、杉山陸相更迭を画策したような記述があるが、前後の両者の関係からしても、また史料的な点からも、それは考えにくいことである。近衛も木戸も、この話は湯浅倉平内大臣から間接的に聴いて知ったのである（『木戸幸一日記』下巻、東京大学出版会、一九六六年、一九三八年四月二三日、前掲、『西園寺公と政局』第六卷、三〇〇～三〇一頁）。いくら皇室に近い近衛といえども、この両宮元帥の行動がなければ、陸相更迭を強行することはできなかったであろう。

(116) 前掲、『木戸幸一日記』下巻、一九三八年五月四日。

(117) 同右、一九三八年五月四日、五月一日。

(118) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、三〇四～三〇五、三一八～三一九頁。

(119) 前掲、『畑俊六日誌』、一九三八年四月一六日。

(120) 前掲、『木戸幸一日記』下巻、一九三八年五月五日、前掲、『西園寺公と政局』第六卷、三一〇頁。

(121) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、二八八～二八九頁によると、湯浅倉平内大臣は、杉山陸相が天皇にも色々なことを打ち明けず、何の報告のせずに前言と違う作戦を進めたりし、天皇から軍の統制についての質問があっても、十分統制はとれていると答えるだけだとして、原田熊雄に不満を洩らしている。

(122) 前掲、松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』第三章第一節二。

(123) 前掲、田中新一「支那事変記録」其の五、一九四頁。

(124) 閑院宮が人事に積極的に介入したのはこれが初めてではない。一九三四年一月、皇道派の荒木貞夫陸軍大臣が辞任した際、その後任に同じ皇道派の真崎甚三郎が就くことに反対し、その後同年四月に林陸軍大臣の辞任問題がもちあがった時も、真崎の大臣就任に反対して林の留任を支持した（佐々木隆「初期『統制派』の形成―林陸相の進退をめぐる」、『軍事史学』第一三卷第三号）。つまり閑院宮は、ある特定の派閥や機関が陸軍の中で突出し、その他の派閥なり機関が不満を抱くようになった場合に、それを是正するために人事に介入する行動パターンを持っていたといえるだろう。

(125) 前掲、「田中新一中将業務日誌」一二分冊の一五、一九三八年五月二二日。

(126) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三八年五月二七日。また前掲、「田中新一中将業務日誌」一二分冊の一五、五月二八日には次のような記述がある。

五月二十八日

陸軍大臣交渉ニカラマル疑惑尠カラス

交渉後之ヲ徹底的ニ調査スルヲ要ス即チ

1、統帥権干犯ニ対スル疑惑

長袖、重臣輩力至尊ニ進言シテ軍ニ干渉シタル疑惑

近エ周囲之暗躍（周囲一掃ヲ要ス）

参本ト近エ周囲若ハ重臣トノ通謀

右ニ対シテハ事実ヲ闡明ニ、統帥権干犯ノ根源ヲ絶チ、重臣政治ノ一掃ヲ図ルヲ要ス

二、荒木、宇垣ニ依ル軍内ノ対立強化策謀

池田ニ依ル軍圧迫工作ノ件

（後略）

(127) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、三二八〜三二九頁。

(128) 同右、三三二〜三三三頁。

(129) 前掲、「田中新一中将業務日誌」一二分冊の一五、一九三八年五月二八日。

(130) 同右。

(131) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、三二九〜三三一頁。

(132) 同右、三三二〜三三三頁。近衛が杉山陸相の秘密主義的で非協力的な姿勢に反発して

いたことはすでに述べたが、このように近衛の方も陸軍統制派と政治的折衝をすべく積極的にリーダーシップをとろうとしていたとはいえず、近衛の陸軍統制派、特に杉山陸相や梅津次官への批判を鵜呑みにすることはできないだろう。

(133) 前掲、『西園寺公と政局』第六卷、三三四～三三五頁。

(134) 前掲、『宇垣一成日記』、一九三八年六月一三日。

(135) 前掲、『西園寺公と政局』第七卷、五頁。

(136) 前掲、松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』第三章第三節一。

(137) 前掲、「田中新一中将業務日誌」二二分冊の一五、一九三八年六月五日。

(138) 同右。

(139) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三八年六月二三日。

(140) 同右によると、東條英機陸軍次官は、たとえ蒋介石が国民政府から下野したり、日本の国民政府分裂工作が成功したとしても、日本が交渉する相手は新中央政府であることを強調している。

(141) 陸軍省（一九三八年七月三日）「時局外交ニ関スル陸軍ノ希望」（前掲、「外務省記録」、A・一・一・〇・三〇、「支那事変関係一件 第十四卷」）。

(142) 前掲、『西園寺公と政局』第七卷、八頁。

(143) 「田中新一中将業務日誌」二二分冊の一六（防衛庁防衛研究所図書館所蔵）、一九三八年九月一日掲載の、田中新一が参謀本部第一（作戦）部長から伝えられた大本営会議の議事事項。また前掲、「畑俊六日誌」には、すでに一九三八年六月四日の段階で、「第二課長高橋大佐大本営陸軍部に於ける謀略会議の為上京、昨日帰任本日報告を受く。略決定の上近く閣議に謀るものなりとの要旨は、1、漢口作戦を目標とし謀略を之と平行せしめ本年初秋頃迄に目的を達成すること。2、蔣の屈服を基礎とし之が下野を目標とす。之が為軍自ら之を工作すると共に唐紹儀、呉佩孚、靳雲鵬等をして之を実施せしむるものなり。」との記述がある。

(144) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三八年六月二五日に掲載されている「六月十七日大本営陸軍部策定の第二期謀略計画」では、すでに強力な中国新中央政府を樹立する方針が前提となっている。

(145) 『東京日日新聞』、一九三八年六月二六日、七月二日。

(146) 前掲、『大本営陸軍部1』、五四九頁。

(147) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三八年七月二八日。

(148) 陸軍省案(一九三八年六月二〇日)「中華民國臨時維新兩政府ニ呼応スル帝國政府声明ニ関スル要望」(前掲、「外務省記録」、A・一・一・〇・三〇、「支那事變關係一件 第十二卷 帝國政府声明」)

(149) 前掲、『木戸幸一日記』下巻、一九三八年八月九日、一六日。

(150) 前掲、『石射猪太郎日記』、一九三八年七月八日。

(151) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三八年七月二十八日、八月一九日。

(152) 同右、一九三四年九月四日掲載「日支新關係調整要綱(未定稿)」。

(153) 同右、一九三八年九月八日。

(154) 前掲、松浦正孝『日中戦争期における經濟と政治』、第三章第三節一。

(155) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三八年九月八日。

(156) 前掲、松浦正孝『日中戦争期における經濟と政治』第三章第三節一、三。

(157) 同右、第五章第一節一。

(158) 前掲、『西園寺公と政局』第七卷、八五頁。

(159) 前掲、「田中新一中將業務日誌」、二二分冊の一五、一九三八年六月二十九日。

(160) 前掲、「田中新一中將業務日誌」、二二分冊の一六、一九三八年七月六日、一日。

(161) 前掲、「田中新一中將業務日誌」、二二分冊の一五、一九三八年六月二十四日、前掲、同二分冊の一六、一九三八年七月九日、一日、二日。

(162) 前掲、「外務省記録」A・一・一・〇・三〇、「支那事變關係一件 第十八卷 興亜院成立當時ノ重要決定(一)」。

(163) 前掲、「田中新一中將業務日誌」、二二分冊の一六、一九三八年八月二六日には、東條英機次官からの伝達事項として次のように記されている。

八月十六日(次官ヨリ)

(一) 四略)

五、支那事變ノ拾収ト対策

△①、漢口広東後ニ於ケル对支作戰指導方策

△②、蒋政権崩壊セサル場合ノ前項ト相俟ツ施策

3、支那ノ建設工作

△④、对支作戰ノ終結

对「ソ」作戰準備

5、滿洲国ノ強化

産業開發

6、日滿支經濟圈ノ設定強化

△⑦、對支外征軍ノ整理、帰還ニ伴フ整理

⑧、国民精神ノ統一指導

前記国民ノ目標

9、前記遂行ニ伴フ国内指導組織ノ強化

(後略)

(164) 『東京日日新聞』、一九三八年八月三〇日。

(165) 前掲、『西園寺公と政局』第七卷、九七〜一〇七頁。

(166) 同右、一〇五〜一〇七頁。

(167) 同右、九九〜一〇〇頁。

(168) 同右、九九頁。

(169) 同右、一〇〇〜一〇一頁。

(170) 同右、一〇二〜一〇四頁。

(171) 同右、九七〜九八頁。

(172) 同右、九九〜一〇〇頁。

(173) 同右、一〇二〜一〇四頁。

(174) 「田中新一中將業務日誌」二二分冊の一七(防衛庁防衛研究所図書館所蔵)、一九三八年一〇月一日の「十月一日(局長会報)」の第一八項には「総動員発動ヲ必要トス早クスルヲ可トス」とある。また同一一九三八年一〇月九日には、東條英機陸軍次官の話として次のように記されている。

十月九日(次官)

一、對支對「ソ」對英

「ソ」英仏ノ關係ヲ清算セシメ、對「ソ」準備ヲ実行スルコト必要

二、「ソ」ノ欧州ヨリシメ出シ

極東ヨリシメ出ス方策

三、英ヲ對支絶縁

四、日独伊軍事協定ヲ利用シテ其目的ヲ達成ス

此方策

英ヲ独伊ノカニヨリ対支絶縁ノ方策可能ナラスヤ

五、「ソ」ノ極東シメ出シ

極東国際会議

そしてその直後の同一九三八年一〇月一三日には田中新一軍事課長のメモとして「一、『ソ』連ノ急速勝利 抜打的第一会戦強要 二、国内残置兵力約七十万」とある。

(175) 同右、一九三八年一〇月二五日。

(176) 同右、一九三八年一〇月二五日。また伊藤隆氏を中心とするいわゆる「革新」派論では、三八年において展開される近衛新党運動、国民再組織運動を、「革新」派が結集を指したものの、近衛新体制運動へつながるものとして重視する。しかしそれは少なくとも陸軍にとって「興味ナシ稍々白眼視ス要ハ挙国一致ノミ」とされ、ほとんど関心のないものであった（前掲、「田中新一中将業務日誌」二三分冊の一七、一九三八年一〇月二五日）。せいぜい戦時体制の強化に資するものなら異存なしという程度だったのである（『東京日日新聞』、一九三八年一月二四日）。

(177) 前掲、「田中新一中将業務日誌」二三分冊の一七、一九三八年一〇月四日、九日、一三日。

同右、一九三八年一〇月二一日。

(178) 『東京日日新聞』、一九三八年一〇月二六日。

(179) 同右、一九三八年一月二四日。

(180) 同右、一九三八年一月二九日。

(181) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三八年一月二八日。

(182) 前掲、『現代史資料9』、六二一〜六二三頁。

(183) 尚、一〇月に陸海外三大臣によって合意された「漢口政務処理要綱」でも、政治的経済的軍事的いずれも華北地方に比べるとかなり穏健な内容となっている（前掲、「畑俊六日誌」、一九三八年一〇月二九日）。

(184) 前掲、『大本営陸軍部1』、五七一〜五七二頁。

(185) 同右、六〇三〜六〇五頁。

(186) 前掲、井本熊男『作戦日誌で綴る支那事変』、三五三〜三五四頁。

- (188) 有田八郎『馬鹿人と人はいうー外交官の回想ー』（光和堂、一九五九年）、九一〜九三頁。また前掲、「畑俊六日誌」、一九三九年一月一二日の欄外には、「近衛公が退却したるは表面は下記の様なるも実際は三国軍事協定が紛糾してどうにもならぬ為臆病にも退却したるものなり」と記されている。さらに同五月二六日、二七日によると、この時期侍従武官長として天皇の側に仕えていた畑は、近衛首相の辞職の理由が三国国防共協定強化問題にあつたことを天皇から聴いている。
- (189) 前掲、陸軍省軍務局軍務課（一九三九年一月九日）「日独伊『三国協定』問題の経緯」（『現代史資料10』、一五三頁）。
- (190) 同右（前掲、『現代史資料10』、一五三〜一五四頁）。
- (191) 同右（前掲、『現代史資料10』、一五五〜一五六頁）、前掲、有田八郎『馬鹿人と人はいう』、九一〜九二頁。
- (192) 前掲、『西園寺公と政局』第七卷、二四二〜二四三頁。
- (193) 前掲、陸軍省軍務局軍務課（一九三九年一月九日）「日独伊『三国協定』問題の経緯」（前掲、『現代史資料10』、一五五〜一五六頁）。
- (194) 前掲、『西園寺公と政局』第七卷、一九八頁。
- (195) 同右、二四〇〜二四一頁。
- (196) 同右、二三二〜二三四頁。
- (197) 同右、二四二〜二四三頁によると、近衛は、御前会議において平沼騏一郎枢密院議長が、もし英米が一緒になって日本に経済的な圧迫を加えて来た場合の対策はあるのかと念を押して聞いていたことを、時宜に適した極めて穏健な質問であつたと評価している。
- (198) 前掲、『木戸幸一日記』下巻、一九三八年二月一七日。
- (199) 前掲、『西園寺公と政局』第七卷、二〇七頁。
- (200) 同右、二〇八〜二〇九、二四九頁。
- (201) 『小山完吾日記』（慶応通信、一九五五年）、一九三八年二月二八日。
- (202) 「小川平吉日記」（小川平吉文書研究会編『小川平吉関係文書1』、みすず書房、一九七三年）、一九三八年二月一六日によると、近衛が辞意を表しているとの誤報が伝わった時ですら、畑俊六教育総監は頻りに政変は困る、辞職しないようにと近衛に語ったという。
- (203) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第五卷（岩波書店、一九五一年）、二四五〜二四六頁。
- (204) 前掲、『西園寺公と政局』第七卷、二四六頁〜二四七頁。
- (205) 同右、二四二〜二四三、二四八頁。

(206) 原田熊雄が有田八郎外相から聴いたところによると、平沼は有田八郎に外相としての

入閣を依頼するに際し、「英仏を相手にしてまで協定を強化するようなことは反対で、万一陸軍からそういうことを強いられたら自分は有田とともに辞める」と語ったという（前掲、『西園寺公と政局』第七巻、二五八頁）。

(207) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三九年一月一二日。

(208) 『東京日日新聞』、一九三九年二月二三日、五月九日。

(209) 陸軍省・参謀本部決定（一九三九年三月三〇日）「戦争指導上の見地より現下案件処理に関する準拠」（前掲、『現代史資料9』、五五七〜五五八頁）。

(210) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三九年五月二九日。

(211) 同右、一九三九年六月六日。

(212) 『東京日日新聞』、一九三九年四月一四日、一八日。

(213) 『現代史資料8 日中戦争1』（みすず書房、一九七七年）、七七三〜七七七頁。

(214) 前掲、『大本営陸軍部1』、五八三〜五八四頁。

(215) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三九年三月一九日。

(216) 同右、一九三九年四月一日。

(217) 同右、一九三九年四月三〇日。

(218) 前掲、『大本営陸軍部1』、五八九頁〜五九二頁の、陸軍省・参謀本部によつて作成された三九年五月九日における閑院官参謀総長による上奏内容。

(219) 同右。

(220) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三九年五月二六日。

(221) 同右、一九三九年七月七日には、「防共協定の留保事項は、独り外相は一切の留保は条約の効果を滅却するものとして強く反対し、苟も三国中一國が攻撃を受けたる場合他の一國は相手方の如何を問はず無条件即時交戦関係に入るべきものにて、彼は独伊対英仏戦争の場合日本が関与すれば自然米國は参加すべしとのことなるも、自分はそれと反対に日本が最初より参戦すれば米國は決して立たざるべしと確信しあり。」とある。また同六月六日によると、昭和天皇が、アメリカが最初から英仏側に立つ態度を表明した場合には、条約を適用しないようにするという海軍の意見が至当ではないかと畑俊六侍従武官長に質問したのに対し、畑は「事実米英が一致協同したる時はどうにもならざるべし」と答えている。

(222) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三九年五月二六日、前掲、『西園寺公と政局』第七巻、三三三

三〇三三六頁。また前掲、『西園寺公と政局』第七卷、二八〇〜二八一頁によると、三八年末に近衛首相が辞任をほのめかした時、これに強く反対する中島鉄藏参謀次長が湯浅倉平内大臣にその意を伝え、内大臣から天皇に伝わった。天皇は、それほど近衛が辞めるのが困るなら八月の五相会議で決定したように英仏を対象としないという方針に同意したらどうかと語ったが、これを聴いても参謀本部はその主張を変えなかったという。これも天皇の陸軍に対する不満を高めたと思われる。

(223) 前掲、『西園寺公と政局』第七卷、三一〇〜三一〇、三二二〜三二二頁。

(224) 同右、三二五〜三二六頁。

(225) 同右、三二五〜三二六、三三五〜三三六頁。

(226) この詳細な経過については、三宅正樹『日独伊三国同盟の研究』（南窓社、一九七五年）、義井博『日独伊三国同盟と日米関係』、日本国際政治学会・太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道 5』（朝日新聞社、一九六三年）などに譲る。

(227) 前掲、『西園寺公と政局』第七卷、三三六、三三八〜三四〇、三四六〜三四九、三五三〜三五五、三七一〜三七三頁。

(228) 同右、三五九頁。

(229) 同右、三五九〜三六二頁、同三五九〜三六〇頁によると、湯浅倉平内大臣は、平沼首相が陸軍寄りの態度をとったうえ、統帥部に責任を転嫁したと強く批判している。

(230) 同右、三五九〜三六〇頁。

(231) 「経過日誌」（前掲、『現代史資料10』、一七二頁〜）、一九三九年五月二〇日。

(232) 「三国協定の経緯（其二）」（前掲、『現代史資料10』、一五七〜一五八頁）、前掲、『西園寺公と政局』第七卷、三七三〜三七四頁。

(233) 前掲、『西園寺公と政局』第七卷、三七三〜三七四頁。

(234) 前掲、『経過日誌』一九三九年五月二八日、六月二日、前掲、『畑俊六日誌』、一九三九年六月六日。

(235) 前掲、『畑俊六日誌』、一九三九年七月一〇日、『東京日日新聞』、一九三九年七月四日。

(236) 前掲、『畑俊六日誌』、一九三九年七月七日。この「天津租界に関する日英交渉要領大綱」の形成過程の詳細、あるいは陸軍中央と中支那方面軍との主張の相違については、永井和「日中戦争と日英対立―日本華北占領地支配と天津英仏租界―」五（古屋哲夫編『日中戦争史研究』、吉川弘文館、一九八四年）。

(237) 陸軍省・参謀本部決定（一九三九年六月一五日）「事変処理上第三国の活動及權益に対

する措置要領」(前掲、『現代史資料9』、六六〇〜六六一頁)。尚、前掲、永井和「日中戦争と日英対立」五・2では、すでに三八年の夏からこの方針が陸軍中央で考慮されていたことが指摘されている。

(238) この時期の排英運動については、永井和「一九三九年の排英運動」(近代日本研究会『年報・近代日本研究5 昭和期の社会運動』、山川出版社、一九八三年)。

(239) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三九年七月一九日によると、陸軍では板垣陸相だけが何故か一人だけ積極的だとしている。

(240) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三九年八月四日、七〜九日、一一日、一六日、一九日、二〇日、二一日、『東京日日新聞』、一九三九年八月四日、八日付夕刊、八日、九日付夕刊、九日、一九日、二二日、原田熊雄述『西園寺公と政局』第八卷(岩波書店、一九五二年)、五〇〜五一頁、前掲、『木戸幸一日記』下巻、一九三八年八月四日、七日。

(241) 前掲、『大本営陸軍部1』、六〇一〜六〇二頁。

(242) 陸軍省参謀本部主任者決定(一九三九年八月一日)「今秋季ヲ中心トスル事変処理ニ関スル最高指導」(前掲、『大本営陸軍部1』、六〇三〜六〇五頁)。

(243) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三九年八月一六日、二一日、前掲、『西園寺公と政局』第八卷、五〇〜五一頁。

(244) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三九年七月五日、六日、前掲、『西園寺公と政局』第八卷、一四〜一五頁。

(245) 参謀本部(一九三九年八月二四日)「現下国内対策」(前掲、『現代史資料9』、五七二〜五七三頁)。

(246) 同右。

(247) 野村実「防共協定強化交渉と独ソ不可侵条約―いわゆる『複雑怪奇』問題を中心にして―」(近代日本研究会『年報・近代日本研究1 昭和期の軍部』、山川出版社、一九七九年)によると、独ソ不可侵条約の成立を知った陸軍の幕僚たちは呆然自失、対外的な見通しを失い、対欧州政策を白紙にもどすことで海軍と一致したという。

従来の研究において、この陸軍の対外戦略の破綻を明確に指摘している数少ない研究に前掲、永井和「日中戦争と日英対立」がある。この論文は、対英関係に対する陸軍の動向を、北支派遣軍を中心に分析したものである。とりわけ北支派遣軍の分析についてはその精緻な実証的成果を上げており、きわめて貴重な研究である。また陸軍中央の動向についても一章を割き、その英米可分論を前提とする日中戦争対処方針(「極東ミュンヘン構

想」を的確に指摘している。

ただし、旧石原莞爾支持者が唯一残存し、必ずしも陸軍の主流的に位置になかった参謀本部第二課をその政策主体として理解する傾向があり、その点は問題である。本章においてこれまで述べてきたように、陸軍における政治的主導権を握っていたのは陸軍省であり、参謀本部の大勢も政策的に大差はなかった。すでに政治勢力として衰退した石原派を政治史の中心にすえるような描き方には同意できない。

また陸軍の国防政策についても「ソ『支』二正面作戦」という通説的理解にとどまり、陸軍統制派が対ソ戦略を国防政策の中心にすえていく過程についての理解が不十分である。さらに国内政治において陸軍統制派がその対外政策を国策に押し上げていく過程や、近衛ら元老・重臣勢力との関係にも言及がないため、日中戦争期の政治史における陸軍という視点が不足している。陸軍統制派の政策破綻についても、このような内政的視野を入れ、なおかつ統制派が台頭して以来の政治過程を踏まえた上で、より大きな枠組みでとらえるべきである。

もつとも、この論文は日英関係を中心にした外交史、あるいは現地派遣軍の動向を中心に分析されており、右の批判はある意味的外れなものかもしれないが、本章は永井氏の鋭い指摘をより深めたという意味を持つているともいえる。

(248) 前掲、「小川平吉日記」、一九三九年八月二五日によると、平沼首相は小川に対し、「陛下に対し日独軍事同盟締結に関し多少御不賛成にも不拘進行を奏上したる責任上たとへ寛容の仰せあるも臣子の分として骸骨を乞うこと当然なり」と語っている。

(249) 前掲、加藤陽子『模索する一九三〇年代』第一部第四章によると、平沼首相はアメリカと経済的な提携を図るべく諸工作を試みている。そのような平沼にとっては、日米通商航海条約破棄通告も辞任の原因の一つであったと思われる。

(250) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三九年八月二六日。

(251) 同右、一九三九年八月二六日。

(252) 同右、一九三九年八月二七日。

(253) この「池田路線」については、松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』を参照。

(254) 前掲、「畑俊六日誌」、一九三九年八月二七日。

(255) 同右、一九三九年八月二八日。

(256) 同右。

(257) 同右、一九三九年八月二九日。

(258) 前掲、『西園寺公と政局』第七巻、三〇二頁によると、一九三八年二月、中島鉄藏参謀

次長は池田成彬前蔵相に対し、陸軍は今ソ連と戦争する気は毛頭なく、実際には日本軍備ではとてもできないと語っている。また、ソ連軍との衝突事件である一九三八年の九月の張鼓峰事件と一九三九年五月のノモンハン事件において、陸軍中央は一致してかなり慎重な態度をとり、対ソ全面戦争への発展を阻止した。

(259) 前掲、『現代史資料9』、五七八〜五七九頁。

(260) 『昭和社會經濟史料集成 第八巻 海軍省資料(8)』(大東文化大學東洋研究所、一九八四年)、六六一〜六六六頁。

(261) 同右。

(262) 実際、不信任決議をリードした斎藤隆夫は、一九四〇年の二月には政府の日中政争政策を批判したかどで議員除名になっている。

(263) 陸軍統制派の近衛新体制や大政翼賛会への対応に際しての具体的な動向、また東條内閣成立後、つまり政権を担当するようになった後の動向については今後の課題としたい。

終章

最後に、主な論点を整理して本論を終わりたい。

第一に、一九三〇年代の日本の政治とは、陸軍主流の政治路線が次第に定着していく過程であり、そしてそれが一九三九年に破綻した時、すでに陸軍主流の路線に代わりうるだけの力量を持った政治勢力や政治構想はなく、日本は将来への見通しを失った陸軍とともに敗戦への道を進まざるえなくなったことである。

満州事変後に宇垣系に代わって陸軍の主流となった皇道派は、すでに一九三〇年頃から形成されていた海軍艦隊派、平沼系との連携を背景に、陸軍の基本的目標である満州事変を契機としての満蒙問題の徹底的な解決、既存の国際秩序であるワシントン体制からの脱却、国内にあっては政党政治の打破などを達成することに成功した。

しかし陸軍皇道派は、その次にめざすべき国家目標について国内の合意を得ることに失敗し、陸軍内部からの強い批判を受けて没落していかざるを得なかった。代わって陸軍における主導権を握ったのが統制派であった。陸軍統制派は、一九二〇年代の国際秩序が崩壊した後の世界的な混乱状況に対し日本が強力な軍事力と国力をもって対応することを主張し、それを自ら中心となって実現することをめざした。そしてそれは、皇道派の観念的な政策や巧妙であるとはいえない政治介入路線、あるいは過激派将校などの実力行動による強引な方法では難しいと考えられ、統制派はそれを担うべく台頭したのである。

陸軍統制派は台頭以来、対ソ軍備の飛躍的充実、漸進的な華北分離政策、国防国家の漸進的実現の要求という三つの政策を軸にして現実の政治に対応していった。内政については国防国家実現よりも軍備充実を優先させつつ、元老・重臣勢力との対立と妥協を使い分け、最終的には一九三七年六月の第一次近衛内閣の成立によって、その要求を安定して実現していける政治体制を整えることに成功した。

しかし、陸軍統制派が暴走しがちな現地派遣軍の行動を適度に統制しつつ国家政策として確立させていった華北分離路線は、結果として日中戦争を引き起こすことになった。そのため、統制がようやく得た安定した体制はわずか一カ月で終わった。日中戦争の全面化、長期化に対し、陸軍統制派はそれまでの政策の枠組みを修正して対応した。対外路線にあ

つては、新中国政権の確立による華北地域の全面支配をめざすとともに、英米可分論の見地からドイツ・イタリアとの防共枢軸を強化し、イギリス・フランスに圧力を加えて中国における妥協を引き出そうとした。そしてそれによって中国大陸が日本の優勢下に安定し、軍事的経済的な基地とした後で、極東ソ連軍を一気に駆逐しようとする構想するようになっていった。そしてその対ソ戦に備え、すでに日中戦争によって自動的に達成されていた軍事力の強化はもとより、国家総動員体制や国内生産力の拡充をさらに強く推進していったのであった。

しかしその統制派の修正路線も、防共枢軸強化路線と英米可分論の崩壊、そして元老・重臣勢力との協調の破綻により、最終的に一九三九年八月に至り行き詰まる。それは陸軍主流が満州事変以後めざした、もつと厳密に言えば一九三四年初頭以来陸軍統制派がめざした路線の帰結であった。それが大日本帝国の破滅への道を決定づけたといえる。以後、陸軍の戦略はヨーロッパにおけるドイツとイタリアの動向に従属することになり、第二次世界大戦におけるその優勢をみるや、それに引きずられるように「大東亜共栄圏」構想へ接近していったのである。

第二に、一九三〇年代における陸軍統制派の性格が、日本のファシズム体制をドイツやイタリアのそれとは異なったものにし、同時期の日本の政治を特徴づけたことである。

日本においても、陸軍の特定あるいは少数の個人を中心にして諸勢力を横断した政治集団が日本国内の政治的主導権を握り、ドイツのナチス党やイタリアのファシスタ党のような勢力となって日本の政治を動かすようになる可能性はないとはいえなかった。一九二〇年代以来の陸軍主流で政党との連携によって自己の立場を強化した宇垣系、一九三一年末から陸軍中央の主導権を握り、海軍艦隊派、平沼系との提携によって政治的枢軸を形成し、元老・重臣勢力に政権を要求した皇道派、また二・二六事件後に国防国家実現を急進的にめざし独自の政治的動きを示した石原派などは、その可能性を大なり小なり持っていた。

しかし、主要な陸大エリート軍人たちはその道を選ばなかった。むしろそのような派閥がかえって陸軍の政治的軍事的利益を損なうと判断し、「粛軍」イデオロギーによって一貫してこれを否定、排除していったのである。このような性格を持つ陸軍統制派は、一九三〇年代を通じ自ら政権の主体になることは望まず、むしろ首相の権力を強化し、これに対する唯一の政治的窓口としての陸軍大臣が、陸軍の意向の実行を迫るといふ政治介入路線を漸進的に追求していったといえる。

つまり陸軍統制派は、一九三〇年代においては自らが全責任を負うような政治体制を必

ずしも望まず、諸勢力を糾合し政治の安定を実現できる元老・重臣勢力の代表者を、内閣首班者として常に必要としていた。この時期の陸軍が、その飛躍的な政治的台頭にもかかわらず、元老・重臣勢力の動向に影響を受けた理由の一つがここにあった。統制派の「肅軍」イデオロギーは、陸軍の政治的台頭を促進したが、その一方でその限界をつくりだしていた。一九四一年一〇月の東条英機内閣の成立は、陸軍自らが政治の全責任を引き受けたことを意味するが、それは、対米英戦争が不可避となり抜き差しならぬ状況に迫いつめられていた陸軍が、元老・重臣勢力に政権を半ば押しつけられたものでもあったといえるのである。

第三に、本論では一九三〇年代の政治を陸軍主流とともに元老・重臣勢力を重視しつつ論じたが、この時期の政治史は、元老・重臣勢力の政治路線とそれに対応する陸軍主流の動向によって次のように総括できるであろう。

まず第一の画期である三二年の五・一五事件によって、政党内閣の慣行が停止され、元老・重臣勢力が特定の政治勢力に政権を委託する体制から、元老・重臣勢力自らが中心となって政治を運営する体制に移行した。以後、元老・重臣勢力における西園寺路線が展開し、陸軍皇道派・海軍艦隊派・平沼系連合は台頭を阻まれ、それに代わった陸軍統制派の台頭も相対的に抑制されることになる。

そして第二の画期である二・二六事件によって、西園寺路線は破綻し、陸軍統制派路線が本格的に軌道に乗り始めるが、元老・重臣勢力における政治路線が定まっておらず、政治的安定を欠くことになった。その間に陸軍統制派路線が展開していくことになる。

そして第三の画期である第一次近衛内閣の成立によって、元老・重臣勢力は軍部との妥協を大幅に進めた近衛路線に転換したが、それは二・二六事件前から陸軍統制派が追求してきた政治体制の確立をも意味していた。しかしこの近衛路線も、独伊との軍事同盟問題をめぐる陸軍との対立を契機として三八年末頃から機能しなくなっていた。やがて日独伊三国軍事同盟が成立し、対英米戦争が不可避になった時、政治的見通しを失った元老・重臣勢力は、政権を陸軍主流に明け渡す以外に道はなくなったのである。

つまり、一九三〇年代の初頭において、日本は政党内閣を原則とする政治体制から、元老・重臣勢力の意を受けた政治家あるいは自らが内閣を主宰し、軍部との関係を調整しようとする政治体制に移行した。軍部、特に陸軍統制派にとって、その意向を実現していくためにこの体制は特に反対すべきものではなく、元老・重臣勢力の路線が陸軍に協調的であればむしろ歓迎すべきものであった。それ故にこの元老・重臣勢力と陸軍統制派が権

力を分有する体制が長く続いたのである。そして一九三〇年代は、前述の理由によってこの体制が崩壊を始めるまでの時期であったと政治史的に位置づけることができる。